

## ① オーストラリア (Australia)

## 援助政策等

オーストラリアは、前労働党政権時代、政府開発援助を国民総所得（GNI）比0.5%に増額するとの公約を掲げ、世界的に経済が減速し政府の歳入が減少する中においても、政府開発援助費を継続的に増加させてきた。2013年7月～2014年6月期予算においても前年度比10.6%増となる57億豪州ドル（約5,406億円）の予算を計上し、国際的に開発援助予算の減額傾向が見られる中、2007年以降、開発援助予算の約80%増額を実現してきた。

この開発援助予算の急激な増大について、当時の野党であった保守連合は、①開発援助予算を急増させている一方で国防費予算を削減している、②増額された援助の戦略的優先順位付けに満足できない、③オーストラリア国際開発庁（AusAID：Australian Agency for International Development）および他の機関の援助プログラム管理能力に鑑み、急激に増額された援助が効率的かつ効果的に実施されているかは疑問、として批判してきた。

2013年9月の連邦議会選挙でこの保守連合が勝利し、新政権が誕生すると、2013年11月にAusAIDの外務貿易省への吸収を発表。政策面では、開発援助について、外交、通商政策と一体となって効率的・効果的に実施され、国際的な経済成長の実現、ひいてはオーストラリアの国益増進に寄与するべきであるとし、経済開発分野への支援の重点化、国益重視を明確にした。

さらに、2014年1月には、予算年度の途中ながら、2013-14年度の開発援助予算を57億豪州ドルから50億420万豪州ドル（約4,746億円）に削減することを発表。その際、東アジア地域・太平洋地域は重点地域であり続けるとされた一方で、経済成長に重点を置き、民間セクターとの協働や、パフォーマンスの高い国際援助機関との協力を重視する新たな方向性と、援助を実施する上で厳格なベンチマークを課すという方針が改めて示された。

上記を踏まえ、2014年6月に、ビショップ外相は、以下の内容の「新援助モデル（The new aid paradigm）」と銘打った新方針を発表した。

1. 公的な開発援助だけに頼らず、民間セクターを活用し経済成長を実現することで、貧困削減目標の達成

を目指す。

2. 効果的・効率的な援助の実施のために以下の新たなベンチマークを導入。ベンチマークに照らして効率が悪いと判断されるプログラムは予算を削減し、より効率的なプログラムに集中する。

- (1) オーストラリアの国益の増進と影響力の強化
- (2) 成長と貧困削減に向けた効果
- (3) オーストラリアが援助を行うことによる付加価値やレバレッジ
- (4) 成果の計測可能性

3. 説明責任の原則を徹底。オーストラリアと被援助国が相互に責務を負うことを目的として、国別計画を策定する。重点分野は以下のとおり。

- (1) インフラと貿易
- (2) 農業、漁業、および水資源管理
- (3) 被援助国における効果的なガバナンス
- (4) 教育と保健
- (5) (緊急) 人道支援
- (6) 女性の能力向上

4. 今後2年間は50億豪州ドルの援助予算を維持し、その後は引き続きOECD諸国の中でトップ10に入る規模となるよう消費者物価指数に応じて増額を検討する。重点地域はインド洋・太平洋地域。

## 実施体制

## 1. 外務貿易省

開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置されたAusAIDは、2013年11月をもって外務貿易省に吸収された。その後、外務貿易省内での開発援助担当部局の扱いについての検討を経て、2014年7月に外務貿易省内の新体制が確立された。

新体制の下では、二国間援助は、援助供与国との二国間外交を担当する部局が外交政策の一環として担当することとなる。一方で、その他の多国間協力、総合的な開

発協力政策、人道支援および調達・官房業務の担当部局については、旧AusAIDの機構が外務貿易省内で維持されることになった。なお吸収される前のAusAIDは、40の海外拠点に駐在員を派遣し、職員数はオーストラリア国内1,301名、在外823名（うちオーストラリア政府職員227名、現地スタッフ596名）の合計2,124名（2012年6月時点。2011-12年年次報告）であった

## 2. その他実施機関

オーストラリアは、外務貿易省以外にも移民・市民権省や連邦警察、オーストラリア国際農業研究センターなど多数の政府機関が独自に援助プログラムを実施しているが、国際協力の実施に当たって政府が全体となって取り組む方針（政府全体アプローチ）を掲げている。

また、政府はNGO・市民社会や民間企業との連携も進

めており、オーストラリアNGO協力プログラム（ANCP）などを通じて多くの開発協力NGOを支援している。

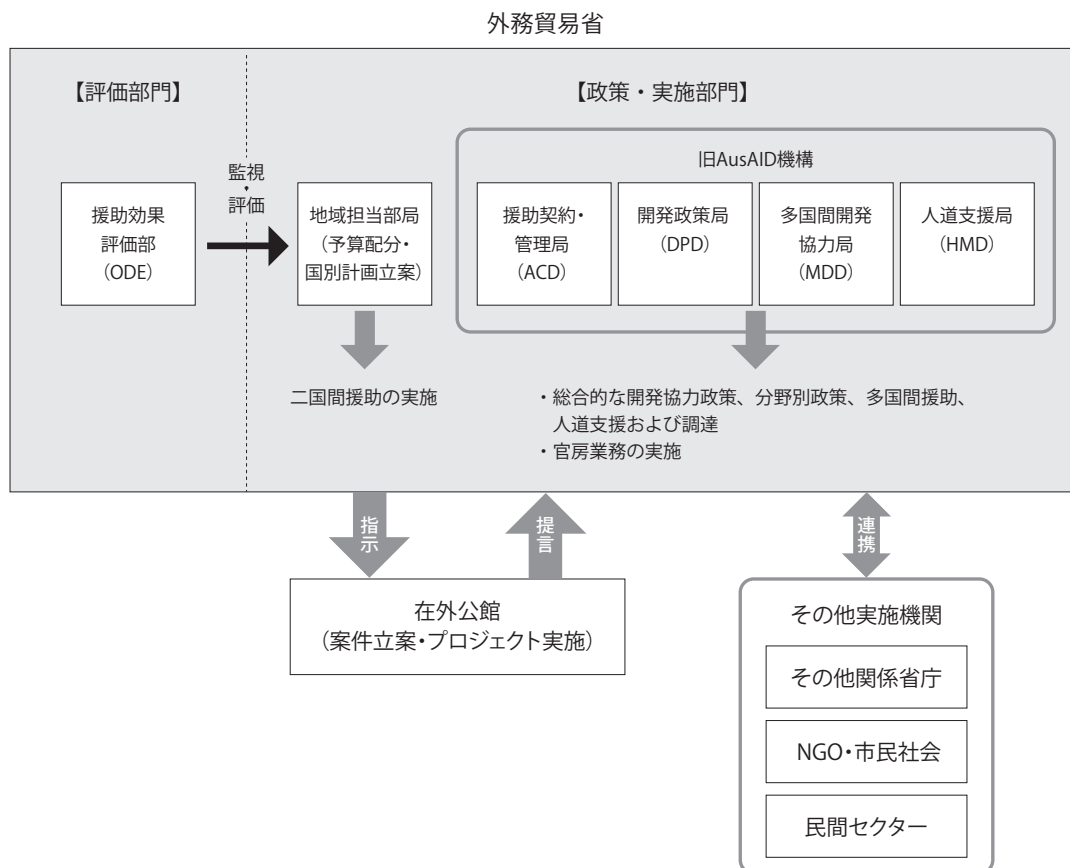
### ● ウェブサイト

- ・外務貿易省（開発援助部分）：  
<http://aid.dfat.gov.au/Pages/home.aspx>

### ● 参考資料

- ・「Australian Agency for International Development Annual Report」（年次報告書：毎年10月に連邦議会に提出）
- ・「BUDGET Australia's International Development Assistance Program」（予算書：毎年5月に発表〈オーストラリアの予算年度は7月－6月〉）を毎年発行。

## 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

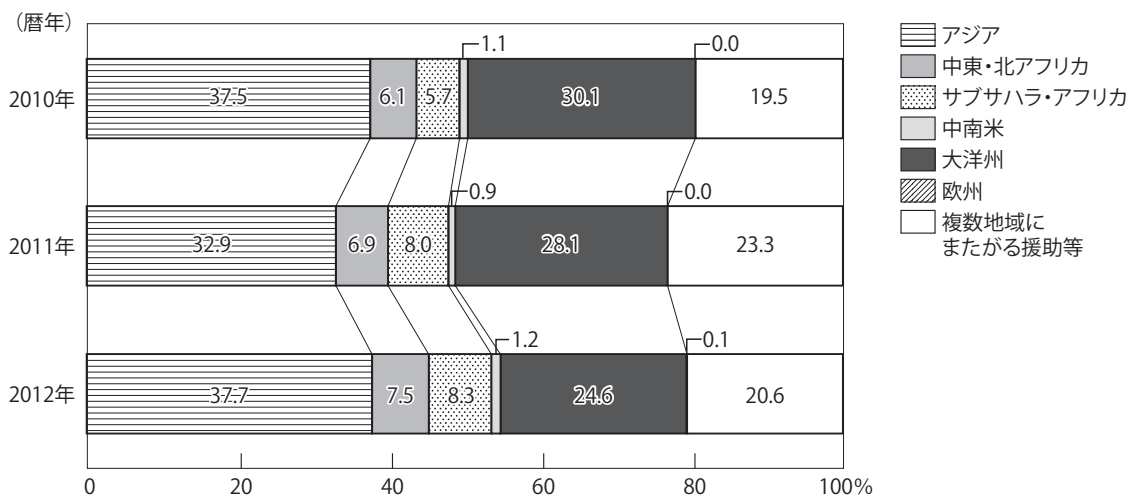
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	パプアニューギニア	386.94	11.9	1	パプアニューギニア	510.90	11.9	1	インドネシア	606.40	13.3
2	インドネシア	356.20	11.0	2	インドネシア	447.46	10.4	2	パプアニューギニア	498.57	11.0
3	ソロモン	254.00	7.8	3	ソロモン	252.02	5.8	3	アフガニスタン	226.68	5.0
4	東ティモール	124.01	3.8	4	アフガニスタン	159.39	3.7	4	ソロモン	225.67	5.0
5	ベトナム	119.83	3.7	5	ベトナム	137.26	3.2	5	フィリピン	173.61	3.8
6	パキスタン	113.49	3.5	6	フィリピン	114.38	2.7	6	ベトナム	144.50	3.2
7	フィリピン	106.17	3.3	7	東ティモール	103.87	2.4	7	バングラデシュ	120.85	2.7
8	アフガニスタン	99.18	3.1	8	バングラデシュ	79.58	1.8	8	東ティモール	107.48	2.4
9	スリランカ	61.22	1.9	9	パキスタン	74.49	1.7	9	カンボジア	100.93	2.2
10	バヌアツ	55.96	1.7	10	カンボジア	71.55	1.7	10	パキスタン	87.97	1.9
10位の合計		1,677.00	51.7	10位の合計		1,950.90	45.3	10位の合計		2,292.66	50.4
二国間ODA合計		3,246.02	100.0	二国間ODA合計		4,309.27	100.0	二国間ODA合計		4,550.44	100.0

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

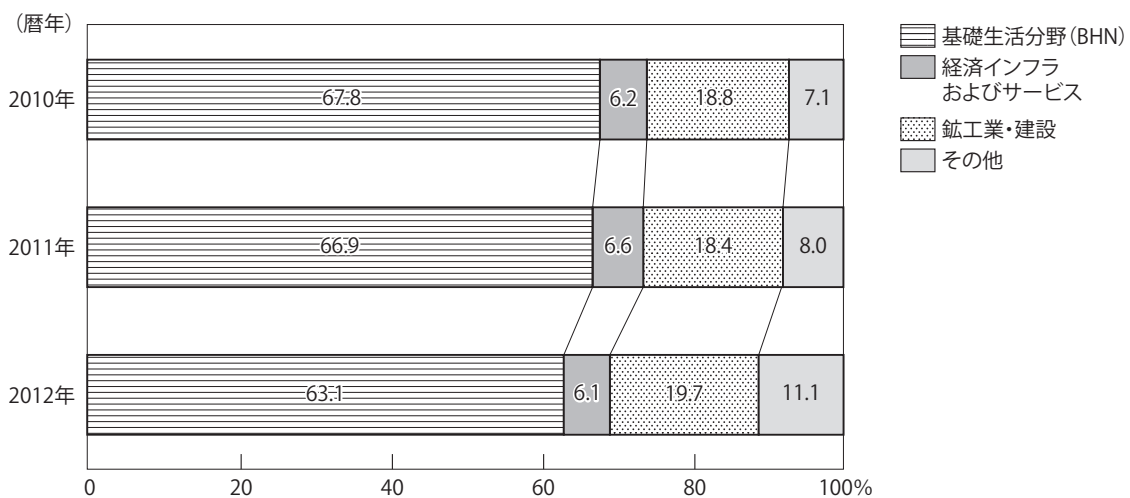
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## ② オーストリア (Austria)

### 援助政策等

#### 1. 枠組み

オーストリアODAの根拠法である連邦開発協法力法(2002年に採択、2003年に一部改正)は、オーストリアODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、③環境維持および資源保護、と定めている。

外務省は「3か年開発援助プログラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的枠組みを規定している。同政策は毎年閣議決定により改訂され、政府全体の指針となるが、特に外務省の監督下にあるオーストリア開発庁(ADA: Austrian Development Agency)の開発協力実施計画としての役割を果たす。現在は2013-2015年版が実行されており、以下の方針を掲げている。

- ・グッド・ガバナンス実現による最も困窮している人々への支援
- ・持続可能な経済成長
- ・民間セクターや市民社会の協力による能力開発
- ・環境保全に配慮した開発
- ・人道支援
- ・説明責任強化、政策一貫性、有効性と透明性の向上

#### 2. 近年の問題意識と方向性

2011年に大きく落ち込んだオーストリアのODAは、次項3.実績で触れるように、2012年には増えているが、これはスーダンへの債務救済が大きく影響しているため、実質的にはあまり回復していない。政府はODAのGNI比0.7%達成への約束を再確認しているが、2015年までの期限を守ることはできないことを認めている。

現行の「3か年開発援助プログラム」では、途上国開発におけるオーストリアの民間セクターの役割の重要性が高まっていると書かれており、貧困削減に企業などが中心的役割を果たすことを政府が期待していることがうかがわれる。

#### 3. 実績(2012年のもの)

##### (1) 規模

2012年のODA実績は総額8億6,100万ユーロで、前年比7.8%の増加。対GNI比は0.28%にとどまっている。2012年のODA総額の51.5%が国際機関(EUや国連機関等)への拠出で、48.5%が二国間援助となっている。2013年のODA総額は暫定値で8億8,200万ユーロ。ただ

し、2014/2015年予算案によると、外務省のODA予算が2014年に据え置かれた後、2015年に前年比20%減の6,540万ユーロへと削減される予定で、これが実行されると、ODA総額は対GNI比で現行の0.28%を割り込み、国際目標である0.7%からさらに乖離することになる。

##### (2) 主たる地域・分野

2012年のオーストリアによるODAのうち、二国間援助による被援助国の上位は、コートジボワール(7,700万ユーロ)、トルコ(3,100万ユーロ)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2,200万ユーロ)、中国(1,300万ユーロ)と続く。なお、前述の「3か年開発援助プログラム」では、二国間援助の優先地域を、サブサハラ・アフリカ、南東および東ヨーロッパ(ドナウ圏、黒海沿岸地域)、アジア(ヒマラヤ・ヒンドークシュ)、カリブ海・中米、パレスチナ地域としている。その中での優先国は、ブルキナファソ、エチオピア、ウガンダ、モザンビーク、モルドバ、コソボ、グルジア、アルメニア、ブータンとなっている。2013年12月クルツ新外相が就任し、西バルカン(ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、コソボ等)重視の外交を打ち出し、支援額の倍増(400万ユーロ)を発表した。

分野別では債務救済、教育・医療衛生・人口、その他インフラ整備が上位を占めている。

### 実施体制

オーストリアではODAの執行主体・予算が一元化されておらず、連邦政府レベルでは各省が自律的に実施しており、支出額では財務省を筆頭として、外務省(とその監督下にあるADA)やその他の省が続く。また9つの州と市町村も独自にODAを実施している。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力開発機構開発援助委員会(DAC)に報告している。

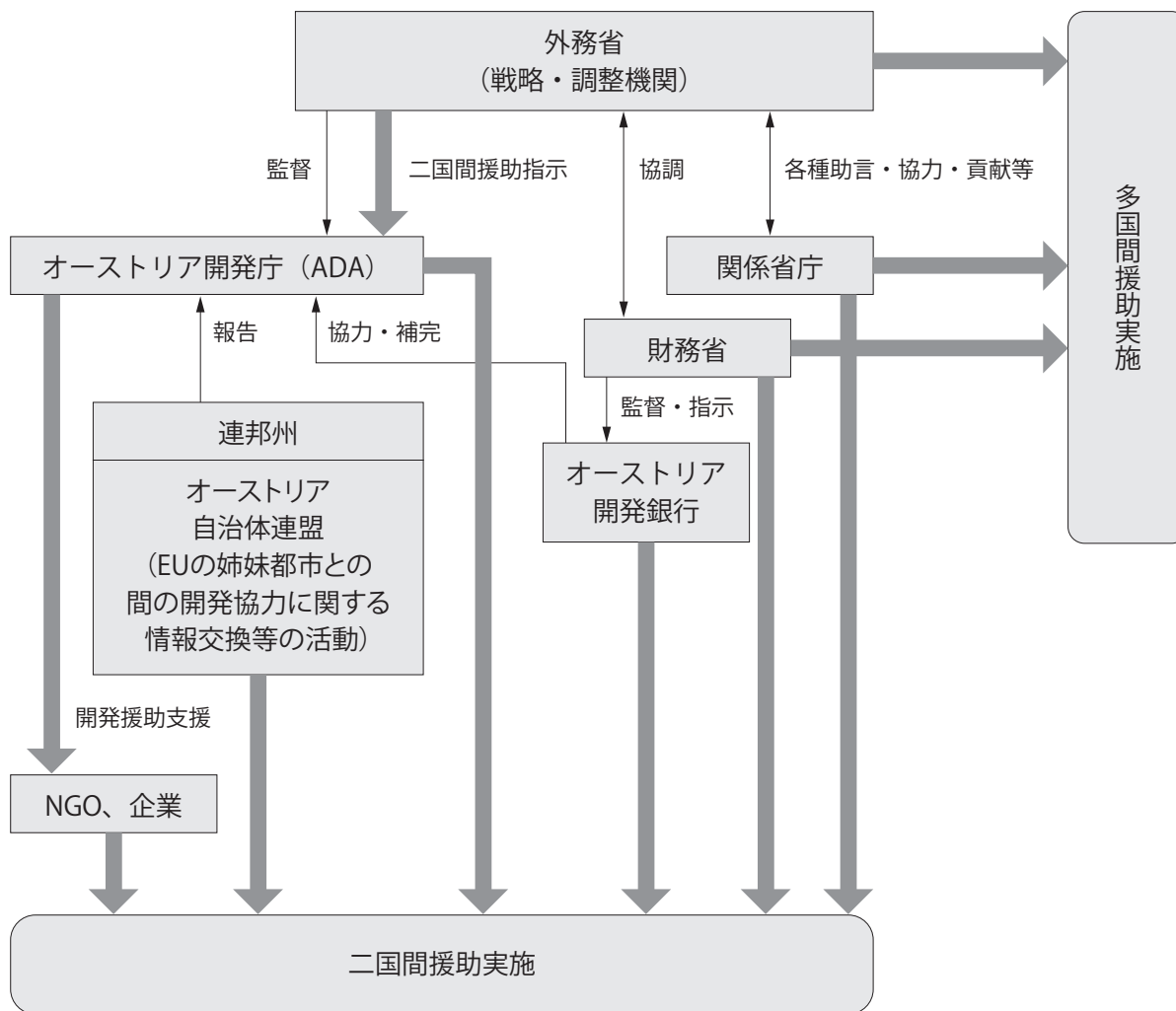
外務省が所管するODAは、ADAが民間セクター、具体的にはNGOや企業等と協力して実施することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し(100%オーストリア連邦政府資本)、海外11か所に在外事務所を置く。職員は内外合わせて約140名の体制である。ADAと民間セクターとの協スキームとして、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプロジェクトを実施する場合や、オーストリア企業が現地に子会社ないし合弁会社を設立

する場合、あるいは自らの事業に重要な原料や商品確保する必要のある場合に資金供与が行われている。特に後者においては、企業意識と開発協力の知見を総合することが期待されている。ADAによる2012年のODA実績は6,623万ユーロである。

● ウェブサイト

- ・ 外務省： <http://www.bmeia.gv.at/en/>
- ・ Austrian Development Cooperation： <http://www.entwicklung.at/en/>

援助実施体制図



※ODA実施機関

- ・ 外務省
- ・ オーストリア開発庁
- ・ 関係省庁 (財務省、内務省、農林省、国防省、文部省、経済省、家族省)
- ・ 連邦州
- ・ 自治体連盟 (市町村)
- ・ NGO、企業

(1) 政府開発援助上位10か国

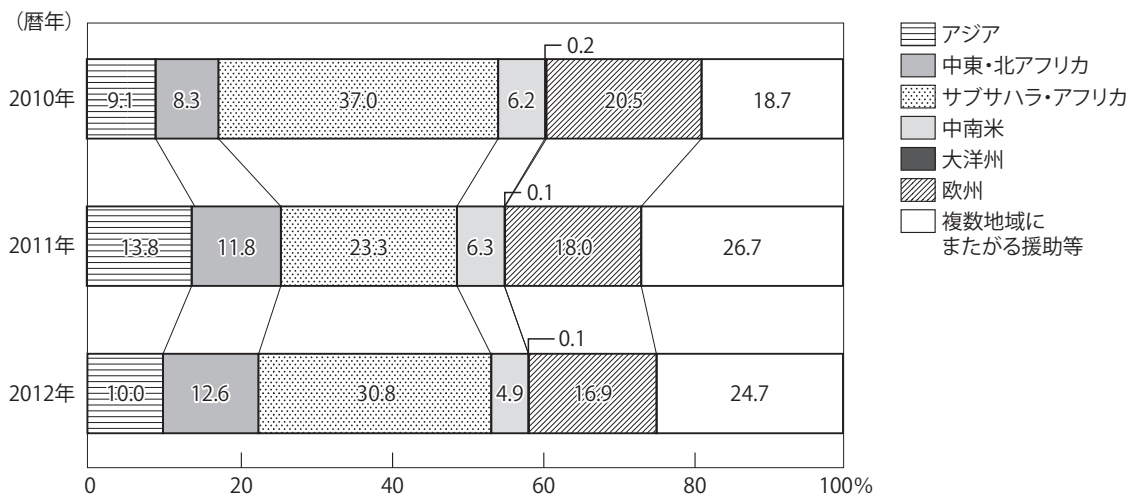
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	129.64	21.2	1	トルコ	31.64	6.5	1	コートジボワール	98.92	18.5
2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	31.38	5.1	2	トーゴ	31.50	6.4	2	トルコ	39.62	7.4
3	トルコ	27.90	4.6	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	27.01	5.5	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	27.78	5.2
4	中国	17.18	2.8	4	中国	20.91	4.3	4	中国	16.14	3.0
5	コンゴ	16.74	2.7	5	ウクライナ	14.20	2.9	5	セルビア	11.31	2.1
6	セルビア	13.19	2.2	6	ウガンダ	13.07	2.7	6	コンゴ	11.28	2.1
7	ウガンダ	13.07	2.1	7	コンゴ	12.74	2.6	7	ウクライナ	10.20	1.9
8	パキスタン	9.78	1.6	8	エチオピア	11.87	2.4	8	アルバニア	8.90	1.7
9	エチオピア	9.71	1.6	9	セルビア	10.37	2.1	9	モザンビーク	8.74	1.6
10	ハイチ	8.93	1.5	10	モザンビーク	9.82	2.0	10	イラン	8.59	1.6
10位の合計		277.52	45.3	10位の合計		183.13	37.4	10位の合計		241.48	45.1
二国間ODA合計		612.43	100.0	二国間ODA合計		490.08	100.0	二国間ODA合計		535.60	100.0

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

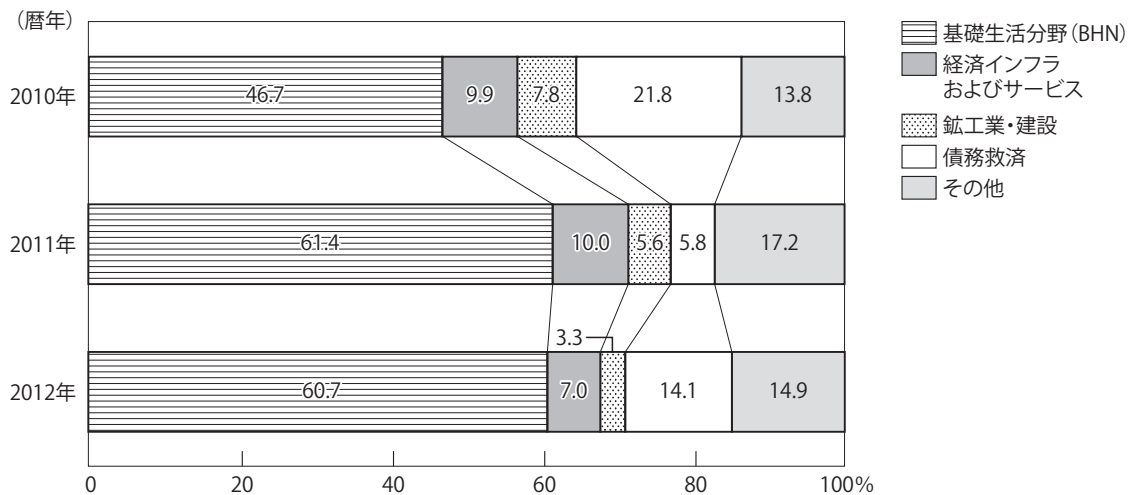
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

### ③ ベルギー (Belgium)

#### 援助政策等

##### 1. 総論

(1) 連邦制を採っているベルギーでは、外務省等連邦政府機関のほか、フランドル政府（フランドル対外庁）、ワロン地域政府・仏語共同体政府（ワロン・ブリュッセル・インターナショナル）も各々の政策に基づき政府開発援助を実施している。ただし、ベルギーのODA総額のうち通常9割以上を連邦政府が占めていることから、以下ではベルギーにおける援助政策の中心を担う連邦政府について述べる。

ベルギーのODA総額は、近年の欧州における経済危機の影響による予算削減を受け、2010年の約30億3,000万ドルをピークに減少を続けており、2013年は約22億8,000万米ドル（暫定値）と前年比約1.3%の減少となることが見込まれている。

なお、ベルギーは2002年の法律で、2010年までにODA総額の対GNI比0.7%を達成することを目標と定めていたが、2010年度は対GNI比0.64%、2011年度は0.54%、2012年度は0.47%、2013年度は0.45%であり、目標を達成できていない<sup>(注1)</sup>。近年では、EUが設定する0.51%の目標をも下回っている。

(2) ベルギー外務省は、外交政策目標として、①平和と安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現のための国際社会における積極的な貢献を掲げており、政府開発援助については、これら目標達成のための非常に重要なツールとして位置付けている。

ベルギーは1999年に、連邦政府の援助政策の基本法となるベルギー国際協力に関する法律を制定し、援助の目的や基本方針等を規定した。また、2013年3月には新開発協力が発効した。同法は、開発のための政策一貫性のメカニズム創出のための法的根拠や、開発途上国のためのベルギー投資公社（BIO）（後述）の権限および役割の改定、ベルギー技術協力公社（BTC）（後述）との新たなマネジメント契約の遂行のほか、NGO、大学、市町村、労働組合、および開発協力における他の非政府アクターへの補助金のルール改定等を定めている。

##### 2. 重点施策

ベルギーは援助対象国を、世界の最貧国、または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り、18か国・地域（うち13か国がアフリカ）を対象とし、戦略的に援助活動を実施している。2013年度は、ベルギー外務省開発総局（DGD）が持つ援助予算全体の約33.5%がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域（コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ）に対する援助の占める割合が高い。コンゴ民主共和国に対する援助が最大であり、2012年の援助実施額全体の約13.8%を占めている。

ベルギーは長年、開発協力において人権を重視しており、前述の新開発協力法では分野横断的な重要課題の一つとして規定している。また、ベルギー開発協力のすべての戦略および活動において、ジェンダーおよび環境保護に係る視点が重視されている。

2013年、ベルギーは①開発政策における人権の促進と擁護、②貧困国および脆弱国における万人のための社会保護、③パートナー国の社会統合、④包括的、公平、持続可能な成長、⑤農業と食料安全保障の5つの優先的課題に重点的に取り組んだ。

2013年には開発協力のための二つの新戦略文書も策定された。一つは開発途上国における教育にかかわる戦略文書であり、教育戦略の優先事項として、①基礎教育、技術・職業訓練への集中、②後発開発途上国（LDC）への集中、③アクセス、平等、教育の質および学習の妥当性の間でのバランスの達成を設定している。もう一つは中所得国におけるベルギーの開発協力にかかわる戦略文書であり、協力の優先分野として、①社会福祉および課税を通じた福祉の再分配、②恵まれず、脆弱で、かつ社会的排除を受けた市民の政治・社会的解放、③より包括的でより持続可能な成長、④気候と環境を設定している。今後、中所得国への協力スキームに関しては、徐々に資金援助とサービスの提供をやめ、代わりに知識と技術の移転に集中していく方針である。

注1：2013年の対GNI比が0.2ポイント減少したのは、上記の予算削減および途上国への債務救済措置の実施可能額が初定よりも減ったことが主な理由である。

## 実施体制

### 1. 総論

ベルギー外務省開発総局 (DGD) が援助政策の企画立案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力大臣が、DGDの補佐を受け、援助政策の基本的枠組みを決定している<sup>(注2)</sup>。2012年以降、DGDの組織改編が行われ、開発総局長および同総局長補佐の下、開発のための政策一貫性の促進および開発協力大臣に対する政策提言を目的とする戦略委員会が設置されるとともに、同委員会の下に地域局、課題局、市民社会局 (後述)、組織運営局が設置されて4局体制となった<sup>(注3)</sup>。

ODAを担当しているDGDスタッフは、在外公館勤務職員を含め211名 (2014年6月現在)。援助対象国の在外公館に配置されている国際協力担当アタッシェは、政府間援助プロジェクト、多国間協力プロジェクト等の責任者として、関係者間の調整等の業務を行っている。

### 2. 実施機関

ベルギーのODA実施は1998年の法律により設立されたベルギー技術協力公社 (BTC) に委ねられている<sup>(注4)</sup>。BTCはベルギー連邦政府との事業管理契約に基づき事業実施を行い、ベルギー連邦政府はBTCの運営を管理する立場にある<sup>(注5)</sup>。ベルギー連邦政府による政府間援助プロジェクトは、BTCが実施する全プロジェクトの9割を占め、欧州委員会や世界銀行等と共同で実施する経済協力プロジェクトが残りの1割を占めている。なお、BTCは18か国で200以上のプロジェクトを実施しており、主な援助スキームは、技術協力、プログラム支援、援助対象国政府に対する資金協力等である。BTCスタッフは、海外勤務者を含め1,631名 (2013年12月時点) である。

### 3. NGOとの関係

2009年、ベルギー連邦政府とNGOの間で、連邦政府およびNGOが実施する援助活動をより効果的に実施するた

めの合意が結ばれた。合意の内容は、DGDは、NGO関連の支出 (プロジェクトを通じた支出、補助金等) を、2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも年2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けること等となっている。また、NGOの質と専門性を高めること等を目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。

2012年には、DGDの組織改編に伴い、独立した一つの局として市民社会局が設置され、NGOとの連携を強化するための体制が整った。上述のとおり、2013年3月に発効した新開発協力法においては、NGOを含む様々な非政府アクターとの新たなパートナーシップのあり方が示されている。具体的には、助成金のモダリティ改定による活動の質の向上、相補性と相乗効果向上のためのローカル・アクターとの連携、資金の透明性の向上、リスク管理改善および業務手続きの簡素化等が挙げられる。2014年以降、NGOの認証手続きの開始、各支援対象国における各NGOの支援事業の分析実施および助成事業の分析の義務化、複数年事業のための助成金予算増大、ベルギー連邦政府が現在実施中の事業に係る協議の拡大などが予定されている。

#### ● ウェブサイト

- ・ベルギー外務省開発総局：  
[http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development\\_cooperation](http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_cooperation)  
\* 白書・年次報告書は上記アドレスの“publications”の項目から閲覧可能。
- ・ベルギー技術協力公社：  
<http://www.btcctb.org>  
\* 年次報告書は上記アドレスの“Publications”の項目から閲覧可能。
- ・開発途上国のためのベルギー投資公社：  
<http://www.bio-invest.be/en/index.php>

注2: DGDはこれまで常に外務省に置かれてきたが、基本的に外務省とは別の主体として運営されている。他方、省内でDGDと関係各局間の調整を促進するための調整委員会において、外交における開発協力の位置付けに関する議論が行われており、伝統的外交を行う外務省と開発協力を行うDGDとの連携がより一層強化されつつある。

注3: 同組織改編により、各局および委員会の機能・役割の明確化と体制整備の面において一定の効果が既に見られるとしている。

注4: ODAの枠外での開発協力の実施機関として、2001年の法律により設立された開発途上国のためのベルギー投資公社 (BIO) が挙げられる。BIOはDGDからの資金拠出を通じ、途上国および新興国の社会経済発展に向けた民間セクターへの投資を行っており、支援対象はパートナー国政府機関ではなく主に民間の中小企業である。BIOはベルギー連邦政府との間で5年ごとに締結される事業管理契約に基づき事業実施を行い、ベルギー連邦政府はBIOの運営を管理する立場にある。BIOの職員は40名、100か国以上で132事業を実施しており、事業の約7割がベルギーの開発協力のパートナー国向けである (2013年末時点)。2012年予算 (実績値) は約592万ユーロ。

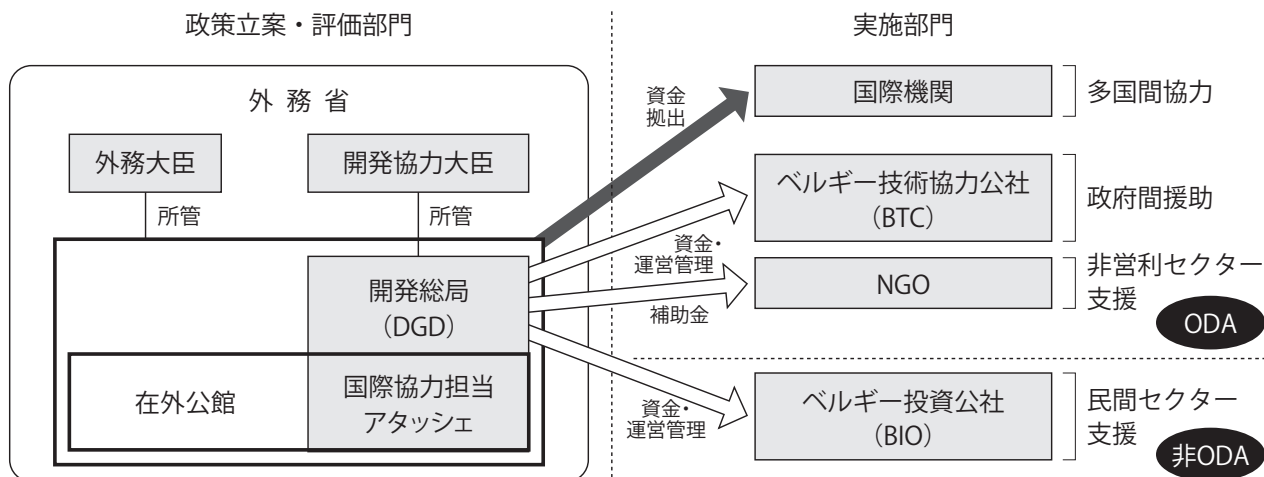
注5: 開発協力大臣の出席の下で総会が開催されるほか、開発総局長が理事に名を連ねている。



・フランドル対外庁：  
<http://iv.vlaanderen.be/nlapps/default.asp>

・ワロン・ブリュッセル・インターナショナル：  
<http://www.wbi.be>

### 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

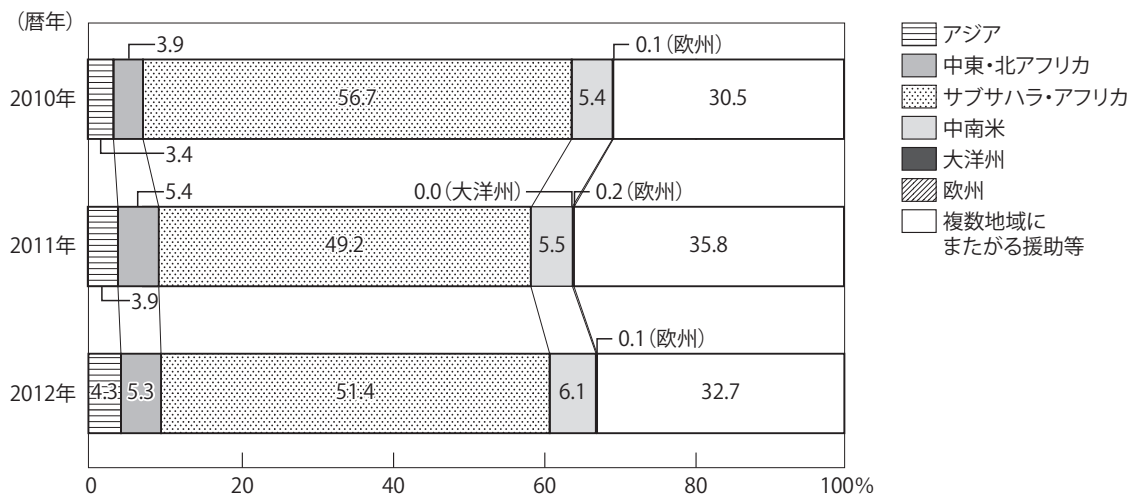
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	648.80	31.6	1	コンゴ民主共和国	173.19	10.0	1	コートジボワール	273.47	19.1
2	ルワンダ	70.32	3.4	2	トーゴ	88.01	5.1	2	コンゴ民主共和国	131.13	9.2
3	ブルンジ	56.88	2.8	3	ルワンダ	76.52	4.4	3	ブルンジ	56.19	3.9
4	コンゴ共和国	56.76	2.8	4	ブルンジ	63.85	3.7	4	ルワンダ	53.50	3.7
5	ニジェール	34.81	1.7	5	リベリア	47.41	2.7	5	[パレスチナ自治区]	33.45	2.3
6	モザンビーク	33.97	1.7	6	モザンビーク	33.47	1.9	6	ベナン	25.59	1.8
7	ガーナ	30.07	1.5	7	[パレスチナ自治区]	30.01	1.7	7	ベトナム	25.36	1.8
8	ベナン	28.97	1.4	8	モロッコ	28.79	1.7	8	タンザニア	22.79	1.6
9	ウガンダ	28.30	1.4	9	ベナン	28.39	1.6	9	ウガンダ	21.56	1.5
10	ハイチ	25.18	1.2	10	タンザニア	25.68	1.5	10	南アフリカ	17.75	1.2
10位の合計		1,014.06	49.4	10位の合計		595.32	34.2	10位の合計		660.79	46.1
二国間ODA合計		2,051.41	100.0	二国間ODA合計		1,739.19	100.0	二国間ODA合計		1,432.72	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

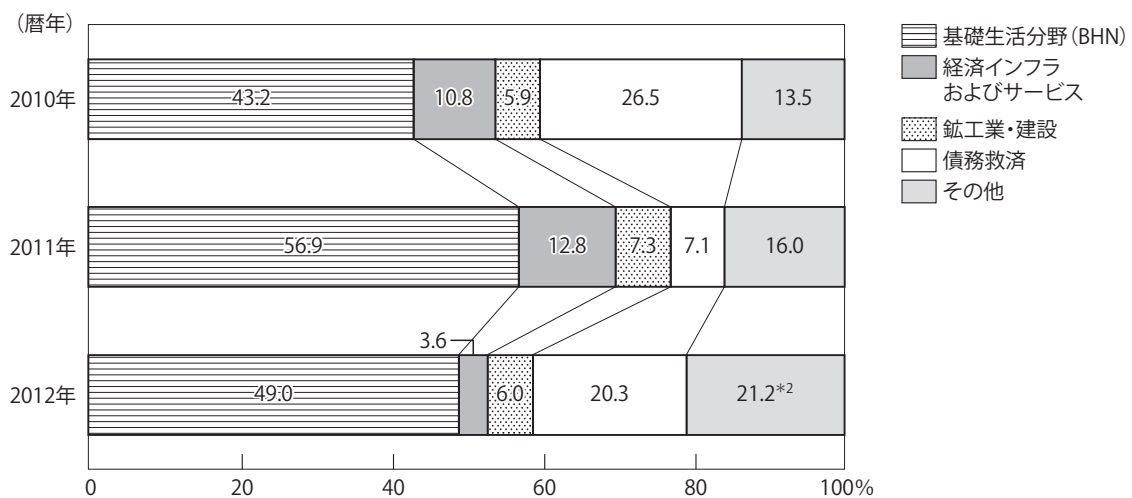
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
\*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

## 4 カナダ (Canada)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

##### (1) 基本法

カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act)は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。同法に基づき、国際開発大臣は、毎年、議会の両院に対し、報告書の提出を義務付けられている。

##### (2) 開発援助の基本方針

カナダ政府は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを援助の基本方針としている。2009年、政府は援助効果の向上の取組の一環として、援助対象国の集中、効率性とアカウンタビリティの向上を対外援助の方針として打ち出している。

##### (3) 重点対象国

2014年6月27日、外務貿易開発省はグローバルな貧困撲滅に向けたカナダのコミットメントを強化するため、二国間援助の90%を重点対象国25か国・地域<sup>(注1)</sup>に集中させるとの発表を行った。重点対象国を決定する条件は、被援助国におけるニーズ、カナダ政府の援助が効果的に活用されること、カナダの外交政策との整合性、とされている。

##### (4) 重点分野

援助の重点分野は、「食料安全保障の強化」、「子どもおよび若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」、「民主主義と人権の増進」および「安全と安定の促進」の5分野であり、さらに分野横断的なテーマとして、「環境面での持続可能性の向上」、「ジェンダー平等の増進」および「ガバナンスの強化支援」の視点がカナダの開発援助政策および事業に組み込まれることとしている。

##### (5) 近年における特徴・傾向

2011年11月の釜山ハイレベルフォーラム (HLF4) の際に、「国際援助透明性イニシアティブ」(IATI) への参加を表明し、援助効果向上へのカナダのコミットメントを再確認した。

2013年援助透明性に関する指標 (2013 Aid Transparency Index) (www.aidtransparency.net) において、対象となった67か国のドナー国の中でカナダは第8位となった。

#### 2. 予算

2013年のカナダ国際開発庁 (CIDA) の外務貿易開発省への統合後、初めてとなった2014年度連邦政府予算方針の中で、国際援助予算の内訳は公表されていない。2014年度予算方針において、カナダ政府は開発および人道支援を引き続きカナダの予算枠組みおよび外交政策の中心に据えていくとしており、前年と同額程度と思われる。また、カナダ政府は、世界エイズ・結核・マラリア対策基金、妊産婦、乳幼児および子供の健康の向上に関するムスコカ・イニシアティブ等のグローバルな取組に引き続きコミットするとしている。さらに、国際援助への支出におけるガバナンス、一貫性および効率性の改善に努める方針を示した。

#### 3. 援助実績

(1) カナダの2013年度の政府開発援助は、約49.1億米ドル (出典: DAC、ネット暫定値) で、世界第9位の援助国。ODAの対GNI比は0.27% (出典: DAC) で、世界第15位。ODA支出をGNI比で0.7%とするとの国際公約については達成期限を設定していない。

(2) 2012-2013年のカナダの援助総額のうち、二国間援助の割合は72% (約35.4億ドル)、多国間機関を通じた援助の割合は28% (13.7億ドル) となっている (出典: DAC)。2012-2013年のカナダの最大の二国間援助の対象国はタンザニア、第2位はエチオピア、第3位はコンゴ民主共和国。また、カナダの最大の二国間人道支援の対象国は南スーダン、第2位はソマリア、第3位はシ

注1: 重点対象25か国・地域

アジア (アフガニスタン、ミャンマー、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、モンゴル)  
アフリカ (ブルキナファソ、ベニン、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、南スーダン、タンザニア)  
中南米 (ハイチ、ホンジュラス、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー)  
欧州 (ウクライナ)  
中東 (ヨルダン、パレスチナ自治区のガザ地区とヨルダン川西岸地区)

リア<sup>(注2)</sup>となっている。

- (3) 地域別実績は、アフリカ (45%)、米州 (13%)、アジア (20%)、中東 (3%)、東欧 (2%)<sup>(注2)</sup>。

### 実施体制

1. カナダの開発援助は、カナダ外務貿易開発省 (Foreign Affairs, Trade and Development Canada) が主導している。従来、カナダの開発援助の大半は、カナダ国際開発庁 (CIDA) が管轄していたが、2013年6月末、CIDAはカナダ外務国際貿易省に統合され、新たに創設されたカナダ外務貿易開発省が統括する体制となった。2013年度の政府開発援助執行総額にCIDA (当時) が占めた割合は約63%<sup>(注2)</sup>。ただし、事業実施の主体はNGO、大学等を含むカナダの市民社会組織、多国間機関、途上国政府および民間セクターとなっている。2013年度におけるその他の主要連邦政府機関による開発援助としては、債務救済および世銀グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省 (同11%)、平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省 (同8%)、および主に途上国における調査研究活動の支援を目的とする

カナダ国際開発研究センター (同5%) などがある。

2. CIDAが外務貿易開発省に統合された後も、カナダ政府の開発援助の方針および援助の重点分野に変更はない。援助の優先課題政策の立案や支援に関する決定は外務貿易開発省が主導し、国際的に重要な事案 (大規模自然災害、脆弱国復興支援等) は、首相府および枢密院との調整の下、関係省庁が連携して行っている。
3. 外務貿易開発省の職員は2013年年末現在、7,548名 (うち、在外職員は1,180名)。2013年にCIDAと外務国際貿易省が統合された後、旧CIDAの全職員が外務貿易開発省職員となった。

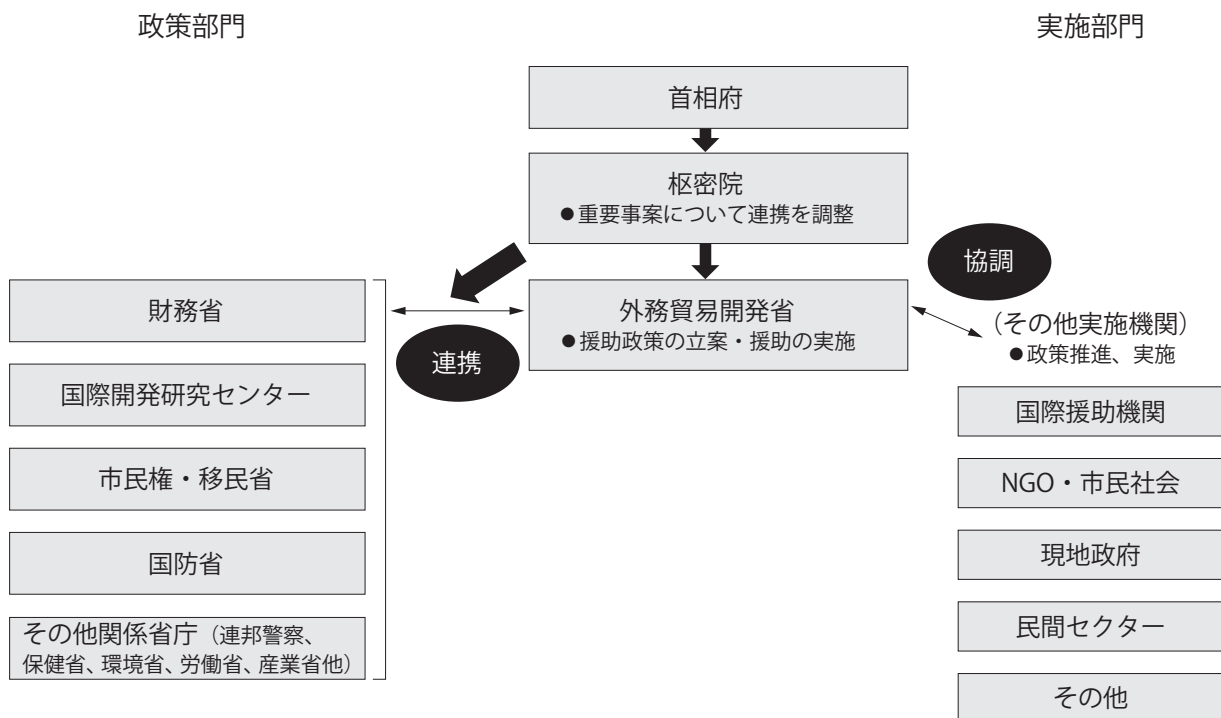
### ● ウェブサイト

- ・統計報告書

(Statistical Report on International Assistance 2012-2013) :

<http://www.international.gc.ca/development-developpement/dev-results-resultats/reports-rapports/index.aspx?lang=eng>

### 援助実施体制図



注2: 統計報告書 (Statistical Report on International Assistance 2012-2013)

(1) 政府開発援助上位10か国

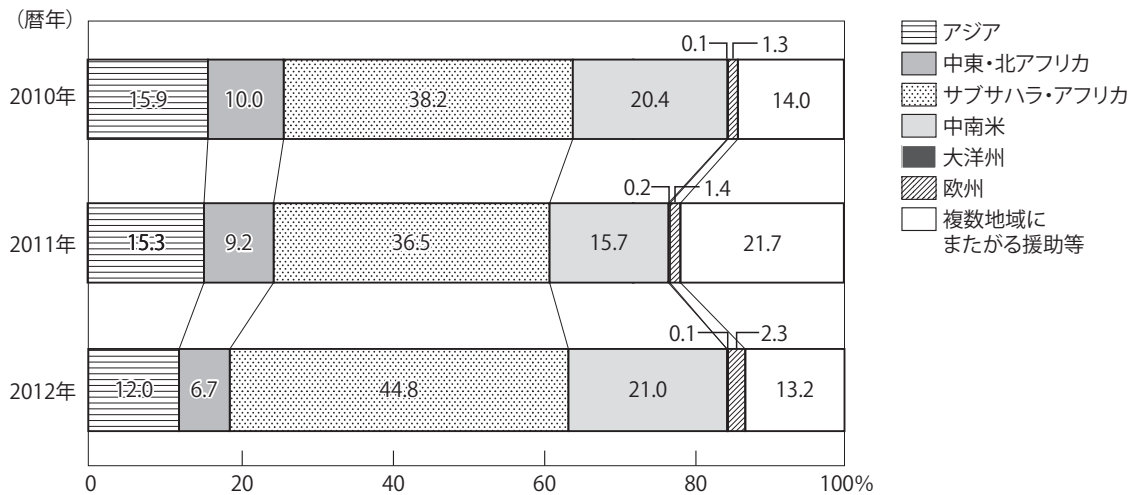
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ハイチ	458.87	11.7	1	ハイチ	242.04	5.9	1	ハイチ	167.20	4.1
2	アフガニスタン	267.12	6.8	2	アフガニスタン	225.15	5.5	2	コートジボワール	139.24	3.4
3	エチオピア	140.38	3.6	3	モザンビーク	129.81	3.2	3	モザンビーク	123.43	3.0
4	ガーナ	114.20	2.9	4	エチオピア	118.64	2.9	4	エチオピア	123.37	3.0
5	タンザニア	111.55	2.8	5	マリ	116.17	2.8	5	タンザニア	112.80	2.8
6	スーダン	108.27	2.8	6	タンザニア	94.68	2.3	6	アフガニスタン	101.40	2.5
7	パキスタン	101.85	2.6	7	パキスタン	87.49	2.1	7	コンゴ民主共和国	100.99	2.5
8	マリ	96.04	2.4	8	[パレスチナ自治区]	77.71	1.9	8	ガーナ	100.87	2.5
9	バングラデシュ	86.11	2.2	9	ガーナ	70.72	1.7	9	マリ	93.85	2.3
10	モザンビーク	82.00	2.1	10	セネガル	61.83	1.5	10	ウクライナ	65.59	1.6
10位の合計		1,566.39	39.9	10位の合計		1,224.24	29.8	10位の合計		1,128.74	27.9
二国間ODA合計		3,926.40	100.0	二国間ODA合計		4,111.19	100.0	二国間ODA合計		4,052.65	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

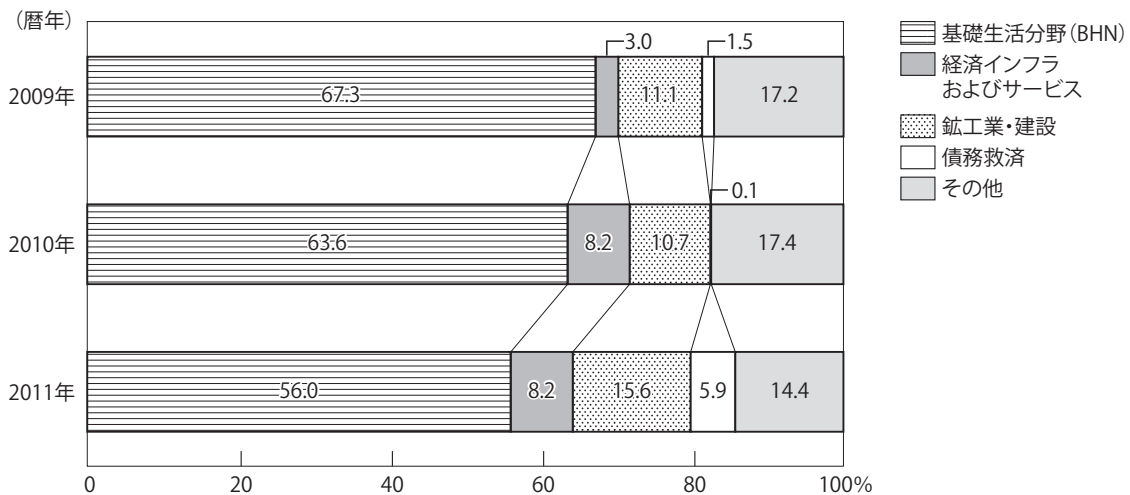
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 5 チェコ (Czech Republic)

### 援助政策等

#### 1. 基本法

「開発協力および人道支援法 (The Act on Development Cooperation and Humanitarian Aid、同法改正 2010年7月1日発効)」の第1部第2章では、開発協力を「ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成を見据えた、経済社会開発、環境保護、民主化、人権、グッド・ガバナンス促進等、持続的な開発の関係の下で貧困撲滅に貢献すること」とし、人道支援を「生命喪失の防止、苦難の根絶、災害前の生活水準を回復すること」と規定している。

#### 2. 基本方針

「チェコ開発協力戦略2010～2017年 (Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2010～2017)」では、環境、農業、教育・保健等の社会開発、エネルギーを含む経済開発、民主主義・人権等の普及を5重点分野としている。また分野横断的な原則として、グッド・ガバナンス、人権の監視、環境への慎重な対応について留意することとしている。

優先援助国はアフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エチオピア、モルドバ、モンゴルの5か国である。これらの国を選定するに当たり、①以前からの事業の経験、OECD-DACや世界銀行の勧告、②貧困撲滅のための開発協力とMDGsとの最適なバランス、③チェコによる援助の比較優位性、④地理的なバランス等を考慮している。

上記各国を選定した個別の理由は以下のとおり。

- ・アフガニスタン：長期にわたる政治的安全保障と経済安定化への支援実績。
- ・ボスニア・ヘルツェゴビナ：EU加盟国に向けた体制変革と統一への高いニーズ。
- ・エチオピア：チェコのNGO等の関与が期待できる相互関係が深いアフリカのLDC。
- ・モルドバ：今までの協力事業が高く評価され、経済体制変換についてチェコの経験が活用可能。
- ・モンゴル：今までの協力事業が順調であり、チェコの協力を高く評価。

事業評価は、被援助国の開発ニーズに適合しているか (妥当性)、受益者集団に対する活動のインパクト、事業

実施の有効性・効率性、および事業終了後の持続可能性などのDAC基準に基づいて行われる。

多国間援助に関しては、「チェコ多国間援助開発協力戦略2013～2017年 (The Multilateral Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2013～2017)」が策定されている。この中で、多国間援助における優先地域・分野については「チェコ開発協力戦略」と同様であるが、さらに以下の4つの戦略的目標を定めている。

- ・チェコの国益と優先事項のグローバル開発協力戦略への反映
- ・多国間事業実施におけるチェコの実施機関の参加促進
- ・国際機関におけるチェコ人専門家の関与と促進
- ・国際機関の意思決定過程におけるチェコの関与促進

#### 3. 実施規模・予算

チェコ開発協力庁年次報告書によると、2012年の開発援助総額は2億1,963万ドルで、前年比12.3%減<sup>(注1)</sup>となった。このうち、二国間援助は6,644万ドル (構成比30.3%)、国際機関への拠出に当たる多国間援助は1億5,320万ドル (同69.7%) となった。国際機関への支出についてはEU 1億1,765万ドル、世界銀行グループ1,686万ドル、国連機関784万ドルの順となっており、EUへの資金拠出が最も多い。なお、ODAの対GNI比は0.124%であった。

EUに拠出された資金の使途は、欧州連合理事会で決定される。

なお、開発援助総額のうち二国間援助の比率は2010年からの3年間で35%→31%→30%と減少してきている。これは、多国間援助 (国際機関への支出) には義務的な性質があり、一度コミットすると中止できないこと、およびEU予算 (開発援助を含む) に対するチェコの拠出が増えていることによるものである。

チェコの2014年ODA予算については、総額8億2,700万チェコ・コルナ (うち二国間援助 5億8,100万チェコ・コルナ) とされているが、これは、1USD=20CZKであることを考慮すると、例年よりもかなり低い値である。なお、欧州連合理事会資料 (2014年5月19日 9989/14) によると、2014年のチェコのODA目標額は1億5,600万ユーロ (約2

注1: 対米ドルのチェコ・コルナの為替レート変化の影響 (CZK/USD: 2011年17.67、2012年19.54) を受けているため、大きく減少している。

億800万ドル) となっている。

#### 4. 2012年の二国間援助実績

(1) 支援分野別内訳	社会インフラ開発 (49.8%)、難民支援 (14.3%)、生産基盤 (8.1%)、人道支援 (7.5%)、行政経費 (7.5%)、経済インフラ (6.7%) 等
(2) 所得階層別内訳	低中所得国 (37.4%)、後発開発途上国 (32.1%)、高中所得国 (16.7%)
(3) 援助形態内訳	プロジェクト・タイプ支援 (41.7%)、難民支援 (14.3%)、平和維持活動 (13.4%)、行政経費 (7.5%)、教育助成 (8.8%)、人道支援 (7.4%) 等

#### 実施体制

開発協力を調整する外務省が、開発協力戦略・二国間開発協力計画の策定、中期見通し作成、開発プロジェクトの評価、二国間援助実施機関であるチェコ開発協力庁 (CzDA: Czech Development Agency<sup>(注2)</sup>) の管理等を行っている。

CzDAは二国間開発協力の実施機関としてプロジェクトの形成、入札・補助金等の選定手続き、契約署名、モニタリングなどを行っている。その際、NGO、民間企業と協力しているほか、欧州の援助国や援助機関とも密接に連携しつつ援助を実施している。

また、開発協力委員会 (Council for Development Cooperation) が設置されており、分野ごとに作業部会を形成し、CzDA、外務省、関連省庁、非政府組織間で調整を行っている。委員会は開発協力事業の情報共有や市民社会との連携、政策方針への支援や理解を求める場面で重要な役割を果たしている。

プロジェクト実施国の大使館は、適切なプロジェクト案件の形成や実施のモニタリングなどにおいて重要な役割を果たすとともに、被援助国の政府・その他機関とチェコの援助機関との重要な連絡窓口を担っている。

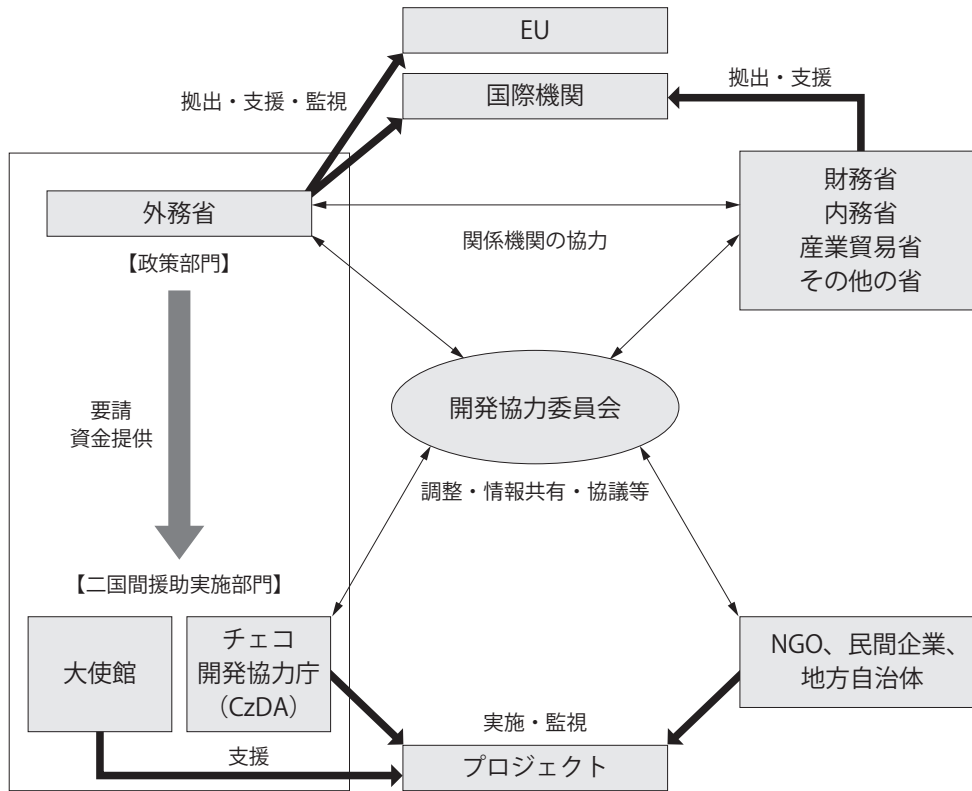
多国間援助においては、外務省は開発援助機関および人道支援機関 (UNDP、UNICEF、UNV、OCHA等) の活動への支援の全般的な調整を行うとともに、他省庁が支援の一部またはすべてを担当する専門機関 (たとえば、世銀・EBRDは財務省、ILOは労働社会省、WHOは保健省、FAOは農業省、UNEPは環境省など) の活動についてモニタリングを行う。これらの省庁間の調整も上記の開発協力委員会で行う。

#### ● ウェブサイト

- ・チェコ外務省：<http://www.mzv.cz>
- ・チェコ開発協力庁：<http://www.czda.cz>

注2: 2008年1月、外務省傘下の機関として設置。

援助実施体制図





(1) 政府開発援助上位10か国

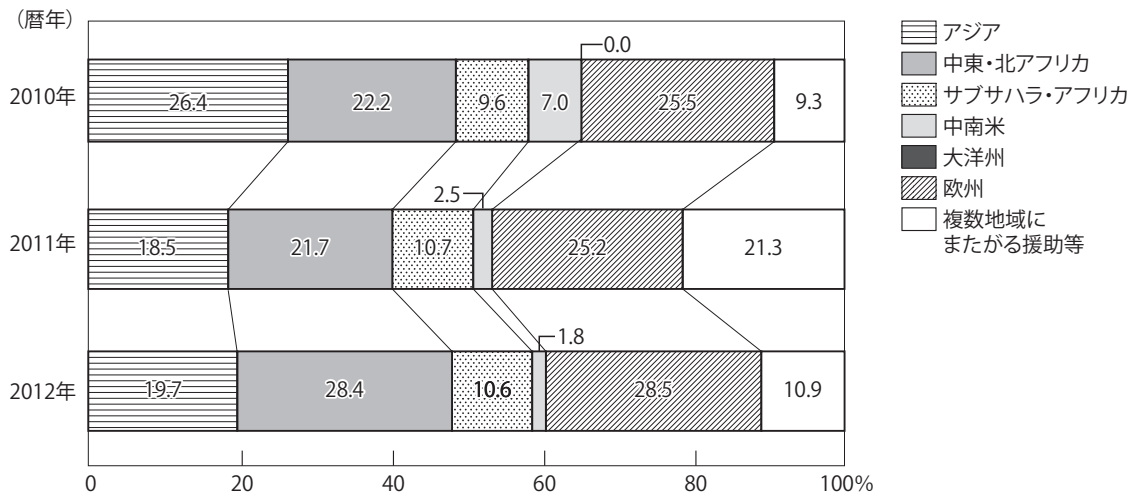
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アフガニスタン	13.26	16.7	1	アフガニスタン	11.36	14.8	1	アフガニスタン	12.70	19.1
2	モンゴル	6.76	8.5	2	モンゴル	4.69	6.1	2	モルドバ	4.88	7.3
3	モルドバ	3.97	5.0	3	モルドバ	4.28	5.6	3	モンゴル	4.06	6.1
4	グルジア	3.89	4.9	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.58	4.7	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.17	4.8
5	セルビア	3.58	4.5	5	セルビア	3.19	4.1	5	エチオピア	3.10	4.7
6	コンゴ	3.52	4.4	6	ウクライナ	3.03	3.9	6	グルジア	2.63	4.0
7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.10	3.9	7	エチオピア	2.93	3.8	7	ウクライナ	2.54	3.8
8	ウクライナ	3.01	3.8	8	グルジア	2.05	2.7	8	セルビア	2.38	3.6
9	ハイチ	2.77	3.5	9	ベラルーシ	1.78	2.3	9	コンゴ	2.26	3.4
10	ベトナム	2.36	3.0	10	[パレスチナ自治区]	1.76	2.3	10	[パレスチナ自治区]	1.68	2.5
10位の合計		46.22	58.2	10位の合計		38.65	50.2	10位の合計		39.40	59.3
二国間ODA合計		79.36	100.0	二国間ODA合計		76.92	100.0	二国間ODA合計		66.42	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

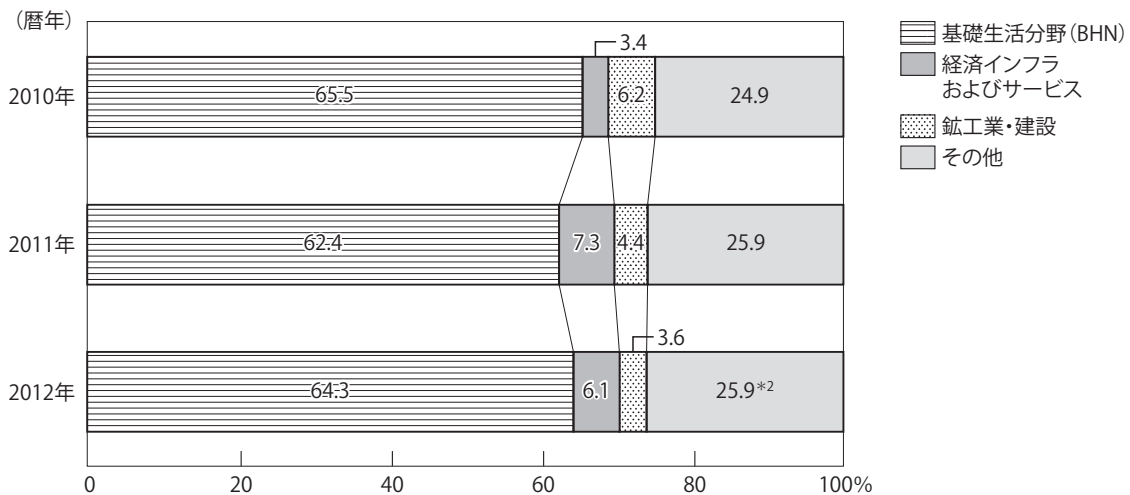
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
\*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

## 6 デンマーク (Denmark)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・政策

1971年に国際開発協力が制定され、これがデンマーク開発援助の基本法となっている。国際開発協力は、開発協力が、貧困の削減や国連憲章および国連人権宣言の定める民主主義、持続可能な開発、平和構築と安定化を推進すること、そしてより平和で、安定し、平等な世界でのデンマークの国益追求に貢献することを規定している。また、開発協力大臣が、開発政策に係る国際議論への参加し、二国間および多国間援助を管理、決定すると定めているほか、毎年、開発協力に係る予算の4か年計画を議会に提出すること、開発支援管理の透明性を確保することを規定している。

デンマークは、国連総会決議等で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つであり、2012年は対GNI比0.83%、2013年暫定値は0.83%である。2011年10月に発足した現政権は、明確な期限を設けていないものの、同年11月の政府綱領にて対GNI比1%達成の目標を発表した。

2012年、デンマーク政府は2013年から2017年の開発協力戦略「より良い生活への権利 (The Right to a Better Life)」を発表し、「人権と民主主義」、「グリーン成長」、「社会的進展」、「安定と人道的保護」を開発協力戦略の優先分野とした。結果として、2013年の二国間援助総拠出額のうち、人権および民主主義推進の中心となる開発援助国政府および市民社会支援が15.6%と最大の割合を占め、また、安定と人道的保護の中心となる人道支援が13.5%を占めた。

2013年、デンマークは、新たな開発援助政策「共に、より良い世界のために (Together for a Better World)」を策定し、「人権」、「脆弱国と安定化<sup>ぜいじやく</sup>」、「グリーン成長と雇用」の3分野に重点を置き、EUおよびその加盟国との協力を通じた開発支援政策により、影響力のある開発援助を行う旨を発表した。

2014年、デンマークは、開発の観点からの政策一貫性 (Policy Coherence for Development) への取組を発表し、その中で、「貿易および金融」、「食料安全保障および気候変動」、「平和と治安向上」の3つの戦略的優先分野を挙げつつも、EUとしての一貫した援助政策を行うことによる開発途上国への影響力に鑑み、EUの開発政策を支援すると発表した。

#### 2. 援助対象地域

2013年政府開発援助総額は約166億8,200万デンマーク・クローネ (DKK) (約2,899億円) で、そのうち、24.4%が対アフリカ、13.2%が対アジアの二国間援助であり、開発援助額全体の約73.5%を二国間援助が占める。2013年の最大援助国はモザンビーク (4億9,644万DKK (約86億円))、タンザニア (4億9,584万DKK (約86億円))、ガーナ (4億5,263万DKK (約79億円)) である。

現在、デンマークは、22の国・地域 (アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ミャンマー、エチオピア、ガーナ、インドネシア、ケニア、マリ、モザンビーク、ネパール、ニジェール、パキスタン、パレスチナ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、ベトナム、ジンバブエ) をDANIDA (Danish International Development Assistance) 優先国に選定し、政治的および財政的に長期的な支援を行うとしている。2012年にデンマークはニカラグアおよびカンボジアを、2013年にはベナンおよびザンビアをDANIDA優先国から除外した。効果的な援助を行うためにDANIDA優先国を絞ること、必要な政治・経済改革が限定的であること、汚職対策に向けた政治の改善が見られないこと等を理由としている。2014年にはブータン、2015年にはベトナムも順次除外する予定である。

また、デンマークは、DANIDA優先国、特にアフリカ地域においては、持続可能な成長に寄与するインフラ事業に対してDANIDA事業融資 (Business Finance) を通じた譲許的融資を行っている。

### 実施体制

デンマークの開発協力は、かつてはデンマーク国際開発庁が所管していたが、1991年に同庁は外務省に統合され、現在は、外務省内に開発協力大臣がおり、援助政策の立案から実施まで同大臣の責任の下で一元的に所管されている。開発援助にかかる優先課題等全体戦略の立案は、外務省グローバル開発協力局 (Center for Global Development and Cooperation) が中心となって行い、個別事業案件の計画・実施は在外公館 (援助対象国所在の公館および国際機関代表部) に権限が委譲されている。これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、

援助の効率向上につながっている。

デンマークはNGOの活用にも積極的で、2013年の総援助額の約18%がNGOを通じた支援に充てられている。

2013年より、改正国際開発協力法が施行され、デンマーク開発協力の透明性の向上が図られた。また同法により、DANIDA理事会およびDANIDA委員会が廃止され、同国研究機関および市民社会団体等から構成される開発政策理事会在が設置された。同理事会メンバーは、開発協力大臣

により3年の任期で任命される15名から成り、同大臣に助言を行う。

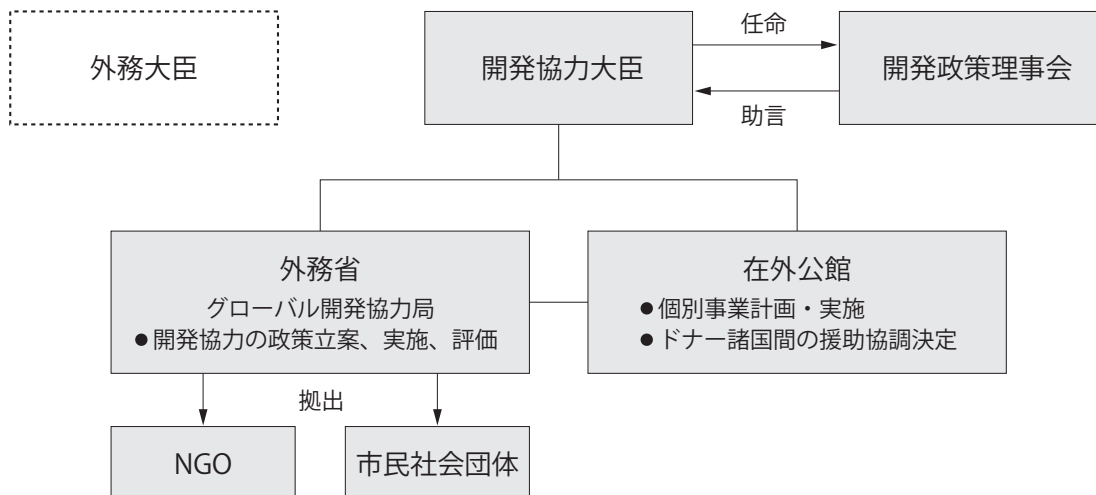
● ウェブサイト

・デンマーク外務省：

<http://www.um.dk/en>

(政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能)

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

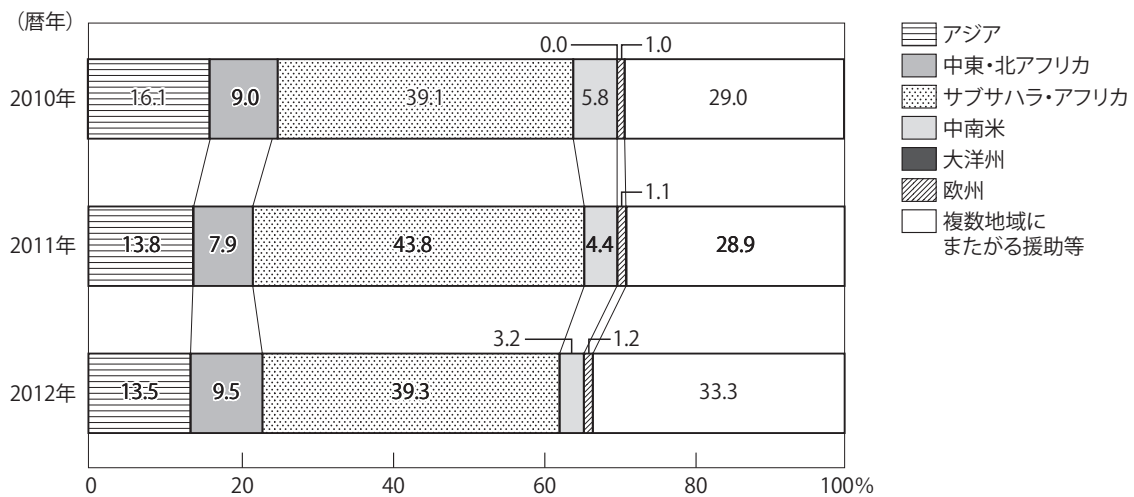
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	129.39	6.1	1	タンザニア	126.16	5.9	1	タンザニア	111.19	5.8
2	ガーナ	101.17	4.8	2	モザンビーク	113.25	5.3	2	ガーナ	88.18	4.6
3	モザンビーク	85.30	4.0	3	アフガニスタン	90.15	4.2	3	アフガニスタン	81.48	4.2
4	バングラデシュ	84.10	4.0	4	ガーナ	71.70	3.3	4	モザンビーク	78.80	4.1
5	ウガンダ	77.01	3.7	5	ケニア	71.27	3.3	5	ウガンダ	62.90	3.3
6	アフガニスタン	76.84	3.6	6	ウガンダ	68.18	3.2	6	ベトナム	61.33	3.2
7	ベトナム	69.04	3.3	7	ベトナム	62.12	2.9	7	バングラデシュ	61.09	3.2
8	ケニア	64.64	3.1	8	バングラデシュ	58.36	2.7	8	ケニア	55.98	2.9
9	ボリビア	40.50	1.9	9	ブルキナファソ	42.57	2.0	9	ブルキナファソ	43.90	2.3
10	ベナン	39.11	1.9	10	ザンビア	41.79	1.9	10	ネパール	41.41	2.2
10位の合計		767.10	36.4	10位の合計		745.55	34.8	10位の合計		686.26	35.7
二国間ODA合計		2,108.74	100.0	二国間ODA合計		2,144.32	100.0	二国間ODA合計		1,921.51	100.0

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

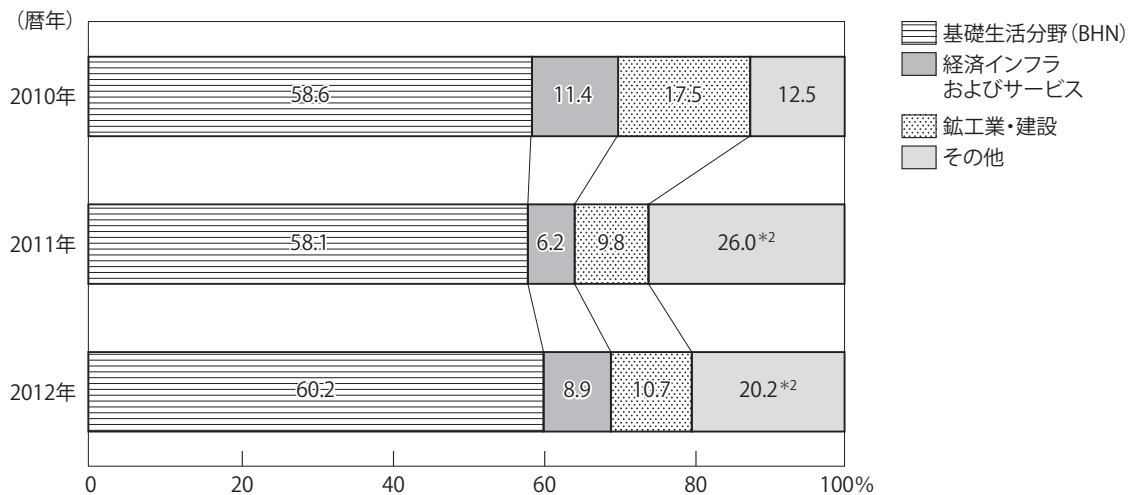
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
\*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

## 7 欧州連合(EU)

### 援助政策等

#### 1. 基本法

EUの開発援助は、欧州連合運営条約(2009年12月1日発効)の第208条1により、EUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で、加盟国の政策を補完し強化する形で実施されなければならないと規定されている。開発政策については、貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが定められている。

#### 2. 基本方針

- (1) 2005年、欧州委員会、外務理事会、欧州議会の三者により、開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development)が合意され、加盟国のODAを2015年までにGNI比0.7%に引き上げることや、EUとEU加盟国間との開発のための政策一貫性(PCD)を確保し、援助効果を上げていくことが確認された。
- (2) 2009年、リスボン条約発効により欧州対外活動庁(EEAS: European External Action Service)が創設され(2010年12月に発足)、新興国の被援助国から援助国への変貌および新たな地球規模課題の発生等を受け、欧州委員会は、開発におけるEU共通政策を策定するため、2011年秋に「変化のためのアジェンダ」(Increasing the impact of EU Development Policy: Agenda for Change)を作成し、同アジェンダは2012年5月の外務理事会にて採択された。これまで、欧州委員会および各EU加盟国が個別に援助政策を進めていたが、同アジェンダにより、加盟国の援助政策の調整について欧州委員会の役割が一層期待されるようになった。同アジェンダは、改めて貧困撲滅をEU開発政策の第1目標とした上で、人権、民主主義、グッド・ガバナンス、および人的開発のための包摂的かつ持続可能な成長に焦点を当て、EUの開発援助が最大限の効果を発揮する地域への注力や、1国への援助を最大3セクターに絞るこむ政策等を打ち出した。

#### 3. EUの開発協力の対象

EUの開発協力の対象には、主に、かつて欧州の植民地

であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国(ACP諸国)、近隣国および後発開発途上国(LDCs)等がある。

##### (1) ACP諸国

かつてのヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国79か国(ACP諸国)。EUそして28の加盟国すべてが、ACP諸国とのコトヌー協定に署名している。2000年6月にベナンのコトヌーで調印されたコトヌー協定は、援助や貿易に限らず、マクロ経済、政治、観光、文化、ジェンダー、環境・気候変動、テロ対策、移民などの幅広い問題で、ACP諸国とEUとの協力関係を規定。その付属文書でEUのACP諸国との関係維持のための資金援助を規定しており、EU加盟国すべてがEU予算への拠出とは別に積み立てる欧州開発基金(EDF: European Development Fund)より援助。

##### (2) 近隣国

東側の近隣であるアルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナの旧ソビエト連邦の6か国および、南側の近隣であるアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、パレスチナ自治区、シリア、モロッコ、チュニジアの9か国1地域。民主主義や市場経済の普及を通じた安定化を図ることによって、加盟国および加盟候補国の国益に寄与するための支援。

##### (3) その他の開発途上国

上記以外のLDCs等。貧困削減を主な目的とした援助。

#### 4. 予算

##### (1) 規模

2012年のEUによる開発援助総額(支出純額ベース)は175億ドルである(DAC統計2015年2月時点)。DACに加盟するEU加盟国19か国<sup>(注1)</sup>の開発援助総額は647億ドルであり(同2015年2月時点)、これらを合わせると、約822億ドル。

なお、EUは、MDGs等で掲げられているODAの対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットしている。

##### (2) 予算制度

EUの予算は多年度財政枠組み(Multi-annual Financial Framework)と呼ばれる2014年から2020年ま

注1:オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。2013年よりチェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアが加盟。

での7か年予算であり、外交や開発援助など対外的に使われる予算はそのうち約6%の約663億ユーロ。さらに加盟国が任意で拠出する欧州開発基金の予算305億ユーロを加えると7年間で968億ユーロになる。

予算の裏付けとなるEUの収入源は、主として28の加盟国のそれぞれのGNPの規模に基づいて算出される拠出金。

### (3) 分類

EUのODAには、アフリカ、カリブ、南太平洋 (ACP) 諸国に対する援助として拠出するEDFと、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。EDFは、1959年から開始され、特定のEU加盟国との歴史的関係を背景に、伝統的にEU予算外で扱われてきた。

なお、人道支援については、EUの一般予算を主な財源として実施されている。2013年の欧州委員会人道援助・市民保護総局 (ECHO : Humanitarian Aid and Civil Protection) の人道支援額 (実績額) は、約14億ユーロである。

### (4) 予算枠組み

EUの外交・援助をカバーするGlobal Europeには多くの予算インスツルメントと呼ばれる予算枠組みがある。大別すると、①経済財政安定、民主主義と人権、人道支援、原子力安全、食料安全保障など、分野に着目したテーマ別のインスツルメント (thematic instrument) と、②低所得向けの開発協力インスツルメントや東欧・コーカサス・中東・北アフリカ向けの近隣国支援インスツルメントなど、対象国や地域に着目した地理的インスツルメント (geographical instrument) とがある。

## 実施体制

### 1. 欧州対外活動庁

(EEAS : European External Action Service)

欧州対外活動庁が、外交政策全般の立案を行っている。欧州委員会の開発協力総局等と共に、開発政策を立案する。

### 2. 欧州委員会開発協力総局

(DG Devco : Directorate-General for International Cooperation and Development)

欧州対外活動庁と共に、外交政策に沿った形で開発政策を立案する。また、援助の実施については、欧州委員会開発協力総局が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロセスを一括して受け持つ (人道支援を除く)。

### 3. 欧州委員会人道支援・市民保護総局

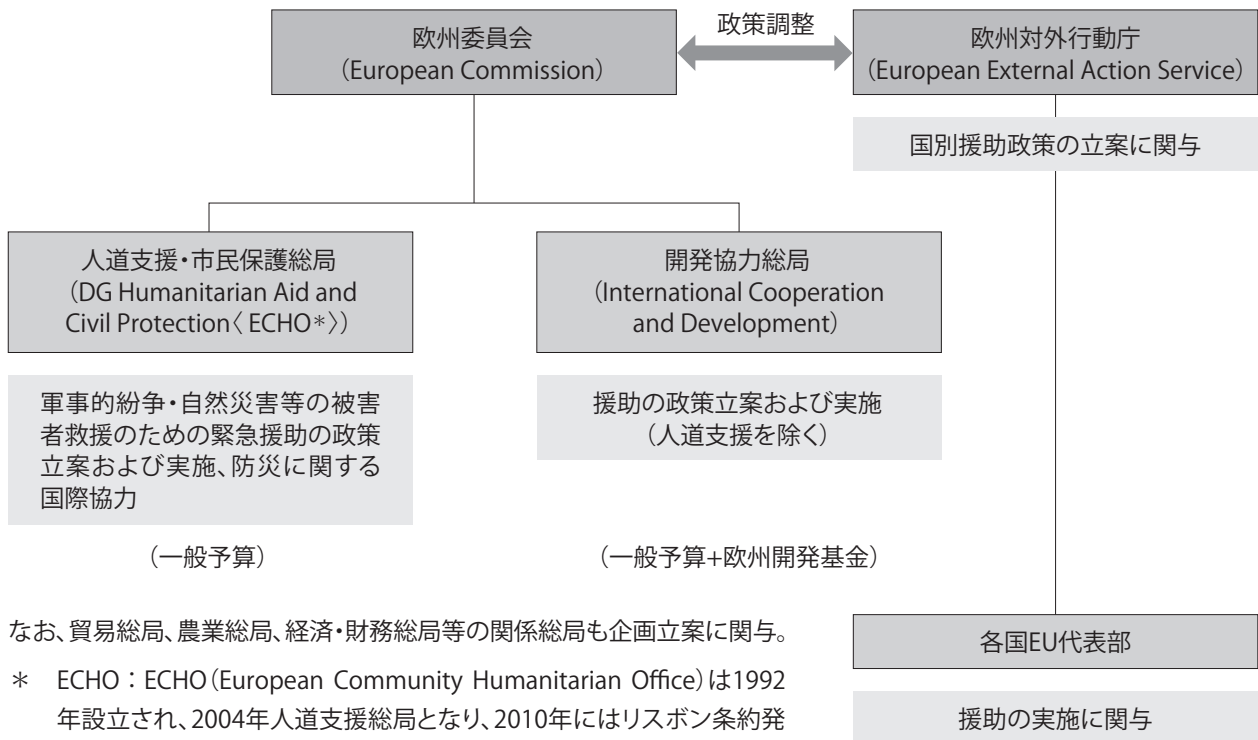
(DG ECHO : Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection)

EU加盟国以外の地域での軍事的紛争・自然災害等の被害者救援のための緊急援助を実施。防災や災害軽減に関する国際協力も実施。

### ● ウェブサイト

- ・ 欧州対外活動庁 :  
[http://www.eeas.europa.eu/index\\_en.htm](http://www.eeas.europa.eu/index_en.htm)
- ・ 欧州委員会開発協力総局 :  
[http://ec.europa.eu/europeaid/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/europeaid/index_en.htm)
- ・ 欧州委員会人道支援・市民保護総局 :  
[http://ec.europa.eu/echo/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm)

## 援助実施体制図



なお、貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局も企画立案に関与。

\* ECHO : ECHO (European Community Humanitarian Office) は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されており、引き続き同名称を使用している。

(1) 政府開発援助上位10か国

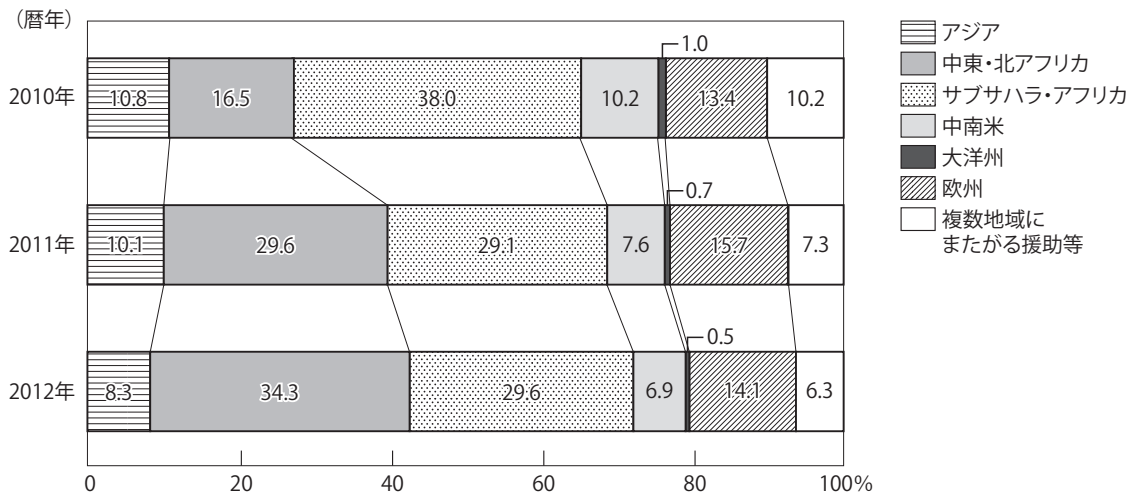
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	[パレスチナ自治区]	441.10	3.5	1	トルコ	2,789.41	16.4	1	トルコ	2,914.58	17.0
2	コンゴ民主共和国	364.26	2.9	2	セルビア	1,045.03	6.1	2	セルビア	884.59	5.2
3	トルコ	295.15	2.4	3	チュニジア	442.29	2.6	3	エジプト	769.43	4.5
4	セルビア	290.13	2.3	4	モロッコ	402.40	2.4	4	チュニジア	559.14	3.3
5	アフガニスタン	285.02	2.3	5	[パレスチナ自治区]	397.96	2.3	5	モロッコ	490.25	2.9
6	ハイチ	284.27	2.3	6	アフガニスタン	363.47	2.1	6	[パレスチナ自治区]	315.72	1.8
7	スーダン	284.17	2.3	7	南アフリカ	322.64	1.9	7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	311.70	1.8
8	コンゴ	279.32	2.2	8	コンゴ民主共和国	313.47	1.8	8	コンゴ民主共和国	284.24	1.7
9	エチオピア	237.56	1.9	9	コンゴ	304.83	1.8	9	アフガニスタン	256.60	1.5
10	モロッコ	223.44	1.8	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	278.43	1.6	10	南アフリカ	251.84	1.5
10位の合計		2,984.42	23.9	10位の合計		6,659.93	39.1	10位の合計		7,038.09	41.0
二国間ODA合計		12,495.59	100.0	二国間ODA合計		17,045.35	100.0	二国間ODA合計		17,172.75	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

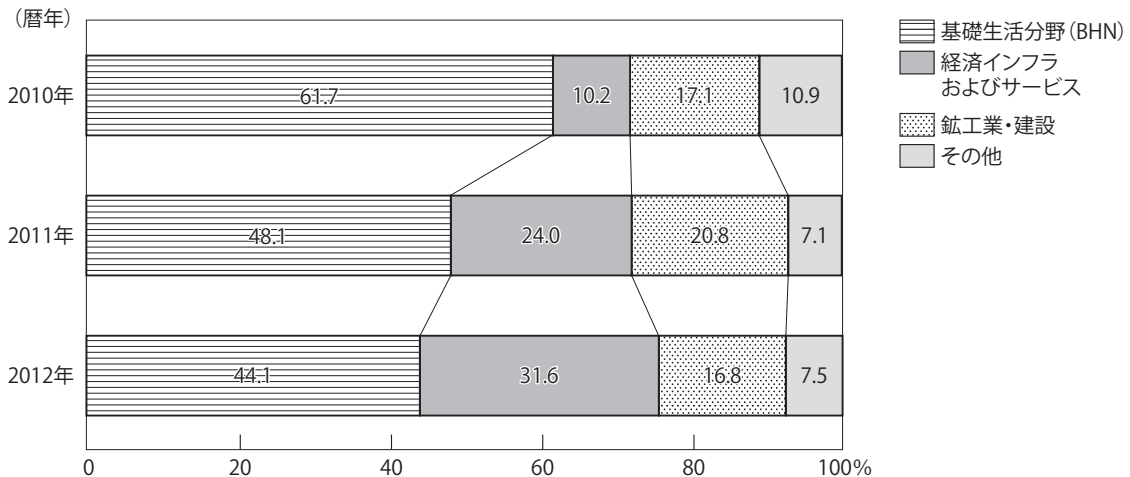
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。



## 8 フィンランド (Finland)

### 援助政策等

#### 1. 開発協力政策の基本方針

フィンランドには開発協力政策を規定する基本法は存在していないが、同国が批准している国際人権法、環境関係の条約、憲法の人権規定等に基づいて策定されている。開発協力は、一貫性のある外交・安全保障政策の重要な一部と位置付けられている。

フィンランドの開発協力政策は、国連ミレニアム開発目標 (MDGs) をもとに、極度の貧困の撲滅と持続性のある開発を目的とし、長期的には開発途上国の援助依存からの脱却を支援している。加えて、開発協力における人権重視を考慮して2012年に採択された「開発政策プログラム」は、①人権を尊重する民主的で責任の所在の明確な社会、②雇用を促進する包括的グリーン経済、③持続可能な天然資源の管理と環境保護、④人づくり (human development) を重要目標として強調し、また、すべての開発協力において、ジェンダーの平等、気候変動の観点からの持続可能性、不平等の削減の3点の分野横断的課題を課しており、これらが開発協力政策の基本方針となっている。

#### 2. 予算

ODA予算は年間10億ユーロ程度で推移しており、2014年は11億260万ユーロが割り当てられる。これは、対GNI比0.55%に相当し、人口1人当たり202ユーロになる。政府全体の予算削減の一環で、2015年は削減の見込み。一方で、EU加盟国間の2015年までのODAの対GNI比0.7%達成目標にコミットしているため、ODA実績額の対GNI比増加を図る必要があるが、EU内の排出権取引 (ETS: Emissions Trading System) から得た収入のすべてが開発協力資金に充当されることから (2012年から2013年には8,000万ユーロのETS収入がすべて開発協力で充てられた)、こうした収入増を開発協力で追加的に充てることで対GNI比増を目指している。

#### 3. 重点地域

二国間援助においては、7か国の長期パートナー国 (エチオピア、ケニア、モザンビーク、ネパール、タンザニア、ベトナム、ザンビア)、および危機からの復興途上にある

脆弱な国 (アフガニスタン、ソマリア、南スーダン) を指定し、特定国・地域を対象を絞った援助を実施。今後も、アフリカの最貧国と、危機からの回復途上にある脆弱な国家に援助の集中を図っていく方針。

#### 4. 対象分野・援助協調

援助対象分野は多岐にわたり、2013年のODA執行額のうち「マルチセクター (気候変動防止など)」が16%を占めた。続いて、「人道支援」10%、「公共・市民社会」9%、「保健・人口」6%、「教育・学校施設」5%、「産業・ビジネス」5%、「農林水産」5%、「水・衛生」4%の割合。EUや北欧協力の枠組みにおいて緊密な援助協調を行い、被援助国に対して中期的な将来の資金流入に関する十分な情報提供を行うことや、援助国間での役割分担による援助効果の向上に取り組んでいる。

### 実施体制

#### 1. 外務省による開発協力の実施

フィンランドは、独自の開発協力実施機関を持たず、外務省がODAの政策立案・実施を所掌しており、具体的には国際開発大臣が率いる開発政策局が担当している (ODA予算の中には他省庁の所掌事項も一部ある)。開発協力予算はおおむね、①特定国・地域対象協力 (2013年は約16%)、②国連・その他 (GEFなど) 国際機関経由 (約20%)、③EU (欧州開発基金・EU予算) (約15%)、④NGO (フィンランドのNGO〈約10%〉、国際NGO〈約2%〉)、⑤開発金融機関 (世界銀行、ADB、AfDB、Nordic Development Fund) (約12%)、⑥人道支援 (NGO経由を含む) (約9%)、⑦Finnfund<sup>(注1)</sup> 経由 (約2%) として実施される。

#### 2. NGO・企業等多様なアクターとの協力

フィンランド政府は伝統的に開発協力においてNGOを支援してきており、開発協力予算の12%程度がNGOに対する支援として執行されている。現在約300のNGOが90か国以上でフィンランドのODAを実施しており、政府はとりわけ経験豊富な11のNGOを「パートナー機関」と指定し、NGO支援に向けられる開発協力予算の約50%がこれらパートナー機関を対象としている。また、同予算の

注1: 国営の開発金融機関。フィンランド系企業による途上国およびロシアにおける開発に寄与する投資に対して長期ローンを貸し付けている。

支援を受けているフィンランドのNGOを束ねる非政府機関KEPAは、その運営予算の90%を政府から得ている。このように政府とNGOの関係は深いものの、NGOは政府からは独立して活動している。NGOに対するODA資金譲渡とNGOの管理には、任意政府譲渡法（2001年施行）、管理手続法（2003年施行）が適用される。

民間企業との関係においては、企業が持続可能な開発と途上国の人権状況に貢献する方法で活動することを促進・支援するため、「ビジネスと人権に関する国連指針」執行ガイドラインおよび関連プログラム・基金を政府が策定中である。

NGOのほか、民間企業を含む多様なアクターによる開

発協力への関与に積極的に取り組んでおり、開発協力に関する頻繁な官民対話を開催している。ほかにも、政府によって設立された「開発協力委員会」に各政党代表、ロビー団体、NGO、研究者が参加して、ODAの評価を行うなど社会全体が開発協力への関心を高めるよう努めている。

● ウェブサイト

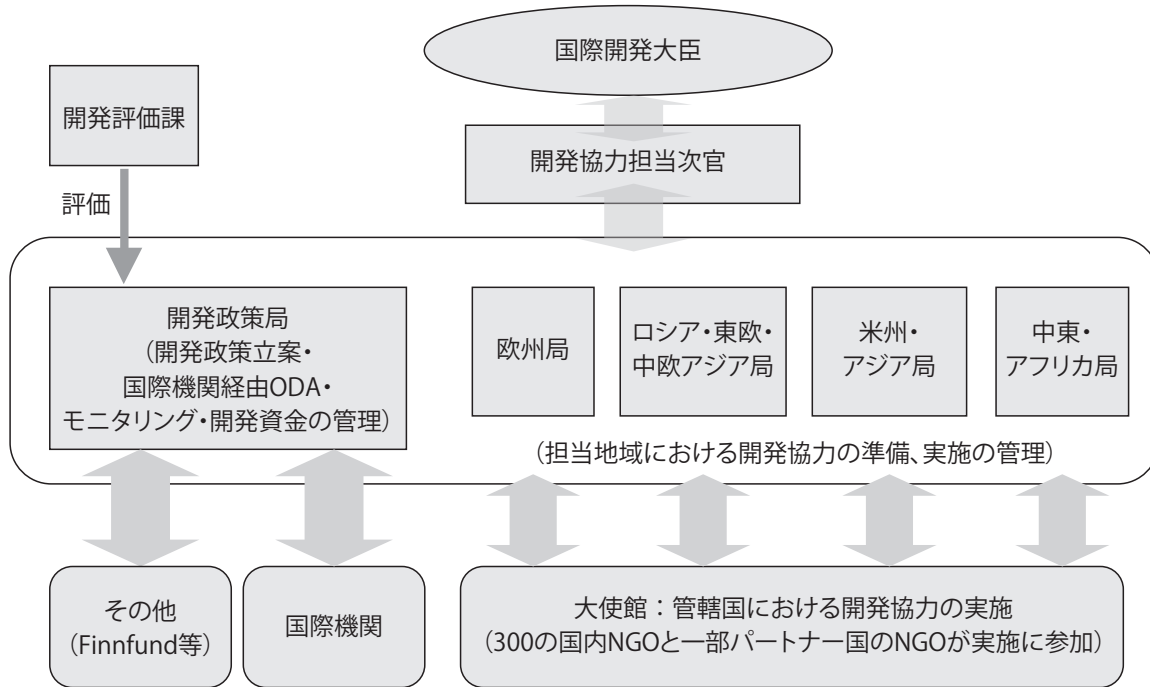
・フィンランド外務省：

<http://formin.finland.fi>

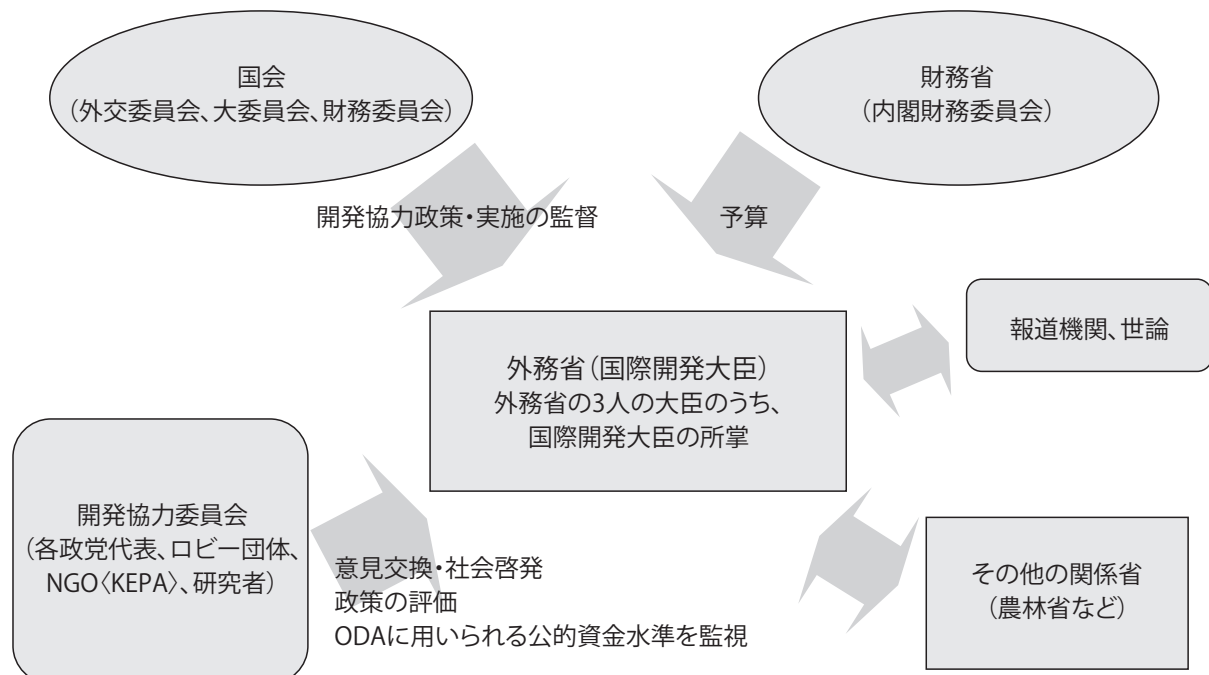
(参考文書：VNS 5/2014 VP Government Report on the Impact and Coherence of Development Policy)

## 援助実施体制図

### 1 フィンランド外務省(開発協力政策立案・実施主体)の開発協力にかかわる関係図



### 2 開発協力関係アクターの関係図



(1) 政府開発援助上位10か国

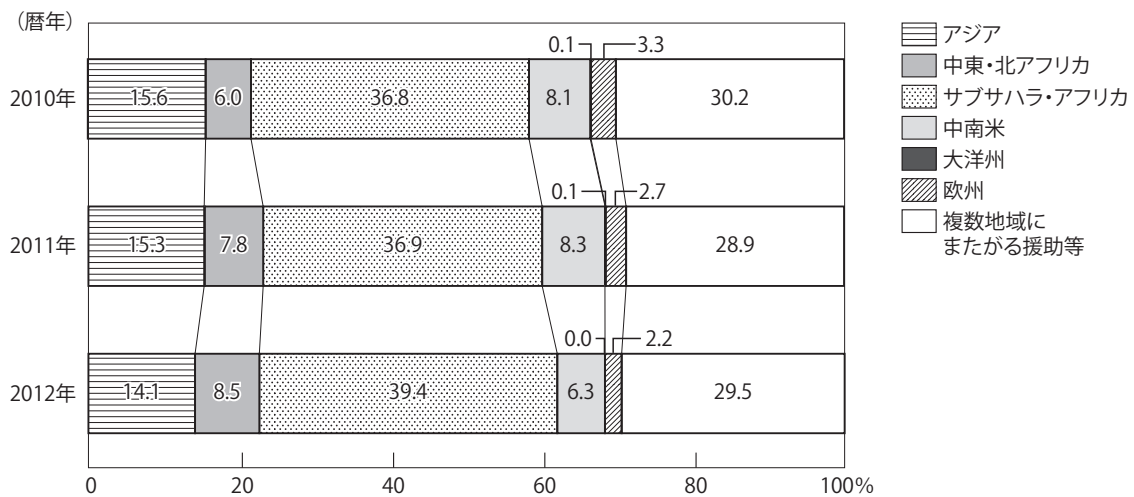
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	47.92	5.7	1	タンザニア	54.54	6.5	1	モザンビーク	39.49	5.0
2	モザンビーク	47.25	5.6	2	モザンビーク	34.63	4.1	2	タンザニア	35.02	4.4
3	アフガニスタン	25.82	3.1	3	アフガニスタン	31.05	3.7	3	アフガニスタン	33.72	4.2
4	ケニア	25.76	3.1	4	ネパール	26.09	3.1	4	エチオピア	31.13	3.9
5	エチオピア	25.64	3.1	5	エチオピア	23.65	2.8	5	ケニア	25.73	3.2
6	ベトナム	25.19	3.0	6	ベトナム	23.17	2.8	6	ネパール	23.79	3.0
7	ネパール	22.43	2.7	7	ケニア	21.82	2.6	7	[パレスチナ自治区]	14.74	1.9
8	ザンビア	21.68	2.6	8	ザンビア	18.81	2.2	8	ニカラグア	14.16	1.8
9	スーダン	21.55	2.6	9	[パレスチナ自治区]	16.18	1.9	9	ザンビア	14.14	1.8
10	ニカラグア	17.05	2.0	10	ニカラグア	15.72	1.9	10	南スーダン	13.43	1.7
10位の合計		280.29	33.4	10位の合計		265.66	31.7	10位の合計		245.35	30.9
二国間ODA合計		839.13	100.0	二国間ODA合計		839.31	100.0	二国間ODA合計		794.97	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

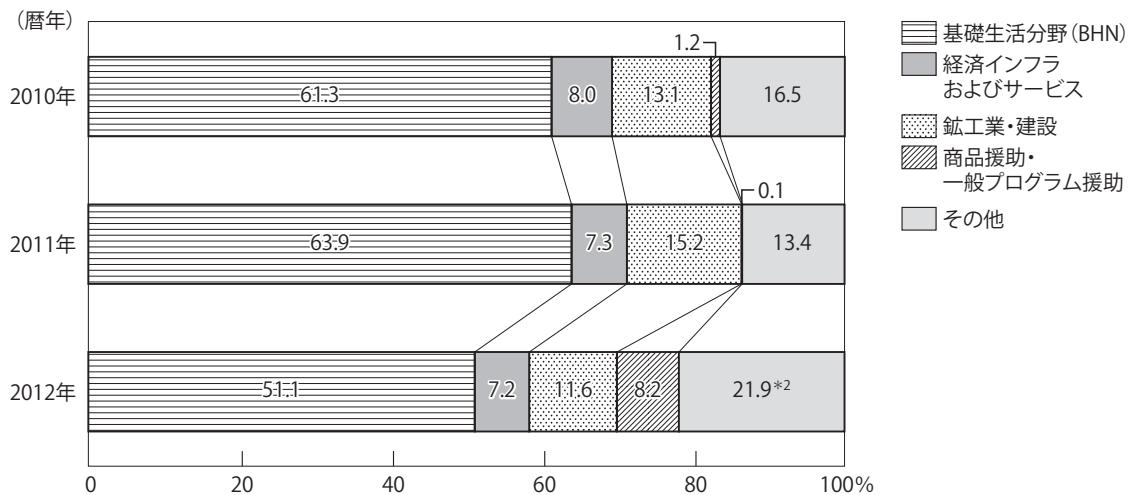
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
\*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

## 9 フランス(France)

### 援助政策等

フランスは2013年7月、国際協力および開発に関する省庁間委員会(CICID)を4年ぶりに招集し、「28の政策決定」を発表。この決定を基礎として、フランスにとって初めてとなる開発についての法案が準備され、市民社会や国会での議論を経て2014年6月に「開発・国際連帯政策方針・プログラム法」(Loi d'orientation et de programmation relative à la politique de développement et de solidarité internationale)が採択された。法律の本文および添付報告書の主要なポイントは以下のとおりである。

#### 1. 目的・目標

開発・国際連帯政策の一般的な目的を、途上国において持続的な開発を実現し、極度の貧困と格差是正のための国際的な取組に貢献することと規定。ODAの対GNI比0.7%を2015年に達成するとの目標は維持しているものの、現在の比率は0.41%にとどまっている(2013年)。(報告書1-1、1-4)

#### 2. 優先分野

取組を進める分野として以下10分野を挙げ、また、分野横断的な目的として、女性の自立支援および気候変動への対応を挙げている。(報告書1-2、1-3)

##### 【取組を進める10分野】

- ・保健、社会保障
- ・農業、食料安全保障と栄養
- ・教育、職業訓練
- ・民間セクター・企業の社会的責任
- ・バランスのとれた都市開発
- ・環境、エネルギー
- ・水と衛生
- ・グッド・ガバナンス、汚職対策
- ・人の移動・移民、人材育成
- ・貿易・地域統合

#### 3. 優先地域

新興国の台頭などにより開発途上国間での格差が広がり、多様性が増しているとの認識に基づき、被援助国を下記4カテゴリーに分類。その上で、被援助国の地理、歴史、文化等を考慮して援助の方法等を適合させるほか、各パートナーと協議して「取組を進める10分野」から3

つの重点分野を指定すると規定。(報告書1-4)

##### 【被援助国の4カテゴリー】

- (1) 優先貧困国(Pays pauvres prioritaires)  
「28の政策決定」において優先貧困国として指定された16か国(ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、コモロ、ガーナ、ギニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、チャド、トーゴ、セネガル)に対し、政府の無償援助の2分の1、フランス開発庁の無償援助の3分の2を供与。ミレニアム開発目標(MDGs)、経済発展、民主的ガバナンス、環境保全に特に留意。
- (2) アフリカと地中海沿岸諸国  
サブサハラ・アフリカならびに北アフリカおよび中東地中海沿岸諸国にフランスの海外援助のうち85%を供与。
- (3) 危機に瀕している国・危機を脱した国・脆弱国<sup>ぜいじやく</sup>への援助。
- (4) その他の地域  
経済発展を続ける中所得国が多い状況に鑑み、経済面での関係発展を軸として包摂的なグリーン成長を促進する取組を進める。

#### 4. 援助原則(報告書2-1、2-2、2-3)

- (1) 政策一貫性  
EUの政策との一貫性を保つために、貿易、移民、海外投資、食料安全保障、社会保障、気候変動の6分野に力を入れる。
- (2) 効率性  
効率性に関しては、提携、分業、指標を用いた開発へのインパクト評価、説明責任に優先的に取り組む旨を規定。
- (3) 透明性  
開発に係る指標をインターネットで公開する「オープン・データ」政策を促進するほか、開発援助委員会(DAC)と国際援助透明性イニシアティブ(IATI)の指標を統合し共通基準の創設に取り組む。

#### 5. 評価

- (1) 政府は2年に1度、開発政策に関する報告書を議会に提出。この報告書には本法別添の指標に基づく評価が含まれる予定。また、本法は5年後に改定される(15条)。

(2) 現在複数あるODAの評価機関を統合し、国会議員ならびに開発と国際連帯に関する国民評議会（下記「実施体制」参照）のメンバー11人から成る独立機関を設立。（報告書1-5）

## 6. その他

- ・既存の関連団体を糾合して技術協力を目的とする「仏国際専門技術庁」を設置。（13条）
- ・地方自治体綜合法典を改正し、地方自治体の対外活動につき規定。海外自治体と協定を結んで開発協力ができるようになるほか、自治体の対外活動に関する国との協議の場を設置。（14条）
- ・多国間援助については、国際機関等への資金拠出を通じて政策策定に影響力を行使するなど、二国間援助との補完性確保に努めているが、援助主体が多様化・分散している現状を改善し、また二国間援助との関係をより明確にするために今後行動計画を策定する予定である。（報告書3-1）

## 実施体制

外務・国際開発省、財務省、実施機関のフランス開発庁（AFD）が主要なアクターとして機能している。外務・

国際開発大臣の下に開発・フランス語圏担当長官が置かれ、開発政策を総括しているが、詳細な援助政策の策定や調整に当たっては、首相が長を務め関係閣僚が出席する省庁間委員会（CICID）が省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター別戦略等省庁間の調整・一貫性を実現する場となる。財務省（MINEFI）では、国庫総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務救済等を担当している（同総局が債務を取扱うパリ・クラブの事務局）。

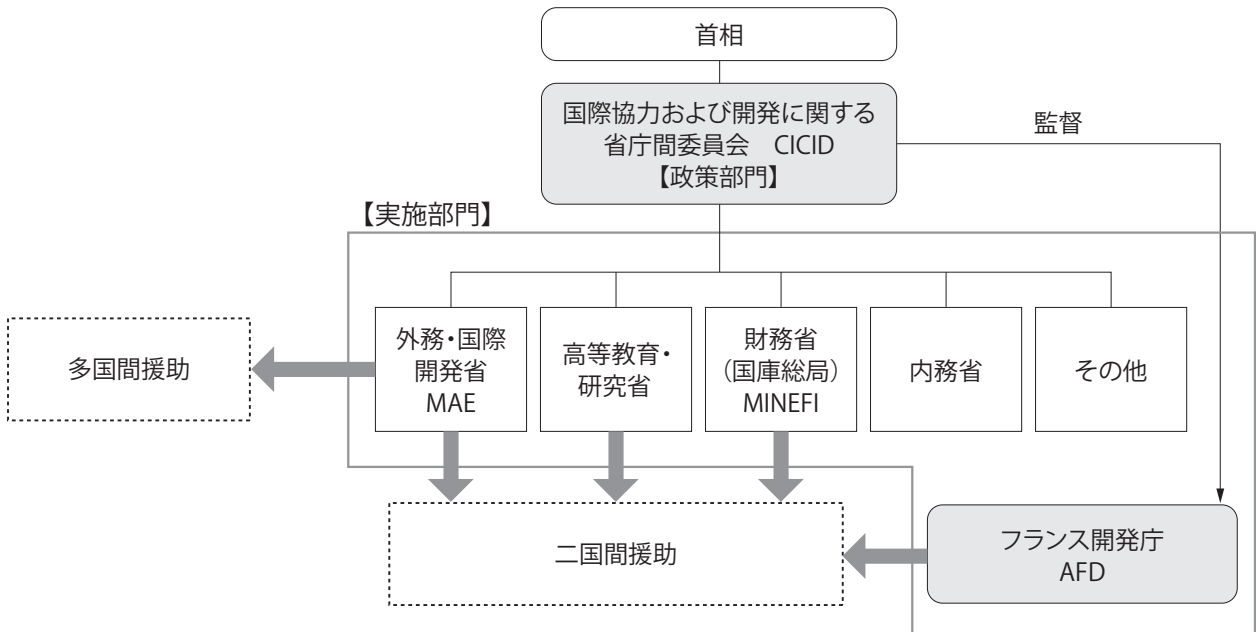
AFDは開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務・国際開発省および財務省との関係が特に緊密である。これに内務省を加えた監督3省は、AFDの最高意思決定機関である理事会（Conseil d'administration）に自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。

NGOとの関係では、2013年7月にCICIDにより、仏開発政策に関するNGO、民間セクターおよび研究機関の対話の場として「開発と国際連帯に関する国民評議会」（CNDSI）が設置された。

## ● ウェブサイト

- ・フランス開発庁（AFD）：  
<http://www.afd.fr/>

## 援助実施体制図



- (外務・国際開発省) 無償、技術協力、文化・科学技術協力、フランス語振興を担当
- (高等教育・研究省) 国家の研究方針、研究機関予算、外国人留学生受入れ担当
- (財務省 国庫総局) 有償資金協力、国際金融機関への拠出等を担当
- (内務省) 移民管理、移民送出地域の貧困削減および開発を担当

(1) 政府開発援助上位10か国

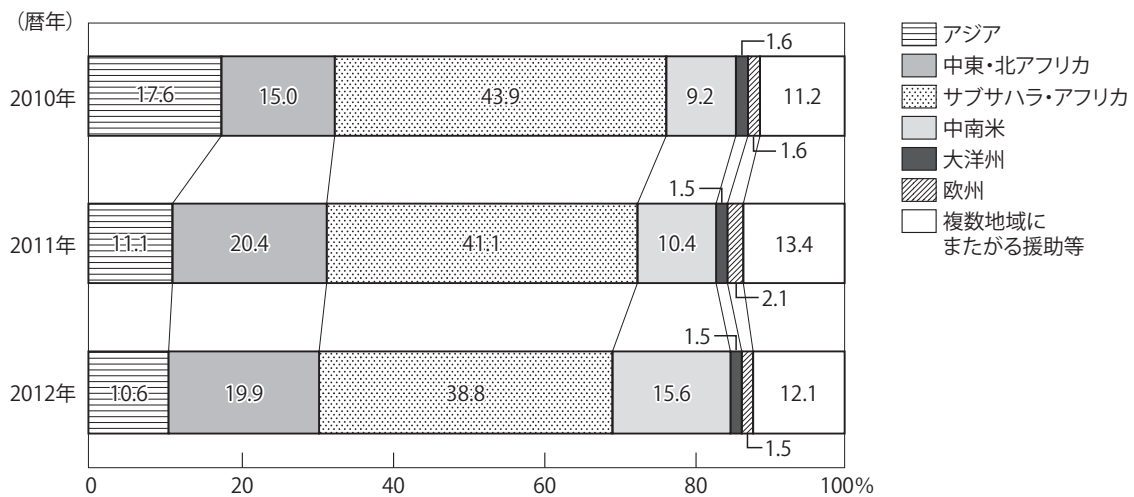
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ共和国	909.40	11.7	1	コンゴ民主共和国	1,131.04	13.3	1	コートジボワール	1,279.02	16.1
2	※[マイヨット]	602.85	7.7	2	コートジボワール	553.21	6.5	2	ブラジル	860.71	10.9
3	中国	316.69	4.1	3	モロッコ	523.85	6.2	3	モロッコ	507.31	6.4
4	インドネシア	262.49	3.4	4	メキシコ	430.92	5.1	4	セネガル	304.33	3.8
5	モロッコ	254.43	3.3	5	チュニジア	304.36	3.6	5	中国	288.13	3.6
6	ベトナム	242.42	3.1	6	中国	290.97	3.4	6	チュニジア	242.48	3.1
7	リベリア	232.04	3.0	7	トルコ	244.60	2.9	7	エジプト	140.31	1.8
8	メキシコ	205.82	2.6	8	ベトナム	220.45	2.6	8	ベトナム	135.34	1.7
9	フィリピン	189.43	2.4	9	コロンビア	178.73	2.1	9	ドミニカ共和国	131.90	1.7
10	トーゴ	168.02	2.2	10	セネガル	177.32	2.1	10	ヨルダン	125.54	1.6
10位の合計		3,383.59	43.5	10位の合計		4,055.45	47.7	10位の合計		4,015.07	50.6
二国間ODA合計		7,786.69	100.0	二国間ODA合計		8,494.69	100.0	二国間ODA合計		7,927.84	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 ※は卒業国・地域、[ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

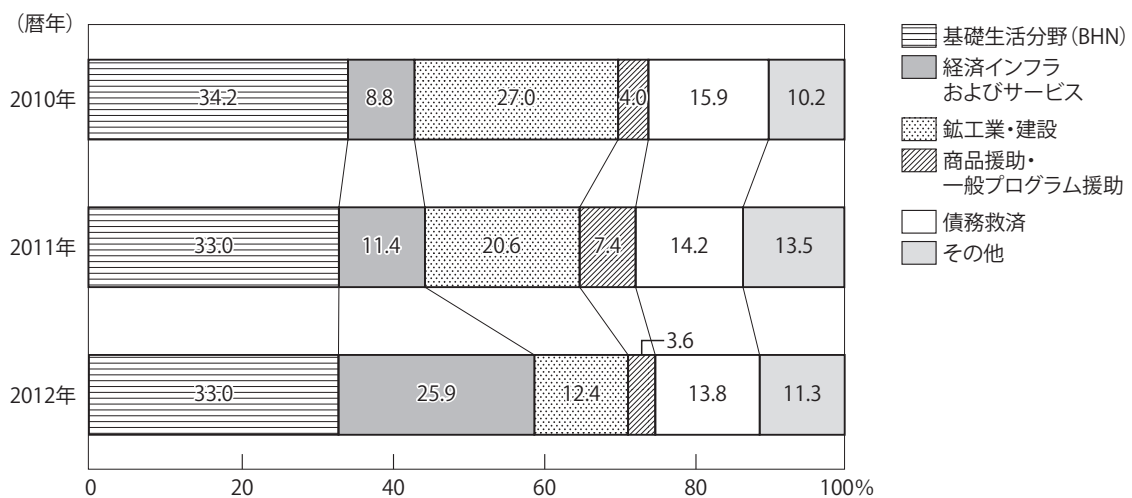
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。



## 10 ドイツ (Germany)

### 援助政策等

#### 1. 新内閣の開発援助政策

- (1) 2013年12月に発足した連立政権は、引き続き開発援助政策を重視。ODA予算を4年ぶりに増額し、0.7%目標への接近を目指す姿勢を打ち出した。MDGs目標達成への意欲も引き続き強く、ポストMDGs（ポスト2015年開発アジェンダ）に対する期待も大きい。メルケル首相はドイツが議長国を務める2015年のG7サミットの議題として、気候変動と並び、ポスト2015年開発アジェンダをテーマとする方針を打ち出した。
- (2) 借款を維持し、経済成長を重視する方針および二国間援助を重視する姿勢に変化はない。年内にドイツ連邦軍が撤退するアフガニスタンやシリアをはじめとする紛争国支援を重視する姿勢も明確。気候変動、環境保全、アフリカ支援、保健分野、ジェンダー平等などにも重点が置かれている。
- (3) 2014年11月24日、ミュラー連邦経済協力開発大臣は、現内閣の開発政策の基本方針をとりまとめた「未来大綱（Zukunftscharta）」をメルケル首相に対し提出した。

#### 2. 「未来大綱」の特徴

- (1) ボトムアップの策定手法  
閣僚が策定者とされた前内閣の文書と異なり、「未来大綱」は策定そのものを有識者（研究者、人権活動家ら）、経済界、NGOおよび国民から幅広く意見を集約する形で作成された（インターネット上でも意見を募集し、約1,500通の回答があった）。
- (2) 行動目標  
経済界寄りであった前政権が打ち出した自助努力、起業家精神、投資といった重点項目はなくなり、次の8課題について未来の目標を掲げている。
  - ①世界全体における尊厳ある人生の実現  
2030年までに著しい貧困および飢餓の撲滅、教育の充実、感染症対策（2030年までにHIV新規感染者を90%削減するなど）、リプロダクティブヘルス、難民支援の充実等
  - ②自然環境の保全および持続可能な利用  
生物多様性の保全、持続可能な生産・消費・都市開発、気候変動対策等
  - ③持続可能性および尊厳ある雇用に基づいた経済成長  
バリューチェーンにおける労働基準の確保等

- ④人権の尊重およびグッド・ガバナンスの要求・促進  
腐敗抑止、市民社会の強化等
- ⑤平和構築および人間の安全保障の強化  
武器輸出の抑制、「人間の安全保障」の重視等
- ⑥文化的・宗教的多様性の尊重および保護  
宗教対立回避への貢献、宗教間対話の促進等
- ⑦変革を実現するためのイノベーション、新技術およびデジタル化の活用  
IT技術の活用、共同研究・開発の強化
- ⑧新たなグローバル・パートナーシップおよび多様な主体とのパートナーシップの構築  
国連プロセスへの貢献、GNI比0.7%目標の堅持、Gaviワクチンアライアンス等への貢献、ボトムアップ型パートナーシップの促進等

### 実施体制

#### 1. 主務官庁としての経済協力開発省 (BMZ)

- (1) 援助政策の企画・立案は、1961年に設立された経済協力開発省（BMZ）が所管しており、二国間援助（資金協力、技術協力）および国際機関を通じた援助について同省（本省定員約800名）を中心に調整が行われる。予算については、その大半がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ全体としての政府開発援助実績がOECD-DAC<sup>ダック</sup>に報告されている。
- (2) 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地のドイツ大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に85名が出向している。

#### 2. 実施機関

- (1) 国際協力公社（GIZ）は、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、130か国を超える地域で活動している（従業員は約16,000名、そのうち約70%は現地スタッフ）。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている。GIZの事業

予算のほとんどはBMZからの委託金であるが、それ以外にも各連邦省庁、地方公共団体や一般企業に加え、国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。

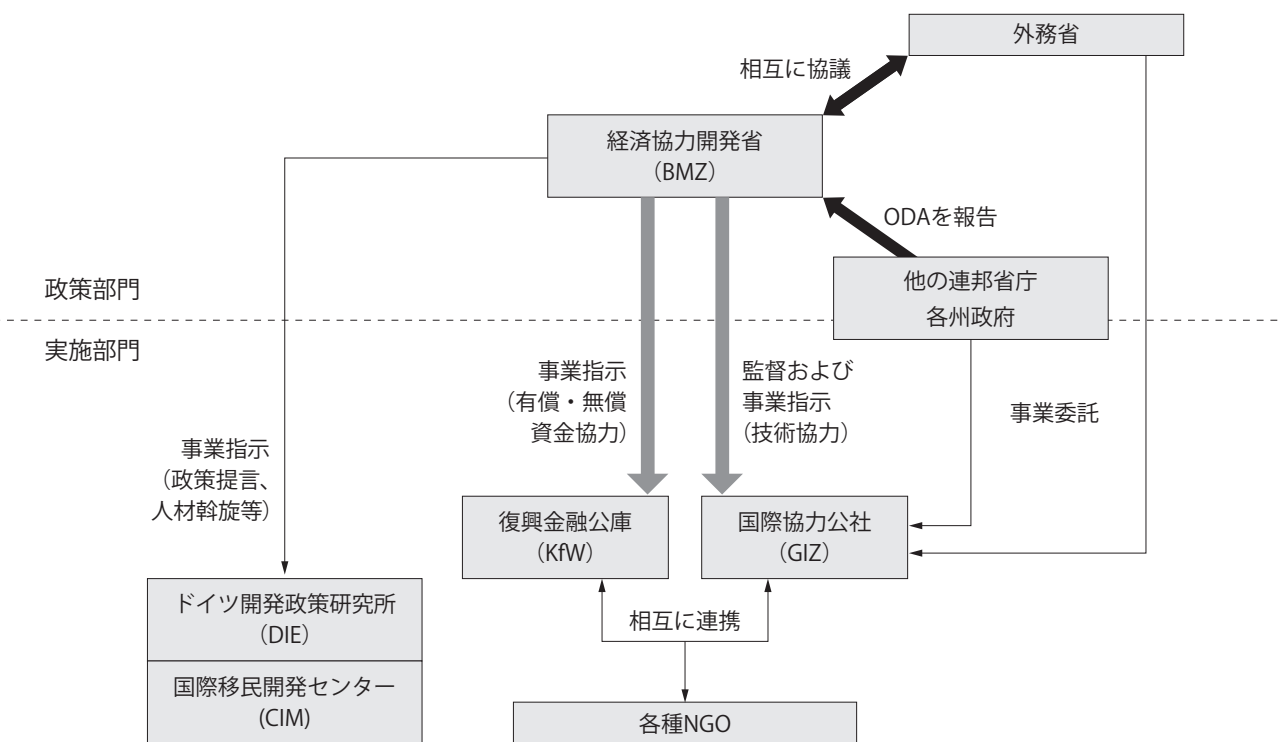
- (2) 復興金融公庫 (KfW) は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。KfW (厳密には同グループ内の「KfW開発銀行」〈本部フランクフルト〉) の従業員は650名で、そのうち190名が途上国等に勤務しており、60の在外事務所を有する。資金協力事業 (有償・無償とも) を実施。
- (3) その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所 (DIE)、ドイツに居住している被援助国出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開発センター (CIM) などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。
- (4) 自然災害時における重要なアクターとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめ

とするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている内務省所管の連邦技術救援庁 (THW) がある。

● ウェブサイト

- ・経済協力開発省 (BMZ) :  
<http://www.bmz.de/en>
- ・国際協力公社 (GIZ) :  
<http://www.giz.de/en/html/index.html>
- ・復興金融公庫 (KfW) :  
<https://www.kfw-entwicklungsbank.de/International-financing/KfW-Entwicklungsbank/>
- ・ドイツ開発政策研究所 (DIE) :  
<http://www.die-gdi.de/en/>
- ・国際移民開発センター (CIM) :  
<http://www.cimonline.de/en/index.asp>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

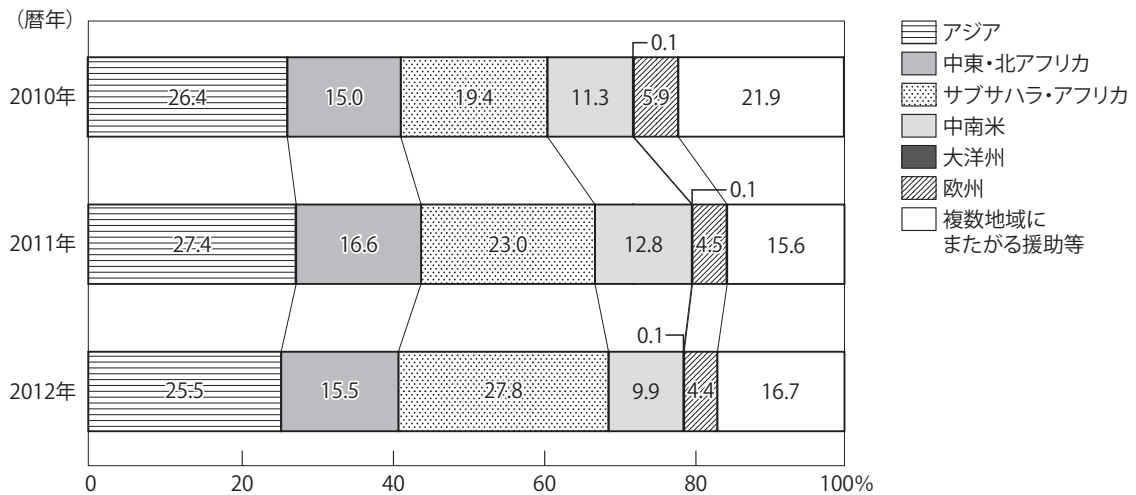
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アフガニスタン	469.76	5.8	1	アフガニスタン	539.30	6.2	1	コンゴ民主共和国	594.12	6.9
2	インド	396.93	4.9	2	インド	496.90	5.7	2	アフガニスタン	515.54	6.0
3	中国	321.50	4.0	3	中国	485.55	5.6	3	中国	431.03	5.0
4	ブラジル	247.45	3.1	4	ペルー	217.00	2.5	4	インド	171.26	2.0
5	パキスタン	142.10	1.8	5	ブラジル	215.71	2.5	5	ケニア	157.01	1.8
6	タンザニア	134.48	1.7	6	エジプト	164.33	1.9	6	[パレスチナ自治区]	136.74	1.6
7	セルビア	126.26	1.6	7	ケニア	156.56	1.8	7	グルジア	119.40	1.4
8	[パレスチナ自治区]	104.58	1.3	8	パキスタン	125.66	1.4	8	ブラジル	117.71	1.4
9	エジプト	104.49	1.3	9	[パレスチナ自治区]	124.06	1.4	9	エチオピア	116.84	1.4
10	エチオピア	96.45	1.2	10	ベトナム	123.86	1.4	10	タンザニア	109.73	1.3
10位の合計		2,144.00	26.7	10位の合計		2,648.93	30.3	10位の合計		2,469.38	28.8
二国間ODA合計		8,035.51	100.0	二国間ODA合計		8,736.22	100.0	二国間ODA合計		8,584.09	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

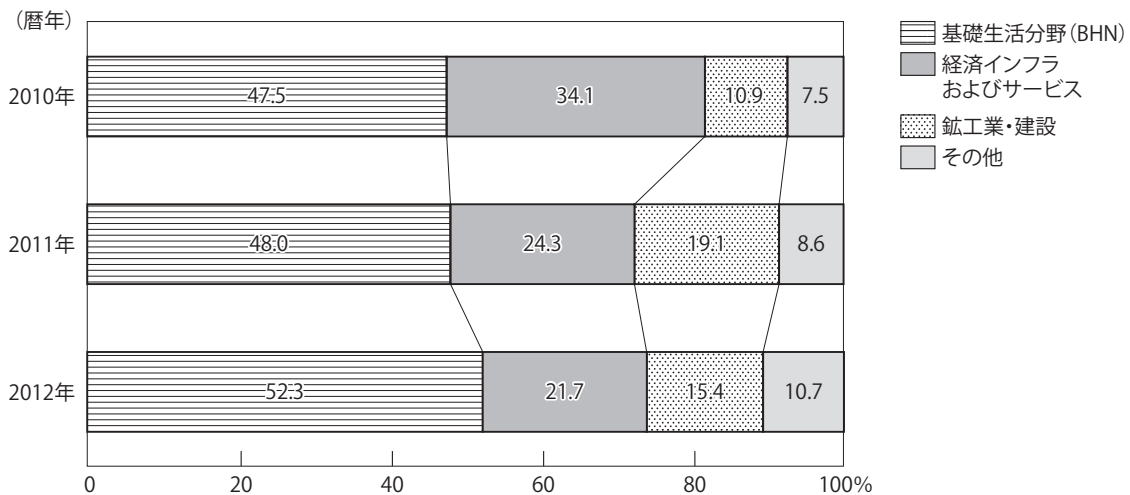
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 11 ギリシャ (Greece)

### 援助政策等

#### 1. 経緯

1997年から多国間の支援枠組みでODAを開始したが、経験が蓄積され、利用可能な資源も増加したため徐々に二国間支援を拡大した。

1999年にDAC<sup>ダック</sup>に加盟。ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に貢献し、「モンテレイ合意」(2002年)、「援助効果向上に関するパリ宣言」(2005年)、EUの開発協力枠組みを規定する「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」(2008年)に基づく量的・質的目標の達成を約束した。

#### 2. 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、外務省に国際開発協力総局 (Hellenic International Development Cooperation Department) (通称Hellenic Aid) が設置された。2000年9月、大統領令224号により、Hellenic Aidは、二国間開発協力・支援、NGOおよび他の事項に関する権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、Hellenic Aidの組織、人員、機能等が定められた。その後、開発協力に関する新しい法令と5か年計画 (2011~2015年) が起案されたが、国会に提出されず、2014年7月現在、成立していない。

#### 3. 基本目標

- (1) 2007年までにODAを対GNI比0.33%とする。
- (2) 2012年までにODAを対GNI比0.51%とする (当初は2010年までの目標であったが、延期された)。
- (3) 2015年までにODAを対GNI比0.70%とする。

#### 4. 目標達成への進展

2012年のODA総額は対GNI比0.13% (約2億5,000万ユーロ)。うち、多国間ODAは対GNI比0.09% (約1億7,000万ユーロ) で、その93% (約1億6,000万ユーロ) がEC (欧州委員会) とEDF (欧州障害者フォーラム) の活動に充

てられた。二国間ODAは対GNI比0.04% (約8,000万ユーロ) で、全体の62% (約5,200万ユーロ) が学校の運営支援、奨学金などの教育分野に充てられ、19% (約1,600万ユーロ) が医療や難民支援に充てられた。

2015年までにODAを対GNI比0.70%にするとの目標は、ギリシャの財政状況が良好で、ODAが増大するとの基本前提であったため、非常に厳しい財政状況にある現段階では目標達成は難しくなっている。

#### 5. 基本方針

ギリシャ政府はEU、欧州中央銀行 (ECB)、国際通貨基金 (IMF) から引き続き財政支援を受けているが、ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成のため、主に「モンテレイ合意」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、「開発に関する欧州のコンセンサス」、「アクラ行動計画」および「釜山パートナーシップ文書」等、国際的な取り決めに基づき、できる限りの範囲で量的・質的目標の達成に努める。

困難な財政状況の中、二国間ODAとしては質的目標の達成に的を絞り、限られた被援助国および優先的事項に重点を置き、限定的なODA活動を行う。インフラ設備の近代化、生産部門への投資促進、民主化支援、行政・地方自治体の近代化などを通して南東欧地域の政治的、経済的、社会的安定を図る「ギリシャ・バルカン復興計画」<sup>(注1)</sup>の実施を続ける。

ODA活動のための予算は今後も暫くは縮小方向に向かうと見られるため、Hellenic Aidは進行中のプロジェクトを完了させることに注力し、限りある資金を最大限に有効活用することに努める。また、さらなる効率化を図るため組織編制等の根本的な見直しを検討している。

### 実施体制

ODAの実施は、外務省所管の独立組織で外務省の行政の不可分の組織である国際開発協力総局 (Hellenic Aid) がその一部を担っており<sup>(注2)</sup>、残りは他省庁が独自に行っ

注1:ギリシャ政府は、1999年のコソボ紛争後、バルカン諸国の経済復興を支援するための枠組みとして「ギリシャ・バルカン復興計画」(Hellenic Plan for the Economic Reconstruction of the Balkans)を策定し、西バルカン諸国およびブルガリア、ルーマニアに対し、2002年から5年間で総額5億5,000万ユーロの支援を決定。公的部門に対する支援には約4億2,000万ユーロ、民間部門に対する支援には約1億1,000万ユーロを配分。2010年12月までにイヤマークされている案件も含め50.77% (約2億7,000万ユーロ) を実施。本計画は2006年の終了時に5年間延長され、さらに2011年に、同年中に開始されるブルガリア・ルーマニアの事業についてのみ事業の完了を2020年まで延長した。

注2:日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関(学校、研究機関等の公益法人、NGO等)と調整を行う。Hellenic Aidのスタッフは35~40名。そのうち、約半分は外務省職員、他の半分は専門家で構成される。ODAの実施においては、在外公館が補完的な役割を担う。Hellenic Aid自体の在外事務所は、2006年にスリランカへの支援のためコロンボに設置(1名)された例があるのみだが、現在は閉鎖されている。

ている。

1. Hellenic Aidは、開発協力と人道支援のメカニズムであり、開発戦略の企画・形成を担う。

2. Hellenic Aidの所掌事務は以下のとおり。

- (1) 開発援助に関連する国家予算のすべての資金の管理。
- (2) 国際経済関係組織調整閣僚委員会に対し、開発政策戦略に関する提案を起案。
- (3) 開発途上国への人道・開発援助に関する活動および計画に対する監督、調整、促進。
- (4) 開発協力に関し、EU、OECD-DACおよび他の国際的・地域的機関、国際基金、地域開発銀行および開発を主題とした国際会議への代表派遣。

(5) 承認・融資に向けて提出された開発・人道計画・活動の提案に関する監査ならびに評価およびその実現に関する監視、監督および評価。

(6) 公的部門の担当機関および民間団体との協力。

(7) 統計データの収集および精査。

(8) 国際的課題への対処における、欧州内協力およびEUへの貢献を中心とした国際開発課題に関する政策の起案。

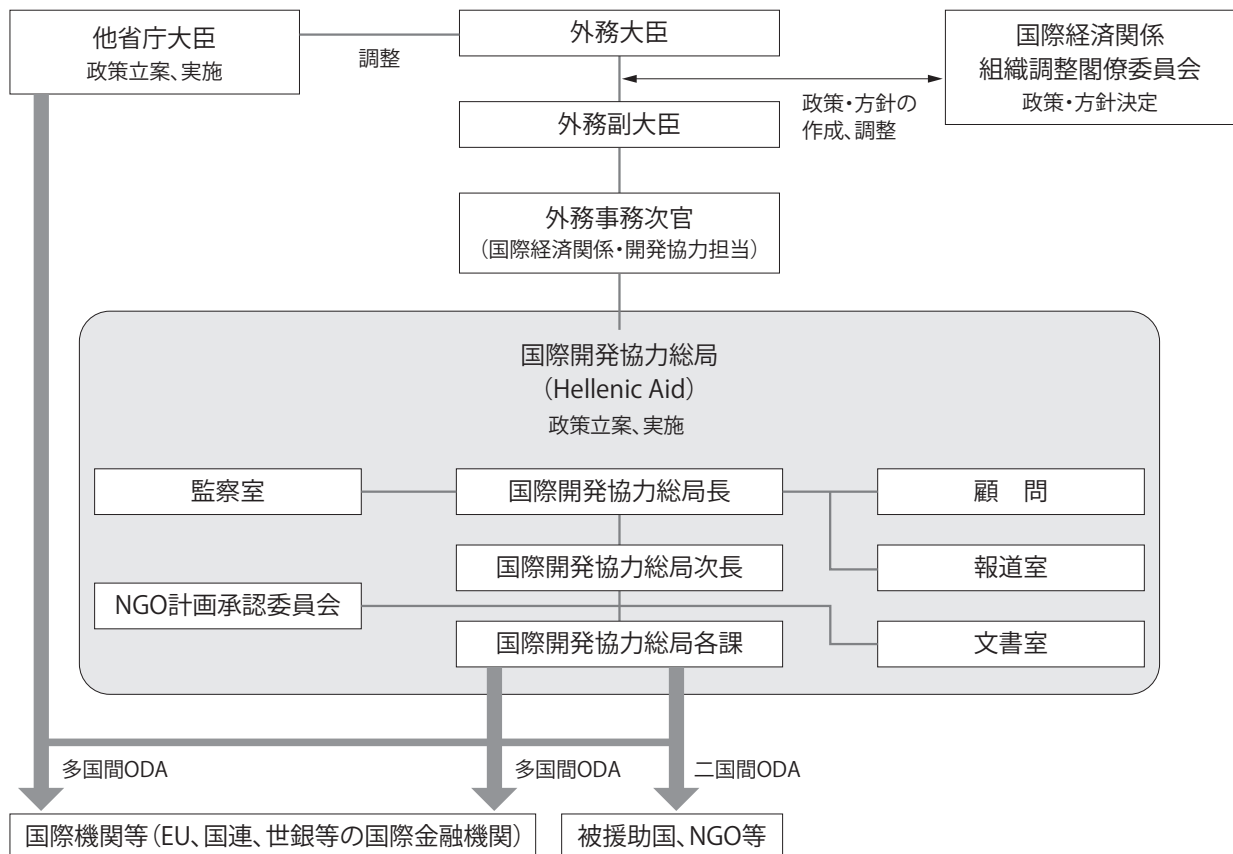
(9) 開発分野の重要課題に関する研究・検証および外務省政務レベルへの提案。

● ウェブサイト

・国際開発協力総局 (Hellenic Aid) :

<http://www.hellenicaid.gr>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

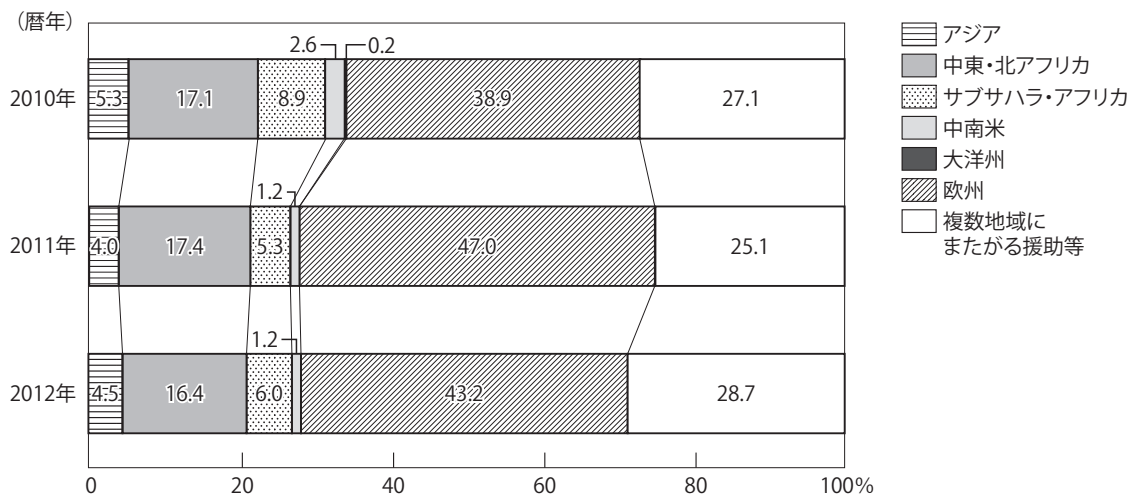
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アルバニア	51.93	24.5	1	アルバニア	51.97	33.8	1	アルバニア	39.24	36.6
2	セルビア	12.26	5.8	2	セルビア	13.31	8.6	2	[パレスチナ自治区]	5.14	4.8
3	エジプト	9.11	4.3	3	エジプト	8.40	5.5	3	ウクライナ	2.99	2.8
4	[パレスチナ自治区]	6.85	3.2	4	[パレスチナ自治区]	5.35	3.5	4	トルコ	2.58	2.4
5	トルコ	6.14	2.9	5	ウクライナ	3.68	2.4	5	シリア	2.43	2.3
6	シリア	3.55	1.7	6	トルコ	3.28	2.1	6	エジプト	1.95	1.8
7	ウクライナ	2.96	1.4	7	シリア	2.76	1.8	7	ヨルダン	1.74	1.6
8	ヨルダン	2.55	1.2	8	ヨルダン	1.96	1.3	8	モルドバ	1.39	1.3
9	アルメニア	1.73	0.8	9	アルメニア	1.92	1.2	9	グルジア	1.38	1.3
10	グルジア	1.70	0.8	10	モルドバ	1.70	1.1	10	ナイジェリア	1.38	1.3
10位の合計		98.78	46.6	10位の合計		94.33	61.3	10位の合計		60.22	56.1
二国間ODA合計		211.82	100.0	二国間ODA合計		153.90	100.0	二国間ODA合計		107.29	100.0

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

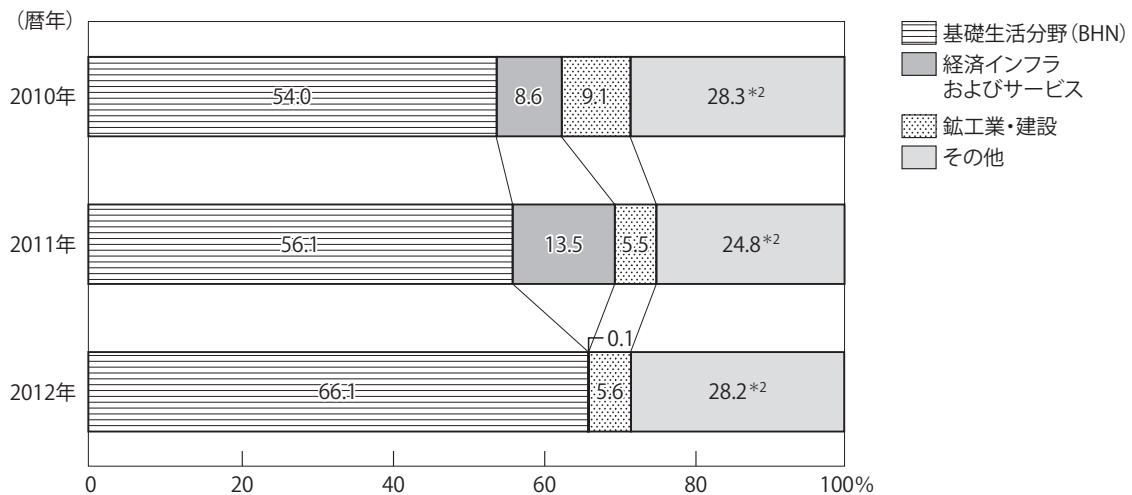
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
\*2 「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

## 12 アイスランド (Iceland)

### 援助政策等

#### 1. 基本法

アイスランド国際開発協力法により、国際開発協力の主な目的を、貧困と飢餓を根絶し、人権、教育、保健、男女平等、持続可能な開発および持続可能な資源の活用を含めた経済社会開発を促進するための支援対象国政府の努力を支援することであると規定している。

#### 2. 基本方針

援助対象国およびアイスランド納税者に対して大きな責任を負っていることに留意し、対象国の現地情勢等を常に考慮しながら、専門的かつ組織的なアプローチを行うこととしている。また、国連重視の観点から、2000年の国連ミレニアム宣言に基づきアイスランド開発援助戦略（2013-2016年）策定し、関連の諸政策の実施に務めている。

#### 3. 予算

- (1) 2012年の開発援助総額は、外務省およびアイスランド国際開発庁（ICEIDA）を合わせ、約32億6,800万アイスランド・クローナ（以下ISK）（約30億円）（対GNI比で、0.22%）。このうち、二国間援助（ICEIDAの実施分）は約12億4,700万ISK（約11億円）（構成比38%）。
- (2) 2012年の国際機関への支出については、主に、国連大学地熱エネルギー利用技術研修プログラム（UNU-GTP）へ約2億4,300万ISK（約2億円）、国連大学水産技術研修プログラム（UNU-FTP）へ約1億5,500万ISK（約1億円）（UNU-GTP、UNU-FTPともにアイスランド所在）、UNICEFへ約1億5,300万ISK（約1億円）、UN Womenへ約1億4,500万ISK（約1億円）、世銀へ約3億4,900万ISK（約3億円）等となっている。
- (3) ODAの対GNI比は、2008年の経済危機以降大幅に減少し、当時行われていたナミビア、ニカラグア、スリランカへの二国間援助は完全に削減された。一方、国際機関への公約は辛うじて果たしてきたため、否定的な影響は最小限に食い止められた。2013年の対GNI比予測数値は0.26%で、2017年には0.5%、2019年には0.7%とすることを目標としている（過去最高値は0.36%）。国民への啓発および企業の関与を促進するとともに、

自国所在の学術研究機関との連携を強化することなどを通じて前述の対GNI比目標を達成する考えである。

#### 4. 重点分野・地域

- (1) 援助の重点分野としては、天然資源、社会インフラ、および平和構築の3分野であるこれらの分野の中でも、漁業、再生可能エネルギー（特に地熱）、教育・保健、グッド・ガバナンスおよび復興に焦点を当てている（主要なプロジェクトとしては上記地熱エネルギーおよび水産関連の国連大学プログラム支援等）。
- (2) 基本的にICEIDAが行う二国間援助の対象地域はアフリカで、2012年の内訳ではウガンダ（水産部門における人材育成等に約3億5,900万ISK〈約3億円〉）、マラウイ（マンゴチ地方における社会・生活サービス向上等のために約3億5,200万ISK〈約3億円〉）、モザンビーク（水産部門における人材育成等に約2億8,600万ISK〈約3億円〉）の3か国が大部分を占めている。

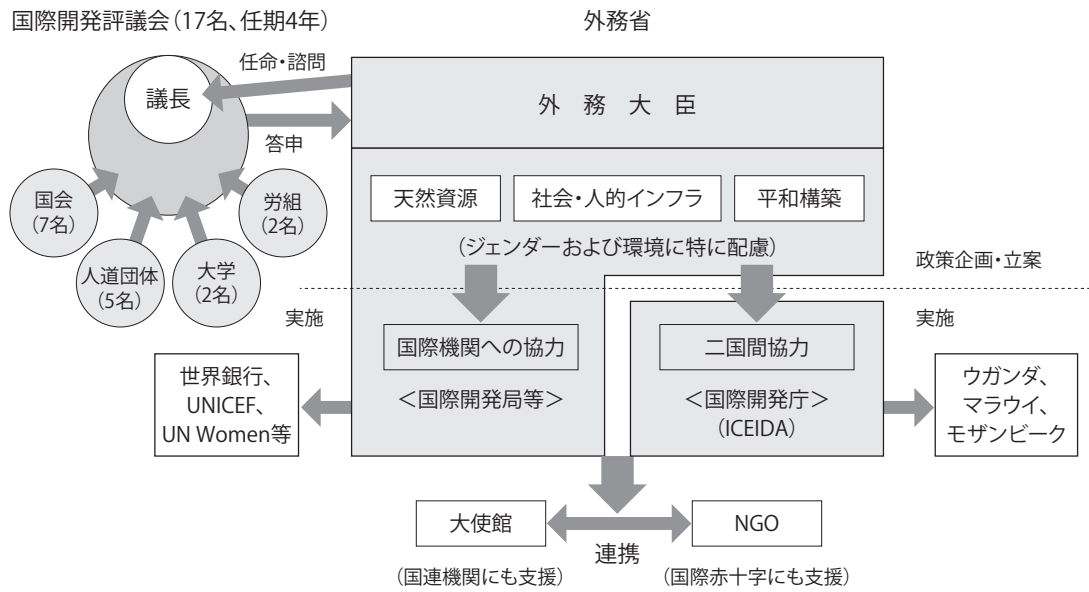
### 実施体制

1. 援助実施体制についてみると、外務省が国際機関を通じた協力を、また、同省が管轄するICEIDAが二国間協力を各々実施している。
2. アイスランド国際開発協力法は第3条で、外相が2年に1度4年間の国際開発協力戦略を策定し、これを国会決議にかけなければならないこと、そして同戦略には政府開発援助（ODA）予算額の対GNI比を明記すべきことを定めている。また、開発戦略を策定するに当たり、外相は17名の委員から成る国際開発評議会に諮問することとなっている（同法第4条）。

#### ● ウェブサイト

- ・アイスランド外務省：  
<http://www.mfa.is>（政府開発援助：<http://www.mfa.is/foreign-policy/development-cooperation/>）
- ・アイスランド国際開発庁：  
<http://www.iceida.is/english>

援助実施体制図





(1) 政府開発援助上位10か国

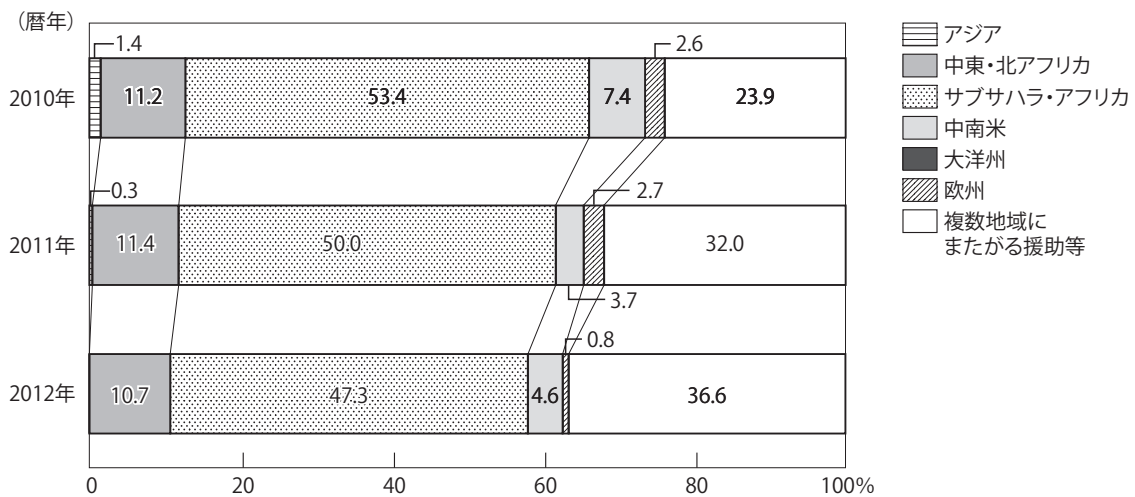
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ウガンダ	3.07	14.8	1	ウガンダ	3.32	16.6	1	マラウイ	3.38	15.9
2	マラウイ	2.63	12.7	2	マラウイ	2.35	11.7	2	ウガンダ	2.97	14.0
3	ナミビア	2.04	9.8	3	モザンビーク	2.29	11.4	3	モザンビーク	2.31	10.9
4	モザンビーク	1.99	9.6	4	アフガニスタン	1.31	6.5	4	[パレスチナ自治区]	1.17	5.5
5	アフガニスタン	1.27	6.1	5	[パレスチナ自治区]	0.80	4.0	5	アフガニスタン	0.91	4.3
6	[パレスチナ自治区]	0.85	4.1	6	ニカラグア	0.68	3.4	6	ニカラグア	0.56	2.6
7	ハイチ	0.81	3.9	7	ナミビア	0.52	2.6	7	ケニア	0.22	1.0
8	ニカラグア	0.72	3.5	8	ソマリア	0.26	1.3	8	シリア	0.20	0.9
9	ギニアビサウ	0.53	2.6	9	エチオピア	0.19	0.9	9	エチオピア	0.18	0.8
10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.47	2.3	10	リビア	0.15	0.7	10	シエラレオネ	0.11	0.5
10位の合計		14.38	69.2	10位の合計		11.87	59.2	10位の合計		12.01	56.6
二国間ODA合計		20.77	100.0	二国間ODA合計		20.06	100.0	二国間ODA合計		21.21	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

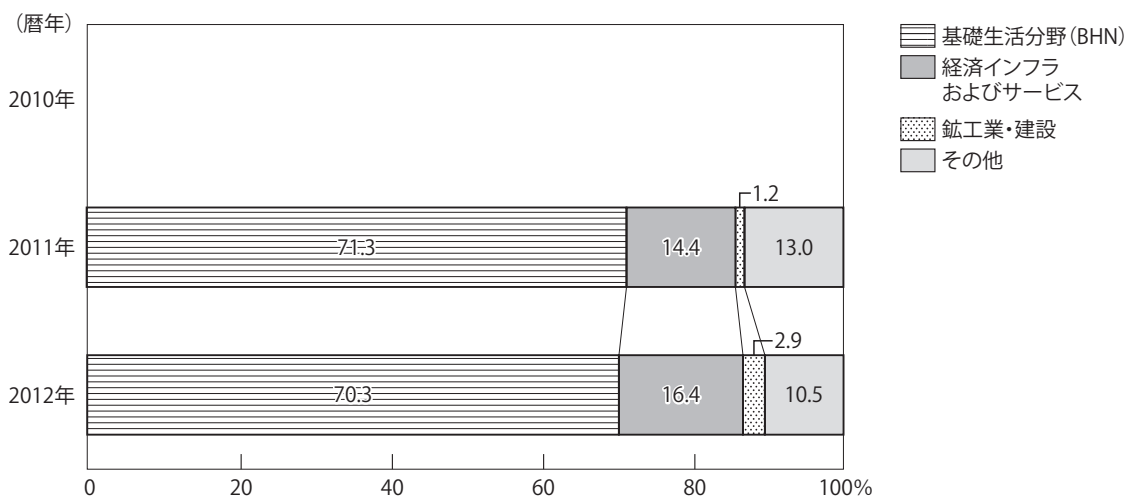
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 13 アイルランド (Ireland)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策および援助規模

##### (1) 基本政策

アイルランドは、開発協力を外交政策上不可欠なものにとらえ、貧困削減を包括的な目標としつつ、対象国へのプログラム支援、NGOを通じた支援、緊急人道支援、国際機関などの国際的枠組みを通じた支援などを実施している。

政府は、2006年に発表された援助白書を改訂し、2013年5月に「一つの世界、一つの未来：国際的開発のためのアイルランドの政策」と題する新たな援助白書を公表した<sup>(注1)</sup>。この新しい援助白書においては、アイルランドの援助政策の目標と行動のための優先分野、新しい主要パートナー国の選定、アフリカ戦略、気候変動、援助の透明性とアカウンタビリティの確保などが記載されている。

なお、アイルランドには、開発援助に係る基本法は存在せず、援助白書に記された基本政策ベースにより関係機関は活動を行っている。

##### (2) 援助規模

政府は、対GNI比0.7%を開発協力を割り当てることを目標としている（2013年実績：0.46%）。困難な経済状況を踏まえつつ、政府は援助白書において少なくとも現在の水準の援助支出を維持することを旨としており、経済回復後には0.7%目標の達成に向けて前進していくとしている。

2014年7月に政府が発表した2013年援助実績によれば、2013年度のODA総額は約6.37億ユーロであり、2012年実績（約6.28億ユーロ）から微増した。ODA予算の約7割は二国間援助（このうち約6割が農業、保健、教育、ガバナンスおよび社会インフラ支援の分野に割り当てられている）に、残り約3割は多国間援助（主な拠出先：EU、世銀、WFP、UNDP、UNICEF、UNHCR、WHO等）の枠組みを通じた支援に使用されている。また、2013年の二国間援助のうち約3割がNGOに拠出されている。

#### 2. 主要分野

アイルランドは、2013年の援助白書においても引き続き貧困削減を最重要課題と位置付けている。また、この目標達成に向けた行動のための6つの優先分野として、①世界的規模の飢餓、②脆弱国家<sup>ぜいじやく</sup>、③気候変動と開発、④貿易と経済成長、⑤必要不可欠な社会サービス（教育、HIV/エイズ、保健・社会的保護）の質の改善、⑥人権とアカウンタビリティを挙げ、これら優先分野に対応する形で援助資金の支出や援助政策が実施されている。

#### 3. 地域別

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視している。2013年に関しては、二国間援助の80%以上が後開発途上国向けであり、また85%はサブサハラ・アフリカ諸国に提供されている。アイルランドは、重点援助国として9か国を主要パートナー国（エチオピア、レソト、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、シエラレオネおよびベトナム）とし、これらの国々に二国間援助の約半分が提供されている。

#### 4. その他

##### (1) NGOとの協力

アイルランドは、NGOを政府と国際機関による業務を補完し被援助国の市民・コミュニティの意見と参加を確保する上で重要な役割を果たすものにとらえ、NGOとの連携・活用を重視し、現地NGOも含めた国内外の組織と緊密に協力して援助を実施している。

##### (2) アカウンタビリティと透明性

2013年に発表された新しい援助白書でもアイルランド政府は、援助の透明性と国民へのアカウンタビリティを重視することを特に強調している。

##### (3) 日本との開発協力の実績

2013年にはマラウイ中南部に暮らす住民の安全な水へのアクセスを改善するために深井戸建設プロジェクト<sup>(注2)</sup>を日本と連携して実施した。

注1：次回のレビューは2016年に実施を予定している。援助白書とは別に年次報告書が発行されている。

注2：日本側案件名は平成25年度草の根・人間の安全保障無償資金協力「ンチュウ県ガンヤ地区安全な水供給計画」

## 実施体制

援助を含む外交政策に係る責任は一義的に外務大臣にあるが、特に援助担当の大臣としてODA・貿易促進・南北協力担当国務大臣が設置されている。その下で外務・貿易省開発協力局（通称アイルランド援助庁、Irish Aid）が開発協力に係る政策立案・調整・実施を行っている。2014年6月現在、Irish Aidの職員数は163名（国内：129名、

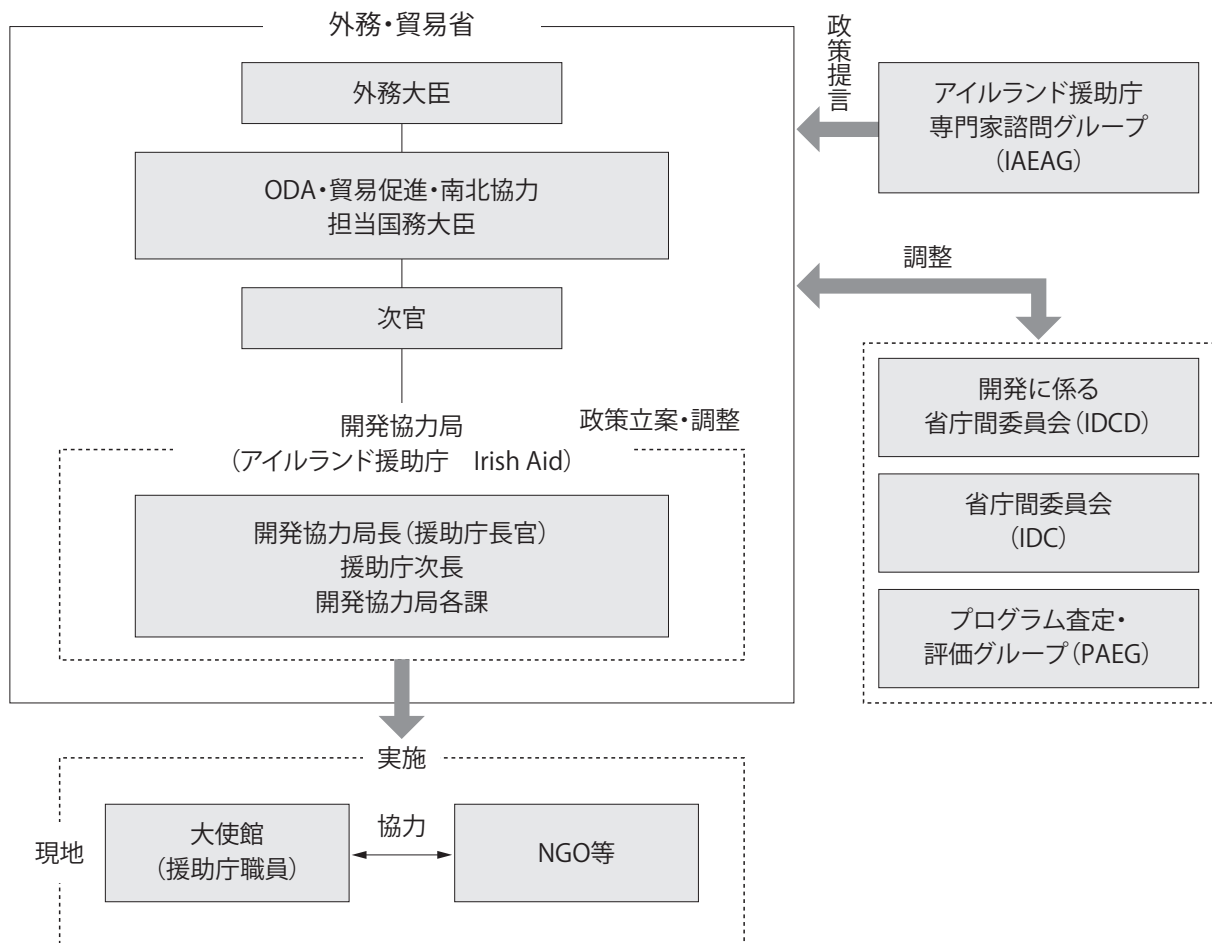
海外：34名）。

開発協力予算の約8割は外務・貿易省（アイルランド援助庁）から、約2割がその他の省庁から拠出されている。

### ● ウェブサイト

・アイルランド援助庁（IrishAid）：[www.irishaid.gov.ie/](http://www.irishaid.gov.ie/)

## 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

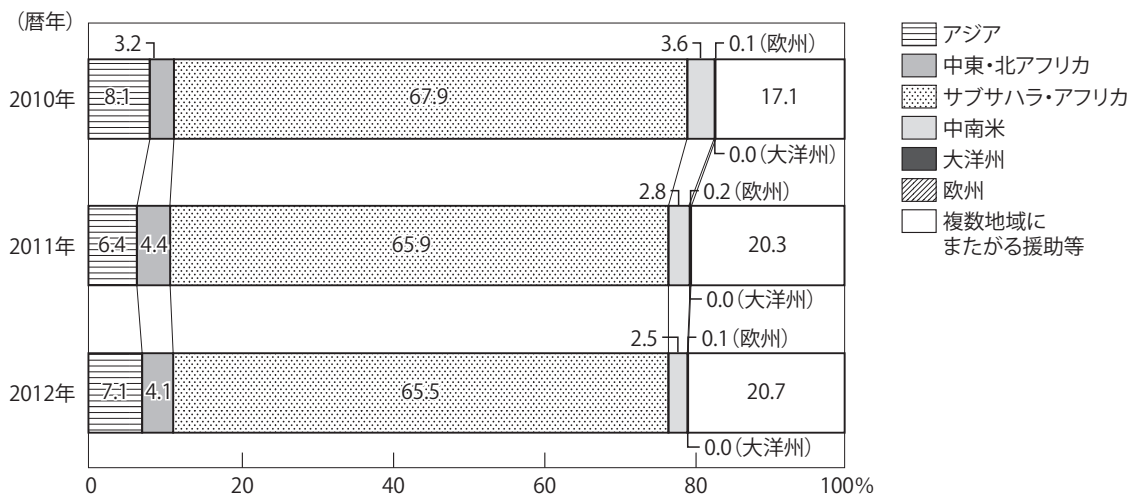
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ウガンダ	58.01	9.9	1	ウガンダ	59.48	9.9	1	モザンビーク	52.80	9.8
2	モザンビーク	56.58	9.7	2	モザンビーク	58.78	9.7	2	タンザニア	44.77	8.3
3	タンザニア	49.48	8.5	3	エチオピア	49.52	8.2	3	エチオピア	42.66	8.0
4	エチオピア	49.23	8.4	4	タンザニア	49.45	8.2	4	ウガンダ	30.63	5.7
5	ザンビア	33.02	5.6	5	ザンビア	28.75	4.8	5	ザンビア	26.33	4.9
6	マラウイ	20.58	3.5	6	マラウイ	24.66	4.1	6	マラウイ	24.14	4.5
7	ベトナム	18.31	3.1	7	ベトナム	16.47	2.7	7	ベトナム	18.55	3.5
8	レソト	15.71	2.7	8	レソト	15.85	2.6	8	シエラレオネ	15.38	2.9
9	スーダン	14.10	2.4	9	シエラレオネ	12.67	2.1	9	コンゴ民主共和国	12.95	2.4
10	ケニア	13.36	2.3	10	[パレスチナ自治区]	11.68	1.9	10	レソト	11.23	2.1
10位の合計		328.38	56.1	10位の合計		327.31	54.2	10位の合計		279.44	52.1
二国間ODA合計		585.27	100.0	二国間ODA合計		603.67	100.0	二国間ODA合計		536.18	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

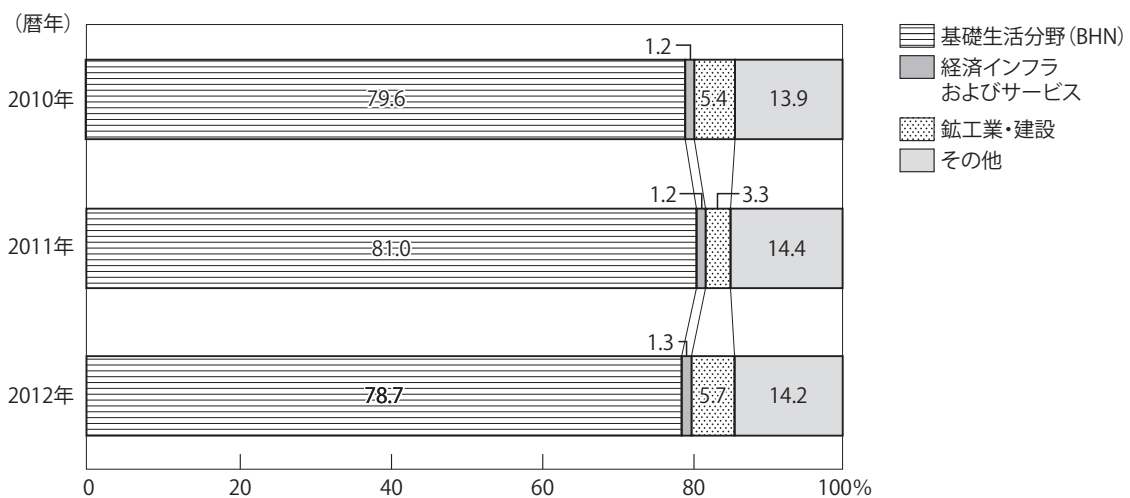
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 14 イタリア (Italy)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

政府開発援助基本法（1987年）は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP（アフリカ・カリブ・太平洋）間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する（第1条）」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的發展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的發展を目指す（第2条）」としている。

開発援助政策の方針は、外務大臣が主催する開発協力運営委員会において決定される。同委員会には、経済・財務省、経済振興省関係者等が参加する。現在実施中の「開発援助ガイドライン2013～2015年」は、すべてのアクターが透明性を保ちながら協働し、援助の効果を上げるという原則に基づいて策定されている。

#### 2. 援助規模

2013年のODA実績は33億3,261万米ドルで、対前年比で約17.47%増加した。また、ODAの対GNI比は0.16%（前年は0.14%）であった。

イタリアは経済危機の影響により、2012年はODA予算を大幅に削減（前年比38%減）したが、2013年から再び回復基調に乗せている。しかし、国連目標である対GNI比0.7%達成は具体的なめどが立っていない。

#### 3. 対象分野・実施方針

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカで、次が地中海・中東地域・バルカン。優先分野は①農業・食料安全保障、②人間開発（保健、教育、訓練）、③ガバナンスおよび市民社会、④民間セクターの内発的・包括的・持続可能な発展、⑤分野横断的な問題（人権、民主主義・平和構築支援、治安、女性のエンパワーメント、社会的弱者の保護、環境、文化財の保護等）。旧植民地等の関係を通じて伝統的にイタリアが深い関係を持つサブサハラ・アフリカ、アフリカの角地域では、特に現地のニーズに応じて農業・食料安全保障分野の援助を重視している。イタリアは農業用器具の生産国でもあり、一方でFAO、IFAD、WFPの食料安全保障に関する国際機関は本部がローマにある。2015年ミラノ万博のテーマが「食」であることからわかるように、食料安全保障はイタリ

アのODAにおいて大きな比重を占めている。

1960年代からNGOを通じた開発協力を積極的に行っているが、法規制のためイタリアNGOのみが資金供与の対象であった。しかし、近年、イタリアNGOを通じた間接的資金援助や、大使館のローカル基金を活用してローカルCSO（市民社会組織）との連携を強化している。

### 実施体制

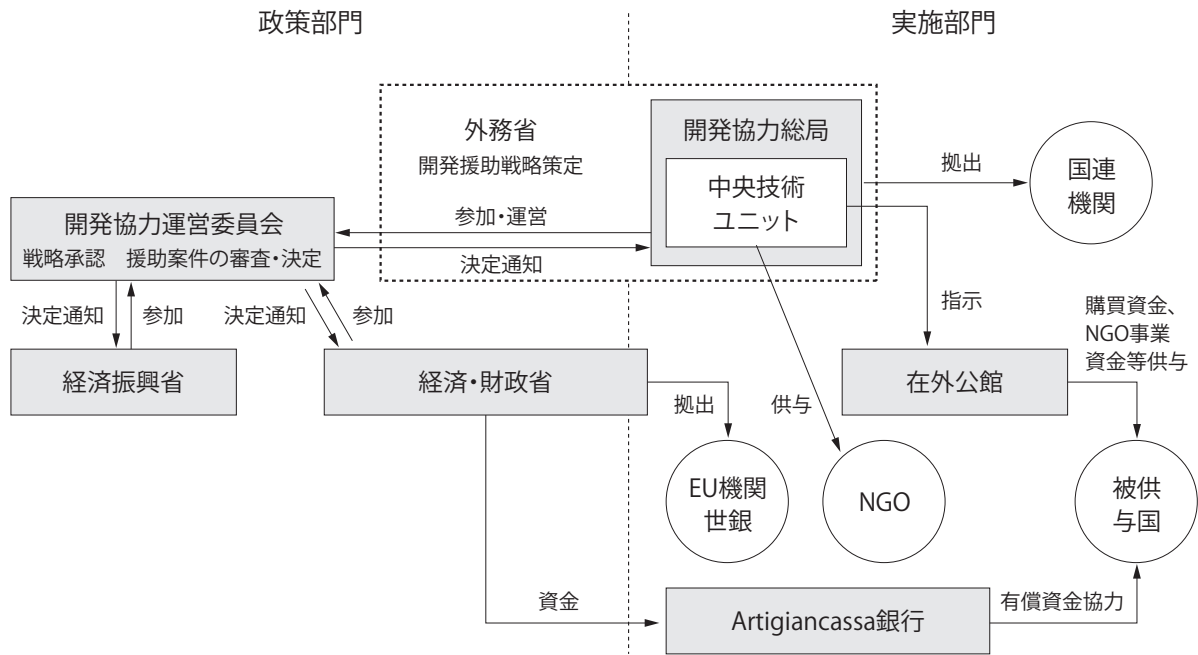
政府開発援助基本法により、二国間援助（有償・無償資金協力、技術協力）および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財務省が管轄している。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整は、開発協力運営委員会で行われる。また、100万ユーロ以上の援助案件は、開発協力運営委員会が審査し実施の可否を決定する。

外務省開発協力総局は12課および中央技術ユニットから構成され、職員数は404名（2013年12月）である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに29名の専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために在外公館に24名の専門家が配置されている。

有償資金協力は、外務省の要請を受けて開発協力運営委員会承認された案件につき、経済・財政省の回転資金を管理する民間銀行（Artigiancassa銀行）が借款契約締結、貸付実行、回収業務を行っている。

援助政策等の1.基本政策で述べた政府開発援助基本法は時代に合わなくなっているため、議会で改正案の審議が進んでおり、2014年中に改正が行われる予定（2014年8月現在）。改正後は、明確な戦略策定を行い、援助の有効性を上げるための専門的援助実施機関が設置されることになっている。実施機関の体制についての細則が決定され、実際に活動が開始されるのは2016年以降の見込みである。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

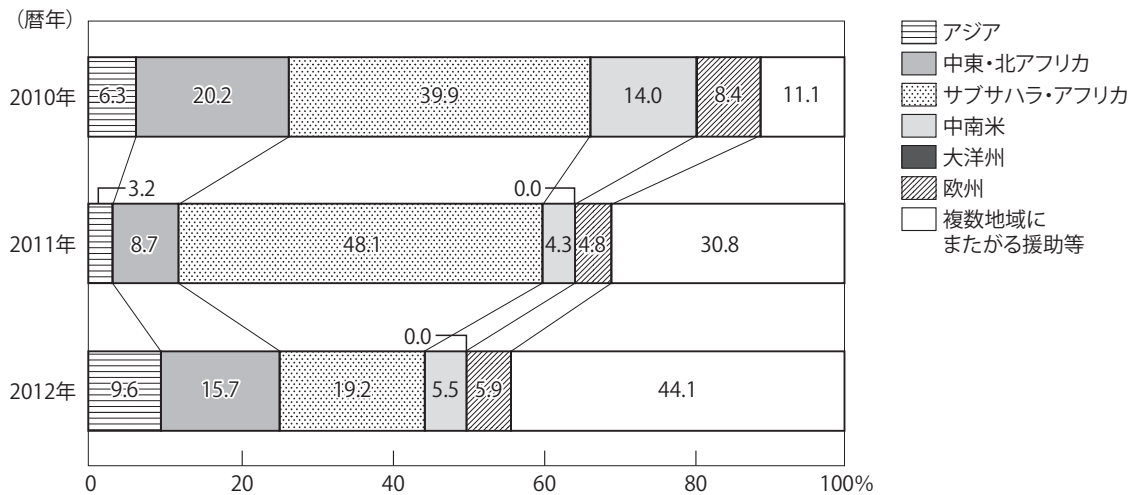
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ共和国	97.46	12.8	1	コンゴ民主共和国	576.89	33.9	1	アフガニスタン	47.50	7.6
2	ハイチ	63.07	8.3	2	アフガニスタン	55.27	3.2	2	パキスタン	42.75	6.9
3	アルバニア	54.80	7.2	3	アルバニア	40.42	2.4	3	アルバニア	32.00	5.1
4	赤道ギニア	54.65	7.2	4	ケニア	27.54	1.6	4	モザンビーク	22.36	3.6
5	アフガニスタン	54.34	7.2	5	パキスタン	26.78	1.6	5	レバノン	15.73	2.5
6	モザンビーク	35.32	4.7	6	エチオピア	24.76	1.5	6	イラク	13.59	2.2
7	[パレスチナ自治区]	35.04	4.6	7	モザンビーク	23.40	1.4	7	ソマリア	10.38	1.7
8	レバノン	23.87	3.1	8	レバノン	19.06	1.1	8	スーダン	9.59	1.5
9	エチオピア	18.31	2.4	9	セルビア	18.63	1.1	9	南スーダン	8.95	1.4
10	スーダン	12.77	1.7	10	ソマリア	18.58	1.1	10	[パレスチナ自治区]	7.27	1.2
10位の合計		449.63	59.2	10位の合計		831.33	48.8	10位の合計		210.12	33.7
二国間ODA合計		759.15	100.0	二国間ODA合計		1,702.39	100.0	二国間ODA合計		623.98	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

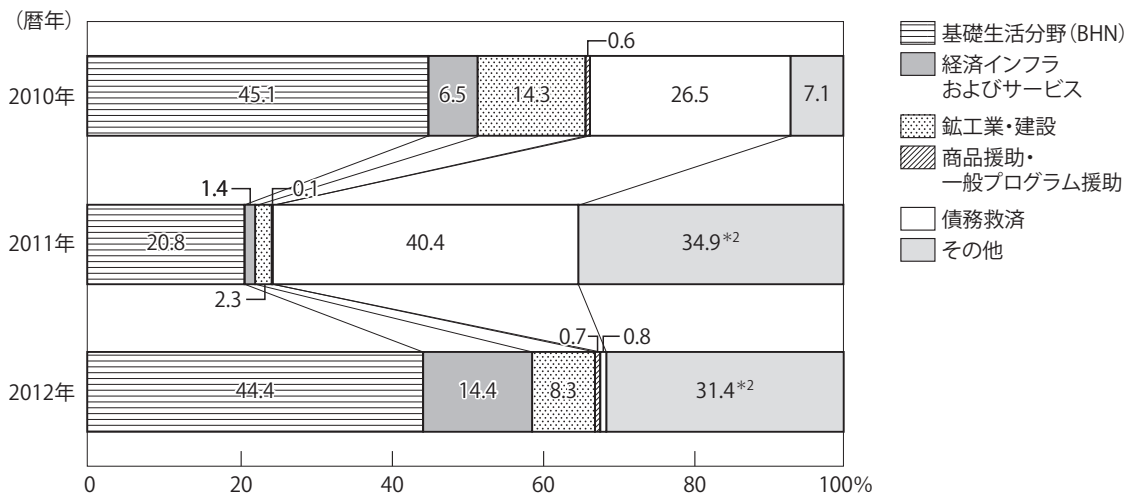
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
\*2 「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

## 15 ルクセンブルク (Luxembourg)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・基本方針

ルクセンブルクの開発協力は、「開発援助に関する1996年1月6日法」を基本法とし、「開発協力と人道に係る法」(2012年3月採択)が同法を補完している。途上国の貧困撲滅という明確な目標を掲げ、持続可能な開発の原則に沿った事業を行っている。事業の大半は国連ミレニアム開発目標(MDGs)に合致しており、保健・福祉、教育、総合地域開発が中心分野になっている。

2000年以降、国連が定めた「対GNI比0.7%目標」を達成してきたが、2009年には初めて対GNI比1%に達した(1.11%)。2013年に誕生した新政権は、「対GNI比1%の維持」を公約としている。

2013年、開発協力・人道支援大臣が2回交代したが、政府は政策の継続性を強調している。より効率的な開発協力を目指した2020年までの行動計画を、2014年8月現在、策定中である。

#### 2. 主な二国間援助対象国・重点分野

ルクセンブルク政府は、効率性とインパクトの観点から、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、セネガル、カーボヴェルデ、ラオス、ベトナム、ニカラグア、エルサルバドルの9か国を「パートナー国」として集中的に支援している。その他、アフガニスタン、コソボ、モンテネグロ、セルビア、ルワンダ、モンゴル、パレスチナ自治区に対しても支援を行っている。

インフラ整備および社会サービスを重点援助分野と位置付け、教育、保健、ガバナンスにも注力している。2012年には、情報通信、水、環境、ジェンダー、マイクロファイナンス等についても分野別戦略を策定し、支援の幅を広げた。

#### 3. 援助規模

2013年の開発援助額は3億2,304万ユーロで、過去最高の金額に達した。ODA予算の29.86%(2013年)を多国間援助に充て、国連、EU、世界銀行等と協力している。

人道支援に対して2013年に4,168万ユーロを支出したルクセンブルクは、(1)緊急援助、(2)移行・復興・再建、(3)減・防災を3本柱としているが、緊急支援に予算のほとんどが充てられている。

### 実施体制

#### 1. 外務欧州省

外務欧州大臣と共に省内で執務する開発協力・人道支援大臣の下、外務欧州省開発協力局が対外援助のほとんどを所掌している。

#### 2. ルクス・デベロップメント

二国間援助の多くを実施するのが、ルクス・デベロップメント(LuxDev)である。LuxDevは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれる。ルクセンブルク政府によるODA原資のほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急支援活動や他のドナー国や欧州委員会(EC)の支援する計画の管理なども行う。2013年に外務欧州省から割り当てられた予算は8,790万ユーロ。2012年末現在のスタッフ数は115名(うち本部54名、在外地域事務所61名)。在外地域事務所はプライア(カーボヴェルデ)、ダカール(セネガル)、ワガドゥグ(ブルキナファソ)、プリシュティナ(コソボ)、ハノイ(ベトナム)、マナグア(ニカラグア)の6か所にある。

#### 3. 民間セクターとの連携

ルクセンブルクのODAはアンタイドであるが、IT通信分野では、ルクセンブルク企業の競争力が高く、自国企業が採用されている例が多い。また、政府は民間企業に対して、企業の社会的責任(CSR)の観点から開発協力事業への参加を積極的に勧めている。

民間セクターとの連携の一例が、同国が近年人道支援の目玉としている緊急時の衛星通信システム「Emergency.lu」である。大規模災害や内乱等の緊急事態が発生した際に、迅速かつ効率的な人道援助実施を確保するための人工衛星を利用した通信用端末システムで、外務欧州省および国内の3社(HITEC Luxembourg、SES TechCom、Luxembourg Air Ambulance)から成るコンソーシアムが協力して開発、運用している。2010年のハイチ大地震の際にルクセンブルクから救助チーム2隊が現地に派遣されたものの、通信手段が不十分で活動に支障を来したとの教訓に基づき、2012年に南スーダンで運用されたのが最初。その後も、インドネシア、ネパール、ベネズエラ、フィリピンで活用されている。



#### 4. NGOとの連携

ルクセンブルクは、特に政府による援助活動が行き渡らない地域においてNGOを積極的に活用しており、予算ベースで二国間協力の約25%、ODA全体の約18%が、NGOによって実施されている。2013年には、人道支援をより効率的に実施するための方策の一環として、NGOの政府による厳格な認定基準を設定した。

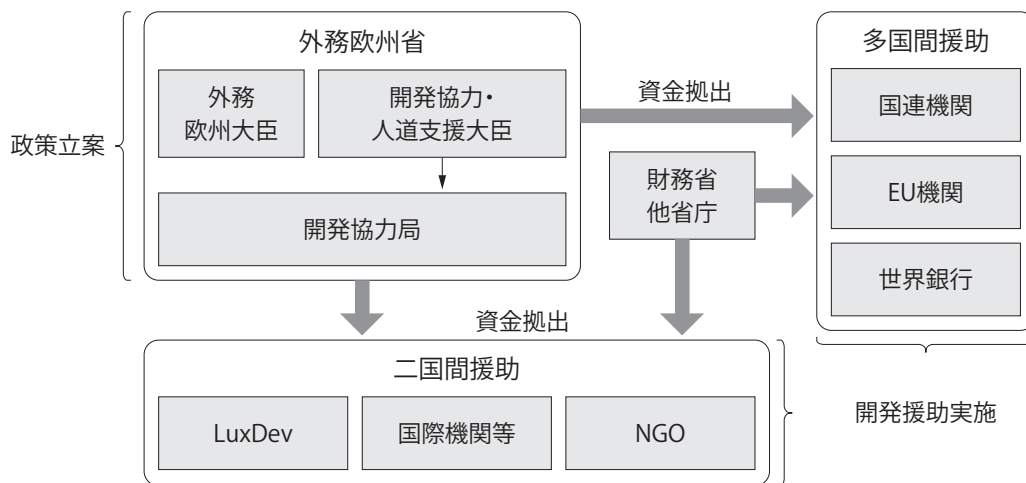
毎年9月、開発支援関係者（議会の外交委員会メンバー、

外務欧州省開発協力局関係者、LuxDev関係者、パートナー国の代表、開発NGO）を集めて、国際協力会議“Assise de la Cooperation”を開催している。

#### ● ウェブサイト

- ・外務欧州省開発協力局：<http://cooperation.mae.lu/fr>
- ・LuxDev：<http://www.lux-development.lu/index.lasso>
- ・2012年白書：<http://www.cooperation.lu/2012/en>

#### 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

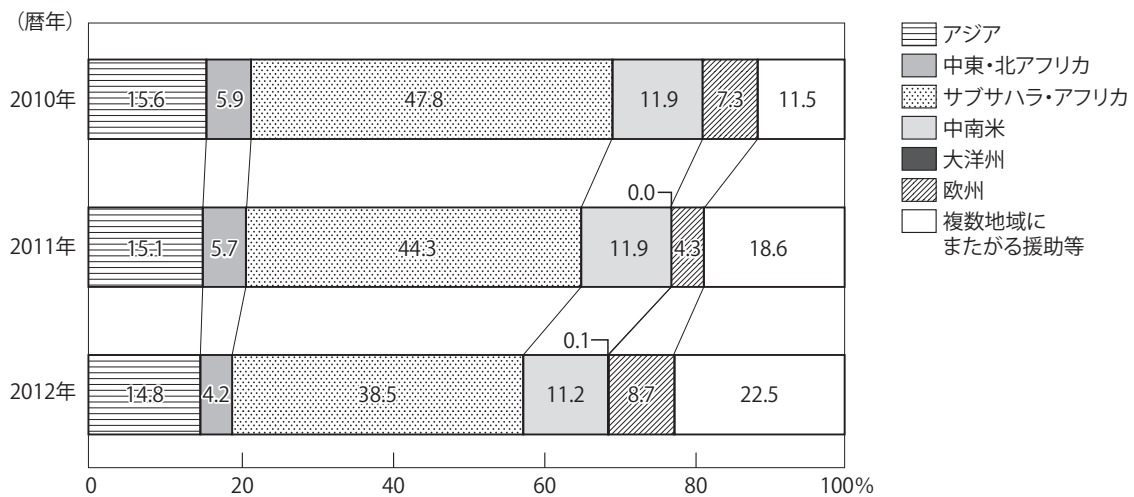
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	セネガル	18.84	7.2	1	マリ	24.65	8.8	1	マリ	20.29	7.3
2	ブルキナファソ	17.90	6.8	2	ブルキナファソ	16.92	6.0	2	ブルキナファソ	19.06	6.9
3	カーボヴェルデ	16.87	6.4	3	ラオス	16.53	5.9	3	カーボヴェルデ	18.15	6.6
4	マリ	14.24	5.4	4	カーボヴェルデ	15.21	5.4	4	ラオス	16.69	6.0
5	ナミビア	12.46	4.8	5	セネガル	13.95	5.0	5	セネガル	16.67	6.0
6	ラオス	12.35	4.7	6	ニカラグア	12.15	4.3	6	コンゴ	14.54	5.3
7	ベトナム	12.14	4.6	7	[パレスチナ自治区]	9.83	3.5	7	ベトナム	11.27	4.1
8	ニカラグア	9.45	3.6	8	ベトナム	8.77	3.1	8	エルサルバドル	9.80	3.5
9	[パレスチナ自治区]	9.45	3.6	8	エルサルバドル	7.76	2.8	9	ニカラグア	9.60	3.5
10	コンゴ	9.16	3.5	10	ナミビア	6.97	2.5	10	ニジェール	8.26	3.0
10位の合計		132.86	50.7	10位の合計		132.74	47.5	10位の合計		144.33	52.2
二国間ODA合計		262.02	100.0	二国間ODA合計		279.68	100.0	二国間ODA合計		276.67	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

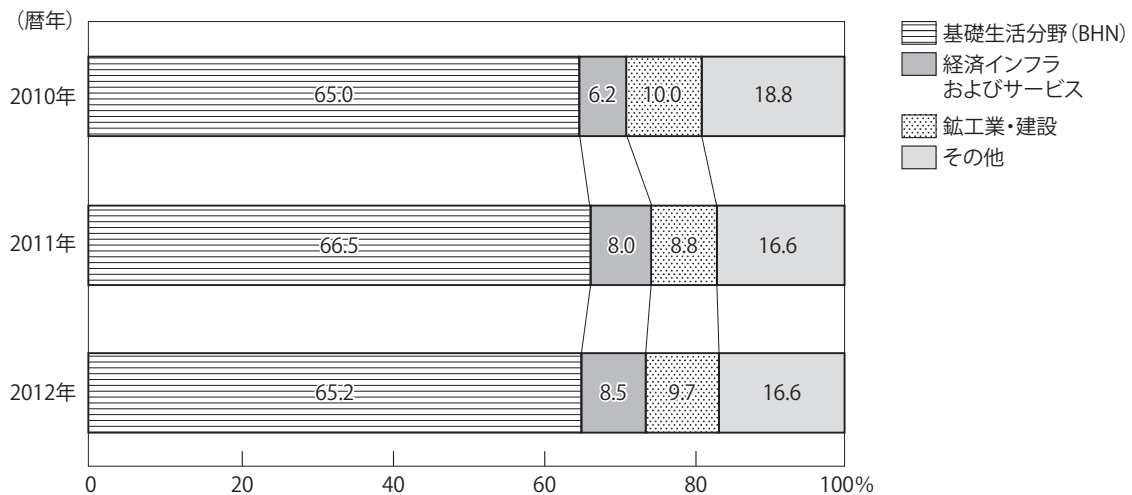
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 16 オランダ (Netherlands)

### 援助政策等

#### 1. 外交政策としての位置付け・基本方針

2012年11月に発足した連立政権が2013年4月に発表した海外援助と貿易についての新戦略の中で、開発援助政策は外交にとって不可欠な政策の一部と位置付けられている。援助方針として、①極度の貧困の撲滅、②世界全体での持続可能で包摂的な成長の促進、③オランダ企業の海外での貧困対策活動の支援を掲げている。政府は、貧困対策にとって市場経済は不可欠であるとの判断に基づき、投資や貿易を推進している。

#### 2. 援助規模

2013年の政府開発援助の実績<sup>(注1)</sup>は、対GNI比0.67%、約54億ドル（対GNI比ベースで世界第6位、援助額ベースで同第8位）であった。前内閣においては、対GNI比0.8%（2010年）を2012年までに国連目標である0.7%まで徐々に減らしてきたが、現政権では援助額を2014年から年間7億5,000万ユーロ削減し、2017年にはさらに年間10億ユーロの削減で援助額は約38億ユーロ、対GNI比は0.55%となる見通しである。

二国間および多国間援助額の比率は、過去10年間の平均が多国間1に対し二国間2.46である。2005年では3.29、2006年では2.78と二国間援助の割合が多かったが、2013年では2.26に減少している。

#### 3. オランダ成長基金 (Dutch Good Growth Fund)・国際安全保障予算

開発に関連した事業や投資計画を有する中小企業のための回転資金であるオランダ成長基金は、2014年：1億ユーロ、2015年：1億5,000万ユーロ、2016年：1億5,000万ユーロ、2017年：3億ユーロの予算が計上され、2014年7月からウェブサイトにおいて申請の受け付けが開始されている。3Dアプローチ（外交、開発および防衛）の枠組みの活動に用いられる国際安全保障予算が新たに導入され、2014年予算において年間2億5,000万ユーロを当初計上していたが、その後修正され、2014年9月現在、予算も実績も計上されていない。

#### 4. 重点分野

オランダの産業界および学界が知見を有して独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配（2013年実績約2.9億ユーロ、2014年予算約2.4億ユーロ）、②水（2013年実績約1.6億ユーロ、2014年予算約1.6億ユーロ）、③食の安全保障（2013年実績約3.4億ユーロ、2014年予算約3.0億ユーロ）、および④性と生殖に関する健康と権利（2013年実績約4.0億ユーロ、2014年予算約4.2億ユーロ）の4分野を二国間援助の重点分野としている。

オランダは、ミレニアム開発目標（MDGs）を自国援助政策のガイドラインと位置付けており、新たな開発アジェンダに引き継がれることとなっている。

#### 5. 重点地域

断片的な援助を回避し、より効果的な支援を実施するため、以前の33か国であった二国間援助の対象国数については、現在15か国に縮小されている。今後も対象国を絞り込み、紛争等の影響もあり独力で貧困から脱却できないとされる7か国・地域<sup>(注2)</sup>を対象地域とすることを決定している。援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けである。

#### 6. 多国間援助

国連や世界銀行のような国際機関を通じた援助にも重点を置いている。政府はこれら組織による付加価値を、オランダ外交政策への貢献の観点から有効性と妥当性について点数を付けて精密に評価しており、これによると、世界銀行、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）がオランダの多国間開発援助の中心となっている。また、オランダは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金にドナーとして直接貢献しているほか、地雷除去や公衆衛生・飲料水の改善等に幅広く貢献している。

### 実施体制

外務省に、外務大臣に加えて援助政策を担当する外国貿易・開発協力大臣が設置され、国際協力局（DGIS）が

注1: DACウェブサイト (暫定値)

注2: アフガニスタン、ブルンジ、マリ、パレスチナ自治区、ルワンダ、南スーダン、イエメン

援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有している。

政府開発援助予算のすべてを外務省が所掌し、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。また、EUレベルでの政策決定に臨む際の準備作業の段階で行われる省庁間協議の場において援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

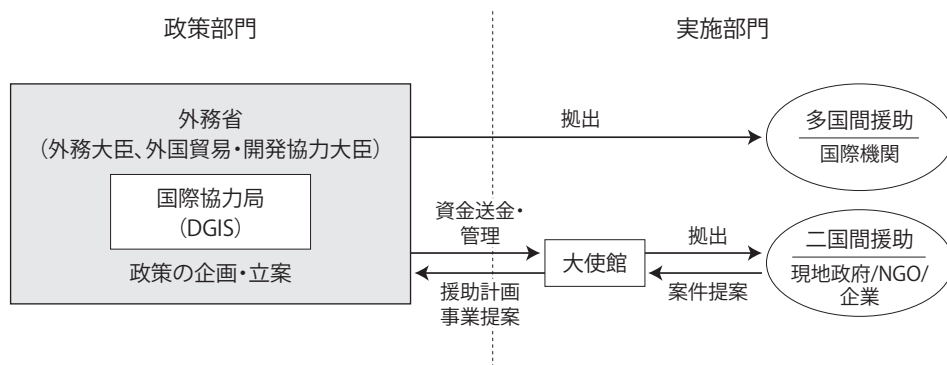
二国間援助に関しては、それぞれの地域におけるODAプロジェクトのための予算が在外公館に配分されており、在外公館は政策目標の範囲において、開発予算をどのように活用するかを決めることができる。また、援助計画の作成および案件発掘の役割も担っている。被援助国に所在するNGOは在外公館に対して案件を提案、それをもとにして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助の実施は、独自の開発援助実施機関が存在せず、二国間援助（多くがセクター別支援、すべて贈与）、多国間援助（世界銀行・国連等の国際機関）、民間セクター（企業・NGO）への補助金交付の3つの主要な形態により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立が尊重され、対等な外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。

● ウェブサイト

- ・オランダ外務省（開発援助関連ページ）：  
<http://www.government.nl/issues/development-cooperation>

**援助実施体制図**



(1) 政府開発援助上位10か国

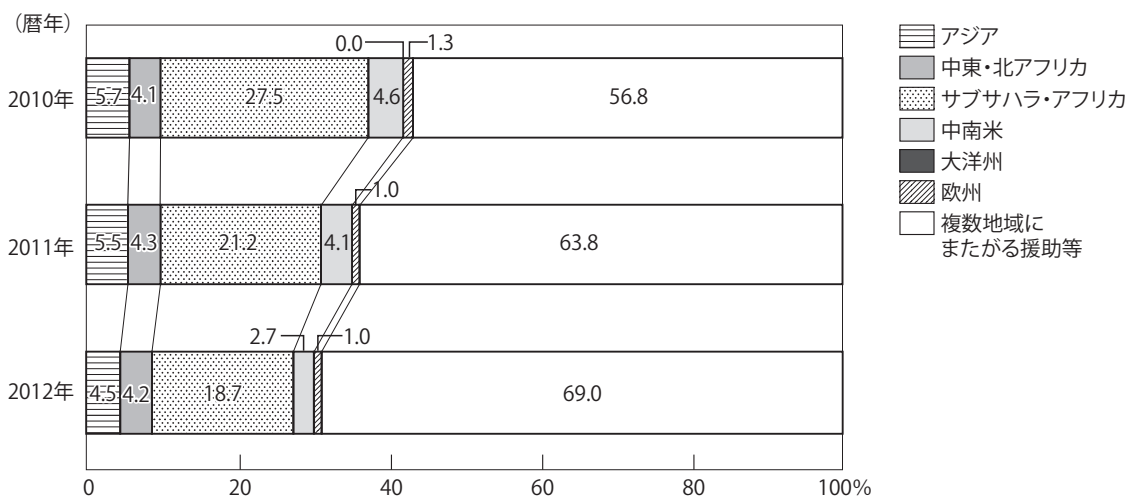
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	422.16	8.7	1	アフガニスタン	108.48	2.5	1	エチオピア	79.34	2.1
2	アフガニスタン	115.00	2.4	2	バングラデシュ	77.75	1.8	2	アフガニスタン	68.50	1.8
3	スーダン	86.71	1.8	3	モザンビーク	73.00	1.7	3	バングラデシュ	66.54	1.7
4	モザンビーク	81.84	1.7	4	エチオピア	67.90	1.6	4	モザンビーク	53.71	1.4
5	バングラデシュ	78.57	1.6	5	タンザニア	66.82	1.5	5	マリ	46.07	1.2
6	スリナム	76.30	1.6	6	ガーナ	63.14	1.5	6	南スーダン	45.17	1.2
7	ガーナ	72.87	1.5	7	マリ	59.44	1.4	7	ブルキナファソ	41.23	1.1
8	タンザニア	59.21	1.2	8	ブルキナファソ	53.88	1.2	8	ガーナ	40.72	1.1
9	マリ	56.69	1.2	9	[パレスチナ自治区]	53.79	1.2	9	ボリビア	37.51	1.0
10	ブルキナファソ	54.36	1.1	10	ボリビア	53.65	1.2	10	ルワンダ	37.03	1.0
10位の合計		1,103.71	22.8	10位の合計		677.85	15.6	10位の合計		515.82	13.4
二国間ODA合計		4,841.43	100.0	二国間ODA合計		4,336.26	100.0	二国間ODA合計		3,857.49	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

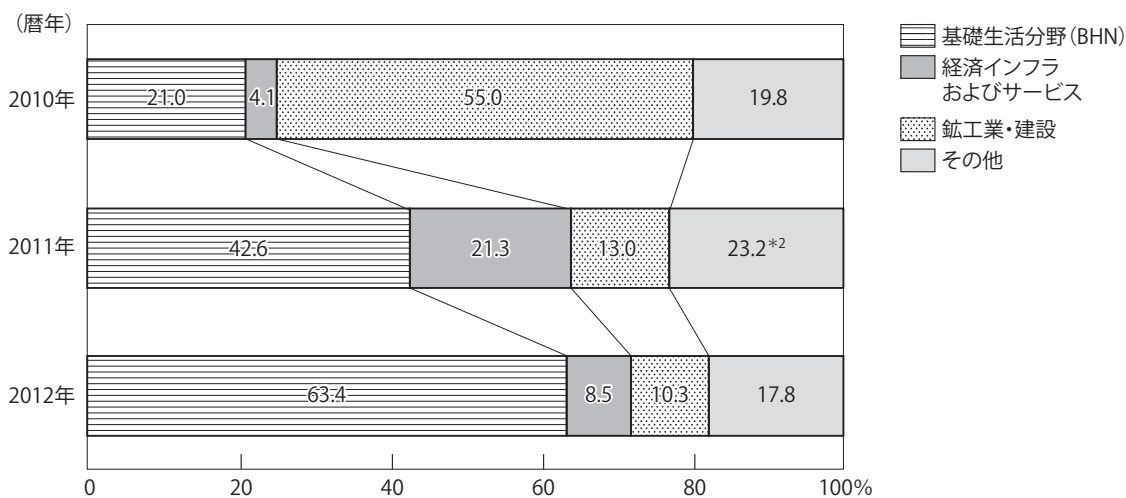
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
\*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

## 17 ニュージーランド (New Zealand)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針・優先分野

- (1) ニュージーランド政府の開発援助は、「世界の貧困削減およびより安全で公平で繁栄した世界の構築に貢献するため、途上国における持続的開発を支援する」との理念の下、同国の持つ優位性を最大限活用できる漁業、農業、観光、再生可能エネルギー、教育および法と司法を重点分野としている。また、開発援助政策は、貿易、移民、投資、安全、環境政策および国際開発コミットメントや開発目標との整合性が必要とされており、その開発援助活動は、透明性、説明責任、民主的統治、男女平等および法の支配の原則を反映し、かつ促進するものとされている。
- (2) 基本方針は3年ごとに見直されており、現在は「2012～2015年ニュージーランド援助戦略計画」に基づき、経済開発への投資、人材育成の促進、自然災害への対応、安全なコミュニティの構築、援助効果の向上、国際的な目標の達成（ミレニアム開発目標等）等を優先分野に掲げた開発援助を進めている。
- (3) 対象地域としては、歴史的、文化的および人的交流面で密接な関係がある大洋州地域を優先地域として、援助総額の約6割を充てており、その他、アジア、南米およびアフリカに対しては、特定の分野や国に絞った援助を行っている。

#### 2. 援助の形態

ニュージーランド政府の援助は、以下の援助プログラムから構成される。

- (1) 特定課題に基づく多国間プログラム  
経済開発プログラム、人材育成、ガバナンスプログラム
- (2) 国別プログラム  
アフガニスタン、クック、フィジー、インドネシア、キリバス、ニウエ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トケラウ、トンガ、ツバル、東ティモール、バヌアツ
- (3) 地域プログラム  
アフリカ地域プログラム、ASEAN地域プログラム、メコン地域プログラム、ラテンアメリカ・カリブ地域プログラム

- (4) 地域・国際機関プログラム  
大洋州地域機関、多国間機関

- (5) その他
  - ・他の政府機関やNGO、研究機関との連携によるパートナーシップおよび基金
  - ・人道援助
  - ・太平洋地域奨学金、ナウル、フランス領太平洋島嶼<sup>とうしよ</sup>地域、コモンウェルス奨学金等に係る支出

### 実施体制

ニュージーランドでは、政府の開発援助所掌機関である外務貿易省が援助の実施機関を兼ねており、同省国際開発グループ（IDG：International Development Group）が援助政策の企画・立案から実施、評価にいたる業務を担っている。IDGおよび在外公館の援助担当官は、外交官の他、企業経営者、講師、経済学者、漁業・農業関係者等様々な背景を有する援助の専門家である。外務貿易省の2014/15年度予算は、約4.6億NZドル（約403億円）。

IDGは、5つの局（持続的経済開発局、開発戦略および有効性局、パートナーシップ・人道および災害管理局、太平洋二国間開発局、広域二国間局）から構成され、開発援助の実施に当たっては、他の政府機関、地域・国際機関、NGO、民間セクター（観光、漁業および農業分野）等と協働する。本国に146名、在外公館に19名が所属している（2014年5月現在）。

ODA予算は増加傾向にあり、2012/13年度のODA実績は約4.9億NZドル（354億円）、2013/14年度のODA予算は約5.88億NZドル（約493億円）、2014/15年度の推定ODA予算は約5.89億NZドル（約516億円）、2015/16年度の推定ODA予算は約6.02億NZドル（約528億円）（出典は財務省2014/15年度予算資料）。2013年のODAの同国GNIに占める割合は約0.26%である。

#### ● ウェブサイト

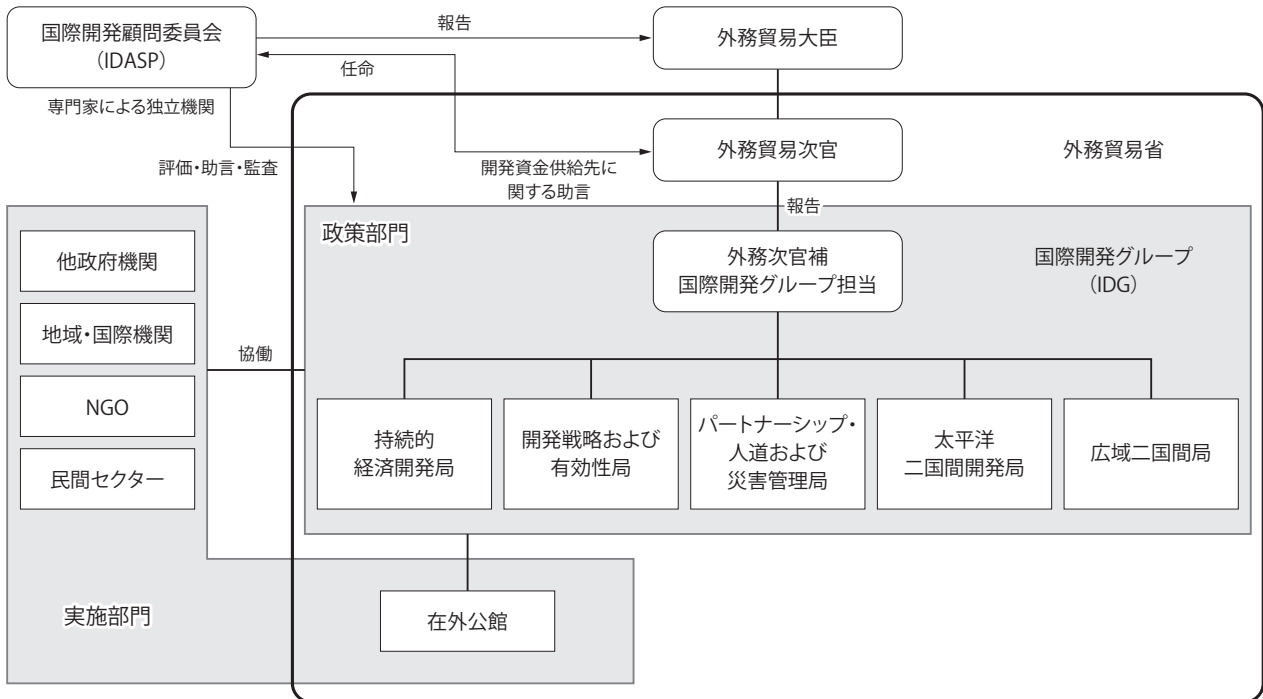
- ・ New Zealand Aid Programme :  
<http://www.aid.govt.nz/>

#### ● 資料

※いずれも上記ウェブサイトからダウンロード可能

- ・「International Development Policy Statement」
- ・「Development that delivers」
- ・「New Zealand Aid Programme Sector Priorities 2012-2015」
- ・「Annual Reviews」

### 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

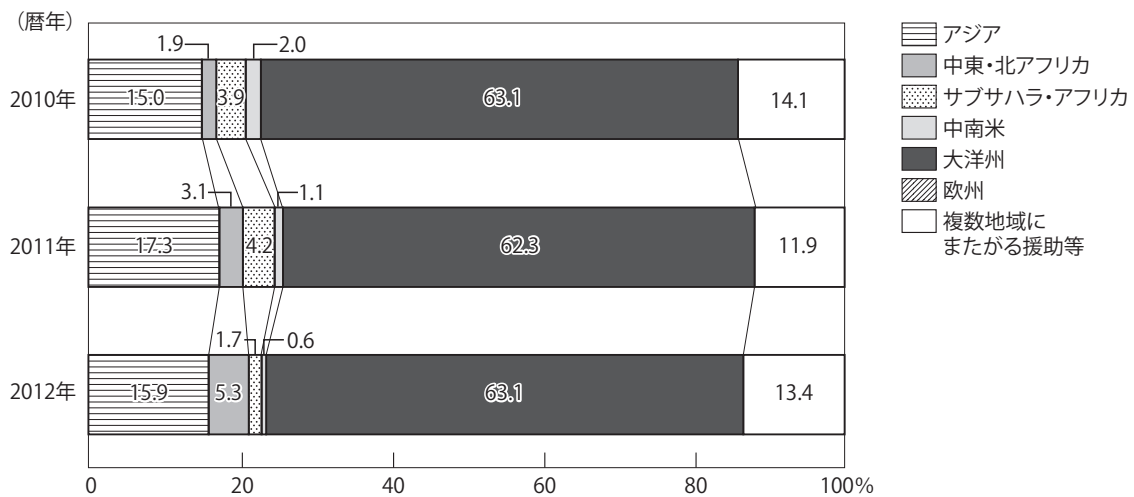
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ソロモン	25.48	9.4	1	パプアニューギニア	25.73	7.8	1	ソロモン	29.38	8.1
2	パプアニューギニア	23.85	8.8	2	ソロモン	21.16	6.4	2	パプアニューギニア	24.28	6.7
3	サモア	17.76	6.5	3	[トケラウ]	17.77	5.4	3	トンガ	19.19	5.3
4	[トケラウ]	13.12	4.8	4	[ニウエ]	16.40	5.0	4	サモア	17.78	4.9
5	バヌアツ	12.86	4.7	5	インドネシア	15.28	4.6	5	[トケラウ]	17.45	4.8
6	[ニウエ]	12.56	4.6	6	クック	15.15	4.6	6	アフガニスタン	15.87	4.4
7	トンガ	11.42	4.2	7	トンガ	14.70	4.5	7	バヌアツ	15.25	4.2
8	[クック諸島]	9.81	3.6	8	バヌアツ	13.57	4.1	8	クック	13.34	3.7
9	東ティモール	6.58	2.4	9	キリバス	12.90	3.9	9	[ニウエ]	12.94	3.6
10	インドネシア	6.54	2.4	10	サモア	11.71	3.6	10	キリバス	12.58	3.5
10位の合計		139.98	51.6	10位の合計		164.37	49.9	10位の合計		178.06	49.2
二国間ODA合計		271.21	100.0	二国間ODA合計		329.57	100.0	二国間ODA合計		361.57	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

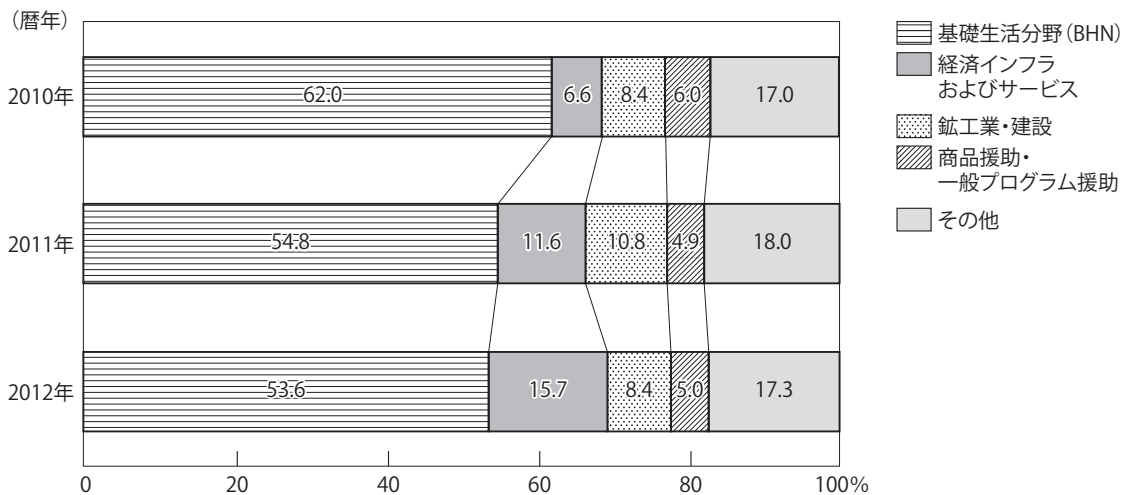
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。



## 18 ノルウェー (Norway)

### 援助政策等

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、貧困撲滅および開発促進のためには、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で政策を実施している。援助資金はすべてアンタイド、かつそのほとんどが無償である。

政府はミレニアム開発目標 (MDGs) 達成のため政府開発援助 (ODA) 額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を設定しており、2014年のODA予算は、315億クローネ (NOK) (約5,292億円) で、GNI比1%を維持する見通し。

2013年の開発援助の総額は、328億730万NOK (約5,446億円) であり、その内訳は、二国間援助が12.7%、多国間援助が同22.8%、熱帯雨林保護やクリーンエネルギー促進等のグローバル・スキーム<sup>(注1)</sup>が同60%である。国連諸機関を通じた援助を重視しており、赤十字やノルウェー国内NGOとも緊密に連携している。

また地域別に見ると、アフリカ地域が約19% (主要国としてはエチオピア、マラウイ、南スーダン、タンザニア、ウガンダなど)、中南米地域が約15% (主要国はブラジル)、アジア地域が約8% (主要国はアフガニスタン、インド、インドネシア、ネパール、ミャンマー、パキスタン、カンボジア、フィリピン、中国、ベトナムなど) を占め、中東地域が約5% (主要国はシリア、パレスチナ、レバノンなど)、地理的に限定されない援助が約51%となっている。国別で突出しているのはブラジル (39億8,880万NOK、約662億円) であるが、熱帯雨林保護のためのアマゾン基金への拠出がこの大部分を占める。

特にノルウェーは気候変動を含む環境問題ならびにミレニアム開発目標 (MDGs) の目標4 (乳幼児死亡率の削減) および目標5 (妊産婦の健康の改善) について、各種の国際的取組に積極的に参画している。また石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油 (Oil for Development) イニシアティブ」を策定し、天然資源を産出する開発途上国において、天然資源からの収入が国民に利するよう (自国の貧困対策資金へ充てるなど)、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施している。この中で採取産業透明性イニシアティブ (EITI) にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動して

いる。また、ソールベルグ首相は国連MDGsアドボカシーグループの共同代表を務めていることもあり、現政権は、特に途上国の教育分野への支援に力を入れていくことを強調している。

### 実施体制

ノルウェーにおいては2013年10月の新政権発足に伴い、開発援助大臣が廃止され、援助政策は外務大臣の所管となった。引き続き外務省の外局であるノルウェー開発協力庁 (Norad) が中心となり援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金 (NorFund) がある。

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則的に外務省 (主に在外公館) が実施している。外務省は援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は外務大臣と国会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要である。

Noradは援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施している。ほかにも、援助に関する専門技術の育成につき中心的役割を担うとともに、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供を実施している。またNorFundは、途上国の経済成長と貧困削減を目的として、途上国における高収益で持続性のある事業に投融资および融資保証を実施している。2013年には、19億NOK (約315億円) の投資契約を成立させた。主な内訳は、約9億NOK (約149億円) が再生可能エネルギーへの投資、6億NOK (約100億円) が金融機関、2億NOK (約33億円) が農業および関係産業。

### ● ウェブサイト

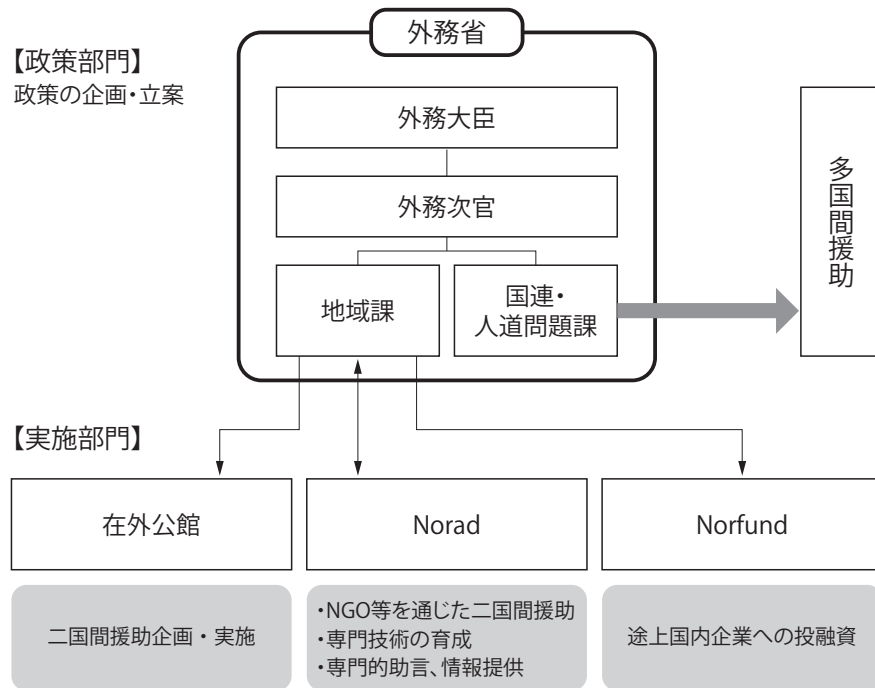
- ・ノルウェー外務省 (開発援助関連ページ):  
[http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development\\_cooperation.html?id=1159](http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159)

注1:ノルウェー独自の国家予算の枠組み上の分類。DAC統計では二国間または多国間援助に分類される。

• NORAD :  
<http://www.norad.no/no/om-bistand/norsk-bistand-i-tall>

• NorFund :  
<http://www.norfund.no>

**援助実施体制図**



(1) 政府開発援助上位10か国

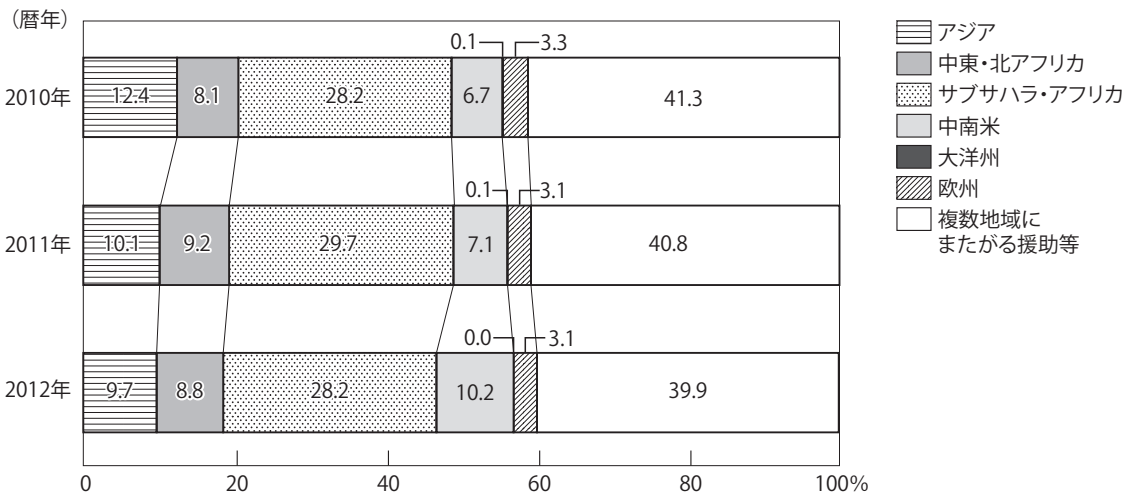
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	123.95	3.7	1	アフガニスタン	138.68	3.9	1	ブラジル	214.64	6.1
2	アフガニスタン	120.18	3.6	2	タンザニア	114.26	3.2	2	アフガニスタン	126.03	3.6
3	スーダン	116.70	3.5	3	[パレスチナ自治区]	112.12	3.1	3	[パレスチナ自治区]	107.20	3.0
4	[パレスチナ自治区]	109.51	3.3	4	ソマリア	84.20	2.4	4	タンザニア	92.62	2.6
5	パキスタン	83.12	2.5	5	モザンビーク	84.14	2.4	5	モザンビーク	86.11	2.4
6	モザンビーク	73.69	2.2	6	ウガンダ	80.97	2.3	6	南スーダン	73.59	2.1
7	ウガンダ	71.45	2.1	7	ザンビア	79.13	2.2	7	マラウイ	69.44	2.0
8	ハイチ	66.78	2.0	8	ブラジル	72.55	2.0	8	ウガンダ	52.57	1.5
9	マラウイ	64.71	1.9	9	マラウイ	66.85	1.9	9	ザンビア	51.92	1.5
10	ザンビア	54.05	1.6	10	南スーダン	60.27	1.7	10	ベトナム	46.44	1.3
10位の合計		884.14	26.4	10位の合計		893.17	25.1	10位の合計		920.56	26.1
二国間ODA合計		3,352.93	100.0	二国間ODA合計		3,561.60	100.0	二国間ODA合計		3,522.69	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

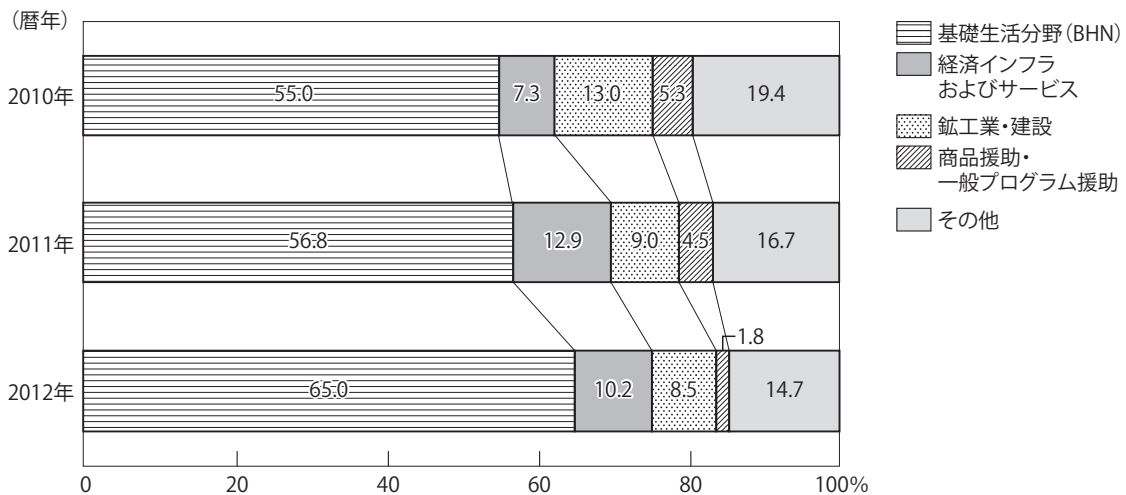
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 19 ポーランド (Poland)

### 援助政策等

#### 1. 外交政策と政府開発援助政策の関係

ポーランドにとって開発援助とは、近隣国および一部の遠隔地域に関与していくための外交政策の重要な要素である。また、開発援助の第一目的は「開発途上国の持続的発展を可能にする環境整備をするとともに、国際関係および国際協力の観点から、ポーランドの責任ある、信頼できる、そして国際社会に注目される国としての地位を強化させることにある」としている。

2013年10月には、第28番目のDAC加盟国となり、開発援助がしっかりとした法的基盤<sup>ダック</sup>の上で機能していることを内外に示した。

#### 2. 基本法、基本方針(短期および中長期)

ポーランド政府は、開発援助の効率化を目的として2012年1月1日に施行された開発協力法 (Development Cooperation Act) に基づき、最初の多年度計画 (Multiannual Development Cooperation Programme) を策定して援助を開始した。計画期間は2012年～2015年の4年間で、民主主義および人権 (democracy and human rights) と政治・経済体制の移行支援 (political and economic transformation) が横断的テーマとなっている。

多年度計画はポーランドの開発政策の目標を示すとともに、対象とする地域・分野を特定している。また、OECDガイドラインに沿った形での資源有効活用を可能にしており、外務省の単年度計画の基礎ともなっている。対象国・地域における情勢の変化やEU内での変更・見直しの結果を踏まえて4年に1度の頻度で状況確認 (Review) が行われる。変更を行う場合は閣議での承認が必要となる。

#### 3. 援助政策における多国間・二国間援助のバランスと予算

ポーランドの開発援助は、多国間援助および二国間援助

助に大別され、以下のように整理される。

(1) 多国間援助	EU (の予算への貢献) を通じた支援、欧州開発基金 (European Development Fund) を通じた支援、国連をはじめとする国際機関等を通じた支援
(2) 二国間援助	外務省が少額無償援助を中心に行っている支援、外務省以外の政府機関が行っている支援および外務省が外部のパートナーを通じて行っている支援

援助政策の中心的存在は外務省であるが、予算面にみられるとおり、ポーランドの援助の大部分は多国間の枠組みを通じて行われている。たとえば、2012年の全実績額の74% (約10億6,000万ズロチ (約260億3,300万円)) を多国間援助が占め、うちEU基金は約10億ズロチ (約245億6,000万円) となっており、二国間援助額の26% (約3億6,300万ズロチ (約89億1,500万円)) を大きく上回っている。2012年における開発援助の対GNI比は0.09%であったが、規模は着実に拡大している。

#### 4. 援助地域

多年度計画に基づき援助の優先対象国を規定しており、以下の二つのグループに分類される。

##### ・東方パートナーシップ諸国

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナ

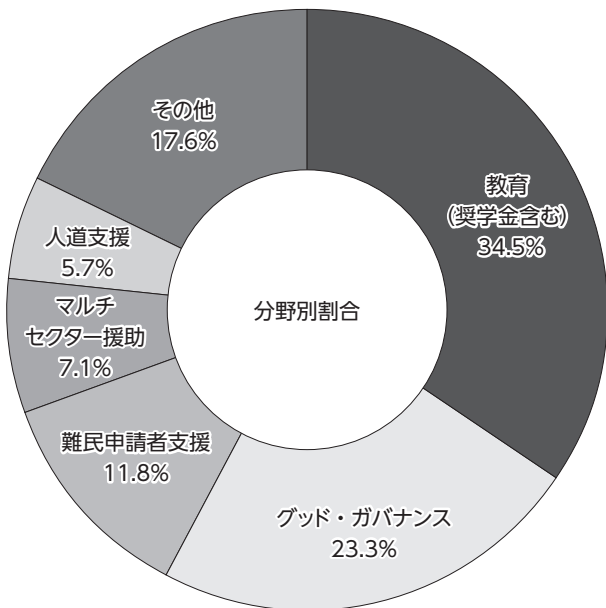
##### ・貧困レベルの高い国々

アフガニスタン、リビア、チュニジア、ブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、パレスチナ自治区、キルギスタン、タジキスタン

2013年の外務省関連の援助実施予算金額のうち60%が東方パートナーシップ諸国向けとなっている。

## 5. 援助分野

(二国間援助、ただし債務救済と貸付は除く)

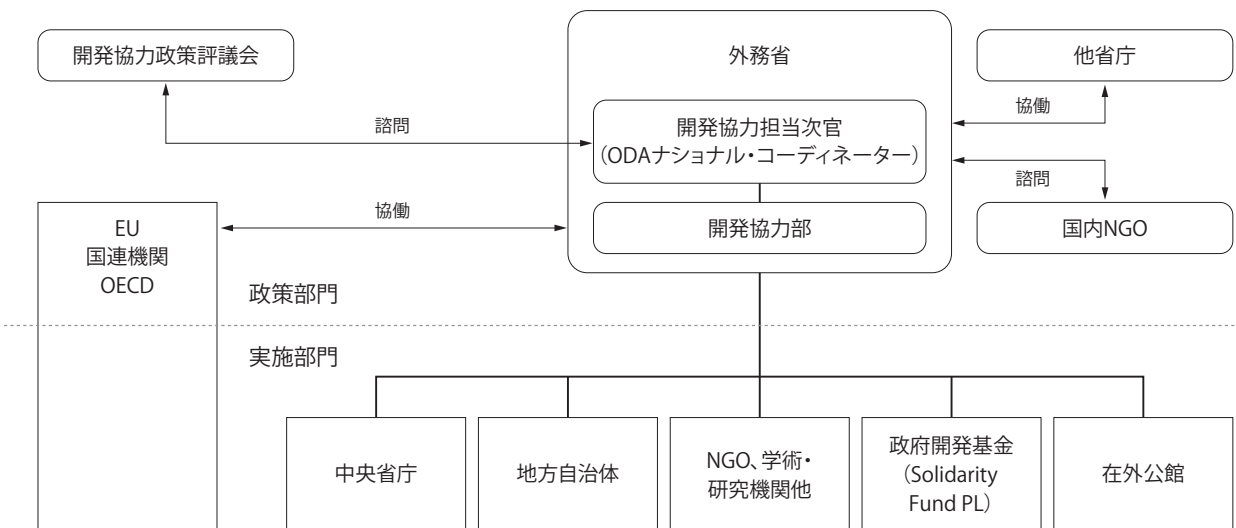


### 実施体制

#### 1. 二国間援助

外務省のほか、他省庁の予算でも実施される。外務省の予算による事業は、NGO、他省庁、地方自治体、大学や研究機関に実施が委託される。大使館が小規模無償で実施する事業もある。

### 援助実施体制図



## 2. 多国間援助

外務省と財務省による、主としてEU、国連、OECDへの分担金や任意の資金拠出を通じて、貧困の根絶、体制移行支援、人権・民主化支援、伝染病撲滅、医療の改善、教育へのアクセス拡大、途上国への人道支援に貢献している。

開発協力法に基づき、諮問機関である開発協力政策評議会 (Development Cooperation Policy Council) が設置された。同評議会は、議会、企業、NGO、学術・研究機関、主要省庁の代表21名で構成され、開発協力の優先地域・分野についての提案、単年度・多年度の計画の評価、政府の年次報告の評価等を行う。なお、外務省の開発協力担当次官 (2014年12月時点、Konrad Pawlik氏) が開発協力のナショナル・コーディネーターであり、また開発協力政策評議会の議長も務める。

## 3. NGOとの関係

外務省は海外における現場での援助実施を展開しているNGOと協働しており、年次会合であるDevelopment Cooperation Forumをはじめとする意見交換の場を設置している。

### ● ウェブサイト

- ・ ポーランド外務省：<http://www.msz.gov.pl/>

(1) 政府開発援助上位10か国

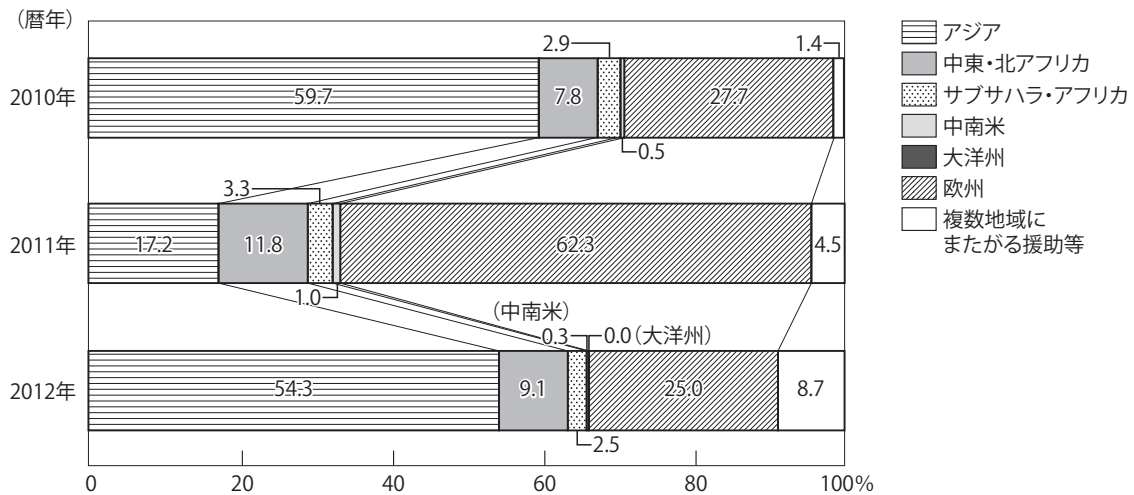
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	中国	45.23	46.7	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	25.91	28.6	1	中国	45.71	41.0
2	ベラルーシ	15.09	15.6	2	ベラルーシ	21.21	23.4	2	ベラルーシ	15.91	14.3
3	ウクライナ	11.00	11.4	3	ウクライナ	12.04	13.3	3	ウクライナ	12.33	11.1
4	アフガニスタン	6.78	7.0	4	アフガニスタン	9.43	10.4	4	アフガニスタン	9.07	8.1
5	グルジア	6.19	6.4	5	グルジア	6.58	7.3	5	北朝鮮	2.67	2.4
6	ベトナム	4.38	4.5	6	ベトナム	4.50	5.0	6	グルジア	2.58	2.3
7	カザフスタン	2.17	2.2	7	カザフスタン	2.07	2.3	7	ベトナム	2.34	2.1
8	アンゴラ	1.37	1.4	8	モルドバ	1.71	1.9	8	モルドバ	1.93	1.7
9	モルドバ	1.14	1.2	9	アルメニア	1.12	1.2	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.68	1.5
10	アルメニア	0.56	0.6	10	モンゴル	0.71	0.8	10	カザフスタン	1.62	1.5
10位の合計		93.91	97.0	10位の合計		85.28	94.0	10位の合計		95.84	85.9
二国間ODA合計		96.83	100.0	二国間ODA合計		90.68	100.0	二国間ODA合計		111.55	100.0

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 20 ポルトガル (Portugal)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

ポルトガルのODAは、外交政策における重要なツールの一つとしてとらえられている。特にポルトガル語を公用語とする諸国を重視している。ポルトガルODAの5つの柱として、①ミレニアム開発目標 (MDGs) へのコミットメント、②人間の安全保障の強化、③教育および能力開発のツールとしてのポルトガル語普及、④持続可能な開発の支援、⑤量的・質的援助の改善に向けた主要な国際的取組への参加が掲げられている。

#### 2. 援助規模

2013年のODA実績 (暫定値) は3億6,454万ユーロ (前年4億5,184万ユーロ) で、多国間援助が38.4% (1億4,009万ユーロ)、二国間援助が61.6% (2億2,446万ユーロ) を占める。援助の種別では、37.7%が借款、62.3%が贈与となっている。なお、贈与の22.9%が技術協力の形態をとっている。実績規模はDAC加盟28か国 (欧州連合を除く) 中20位、シェアは0.36%。ポルトガルは2011年の欧州債務危機に際し、IMFをはじめとするトロイカからの融資を受けることとなった。そのため、大幅な歳出削減に取り組んでおり、ODA予算も削減の対象となっており、この傾向は2013年度予算以降も当面続くことが予想されている。

#### 3. 支援地域

二国間援助対象地域は、歴史的つながりの深いポルトガル語圏アフリカ諸国5か国 (PALOP: カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ、アンゴラ) および東ティモールで、総援助額の約76%を占めている。具体的な内訳は、PALOPが70.4%、東ティモールが5%、その他ではモロッコが15%となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合 (EU)、地域開発銀行を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注いでいる。

#### 4. 重点援助分野

重点援助分野は、受入れ国の重点政策とポルトガルの

支援の強みを生かせる分野を勘案して決定されており、教育 (言語教育含む)、人材育成を中心とするガバナンス支援、インフラ整備、公衆衛生等となっている。

### 実施体制

#### 1. カモンイス協力言語院

カモンイス協力言語院<sup>(注1)</sup>は当国外務省の監督下に置かれており、行政自治権を持つ機関である。カモンイス協力言語院は、ポルトガルの開発援助政策の総合的調整機関として機能しており、各省庁をはじめ民間セクター、NGO等と連携・調整の上でポルトガルの開発援助政策を策定している。主な役割は、自らの開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方針に従い開発援助活動を行っている。職員数は140名 (2013年) であり、活動計画書および年次報告書等の提出が義務付けられている (後述のウェブサイトに掲載)。

#### 2. カモンイス協力言語院と各アクターとの関係

##### (1) 各省庁: 省庁間委員会 (CIC)

外務・協力担当副大臣が委員長を務め、開発援助プログラムを実施している10の省庁の国際関係局責任者および首相補佐官他で構成されている。2年ごとに総会が開催されるほか、委員長もしくはメンバーの3分の1の要請がある場合には特別会合も開催される。CICは、各種開発援助プログラムの調整および諮問機能的役割を担っており、委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

##### (2) 民間セクター

ポルトガルのODAにおいて民間セクターは重要なパートナーとなっている。被援助国の民間セクターとの共同作業や民間ならではの機動性を活かした現場に根ざしたODAを行うために重要な役割を果たしている。2008年には政府が60%を出資し、SOFID (Sociedade para o Financiamento do Desenvolvimento, Instituição Financeira de Crédito, S.A.) と呼ばれる政府系開発支援銀行を設立し、被援助国の民間セクターの持続可能

注1: 2012年末、当国の政府開発援助 (ODA) を担っていたポルトガル開発援助庁 (IPAD) は統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置された (IPADの権限は同機関へ移譲)。

な開発への支援を行っている。

(3) NGO

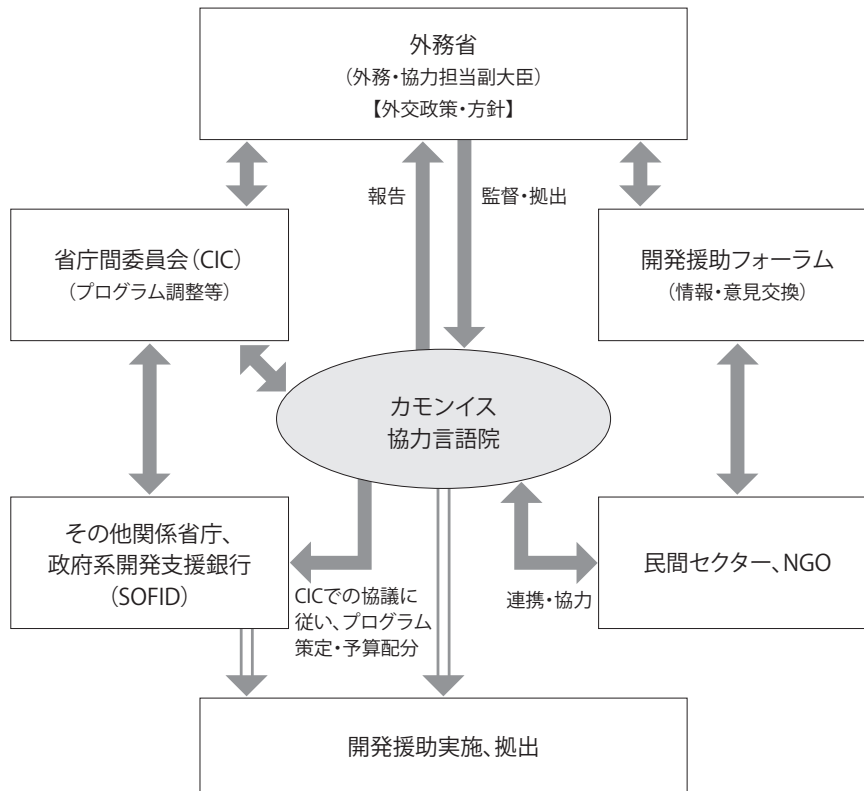
カモニス協力言語院には開発予算の中にNGOに関する特別予算が組まれるなど、NGOは伝統的に重要なパートナーと位置付けられている。また、カモニス協力言語院が事務局機能を担い、外務・協力担当副大臣が長を務める「開発援助フォーラム」が定期的開催されており、政府とNGOや大学との間で開発援助政

策に関する意見交換、情報交換を行っている。このフォーラムは開発問題に関する諮問機関としての役割も果たしている。

● ウェブサイト

- ・カモニス協力言語院：  
<http://www.instituto-camoes.pt/>

援助実施体制図





(1) 政府開発援助上位10か国

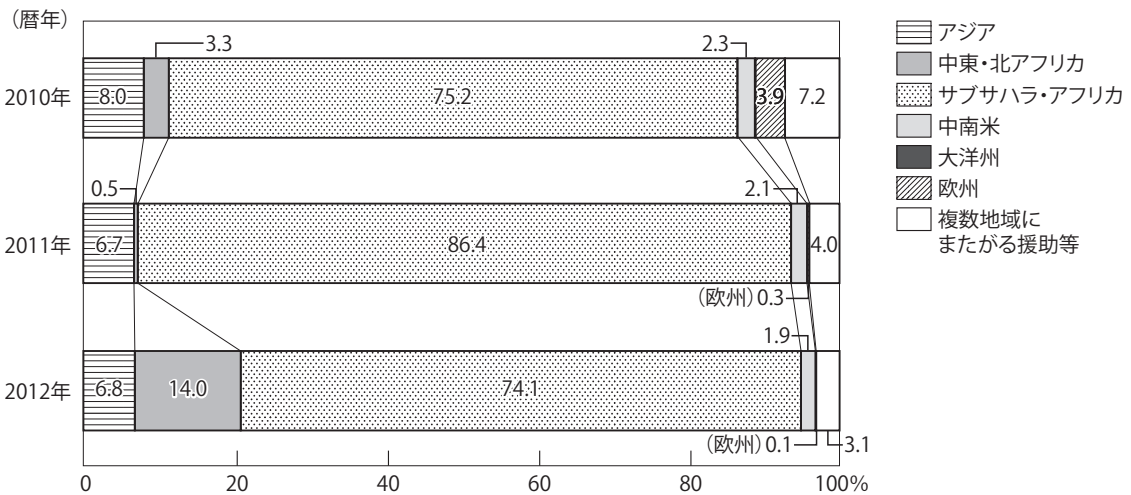
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	カーボヴェルデ	142.13	35.9	1	モザンビーク	219.19	45.9	1	カーボヴェルデ	168.19	42.3
2	モザンビーク	112.62	28.4	2	カーボヴェルデ	146.73	30.8	2	モザンビーク	80.24	20.2
3	東ティモール	33.66	8.5	3	サントメ・プリンシペ	29.13	6.1	3	モロッコ	58.24	14.7
4	サントメ・プリンシペ	25.71	6.5	4	東ティモール	27.65	5.8	4	サントメ・プリンシペ	21.47	5.4
5	ギニアビサウ	15.72	4.0	5	ギニアビサウ	13.67	2.9	5	東ティモール	19.72	5.0
6	アフガニスタン	14.01	3.5	6	ブラジル	8.25	1.7	6	ギニアビサウ	9.51	2.4
7	セルビア	12.54	3.2	7	中国	5.59	1.2	7	中国	9.19	2.3
8	ブラジル	8.10	2.0	8	アフガニスタン	2.10	0.4	8	ブラジル	6.47	1.6
9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.62	0.9	9	ルワンダ	0.66	0.1	9	アフガニスタン	2.36	0.6
10	チャド	0.97	0.2	10	ハイチ	0.47	0.1	10	アンゴラ	1.54	0.4
10位の合計		369.08	93.2	10位の合計		453.44	95.0	10位の合計		376.93	94.9
二国間ODA合計		396.07	100.0	二国間ODA合計		477.13	100.0	二国間ODA合計		397.24	100.0

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

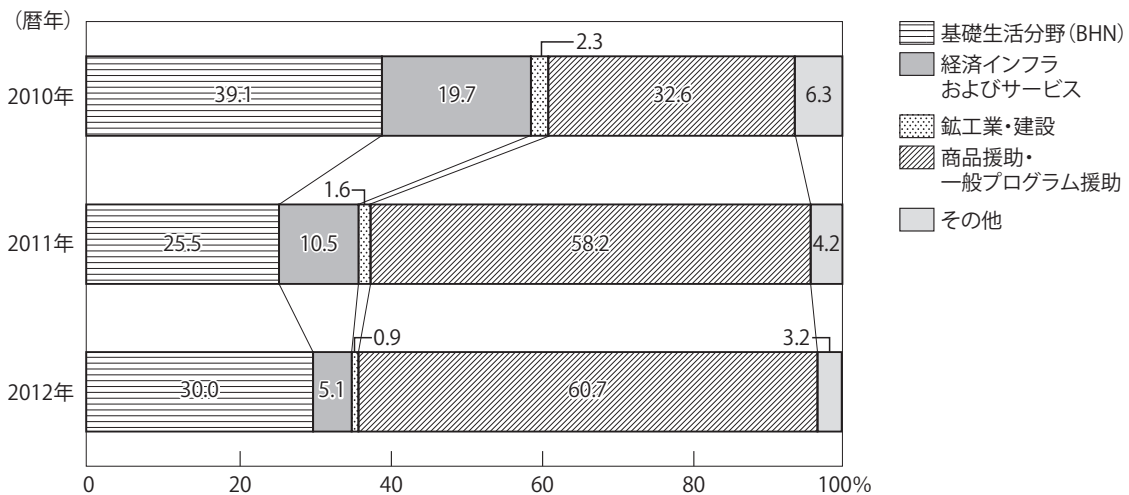
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 21 韓国 (Republic of Korea)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・基本枠組み

- (1) 2010年にDAC<sup>ダック</sup>に加盟した韓国は、2010年1月、韓国の開発援助の目的、定義、基本精神、原則、国際開発協力委員会を中心とする実施体制等について定めた「国際開発協力基本法（以下、基本法）」を制定し、法的基盤を整えた（同年7月に施行）。
- (2) 2010年10月、国際開発協力委員会において、韓国の開発援助の政策的基盤となる「国際開発協力先進化方案（以下、先進化方案）」が決定された。先進化方案を具体化するための中期戦略「分野別国際開発協力基本計画（2011～2015）（以下、基本計画）」、年次計画「国際開発協力総合施行計画（以下、施行計画）」も、それぞれ国際開発協力委員会において決定されている。
- (3) 2013年2月に発足した朴槿恵（パク・クネ）政権も、引き続きODAを重視している。同年5月に発表された「朴槿恵政府140の国政課題」は、課題の一つとして、「ODAの持続的拡大および模範的・総合的開発協力の推進<sup>（注1）</sup>」を掲げている。

#### 2. 重点地域・重点分野

- (1) 先進化方案は、二国間援助予算の地域配分をアジア（55%）、アフリカ（20%）、中南米（10%）、中東・CIS（10%）、オセアニア等（5%）とする旨を定めている。また、26か国の重点協力国<sup>（注2）</sup>に対しては、二国間援助予算の70%を配分するとしている。2012年は、二国間援助予算の57.5%がアジア、22.1%がアフリカ、6.4%が中南米地域に配分された。
- (2) 基本計画は、有償資金協力について、グリーン成長、経済インフラ（交通、エネルギー、農業）、社会インフラ（教育、保健、ガバナンス）を重点分野としている。無償資金協力については、5大重点分野として教育、保健、公共行政、農林水産、産業エネルギーを挙げている。2012年は、交通・物流（17.8%）、教育（17.3%）、保健（10.2%）、水資源・衛生（10.0%）、公共行政・市

民社会（7.7%）の順で二国間援助予算が配分された。

#### 3. 予算

- (1) 2013年のODA予算総額は、約17.4億ドルであった（前年比約9.2%増、2012年は約16.0億ドル）。うち二国間援助は約13.0億ドル（無償資金協力<sup>（注3）</sup>：約8.0億ドル、有償資金協力：約5.0億ドル）、国際機関を通じた援助が約4.5億ドルであった（いずれもOECD-DAC統計暫定値）。
- (2) 2013年のODA実績の対GNI比は、0.13%（2012年は0.14%）であった（OECD-DAC統計暫定値）。なお、先進化方案は、2015年までに対GNI比を0.25%にすることを目標にしている。

### 実施体制

#### 1. 総括および調整機関

- (1) 国際開発協力委員会：国際開発協力に関する政策を総合的・体系的に推進するため、基本計画や施行計画を含む主要事項に関する審議・調整を行う。国務総理を委員長とし、外交部長官、企画財政部長官、国務調整室長、大統領令で定める中央行政機関および関係機関・団体の長、有識者など最大25名で構成される（以上、基本法第7条）。不定期に開催される（2013年は2回開催）。
- (2) 国務調整室開発協力政策官室：国際開発協力委員会の事務局としての役割を果たすとともに、国際開発協力委員会の決定等に従い、ODA統合戦略の樹立および履行状況の点検、国際開発協力関連関係機関協議体の運営、国際開発協力の事業評価等を行う。

#### 2. 所掌政府機関

- (1) 外交部：無償資金協力を所掌。無償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成、履行状況の点検、実施機関（韓国国際協力団）との調整等を行う。

注1: 具体的な推進計画は、・ODAの対GNI比を国際社会の水準に合わせ持続的に拡大、・「第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）の策定、・ODAの統合推進および協業体系の強化、・重点協力国の調整および国家協力戦略の策定・改善、・発展経験の活用等を通じた被支援国における開発効果の向上、開発協力に関するグローバルな人材の養成を通じた海外進出支援、・官民の意思疎通の活性化である。

注2: アジア11か国（ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、ラオス、スリランカ、ネパール、パキスタン、東ティモール）、アフリカ8か国（ガーナ、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、エチオピア、モザンビーク、カメルーン、ルワンダ、ウガンダ）、中東・CIS2か国（ウズベキスタン、アゼルバイジャン）、中南米4か国（コロンビア、ペルー、ボリビア、パラグアイ）、オセアニア1か国（ソロモン）

注3: 韓国では、無償資金協りに技術協力も含まれる。

(2) 企画財政部：有償資金協力を所掌。有償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成や履行状況の点検を行うとともに、実施機関（対外経済協力基金）と協力しながら事業の発掘および評価等を行う。

る。海外16か所に韓国輸出入銀行の在外事務所が設立されている。2013年は1兆2,929億ウォン（約1,293億円）の新規事業を承認した。執行額は、6,148億ウォン（約553億円）であった。

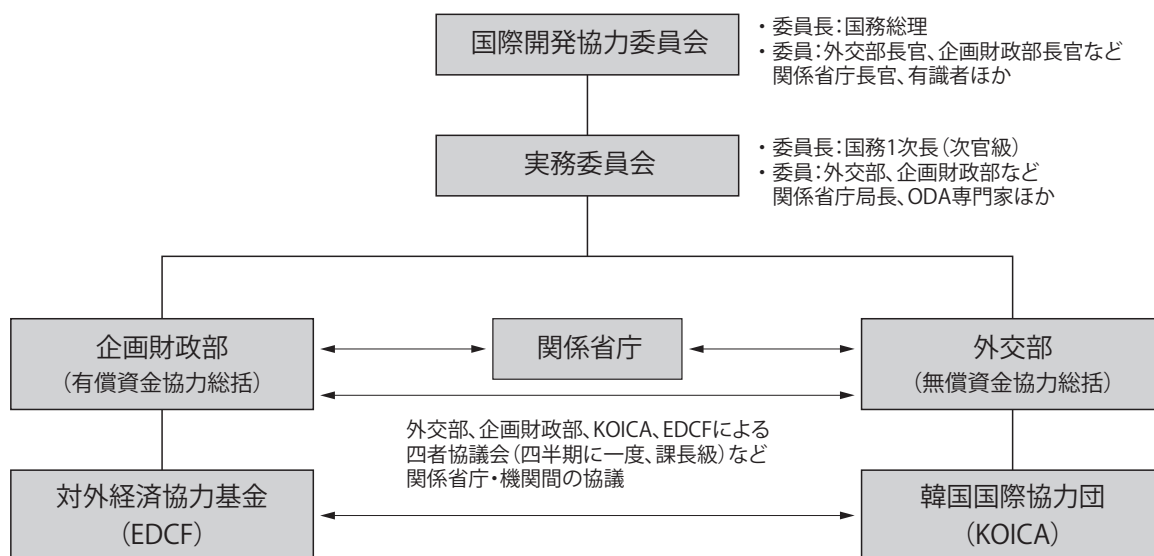
### 3. 実施機関

- (1) 韓国国際協力団（KOICA）：外交部傘下であり、無償資金協力の実施機関<sup>注4</sup>。職員数は290名（2013年末時点。定員は314名）。海外28か国に在外事務所を有する。2014年予算は、6,065億ウォン（約607億円、うち5,919億ウォンは政府からの支援）。
- (2) 対外経済協力基金（EDCF）：韓国輸出入銀行内に設置された政策基金であり、有償資金協力を実施してい

#### ● ウェブサイト

- ・ 韓国のODA政策総合サイト：  
<http://www.odakorea.go.kr/ez.main.ODAEngMain.do>
- ・ 韓国国際協力団（KOICA）：  
<http://www.koica.go.kr/>
- ・ 対外経済協力基金（EDCF）：  
<http://www.edcfkorea.go.kr/edcfeng/index.jsp>

### 援助実施体制図



注4:ただし、約30の政府機関および地方自治体も一部の無償資金協力事業を実施している。

(1) 政府開発援助上位10か国

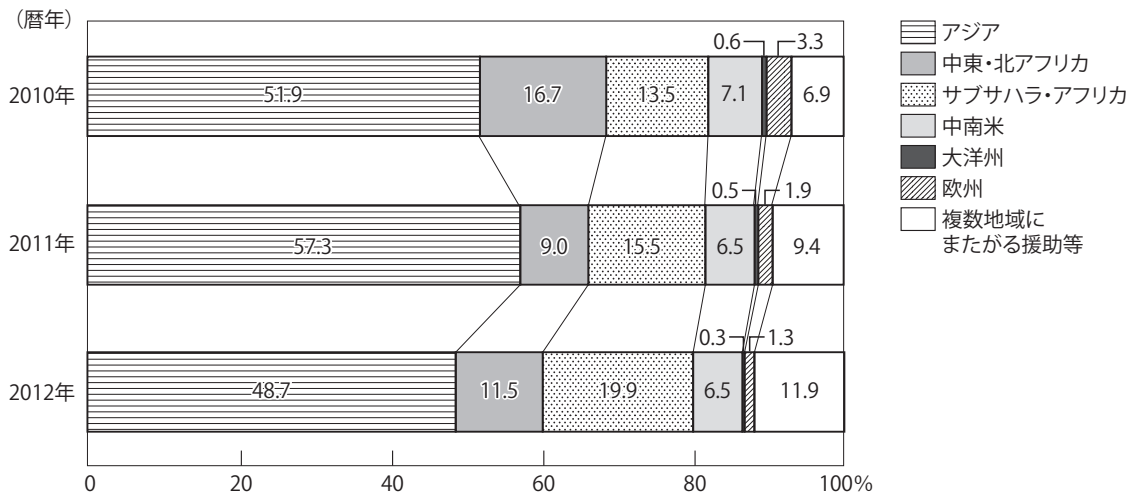
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	ベトナム	96.04	10.7	1	ベトナム	139.49	14.1	1	ベトナム	200.32	16.9
2	アフガニスタン	93.68	10.4	2	バングラデシュ	80.02	8.1	2	アフガニスタン	78.50	6.6
3	バングラデシュ	54.67	6.1	3	カンボジア	62.23	6.3	3	カンボジア	56.15	4.7
4	スリランカ	43.47	4.8	4	スリランカ	43.36	4.4	4	スリランカ	51.49	4.4
5	モンゴル	39.15	4.3	5	フィリピン	35.69	3.6	5	タンザニア	50.64	4.3
6	カンボジア	37.33	4.1	6	ラオス	33.48	3.4	6	バングラデシュ	46.76	4.0
7	ウズベキスタン	32.21	3.6	7	モンゴル	30.50	3.1	7	インドネシア	37.23	3.1
8	フィリピン	29.54	3.3	8	ヨルダン	29.32	3.0	8	モンゴル	31.79	2.7
9	ラオス	27.75	3.1	9	アフガニスタン	27.99	2.8	9	セネガル	31.68	2.7
10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	25.13	2.8	10	インドネシア	24.29	2.5	10	フィリピン	31.33	2.6
10位の合計		478.97	53.2	10位の合計		506.37	51.2	10位の合計		615.89	52.1
二国間ODA合計		900.61	100.0	二国間ODA合計		989.52	100.0	二国間ODA合計		1,183.17	100.0

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

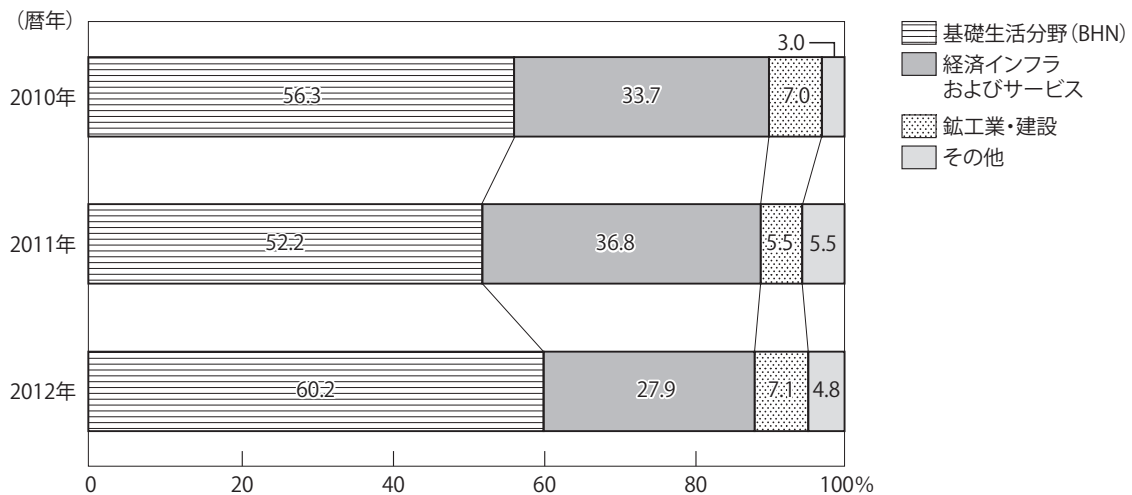
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 22 スロバキア(Slovakia)

### 援助政策等

#### 1. 政府開発援助の目標・方針

開発援助は外交政策の不可欠な一部であり、スロバキアの外交、経済の優先課題を反映し、EUや国際的な援助政策の原則とコミットメントに合致するものとされている。この考え方下、「援助の効率性」と「開発政策の一貫性」がスロバキア開発援助の原則として掲げられている。

2013年にスロバキアが正式にDAC加盟国となったことなどを踏まえ、政府は開発援助方針等の策定プロセスを見直し、5年ごとの「中期政府開発援助戦略」において、援助の基本方針・目標、優先援助対象国、優先援助対象分野等を定めることとした。

2014～2018年の「中期政府開発援助戦略」では、基本方針を「主に貧困削減、民主主義とグッド・ガバナンスの強化を通じた持続可能な開発への貢献」とし、基本目標として「主に教育と雇用への支援を通じたパートナー国の人づくり」と「市民社会と国家機関の対話を含めた民主主義とグッド・ガバナンス支援」を掲げている。また、上記方針および目標の達成に当たり、スロバキアの体制移行や国際機関等への加盟の経験および開発援助の被供与国としての経験を活用している。

「ODAの目標」などが記載されているODA関連法規（政府開発援助法）は2007年に施行された法律だが、現状に合わなくなっているところもあるので、2014年から「中期政府開発援助戦略」において基本方針や目標も定めている。

#### 2. 優先援助対象国・優先援助対象分野

優先援助対象国はプログラム援助とプロジェクト援助の二つのカテゴリーに分けられる。2014～2018年は、プログラム援助がアフガニスタン、ケニア、モルドバ向けに、プロジェクト援助がアルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、グルジア、コソボ、ウクライナ向けに行われる予定である。このほか、南スーダンに「特に人道・開発ニーズが高い国」に指定している。

2013年のプログラム援助実績は、アフガニスタンに対して約181万ユーロ、ケニアに対して約124万ユーロ、南スーダンに対して約52万ユーロであった。2013年のプロジェクト援助実績は総額で約490万ユーロであった。

2014～2018年の優先援助対象分野としては、教育、医

療、グッド・ガバナンスと市民社会構築、農業と林業、水と衛生、エネルギー、市場環境開発・中小企業支援の7つが挙げられている。

#### 3. ODA関連政府機関と予算

2014年の二国間援助の予算は全体で約2,000万ユーロであり、そのうちの約4割を外務・欧州問題省が担う。このほか教育・科学・スポーツ省、環境省、内務省、農業・農村開発省、財務省にも二国間援助予算が割り当てられ、それぞれの所管分野における援助を行っている。2014年の多国間援助の予算は全体で約5,100万ユーロであり、EU、その他の国際機関に拠出される。

2010年以降、国民総所得(GNI)に占めるODA額は0.09%を維持している。今後、国内経済状況を考慮しつつ、2015年までにODAをGNIの0.33%にするというEU2004年加盟国としてのコミットメントを踏まえ、二国間援助を中心に増額を図っていくとしている。

### 実施体制

#### 1. 政府内の調整メカニズム

外務・欧州問題省が中心となってODA政策の調整が行われている。外務・欧州問題省の諮問機関として、政府開発援助調整委員会が設けられており、内務省、財務省、環境省、農業・農村開発省等の関係政府機関の代表者がメンバーとなっている。

#### 2. 実施機関

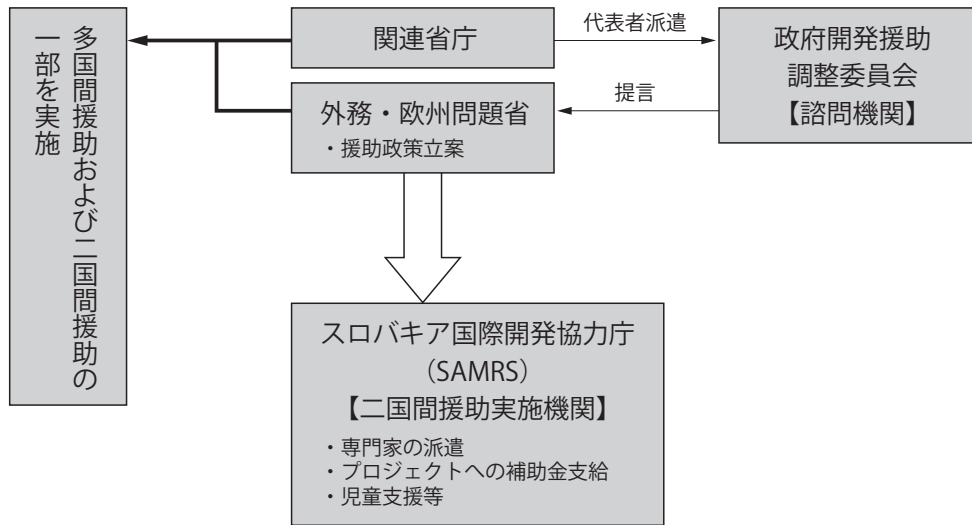
スロバキアの二国間援助の実施は、外務・欧州問題省の下に設置されているスロバキア国際開発協力庁(SAMRS、英語名SAIDC)が担っている。SAMRSの2014年の運営予算は約34万ユーロであり、職員12名を擁し、海外事務所はない。専門家の派遣、NGO等からの申請に基づいたプロジェクトに対する補助金支給、児童支援の実施等が主な活動である。

また、多国間援助については、国際機関を担当している省庁が行っている。

#### ● ウェブサイト

・ <http://www.slovakaid.sk/>（年次報告書等各種資料の閲覧可能〈年次報告書はスロバキア語版のみ〉）

### 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

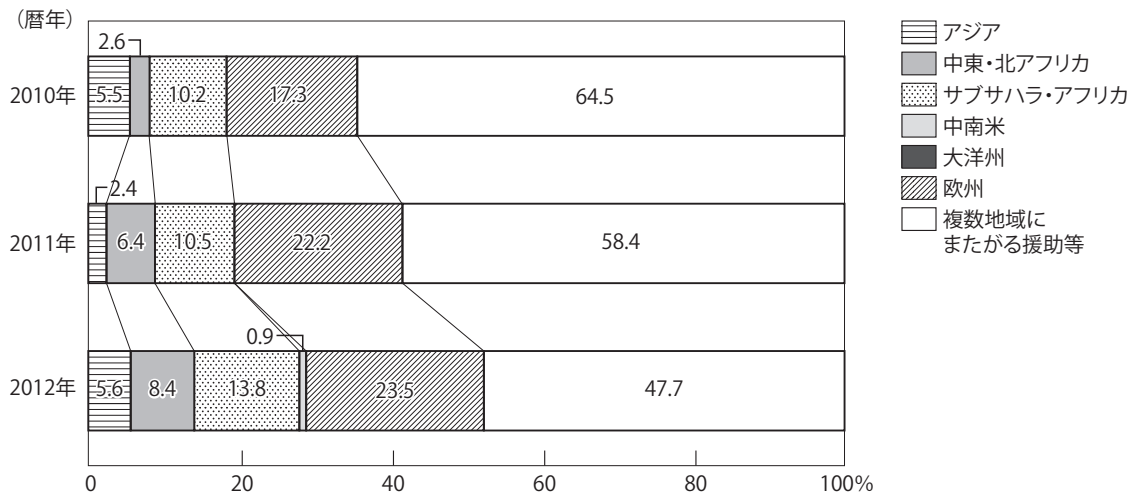
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	セルビア	1.35	6.8	1	ケニア	1.51	7.0	1	ケニア	1.77	9.3
2	ケニア	1.14	5.7	2	アフガニスタン	1.26	5.9	2	セルビア	1.45	7.7
3	スーダン	0.75	3.8	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.21	5.6	3	ウクライナ	0.95	5.0
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.60	3.0	4	セルビア	1.03	4.8	4	アフガニスタン	0.82	4.3
5	アフガニスタン	0.51	2.6	5	南スーダン	0.72	3.4	5	南スーダン	0.70	3.7
6	グルジア	0.48	2.4	6	モンテネグロ	0.64	3.0	6	グルジア	0.52	2.7
7	モルドバ	0.46	2.3	7	グルジア	0.51	2.4	7	ベラルーシ	0.51	2.7
8	マダニャゴスチア共和国	0.43	2.2	8	ウクライナ	0.49	2.3	8	チュニジア	0.41	2.2
8	ウクライナ	0.33	1.7	9	モルドバ	0.27	1.3	9	モルドバ	0.40	2.1
10	モンゴル	0.29	1.5	10	マダニャゴスチア共和国	0.21	1.0	10	モンテネグロ	0.40	2.1
10位の合計		6.34	31.8	10位の合計		7.85	36.6	10位の合計		7.93	41.8
二国間ODA合計		19.94	100.0	二国間ODA合計		21.43	100.0	二国間ODA合計		18.95	100.0

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 23 スロベニア (Slovenia)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・基本方針

スロベニアは、政府開発援助（ODA）を外交政策の重点事項の一つに掲げており、2008年に議会が採択した「国際開発協力決議」において2015年までの二国間・多国間援助のODA基本方針が規定されている。同決議は、開発協力の3つの原則として、①スロベニア社会や経済の価値・開発政策との適合性、②国際社会（特にEUおよび国連）の開発目標との適合性、③国際開発協力を含むスロベニア外交の目的との適合性を掲げている。重点地域としては、西バルカン、アフリカ、東欧・コーカサス・中央アジアを指定、重点分野は人道・紛争後支援（貧困・飢餓撲滅、地雷対策、児童支援）、社会サービス（保健・教育政策、科学・技術協力、市民社会構築）、経済サービス・インフラ（交通・通信・エネルギー・医療・教育インフラ、中小企業支援）、分野横断的支援（環境、良い統治・法の支配・人権、軍民協力）となっている。なお、2006年に基本法として「スロベニア共和国国際開発協力法」が議会により採択されており、同法においては、国際開発協力の目的として、貧困やエイズ・マラリア対策、平和と人間の安全保障、教育、持続可能な開発等を挙げ、外務省を調整官庁に指定している。

スロベニアは、2013年12月のDAC加盟を契機にODAのベストプラクティス実施を公約し、援助の透明性・オーナーシップ・成果の向上を目指している。また、この観点から、現在、新たな「国際協力開発法」および「ポスト2015年国際開発協力戦略」を策定中。

#### 2. 予算・援助規模

2013年のODA総額は4,642万ユーロで、対GNI比0.13%。内訳は、二国間援助が1,555万ユーロ（3分の1）、多国間援助が3,087万ユーロ（3分の2）。なお、スロベニアは、2004年のEU加盟以来、2015年までにODAの対GNI比0.33%達成を目標としている。2014年のODA予算額は対GNI比0.13%。

2013年の二国間援助の地域別内訳は、西バルカン諸国（49.4%）、アフリカ（5.5%）、東・南東アジア（2.1%）、中東（1.5%）、東欧・コーカサス・中央アジア（1.5%）、ラテンアメリカ（0.4%）、地域指定なし（39.7%）。上位5か国は、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（269万ユーロ）、モンテネグロ（156万ユーロ）、コソボ（102万ユーロ）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（81万ユーロ）、カーボヴェルデ（63万ユーロ）。分野別内訳は、社会サービス（52.2%）、分野横断的援助（6.1%）、経済サービス・インフラ（3.6%）、人道・紛争後支援（2.3%）、その他（35.8%）。

2013年の多国間援助の内訳は、EU予算が1,966万ユーロ、欧州開発基金が531万ユーロ、世銀が289万ユーロ、国連が176万ユーロ、その他が124万ユーロ。

### 実施体制

#### 1. 政府内の調整メカニズム

ODAの調整官庁に指定されている外務省の「国際開発協力・人道支援局」が、省庁間作業部会等を通じて、ODAの政策・実施の全体調整を担い、ODA予算全体を管理している。同局の下に、「国際開発協力政策部」および「国際開発協力実施・人道支援部」が所属している。

#### 2. 実施機関

政府を代表してODAを実施することが認められた民間の非営利団体「国際協力・開発センター（CMSR）」が、外務省予算のODAのほとんどを実施している。

このほか、地雷除去など紛争後の復興を支援する「人間の安全保障強化のための国際信託基金（ITF）」、候補国のEU加盟プロセスを支援する「欧州展望センター（CEP）」、南東欧を中心とする財務省・中銀関係者のキャパシティビルディングを支援する「財務効率センター（CEF）」、「南東欧eガバナンス開発センター（CeGD）」、「トゲザー財団」の5基金がODAを実施している。

NGOも重要なODA実施機関であり、人道・開発援助を実施する多数のNGOで構成されるプラットフォーム「スローガ」が存在する。

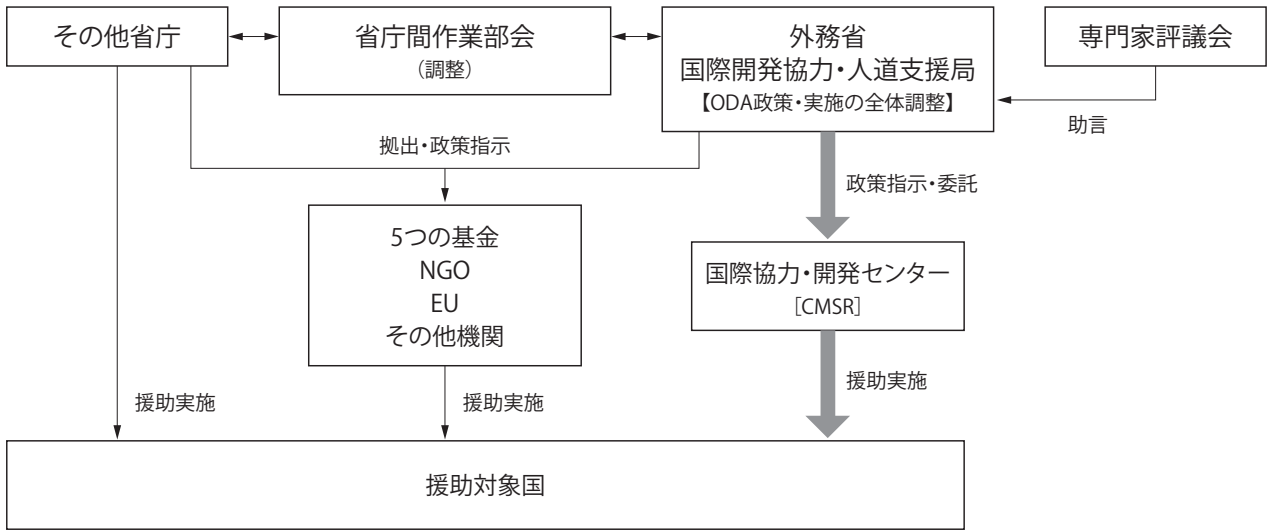
#### ● ウェブサイト

・スロベニア外務省：

[http://www.mzz.gov.si/en/foreign\\_policy\\_and\\_international\\_law/international\\_development\\_cooperation\\_and\\_humanitarian\\_assistance/international\\_development\\_cooperation\\_of\\_slovenia/](http://www.mzz.gov.si/en/foreign_policy_and_international_law/international_development_cooperation_and_humanitarian_assistance/international_development_cooperation_of_slovenia/)



## 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

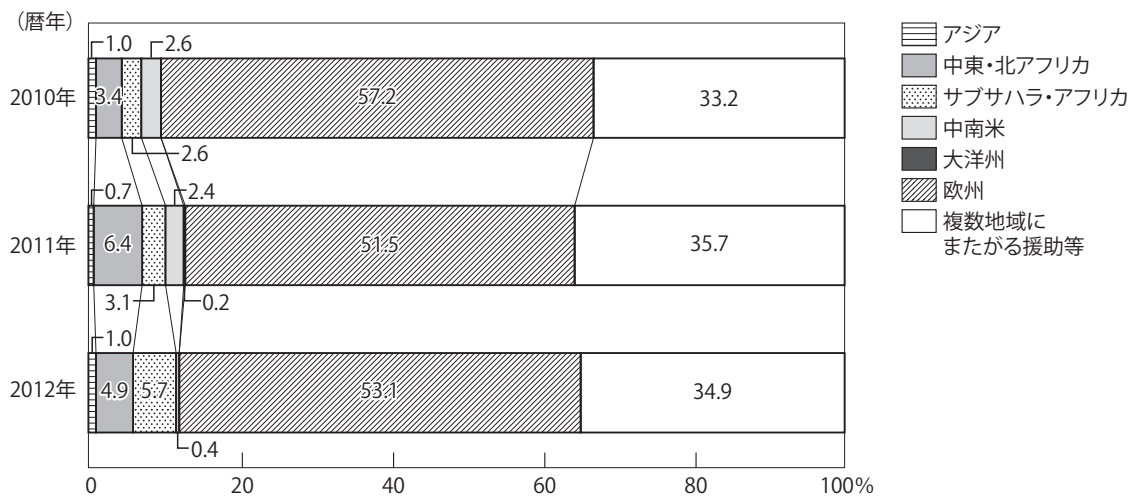
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	※クロアチア	3.43	15.4	1	モンテネグロ	2.41	12.7	1	マケドニアユーゴスラビア共和国	2.95	15.5
2	モンテネグロ	1.71	7.7	2	マケドニアユーゴスラビア共和国	1.75	9.2	2	モンテネグロ	2.25	11.8
3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.51	6.8	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.49	7.8	3	コソボ	1.19	6.2
4	マケドニアユーゴスラビア共和国	1.27	5.7	4	セルビア	1.33	7.0	4	セルビア	0.86	4.5
5	セルビア	0.96	4.3	5	コソボ	1.07	5.6	5	カーボヴェルデ	0.85	4.5
6	コソボ	0.92	4.1	6	アフガニスタン	0.62	3.3	6	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.83	4.4
7	アフガニスタン	0.51	2.3	7	ハイチ	0.38	2.0	7	アルバニア	0.62	3.2
8	ハイチ	0.42	1.9	8	アルバニア	0.23	1.2	8	アフガニスタン	0.44	2.3
8	アルバニア	0.23	1.0	9	トルコ	0.22	1.2	9	[パレスチナ自治区]	0.20	1.0
10	[パレスチナ自治区]	0.17	0.8	10	[パレスチナ自治区]	0.20	1.1	10	ウクライナ	0.16	0.8
10位の合計		11.13	49.9	10位の合計		9.70	51.1	10位の合計		10.35	54.2
二国間ODA合計		22.32	100.0	二国間ODA合計		19.00	100.0	二国間ODA合計		19.08	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 ※は卒業国・地域、[ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 24 スペイン(Spain)

### 援助政策等

#### 1. 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」(以下、国際開発協力法)は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定している。開発協力政策については、最貧国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足および環境の保護・再生にかかわる協力を推進する、と定めている(第1条)。

#### 2. 基本政策

国際開発協力法は、スペインの開発協力政策は基本計画を通じて実施されると規定している(第8条)。基本計画は4年ごとに策定され、国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標、優先課題、優先地域および予算を定めている。

現行の「スペイン国際協力基本計画2013-2016年期」(以下、国際協力基本計画)(2012年12月21日付閣議承認)は、①民主的なガバナンスおよび法治国家体制の確立、②貧困・格差削減、③貧困層の経済的機会の向上、④基本的な社会サービスを含む社会的結束の促進、⑤ジェンダー平等および女性の権利の推進、⑥持続可能な成長・平和・環境保護の推進、⑦質の高い人道援助および⑧開発教育の8つの取組を優先課題としている。

#### 3. 予算

##### (1) 援助規模

2013年のスペインODA実績は16億5,602万ユーロ(純額)と前年比で4.48%増加、対国民総所得(GNI)比で0.16%となった。近年の厳しい経済情勢に伴う緊縮財政によりODA予算は大幅な削減を強いられているものの、経済が回復するにつれ、金融危機(リーマン・ショック)以前の水準まで引き上げられていく予定である。

「国際協力基本計画」によると、2014年のスペインODAは17億3,927万ユーロ(純額)と、対GNI比で0.17%となる見込み。

上述の基本計画には、国連の目標である対GNI比0.7%の達成は困難であるが、比較優位性のある分野と国に特化していくことで、国際協力の効果が最大限発

揮されるようにする必要がある、と記されている。

##### (2) 優先地域

国際協力基本計画に盛り込まれている国際開発協力政策は、各種開発指数や開発援助のインパクト等に応じて、以下の23か国・地域を優先地域と定めている。

- ・中南米(12か国):ボリビア、コロンビア、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国
- ・北アフリカおよび中東(4か国・[地域]):モリタニア、モロッコ、西サハラ、[パレスチナ自治区]
- ・西アフリカ(3か国):マリ、ニジェール、セネガル
- ・その他のアフリカ諸国(3か国):エチオピア、赤道ギニア、モザンビーク
- ・アジア(1か国):フィリピン

#### 4. NGOの活用

国際協力基本計画は、開発NGOを重要なパートナーと位置付けており、開発協力政策における開発NGOの役割・協力体制・資金協力に関する新たなメカニズムを定めた「政府・開発NGO協力戦略」が2014年度内に策定される。

現在、外務・協力省国際開発協力庁に登録されている開発NGOは2,000団体以上に上り、世界100か国以上で様々な事業を展開している。そのうちの47団体は認定開発NGOに指定されており、同省庁との協力合意を通じて、人権保護(教育、水および医療へのアクセス含む)、法治国家体制の強化、包摂的な成長の推進や緊急支援活動に取り組んでいる。外務・協力省国際開発協力庁の2013年度予算のうち1億1,830万ユーロ(44.8%)が認定開発NGOの事業に対する資金供与に向けられた。

#### 5. 民間セクターとの連携

民間企業は開発途上国の持続可能な発展において重要な役割(雇用創出、所得向上、各種製品・サービスの提供、労働者の技能開発等)を果たしているとの認識の下で、国際協力基本計画は官民連携の促進に向けて、以下の基本軸を定めている。

- ①企業幹部を対象とした開発協力に関する認識向上の推進
- ②民間企業の参加を促すためのインセンティブ導入および適切な環境の創出

③エネルギー・農産品分野等における実証プロジェクトの実施

④官民連携を推進する部署の設立

具体的には、外務・協力省国際開発協力庁に企業・開発部が設立されたほか、官民パートナーシップ (PPP) 規約が打ち出されるなど、官民協力体制の確立および強化が進められている。PPPの事業例としては、エチオピア難民キャンプの電力供給を支援する実証プロジェクトが挙げられる。このプロジェクトには、国際開発協力庁人道支援室、マドリード工科大学、エンデサ電力会社、アクシオナ総合エネルギー事業者、電機メーカーのフィリップス・イベリカおよび国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が参加している。

### 実施体制

外務・協力省国際協力長官傘下のスペイン国際開発協力庁 (AECID : Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo) は、国際開発協力法に従った、スペインの国際開発協力政策の実施機関である。国際協力基

本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な開発のための人材育成に向けられた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。国連ミレニアム開発目標 (MDGs) のアジェンダおよび手法は、政策実施の際の基準となっている。在外事務所は49に上る (開発協力事務所33、文化センター12および育成センター4)。人員数は公表されていない。

2014年のAECID予算は2億2,499万ユーロに上る (全ODA予算の12.94%)。

#### ● ウェブサイト

- ・スペイン国際開発協力庁 (AECID) :  
<http://www.aecid.es/es/>

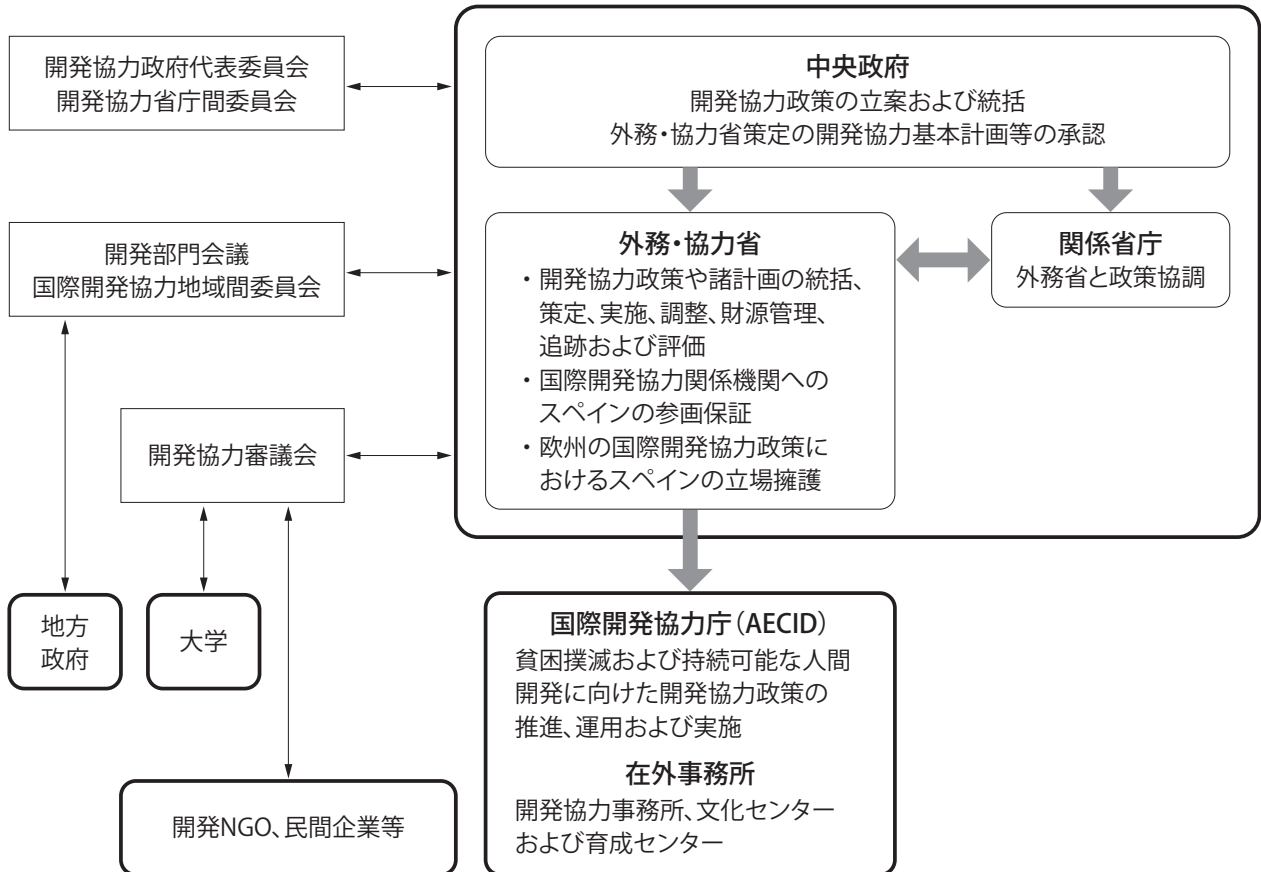
#### ● 参考資料

- ・“Ley 23/1998, de 7 de julio, de Cooperación Internacional para el Desarrollo”, “Plan Director de la Cooperación Española 2013-2016”, “Comunicación 2014”, “Seguimiento del PACI 2012”, “Informe ONGD 2013”.

## 援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた援助実施体制は以下のとおり：

- ・政策統括機関：中央政府、外務・協力省、関係省庁
- ・政策実施機関：省庁、地方政府、国際開発協力庁（AECID）および在外事務所、大学、民間企業、NGO
- ・諮問調整機関：開発協力政府代表委員会、開発協力省庁間委員会、開発部門会議、国際開発協力地域間委員会、開発協力審議会



(1) 政府開発援助上位10か国

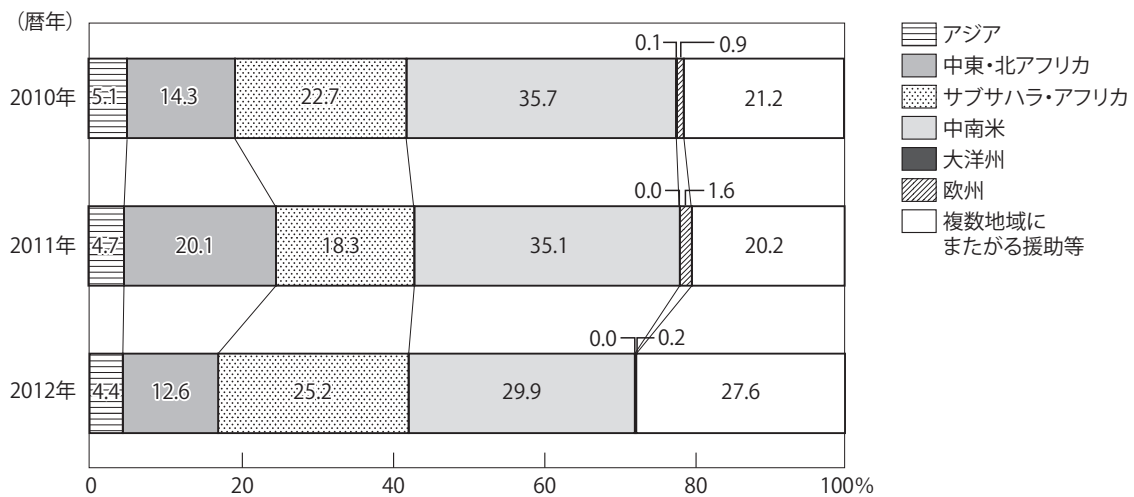
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	306.20	7.7	1	ハイチ	92.57	4.1	1	トーゴ	51.66	5.2
2	チュニジア	158.03	4.0	2	チュニジア	82.86	3.6	2	モロッコ	34.00	3.4
3	ハイチ	155.77	3.9	3	ニカラグア	64.61	2.8	3	アフガニスタン	31.19	3.2
4	ペルー	118.05	3.0	4	[パレスチナ自治区]	63.12	2.8	4	ペルー	29.31	3.0
5	ニカラグア	106.18	2.7	5	ペルー	61.16	2.7	5	ボリビア	23.68	2.4
6	[パレスチナ自治区]	97.59	2.4	6	アフガニスタン	57.62	2.5	6	グアテマラ	23.36	2.4
7	グアテマラ	92.85	2.3	7	ボリビア	51.38	2.3	7	[パレスチナ自治区]	23.02	2.3
8	モロッコ	90.59	2.3	8	ドミニカ共和国	51.28	2.2	8	コロンビア	19.40	2.0
9	エルサルバドル	85.51	2.1	9	コロンビア	49.39	2.2	9	ニカラグア	19.38	2.0
10	ホンジュラス	69.09	1.7	10	グアテマラ	45.92	2.0	10	カンボジア	18.76	1.9
10位の合計		1,279.86	32.0	10位の合計		619.91	27.2	10位の合計		273.76	27.8
二国間ODA合計		3,998.86	100.0	二国間ODA合計		2,281.71	100.0	二国間ODA合計		985.51	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

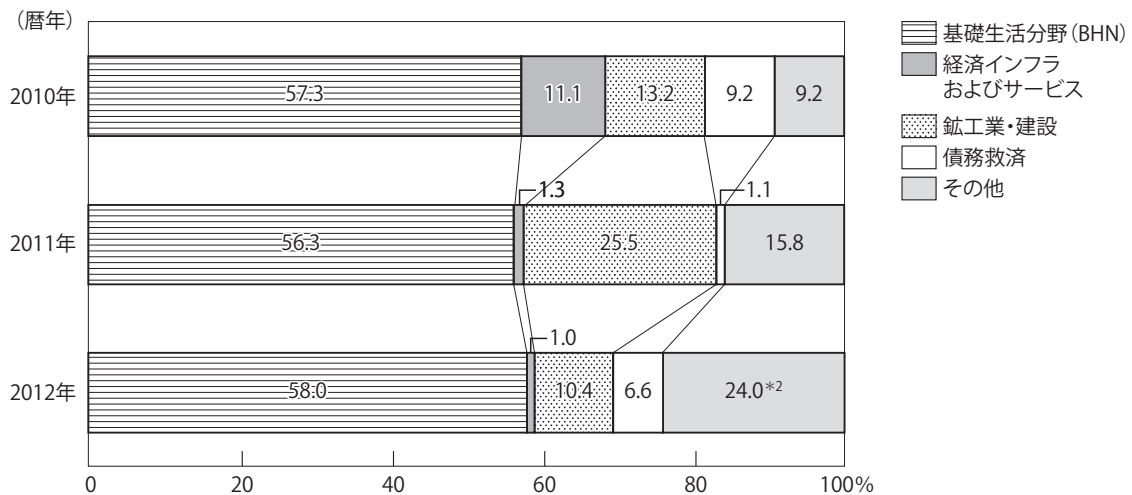
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
\*2 「ドナー国の管理費」が占める割合が大きい。

## 25 スウェーデン(Sweden)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められており、開発援助については、貧困者の生活の質の向上を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化するほか、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、2010年6月には被援助国にとって効果的な援助国となるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、2011年4月には、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としたウェブサイト「openaid.se」の運用を開始した。

なお、開発援助は次の3分野を優先分野としている。

##### (1) 民主主義と人権

自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を対象に民主化と表現の自由を実現するための支援など

##### (2) 男女平等と開発における女性の役割

ミレニアム開発目標の達成に向けた努力を通じて男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関する健康および権利を実現するための一環としての妊産婦の支援など

##### (3) 環境と気候

気候変動への適応、水環境および衛生分野での水準向上など

#### 2. 重点地域・分野

スウェーデンは、国連のミレニアム開発目標（MDGs、目標4：乳幼児死亡率の削減、目標5：妊産婦の健康の改善、目標7：環境の持続可能性確保）の達成を促進するため、アフリカへの援助を重視している。このためスウェーデン国際開発協力庁（Sida）の2013年予算の29%がサブサハラ・アフリカ諸国に向けられており、モザンビーク、タンザニア、ケニアなどが主要な援助対象国となっている。

これに次ぐ重点地域はアジア・中東・北アフリカ地域であり（Sida予算の13%）、主要な援助対象国または地域は、アフガニスタン、バングラデシュ、カンボジアなどとなっている。

Sidaの援助形態として、援助関係組織の支援やそのような組織を通じてのプログラム支援の形態が多く、プロジェクト支援は37%、専門家支援・養成が3%である。主要な援助分野は、民主的統治・人権、人道的援助、保健、持続可能な社会の構築などとなっている。

#### 3. 予算

政府は対GNI比1%を開発協力を割り当ててることを目標としており、2013年度予算では382億クローナ（SEK）（約5,722億円）を計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2013年の政府開発援助実績（DAC統計ベース：暫定値）は、58億3,120万ドル（対GNI比1.02%）、対前年比11.3%増であった。NGOの活用については、2013年、Sidaの予算の11.0%に当たる21億スウェーデン・クローナ（約315億円）がNGOに対し拠出されている。

なお、中小の開発援助関係のNGOからの補助金、プロジェクト資金等の申請は、「フレームワーク組織」と称される15の大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

### 実施体制

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを外務副大臣（国際開発協力担当）、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局（人道支援等）が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

援助の実施は、多国間援助については、外務省多国間開発協力局（国際機関を担当、職員数約50名）等が担当し、二国間援助については、外務省所管の独立行政庁であるSidaが担当する。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。

なお、Sidaの職員数は678名で、このうち約140名が被

援助国等、海外で勤務している（2014年1月現在）。

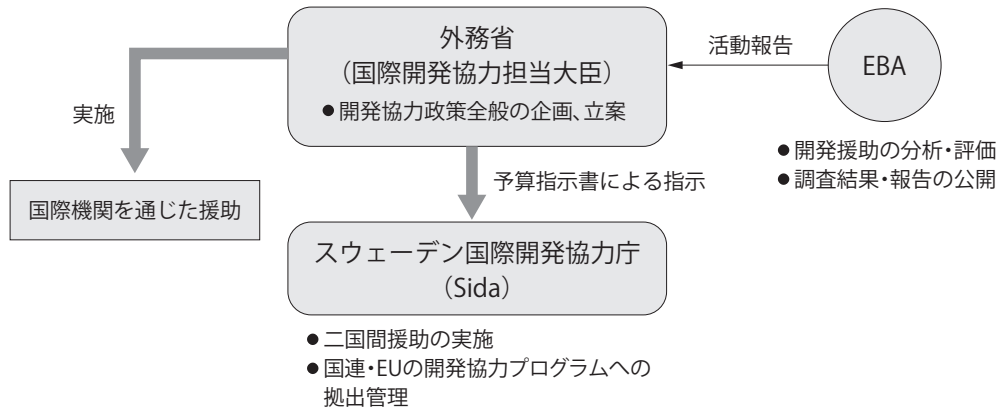
政府は2013年に援助研究専門家チーム（EBA）を立ち上げ、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助について分析・評価することとなった。

● ウェブサイト

・ [www.sida.se](http://www.sida.se)

年次報告有り（2008年以降は英語版なし）

援助実施体制図





(1) 政府開発援助上位10か国

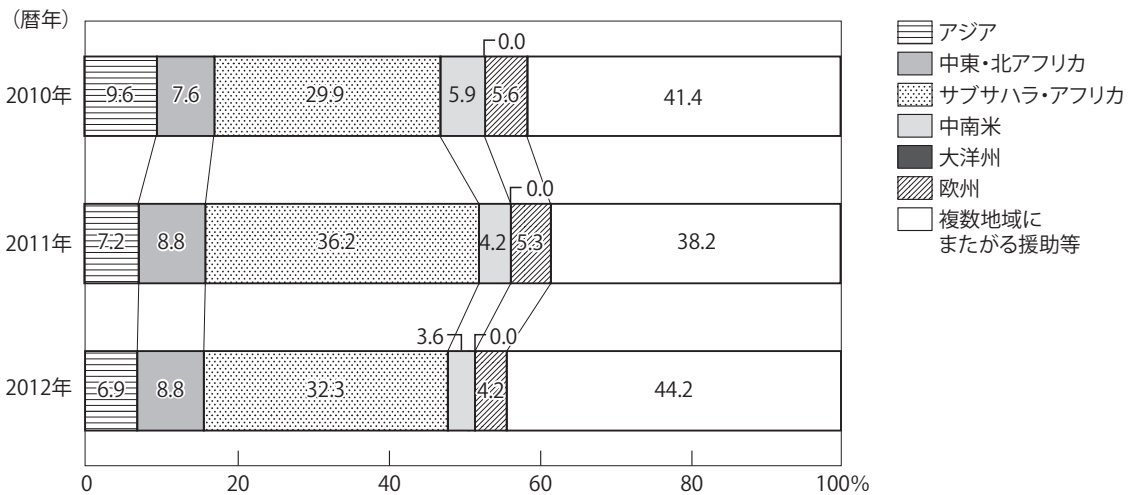
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	タンザニア	95.80	3.3	1	コンゴ民主共和国	238.59	6.6	1	タンザニア	116.27	3.2
2	アフガニスタン	91.72	3.1	2	タンザニア	125.15	3.4	2	モザンビーク	114.71	3.2
3	モザンビーク	84.54	2.9	3	アフガニスタン	114.98	3.2	3	アフガニスタン	107.60	3.0
4	コンゴ民主共和国	71.48	2.5	4	モザンビーク	108.81	3.0	4	ケニア	77.60	2.1
5	スーダン	59.12	2.0	5	スーダン	86.79	2.4	5	コンゴ民主共和国	76.52	2.1
6	[パレスチナ自治区]	58.51	2.0	6	ケニア	76.85	2.1	6	南スーダン	72.23	2.0
7	ケニア	47.69	1.6	7	[パレスチナ自治区]	64.27	1.8	7	[パレスチナ自治区]	62.77	1.7
8	ウガンダ	43.29	1.5	8	ソマリア	63.51	1.7	8	ソマリア	42.33	1.2
9	パキスタン	42.51	1.5	9	リベリア	49.84	1.4	9	バングラデシュ	41.66	1.1
10	ハイチ	40.31	1.4	10	ウガンダ	41.16	1.1	10	リベリア	40.94	1.1
10位の合計		634.97	21.8	10位の合計		969.95	26.7	10位の合計		752.63	20.7
二国間ODA合計		2,915.25	100.0	二国間ODA合計		3,635.75	100.0	二国間ODA合計		3,637.82	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

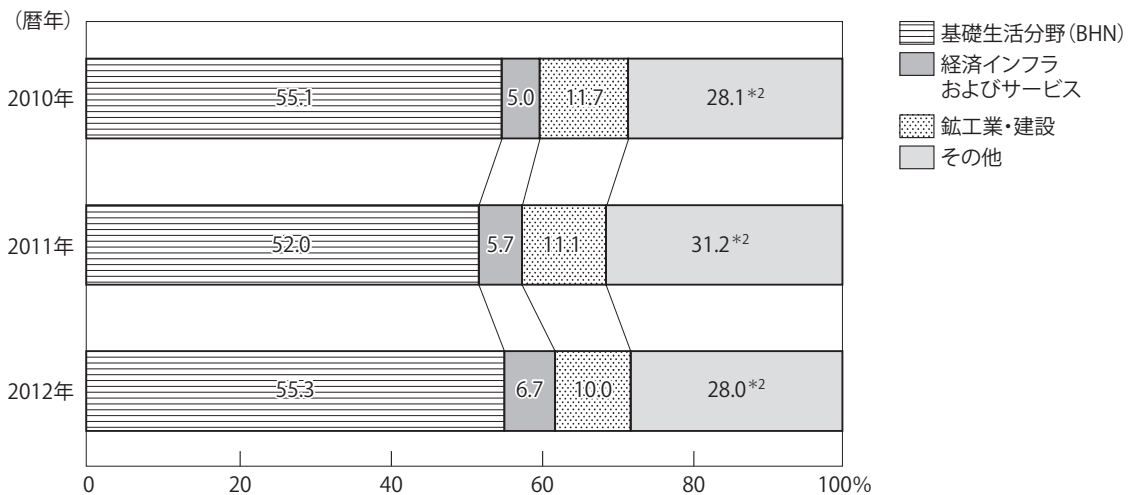
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
\*2 「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

## 26 スイス (Switzerland)

### 援助政策等

#### 1. 基本法・方針

スイス政府の開発援助は、「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎条件の維持」に対する貢献について定めるスイス憲法（第54条2）、「国際開発協力・人道援助法」、「東欧協力法」等を根拠にして実施されている。

戦時国際法である1864年のジュネーブ条約の締結に始まり、スイスには長い人道主義の歴史が存在する。

2013年から2016年までの開発協力重点方針としては、以下の5つを挙げている。

- (1) 紛争の予防と解決
- (2) 資源やサービスへのアクセス向上
- (3) 持続可能な経済成長の促進
- (4) 民主主義と自由競争市場への移行支援
- (5) 環境に優しく、社会的に公正なグローバリゼーションの促進

#### 2. 援助規模

2013年のODA支出総額は、29億6,380万スイスフラン（約3,122億円）で、対国民総所得（GNI）比は0.47%であった。政府および議会は、国連によるODAの対GNI比0.7%目標への達成に向けて真摯（しんし）に取り組んでいるものの、短期間では難しいとの認識から、当面の目標を2015年までのGNI比0.5%の達成に設定している。

ODAは二国間が約75%、多国間が約25%の割合で長らく推移してきたが、2011年以降に二国間援助の割合が増し、2013年には79%を占めた。

#### 3. 重点分野

2013年から、特に気候変動や金融危機といった国境を越える危機への対応強化と、脆弱国家<sup>（注1）</sup>への重点的な支援が目指されるようになった。「グローバルプログラム」として、地球規模の課題である気候変動、移民、金融と貿易、水、食料、医療の6分野の問題に積極的に取り組んでいるほか、植民地支配の歴史がない国という特徴を活かし、脆弱国家での法の支配と人権の定着を働きかけている。

ミレニアム開発目標（MDGs）に続く、国連のポスト2015年開発アジェンダの形成に関しても、スイスは積極的に関与している。

### 実施体制

#### 1. スイス政府における実施体制

ODAは、人道支援、開発協力、経済・貿易政策、東欧支援の4つに大別され、主にスイス外務省に属する「開発協力局」（Swiss Agency for Development and Cooperation：SDC）が人道支援と開発協力を、スイス経済省に属する「対外経済庁」（State Secretariat for Economic Affairs：SECO）が経済・貿易政策を担当し、東欧支援は両者ともに行っている。

(1) スイス政府において援助政策の総合調整機能を司るのは、SDCである。ODAの約6割を担当し、具体的な援助内容に応じて環境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政府関係部局とも緊密に連携しながら、東欧支援や人道支援などの案件を実施・調整している。貧困削減を目指し、特にベナン、ブルキナファソ、マリ、モザンビーク、タンザニア、バングラデシュ、モンゴル、ボリビア、キューバなどの国々に重点を置いている。SDCには、国内および国外（50か国以上に連絡事務所を設置）合わせて約600名の政府職員および約1,000名の現地職員が所属しており、2013年の年間援助総額は20億4,510万スイスフラン（約2,154億円）である。

(2) SDCと並び政府部内で重要な役目を果たすのはSECOである。SECOは、市場経済原理による持続的な経済発展の促進および援助対象国の国際経済システムへの統合を主眼に、マクロ経済の観点からの政策改革支援、インフラ整備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等を行っている。ODAの約1割を担当し、ガーナ、ベトナム、インドネシア、ペルー、エジプト、チュニジア、コロンビア、南アフリカなどの国々に重点を置いている。

なお、政府における援助政策の企画・立案に際しては、「国際開発協力のための審議会」（Advisory Committee on

注1：制度面での能力の不足、不十分なガバナンス、政治不安、頻発する暴力、過去の深刻な紛争の後遺症など、極めて厳しい開発課題に直面している国（IDAウェブサイトより）

International Development Cooperation) も連邦政府への諮問機関として重要な役目を果たしている。1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といった幅広い分野からの代表者約20名で構成され、基本的に年5回ベルンで審議を行っている。

## 2. 非政府団体

スイス政府にとって援助政策の実施において最も重要な外部組織として、スイスの6大開発NGO (Swissaid、Bread For All、Caritas、Catholic Lenten Fund、Helvetas、Interchurch Aid) が連携して結成した統括組織「アリアンス・シュド」(Alliance Sud) がある。同組織は、公正で持続可能な開発を目指し、スイスの開発政策、対外政策に関するロビー活動を行っている。個別の具体的な援助プロジェクト等の実施に際しては、同組織は、さらにス

イス国内外の多くの協力団体・組織と連携している。

そのほか、案件によっては、大学や研究所などの専門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民間経済団体等がスイス政府との間で協力を行う事例もある。

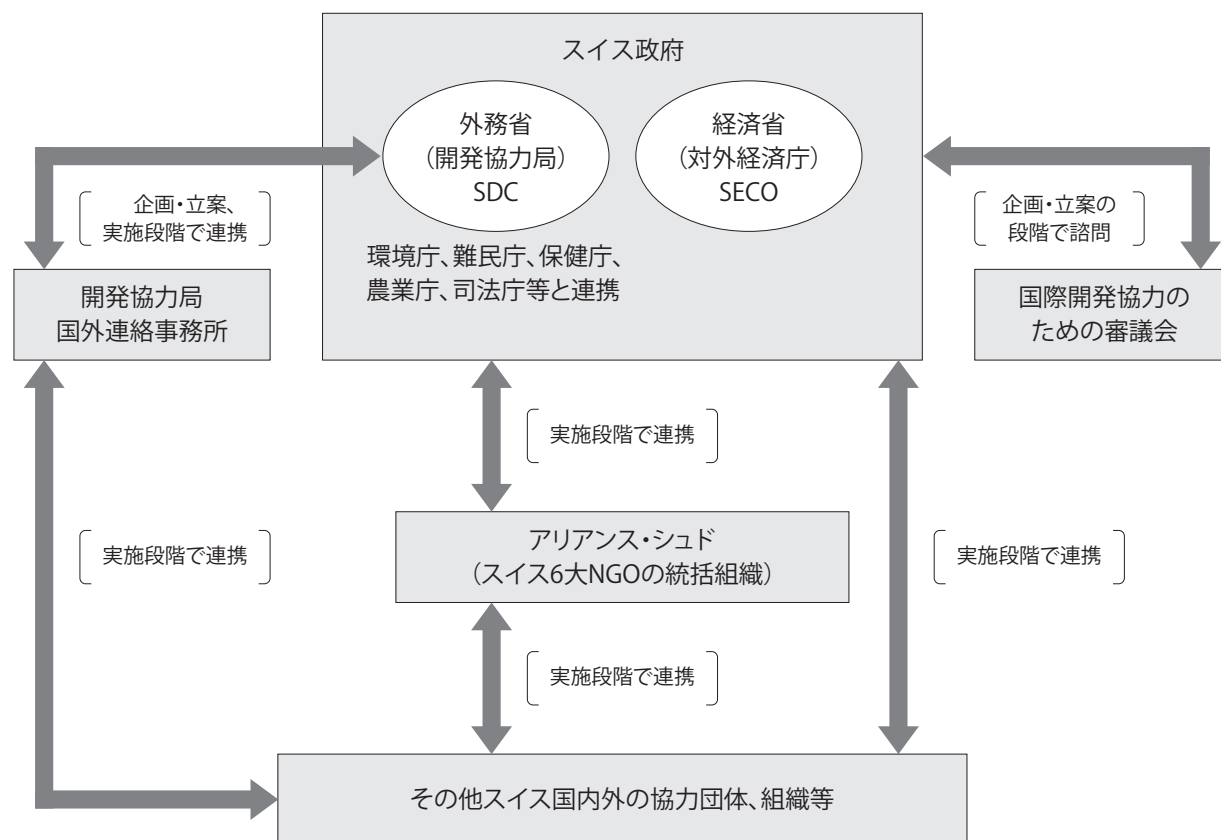
## 3. 実施後の評価等

SDCは、開発協力事業等の事後評価を行う際のガイドラインや評価結果をウェブサイト上で公開している。また、SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で年次報告書を作成し一般公開しているほか、国会への報告も共同で行っている。

### ● ウェブサイト

- SDC : [www.sdc.admin.ch](http://www.sdc.admin.ch)
- SECO : [www.seco.admin.ch](http://www.seco.admin.ch)
- Alliance Sud : [www.alliancesud.ch](http://www.alliancesud.ch)

## 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

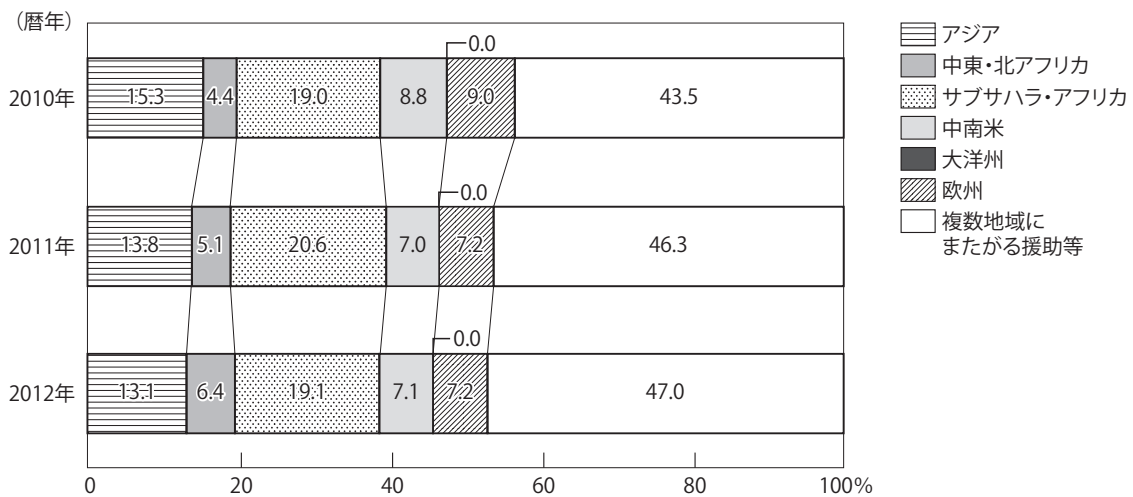
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	コソボ	52.71	3.1	1	トーゴ	75.95	3.2	1	コソボ	64.40	2.6
2	モザンビーク	29.36	1.7	2	コソボ	59.54	2.5	2	ネパール	40.15	1.6
3	ブルキナファソ	28.20	1.6	3	ネパール	40.38	1.7	3	ブルキナファソ	37.24	1.5
4	ネパール	27.94	1.6	4	バングラデシュ	32.66	1.4	4	モザンビーク	36.92	1.5
5	ベトナム	25.80	1.5	5	モザンビーク	30.91	1.3	5	ボリビア	35.01	1.4
6	パキスタン	23.66	1.4	6	ブルキナファソ	30.15	1.3	6	タンザニア	34.93	1.4
7	ハイチ	23.02	1.3	7	ボリビア	29.71	1.3	7	バングラデシュ	32.62	1.3
8	ボリビア	21.59	1.3	8	タンザニア	28.94	1.2	8	[パレスチナ自治区]	29.22	1.2
9	ペルー	21.35	1.2	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	27.43	1.2	9	アフガニスタン	28.36	1.2
10	バングラデシュ	21.03	1.2	10	[パレスチナ自治区]	26.58	1.1	10	ニジェール	27.03	1.1
10位の合計		274.66	16.0	10位の合計		382.25	16.1	10位の合計		365.88	14.9
二国間ODA合計		1,712.29	100.0	二国間ODA合計		2,373.17	100.0	二国間ODA合計		2,457.15	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

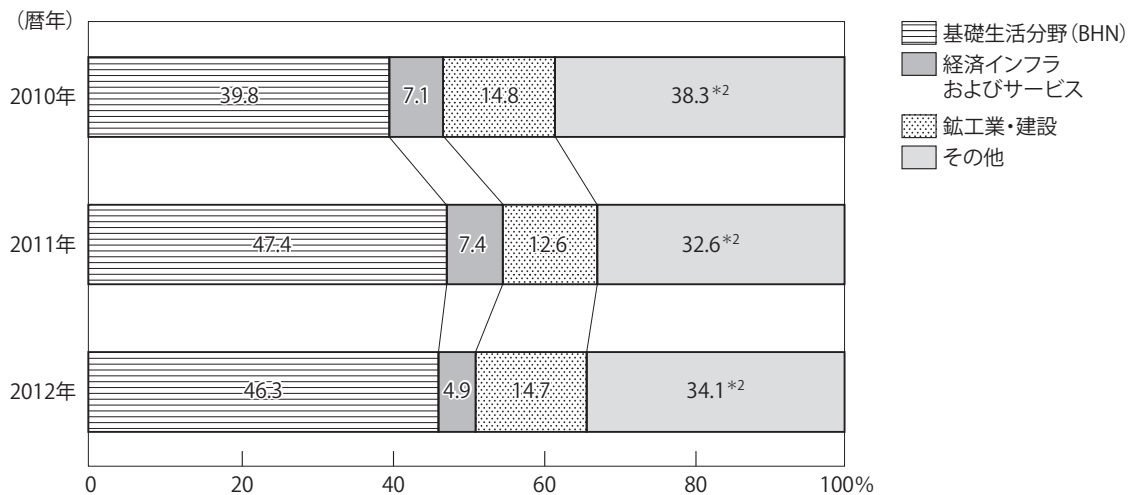
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。  
\*2 「ドナー国の管理費」、「ドナー国の難民」が占める割合が大きい。

## 27 英国 (United Kingdom)

### 援助政策等

#### 1. 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法 (The International Development Act) である。英国の国際開発を主導する国際開発省 (DFID: Department for International Development) は、同法に基づいて活動している。同法に従い国際開発大臣は、こうした活動が貧困削減に貢献することを前提に、持続可能な開発と福利厚生を目的とした開発援助と人道的援助を提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法 (The International Development (Reporting and Transparency) Act 2006) は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する国会への報告の提出を義務付けられている<sup>(注1)</sup>。

#### 2. 基本方針

英国政府の開発政策はDFIDが主導している。DFIDの主要な目的は、特にミレニアム開発目標 (MDGs) の実施を通じた、貧困国における貧困削減である。

英国政府は、ODAのGNI比0.7%の国際目標を2013年に達成した。

援助は原則として無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、英国は、現在、貧困削減と途上国の行政能力を向上させるための財政支援<sup>(注2)</sup>を11か国で実施しており、2013/2014年度にはこれらがDFIDの二国間援助額全体の約10% (5億4,530万ポンド、約891億円) を占めた。財政支援は保健と教育分野に限定されている。2012~2015年までのDFIDの事業計画では、ポスト2015年開発アジェンダ目標の達成、透明性・費用対効果・開かれた政府への対応、経済成長、少女と女性、人道支援および気候変動対策を優先課題としている。近年特に経済成長分野に力を入れており、英国企業の協力等も得つつ、優先国に対しての雇用創出支援等を実施している。少女と女性分野においては、2014年5月

にジェンダー間の平等法を制定し、DFIDの実施するすべての活動においてジェンダー平等を配慮することを義務付けている。気候変動については、国際社会における議論をリードする立場から、国際気候基金 (ICF) を立ち上げ、気候変動の影響を被りやすい脆弱な国に対する小農支援等を行っている。

英国は援助予算をGNIの0.7%に増額するという国際協力に対する強い政治的意思を政党の違いを超えて維持する一方で、援助の費用対効果および説明責任を重視する方針の下で、多国間援助および二国間援助の見直しを実施し、援助への支出に対する国内からの理解を得る努力を行っている。2011年3月に発表された同見直しでは、英国が拠出する43の国際機関を費用対効果に従い4段階 (とても良い、良い、適切、劣っている) に分けて評価し、「劣っている」と評価された9機関のうち4機関への拠出を取りやめた。また、二国間援助については、16か国への援助を停止し、27か国 (その後、南スーダンを加えた28か国) の重点国に援助を集中することが決定された。

#### 3. 予算

##### (1) 規模

2013年の英国の政府開発援助 (ODA) は、114億3,700万ポンド (約1兆7,465億円) となり、世界第2位の援助国である。また、同年のODAの対GNI比は0.72% (出典: DFID年次報告書2013/2014年度版) となり、そのうち、DFIDによる支出は100億4,000万ポンド (約1兆5,332億円) である。

##### (2) 支出内訳

2013/2014年度のDFIDの援助予算 (事業費) は99億ポンドで、そのうちの45%は多国間援助機関への拠出金として支出された。二国間援助には54億5,300万ポンド (約8,913億円) が支出されたが、援助見直しにより、28か国に重点化している<sup>(注3)</sup>。2013/2014年度のDFIDの二国間援助における主要セクターは、ガバナンス・安全保障 (13%)、富の創出 (13%)、教育 (12%)、人道支援 (16%) グローバルパートナーシップ (8%)、

注1: DFIDの年次報告書2013/2014年度版 ('Department for International Development Annual Report and Accounts 2013-14') 等の公開文書は、DFIDのウェブサイト (<http://www.dfid.gov.uk/>) で入手可能。数値はいずれも暫定値。

注2: 援助の用途を特定せずに、援助資金を直接途上国政府予算に投入する援助アプローチの一つ。

注3: 国際開発省 (DFID) は、重点国・地域として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの28か国・地域を設定している。

母子保健 (6%)、気候変動 (6%)、貧困・飢餓・脆弱性 (6%)、水・衛生 (3%)、マラリア (3%)、HIV/エイズ (0.9%)、その他保健 (11%) となっている。

## 実施体制

### 1. 英国国際開発省 (DFID)

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任の下に一元的に行われる。2013年のODA予算のうち、DFIDのシェアは88%を占める。また、国家安全保障会議を通じ、他の関係省庁（外務・英連邦省〈3%〉、エネルギー気候変動省〈4%〉、国防省等）との連携にも力が入れられている。

DFIDの常勤職員数は、2004年の1,907名から、2008年の1,612名、2009年の1,600名、2010年の1,573名、2011年の1,567名、2012年は1,562名と年々減少し、2013年は1,764名、2014年は1,863名に増加した。

DFIDはロンドンとスコットランド（東キルブライド）に所在する本部に加え、28か国に海外事務所を有する。国内外のスタッフ（2,750名）の半数以上が途上国で勤務

している。

### 2. 関連組織

#### (1) CDCグループ

途上国の民間部門（産業・生活インフラ支援）に対する民間企業による投資・融資等に資金協力等を行う。

#### (2) ブリティッシュ・カウンシル

人材育成分野での援助を実施。

#### (3) クラウン・エージェンツ

開発途上国の公的部門に対するコンサルティングサービス、資材・役務の調達等を実施。

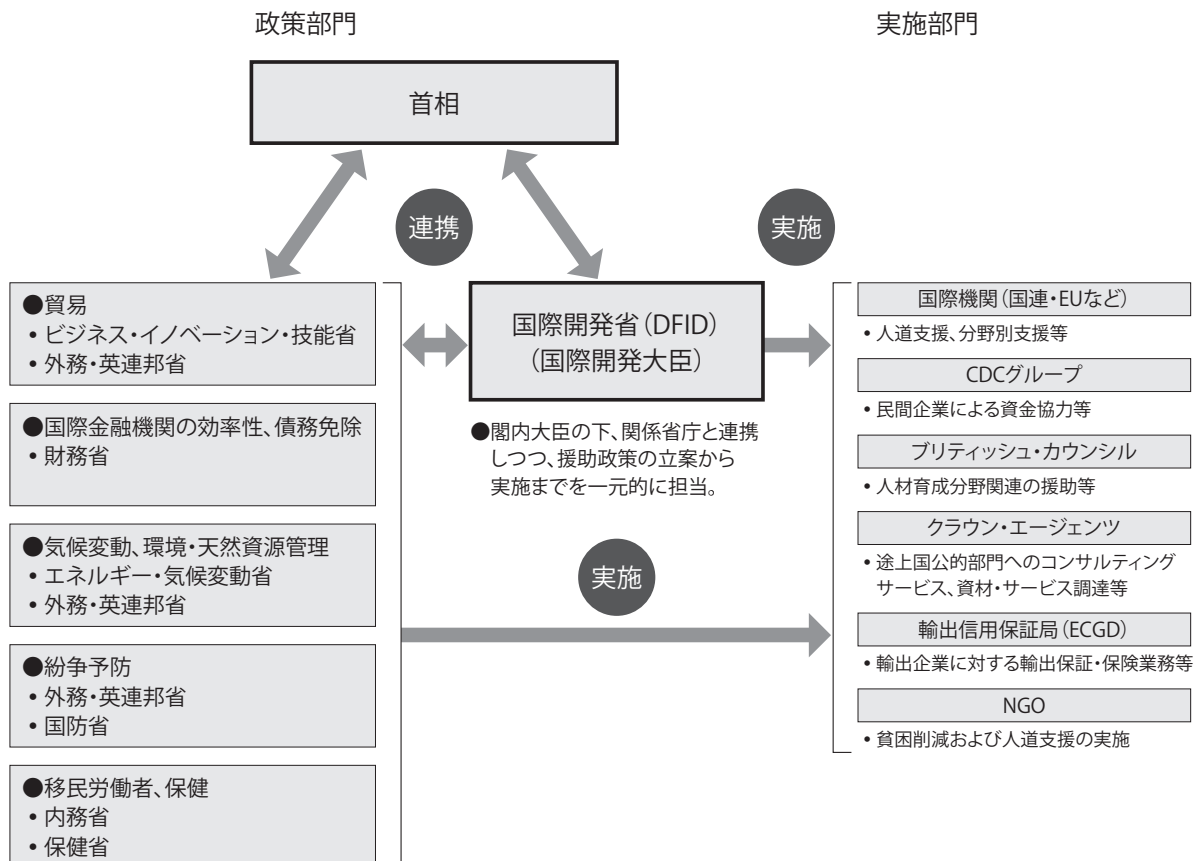
#### (4) 輸出信用保証局 (ECGD: Exports Credit Guarantee Department)

途上国向けに輸出する英国企業に対する輸出保証・保険業務等を実施。

### 3. 市民社会・NGO

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2013年度、DFIDの二国間援助の16%は、市民社会組織を通じて実施された。

## 援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

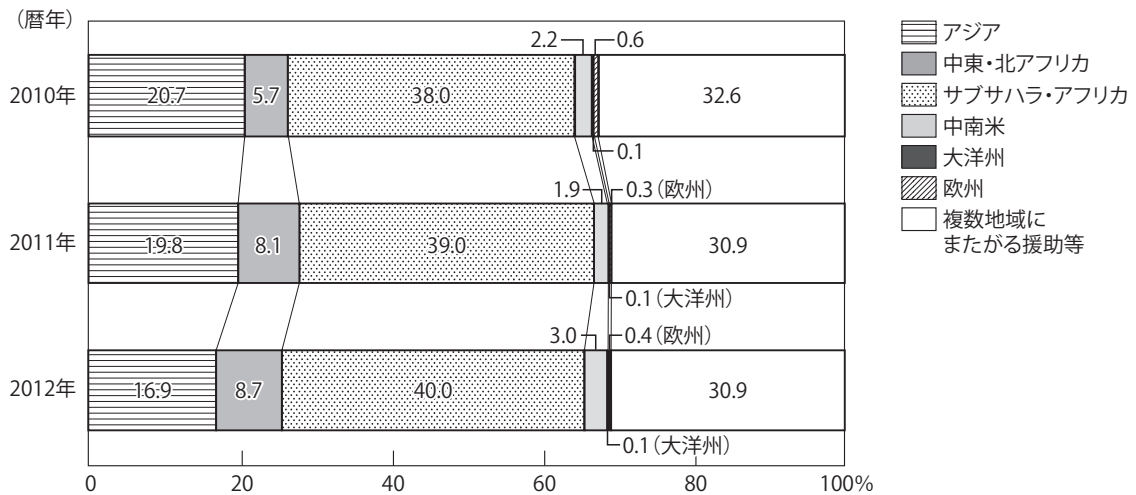
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	インド	650.34	8.1	1	エチオピア	552.25	6.5	1	インド	462.86	5.3
2	エチオピア	406.95	5.1	2	インド	453.85	5.4	2	アフガニスタン	433.92	5.0
3	パキスタン	298.51	3.7	3	アフガニスタン	423.42	5.0	3	エチオピア	421.05	4.8
4	ナイジェリア	264.61	3.3	4	コンゴ民主共和国	383.05	4.5	4	ナイジェリア	312.70	3.6
5	コンゴ民主共和国	250.78	3.1	5	バングラデシュ	368.62	4.4	5	バングラデシュ	310.81	3.6
6	タンザニア	240.94	3.0	6	パキスタン	331.59	3.9	6	パキスタン	299.87	3.4
7	アフガニスタン	234.83	2.9	7	ナイジェリア	298.86	3.5	7	タンザニア	250.02	2.9
8	バングラデシュ	228.32	2.8	8	モザンビーク	186.40	2.2	8	コンゴ民主共和国	220.20	2.5
9	ウガンダ	179.26	2.2	9	タンザニア	158.92	1.9	9	ジンバブエ	220.02	2.5
10	ガーナ	166.58	2.1	10	スーダン	157.34	1.9	10	マラウイ	196.91	2.3
10位の合計		2,921.12	36.4	10位の合計		3,314.30	39.1	10位の合計		3,128.36	35.9
二国間ODA合計		8,016.80	100.0	二国間ODA合計		8,473.54	100.0	二国間ODA合計		8,712.97	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

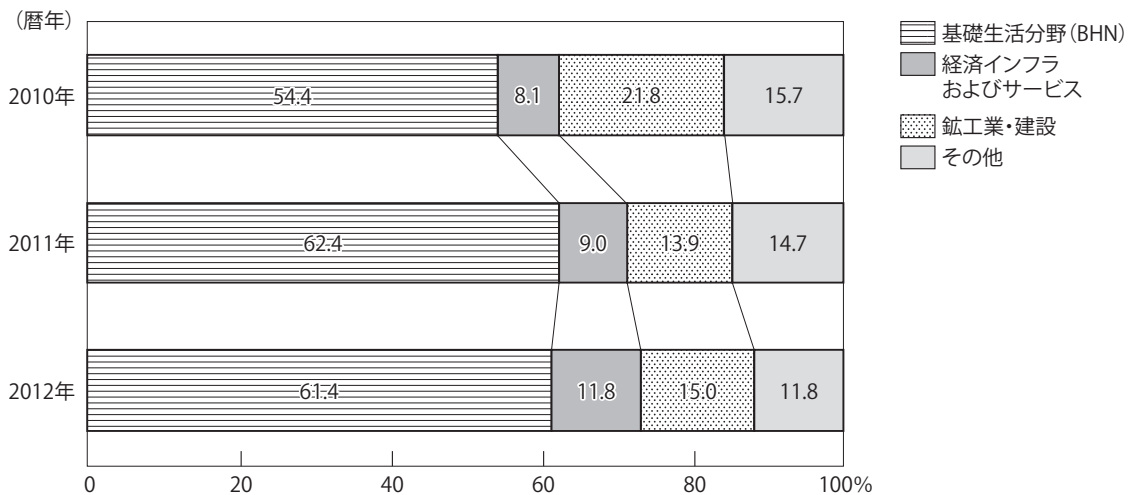
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 28 米国 (United States of America)

## 援助政策等

## 1. オバマ政権における開発協力の位置付けと改革

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げ、現下の経済状況により困難に直面しながらも、倍増目標達成を目指してきた。2013年度、2014年度の予算はそれぞれ520億ドル、509億ドル（推定）となっている。また、開発を国防および外交同様に、米国安全保障および外交政策上の柱の一つに位置付け、国家安全保障戦略<sup>(注1)</sup>においても「開発は、戦略的、経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置付けている。

オバマ大統領は、2010年9月に発表した大統領調査令(PSD: Presidential Study Directive)の中で、開発が米国の安全保障にとって不可欠との認識の下、外交および防衛と相互補完的な対外政策として、高い位置付けを与えた。また、オバマ大統領は、2013年の一般教書演説<sup>(注2)</sup>で、「今後20年の間に世界の極度の貧困を撲滅する」と述べ、続く2014年の一般教書演説<sup>(注3)</sup>において、「アフリカ全域で官民協力により電力へのアクセスを倍増させるとともに、極度の貧困の撲滅を助ける」と述べている。2014年1月に公表された米国国際開発庁(USAID)の新しいミッション・ステートメント<sup>(注4)</sup>でも言及されている極度の貧困の撲滅は、引き続き米国の援助政策の焦点の一つとなると考えられる。

国務省<sup>(注5)</sup>およびUSAID<sup>(注6)</sup>は、クリントン国務長官(当時)の下で2010年12月に公表された「4年ごとの外交・開発政策の見直し(QDDR: Quadrennial Diplomacy and Development Review)」に基づき、開発を外交に統合する改革を実施してきたが、さらなる改革を進めるため、2014年4月22日、新たなQDDR作業を開始することを発表した。その際、シャーUSAID長官(当時)は、新しいQDDRを進めるに当たっての原則として、(1)急速に変化するグローバルな環境において、米国がパワー、影響力および支援を展開するに当たり、開発を外交および防衛と同様に重視するとき、米国はより安全でより豊

かになること、(2)常にこれまでとは違う方法で物事を行い、改善し、現代化し、他国と連携し、他国との関係からより大きなレバレッジを得よう試み、米議会および世界中のパートナーとより活発に関与すること、に積極的でなければならないことを挙げている。このことから、米国は引き続き対外政策における開発の位置付けを高めつつ、関係国との援助協力を重視する政策をとっていくものと考えられる。

## 2. 対外援助の重点分野

2014年6月現在、対外援助予算を含む2015年度(2014年10月1日から2015年9月30日まで)の国務省・USAID予算要求<sup>(注7)</sup>(総額462億ドル)は議会において審議中である。同予算案において強調されている開発関連の予算は次のとおり。

## (1) 国家安全保障の確保

ア 中東および北アフリカ(70億ドル): チュニジア、エジプト、リビア、イエメン等の移行期の国々に対する支援とともに、イスラエルおよびヨルダンに対する大規模な支援を行う。

イ 東アジア・太平洋(14億ドル): 鍵となる二国間関係の強化、安全保障構造の強化、エネルギーおよび環境問題を含めた経済発展への注力、人的な交流の促進を行い、積極的に同地域に関与する。

ウ アフガニスタン・パキスタン(36億ドル): アフガニスタンおよびパキスタンにおける安定、安全保障、発展のための支援を継続する。

エ 国際機関および平和維持活動(48億ドル)

## (2) 米国経済の強化と地球規模課題への対応

ア 国際保健イニシアティブ(81億ドル): 世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバル・ファンド)への13.5億ドル拠出を含む。

イ Feed the Future(食料安全保障)(10億ドル)

ウ 世界気候変動イニシアティブ(5億630万ドル)

エ 人道支援(48億ドル)

注1: 2010年5月ホワイトハウス発表“National Security Strategy” [http://whitehouse.gov/sites/default/files/rss\\_viewer/national\\_security\\_strategy.pdf](http://whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf)

注2: 2013年一般教書演説 <http://www.whitehouse.gov/state-of-the-union-2013#webform>

注3: 2014年一般教書演説 <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2014/01/28/president-barack-obamas-state-union-address>

注4: 米国国際開発庁(USAID)ミッション・ステートメント <http://www.usaid.gov/who-we-are/mission-vision-values>

注5: 国務省 <http://www.state.gov/>

注6: 米国国際開発庁(USAID) <http://www.usaid.gov/>

注7: 2015年度予算要求(Congressional Budget Justification) <http://www.state.gov/documents/organization/222898.pdf>



オ 米国国際開発研究所（1億5,130万ドル）：科学、テクノロジー、イノベーションおよび民間連携を新たな方法で用い、長年の開発課題に対する解決方法を獲得する新しいアプローチに対して投資する。

(3) 国務省およびUSAID

ア 警備維持と強化（46億ドル）

イ USAID運営費（14億ドル）：USAID Forward（USAID改革のための主要行動計画）が達成してきた調達、現地の能力開発、イノベーション上の成果を維持し、強化する。

### 3. 日米開発協力

日米両国は、2013年12月のバイデン副大統領訪日の際、「日米のグローバル協力に関するファクト・シート」を発表し、開発協力を含む今後の地球規模課題に関する日米協力について方向性を打ち出した。同ファクト・シートにおいては、日米が協力して国際保健、ミレニアム開発目標および女性のエンパワーメント（能力強化）に取り組むことを確認するとともに、援助の効果を最大化するため、日米が新しく、定期的な高級実務者レベルの開発対話を開始することが示された。

これを受け2014年2月にはワシントンにおいて第1回の日米開発対話が開催され、女性の能力強化、人道支援・防災、東南アジア地域、大洋州地域等に関する幅広い開発課題に対する日米協力につき協議を行い、今後日米で開発協力の具体的な内容が検討された。

同年4月にオバマ大統領が訪日した際に発表された日米共同声明においては、日米開発対話を通じ、両国が開発協力を拡大していることが言及された。同時に発出されたファクト・シートでは、具体的な協力案件として、特に①インド・デリーにおけるUN Womenの「安全な街づくりプログラム」を共同で支援していくこと、②カンボジアとラオスにおける女性起業センター設立のための「WECREATE Initiative」に共に取り組んでいくこと、③ASEAN防災緊急対応協定作業計画第2フェーズに対する新たな支援の提供においても協力していくこと、④日本側は、2014年夏のアフリカの女性起業家のための米国国際ビジター・リーダーシップ・プログラムを支援すること、が確認されている。

## 実施体制

### 1. 米国国際開発庁(USAID : the U.S. Agency for International Development)

米国の対外援助にかかわる機関は財務省や農務省、保健福祉省、平和部隊など数多くあるが、二国間援助において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは、国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持して、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。

USAIDは、海外事務所にも多くのスタッフを配置し、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。2013年9月30日時点において、政府直接雇用職員は国内外合わせて3,858名在籍しており、在外現地採用職員4,359名のほか、各種プログラムで採用される者を含めると職員は総数9,410名在籍している。また、USAIDは従来から、PVO（Private Voluntary Organization、NGOを指す）を重要なパートナーと位置付け、積極的に活用している。

### 2. ミレニアム挑戦公社<sup>(注8)</sup> (MCC : Millennium Challenge Corporation)

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社（MCC）は、MCC理事会によって監査され、最高経営責任者（CEO）により運営されている。MCC理事会は国務長官が議長を務め、財務長官、通商代表、USAID長官のほかに民間企業関係者が参加する。USAIDとは異なったアプローチで効率的に貧困支援を行うことを目的としており、職員は300名以下の小さな組織となっている。

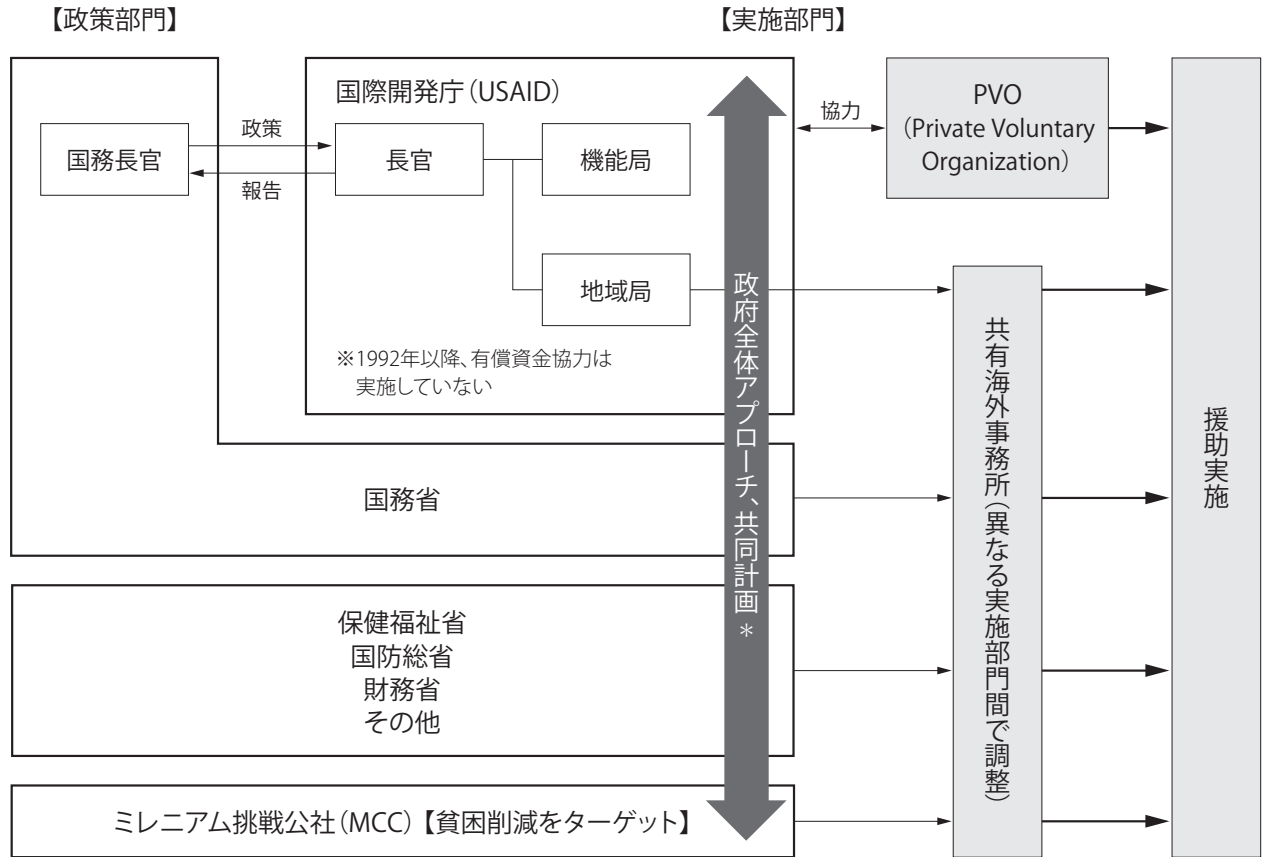
MCCは、低所得国もしくは中所得国の中で、「良い統治」、「経済的自由」、「市民への投資」を公約としている国々から市民の自由度、汚職規制、女性の初等教育終了率、貿易政策などの指標（指標は毎年変更され、公表される）を用いて被援助国を選定し、①MCC理事会によって適格国と認められた途上国に対する無償資金協力、および②もう少しで適格国になり得る途上国を対象とした小規模の無償資金協力を行っている。

MCCは、これまでに農業および灌漑<sup>かんがい</sup>、交通、水の供給および衛生等の分野で総額84億ドル以上のプログラムを承認している。14万8,000人以上の農業従事者への訓練、8万2,000ヘクタール以上の開墾、4,900km以上の道路の設計・建設、農業ローンへの6,500万ドル拠出を実

注8: ミレニアム挑戦公社 <http://www.mcc.gov/>

行ってきており、被援助国の発展機会の促進、市場開拓、生活水準向上、貧しい人々の繁栄と将来の創造に寄与してきた。

### 援助実施体制図



\* 2009年より政府は、強力な方針指導の下、開発協力をより戦略的かつ統合的に実施していくために、省庁間の協働を推奨したり、組織横断的な業務に携わるスタッフの報奨制度を導入したりしている。この結果、MCC・政府/USAID間の共同計画要領などが策定され、いくつかの被援助国では既存のUSAIDの事業をMCCが受け継いだり、活動を補完したりする好ましい事例が発生している。

(1) 政府開発援助上位10か国

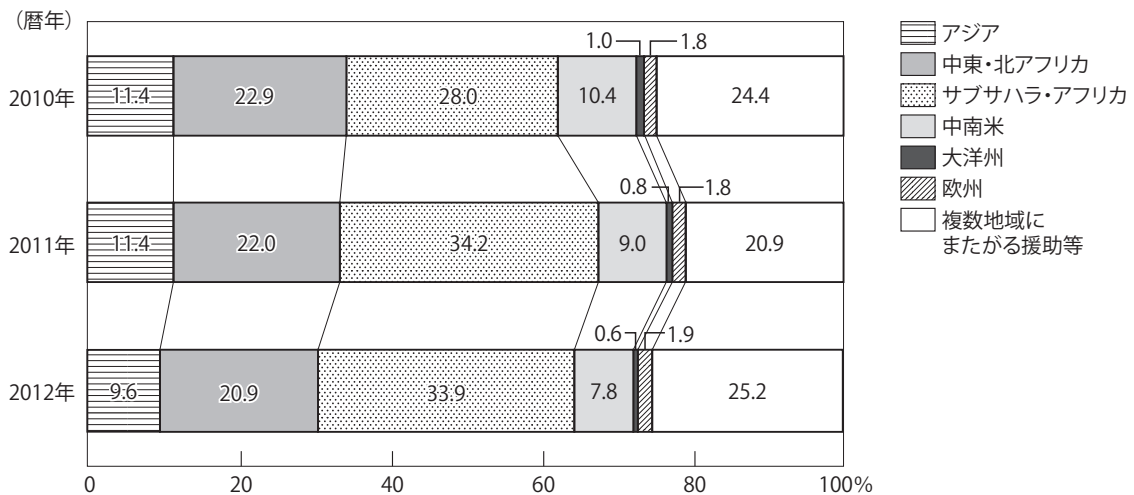
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2010年		順位	国・地域名	2011年		順位	国・地域名	2012年	
		ODA計	構成比			ODA計	構成比			ODA計	構成比
1	アフガニスタン	2,893.40	10.9	1	アフガニスタン	3,075.00	11.3	1	アフガニスタン	2,773.13	10.9
2	イラク	1,622.91	6.1	2	コンゴ民主共和国	1,293.20	4.8	2	ケニア	817.83	3.2
3	パキスタン	1,196.76	4.5	3	パキスタン	1,273.85	4.7	3	南スーダン	773.34	3.0
4	ハイチ	1,106.85	4.2	4	イラク	1,268.43	4.7	4	エチオピア	732.61	2.9
5	エチオピア	875.34	3.3	5	ケニア	715.42	2.6	5	パキスタン	624.76	2.5
6	スーダン	726.35	2.7	6	南スーダン	707.42	2.6	6	イラク	582.80	2.3
7	[パレスチナ自治区]	720.75	2.7	7	エチオピア	706.66	2.6	7	タンザニア	568.74	2.2
8	ケニア	565.92	2.1	8	[パレスチナ自治区]	625.04	2.3	8	ヨルダン	556.64	2.2
9	南アフリカ	529.53	2.0	9	ハイチ	620.18	2.3	9	南アフリカ	505.27	2.0
10	タンザニア	457.41	1.7	10	南アフリカ	564.03	2.1	10	モザンビーク	435.49	1.7
10位の合計		10,695.22	40.2	10位の合計		10,849.23	39.9	10位の合計		8,370.61	32.9
二国間ODA合計		26,586.41	100.0	二国間ODA合計		27,212.81	100.0	二国間ODA合計		25,471.15	100.0

\*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 \*2 [ ]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

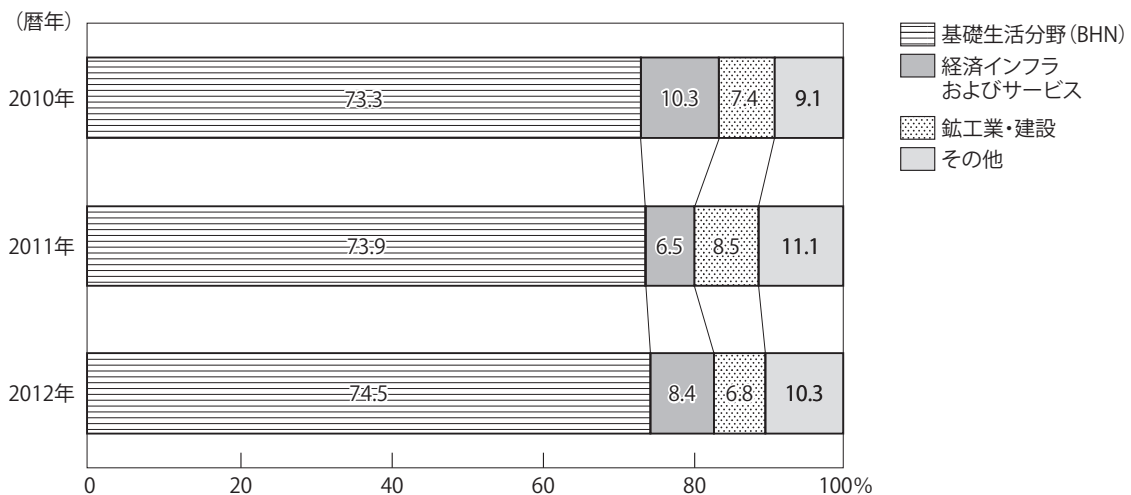
(支出総額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 29 ブラジル (Brazil)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

- (1) ブラジルによる開発援助は1950年代から行われているが、開発援助に関する基本法は存在しない。ブラジル応用経済研究所 (Ipea) や外務省国際協力庁 (ABC) 等がまとめた資料<sup>(注1)</sup>によれば、ブラジル政府は「国際開発協力」として、①人道支援、②国費留学生、③技術協力および科学技術協力、④国際機関向けの資金拠出、⑤平和協力活動を実施している。
- (2) 外交政策上、技術協力による開発援助を重視し、援助受取国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先課題とし、それらを達成するためのツールとして南南協力を実施している。援助は、途上国間協力といった意味合いも強く、ブラジルと途上国間の関係強化の中での政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発・普及等を基本的な政策目的として実施している。

#### 2. 援助政策における特徴

##### (1) 技術協力

技術協力に関しては、2010年、外務省国際協力庁により80か国以上で221のプロジェクトが実施されている。主な対象国および分野は、右の表のとおりであり、ポルトガル語圏の諸国への協力が大半を占める。分野別では、農業分野での協力が多くが特徴である。特に、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国に対して、経済社会開発を目的とした地域コミュニティの能力強化にかかわる技術支援を推進している。ほかにも、熱帯・亜熱帯など多様な気候風土を持つことや、旧ポルトガル領であることによる言語・文化の共通点などの特性を活かしながら支援を行っている。

順位	対象国上位10か国 (2005～2010年の合計)	金額比
1	モザンビーク	15.8%
2	東ティモール	15.2%
3	ギニアビサウ	14.4%
4	ハイチ	13.1%
5	カーボヴェルデ	9.8%
6	パラグアイ	7.5%
7	グアテマラ	6.4%
8	サントメ・プリンシペ	7.0%
9	アンゴラ	4.8%
10	ウルグアイ	3.3%
	その他	2.7%
合計		100%

順位	対象分野 (2003～2010年の合計)	金額比
1	農業	21.9%
2	保健	16.3%
3	教育	12.1%
4	環境	7.4%
5	社会保障	6.3%
6	行政	5.4%
7	社会開発	5.3%
	その他	25.3%
合計		100%

また、技術協力の実施に当たり、ブラジルは日本をはじめとする先進国をパートナーとする三角協力を推進している。三角協力は、ブラジルが援助国としての技術移転能力を強化していくための重要な手段として期待されている。現在では日本のほか、イタリア、スペイン、イスラエル、エジプト、米国、ドイツ、オーストラリア、英国といった諸国やFAO、WFP、UNESCO<sup>ユネスコ</sup>といった国際機関との間で、主に中南米諸国やモザンビーク等のポルトガル語圏アフリカ諸国に対し、ブラジルでの経験を活かした農業開発や保健衛生分野での支援を行っている。

##### (2) 無償資金協力 (人道支援)

2008年の2,970万レアルから、2009年8,740万レアル、2010年2億8,520万レアルと急増している。2009年にはWFPやスペインと協働して、キューバ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカへの食料無償供与を始めた。2010年の人道支援における多国間援助の割合は56.8%で、残

注1:「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2005-2009 (国際開発のためのブラジルの協力2005-2009)」(Ipea、ABC等、2010年)

り43.2%は二国間援助であった。

(3) 国際機関への拠出

2010年の内訳は以下のとおり。

(単位:百万レアル、%)

	金額	割合	代表的機関と金額
国連機関等への拠出金	236.2	43.1	UNESCO 13.7 UNIDO 13.2 PAHO 12.7 (全米保健機構) CTBTO 12.2 (包括的核実験禁止条約機関) OAS 11.1 (米州機構)
国際開発金融機関	306.8	55.9	IDA 168.3 (国際開発協会) FOCEM 134.0 (メルコスール構造的格差是正基金) AfDF 4.4 (アフリカ開発基金)
その他	5.4	1.0	
合計	548.4 (約273億5,000万円)	100.0	

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

3. 実施体制

(1) 2009年-2010年の政府開発援助額をスキーム・分野別に見ると以下の表のとおりである<sup>(注2)</sup>。

(単位:百万レアル、%)

	2009		2010		2009から2010への増減率
	金額	割合	金額	割合	
技術協力	97.7	11.5	101.7	6.3	4.0
留学生受入れ	44.5	5.2	62.6	3.8	40.7
科学技術協力	—	—	42.3	2.6	—
人道支援	87.0	10.2	285.2	17.6	227.7
平和維持活動	125.4	14.8	585.1	36.0	366.5
国際機関への拠出	495.2	58.3	548.4	33.7	10.7
合計	849.8 (約401億9,000万円)	100.0	1,625.1 (約807億2,000万円)	100.0	91.2

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

地域別に見ると、中南米諸国への援助比率が2010年で68.1%と突出している。なお、ブラジルは二国間政府貸付を実施していない。

(2) 外務省国際協力庁の技術協力に関する予算額は、2010年に5,250万レアル(約26億円)、2011年に5,260万レアル、2012年に5,180万レアルと近年おおむね横ばいとなっている。

実施体制

1. 実施体制

開発援助を総合的に担当する省庁はなく、スキーム別に各省庁・部局が個々の援助案件を担当している。技術協力については外務省国際協力庁が、人道支援については外務省国際飢餓対策室(CGFome)が、科学技術協力については科学技術イノベーション省が担当し、農務省等の関係実施機関と連携しながら援助を実施している。

国際機関への拠出については各関係省庁が担当しており、特に企画予算省国際局が米州開発銀行(IDB)、アフリカ開発銀行(AfDB)等の国際開発金融機関を、財務省国際局が世界銀行を担当している。

2. 外務省国際協力庁

(1) 技術協力を担当する外務省国際協力庁は外務省の外交政策に則り、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

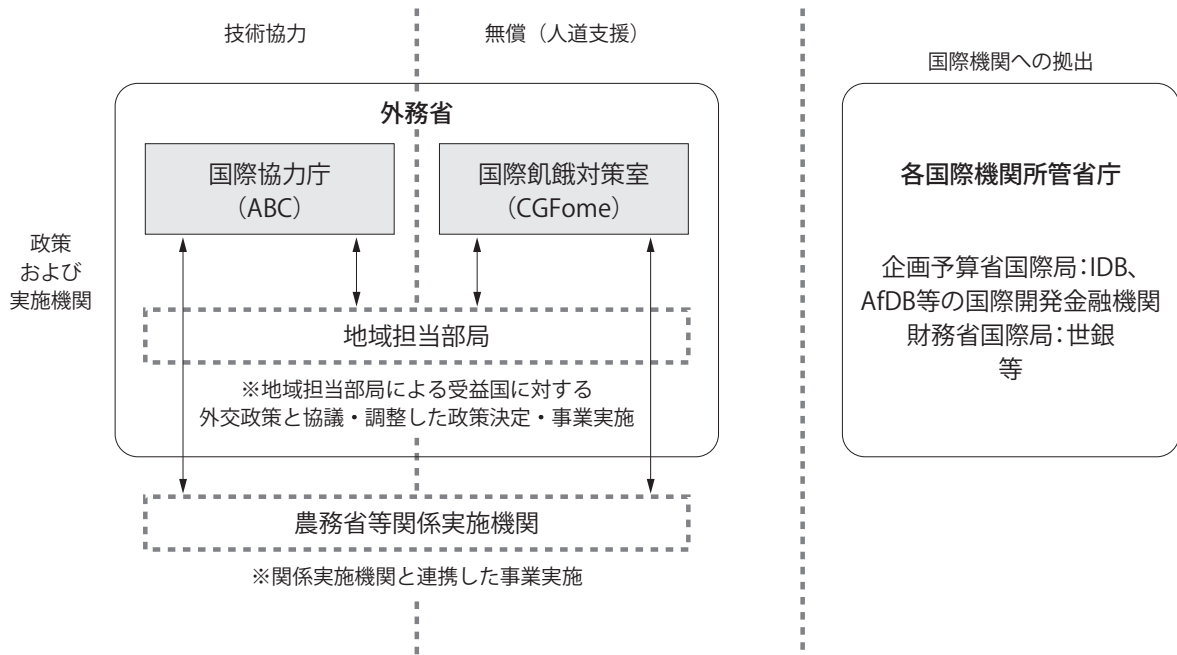
(2) 外務省国際協力庁は次の部門により構成されている。①途上国間協力計画室、②二国間技術協力室、③多国間協力室、④農牧協力室、⑤保健・社会開発協力室、⑥教育職業訓練協力室、⑦情報技術・電子ガバナンス協力室、⑧防災・都市開発・運輸協力室、⑨三角協力室、⑩管理予算室、⑪国際技術協力計画パートナーシップ推進室。なお、在外拠点として、在外公館に技術協力担当官を配置している。

● ウェブサイト

・外務省国際協力庁：<http://www.abc.gov.br>

注2:参考:「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2010(国際開発のためのブラジルの協力2010)」(Ipea、ABC等、2010年)

援助実施体制図



## 援助政策等

## 1. 基本政策・理念・体制

中国は、1950年より対外援助を実施。自国による援助を開発途上国間の相互支援（南南協力）と位置付け、先進国によるODAと一貫して差別化している。1964年に周恩来首相（当時）が発表した「対外援助8原則」（平等互惠、主権尊重・内政不干渉等）を基本原則としている。

中国商務部は2014年11月15日、対外援助の管理に関する初の基本法となる「対外援助管理弁法（試行）」を公布した（同年12月15日に施行）。今後、さらなる関連の法整備が進められる見込み。

## 2. 援助規模（以降、1元=18円で換算）

中国政府は、2011年に引き続き2014年7月に2版目となる「対外援助白書」を発表し、対外援助の概観と実績を示した。同白書は中国の対外援助について、政策方針、資金、対象分野、援助方式、援助内容および地域協力メカニズムや多国間組織との連携等について記述。一方、国別・地域別の供与情報や供与条件など詳細なデータは含まれていない。また、国際的に信頼・比較可能な統計情報は明らかではなく、全体像・詳細は不明。その前提において、中国政府による種々の発表を踏まえると以下のとおり。

## ・対外援助白書（2014年版）

2010-2012年の3年間の累計：893億4,000万元（約1兆608億円）（無償援助323億2,000万元、無利子借款72億6,000万元、優遇借款497億6,000万元）。

## ・財政部発表

2013年実績：決算ベースで170億5,000万元（約3,070億円、内訳不明）。内訳が不明であり、対外援助白書との関係も不明。

## 3. 援助の形態・分野

対外援助管理弁法等によれば次のとおり。

- ・援助形態：無償援助、無利子借款、優遇借款の3種類<sup>(注1)</sup>。
- ・主たる実施手法：①パッケージ型プロジェクト<sup>(注2)</sup>、②

物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤ボランティア派遣

中国商務年鑑（2014年版）によれば、2013年の具体的な実績は以下のとおり。

①パッケージ型プロジェクト：124件を新たにコミット

②物資援助：93件

③人材育成プロジェクト：155か国・組織の18,660名を養成

④その他：医療チーム要員を568名、技術専門家、教師およびボランティアを合計6,890名派遣

このほか、緊急人道援助を東南アジアや中東、アフリカの10余りの国で実施。

対外援助白書（2014年版）によれば、援助分野は主に、農業、衛生、教育等の民生分野と、運輸、エネルギー、通信等の基礎インフラ整備が対象とされている。また、被援助国の援助によらない発展につながる研修プロジェクトも増大傾向にあるとされる。

## 4. 支援地域・機関

援助の対象は伝統的にアフリカ重視。

中国商務年鑑（2014年版）によると、2013年、中国政府は95の国・機関と援助協定を締結した。2010年から2012年における援助の対象国については、アジアとアフリカの国が全体の約67%を占めた。<sup>(注3)</sup>

## 5. 対アフリカ援助

中国の対外援助は伝統的に対アフリカ援助中心。2012年に北京で開催された「第5回中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）閣僚会合」において、胡錦濤前国家主席は、今後3年間で5つの重点分野<sup>(注4)</sup>においてアフリカの平和・発展を支援するとし、200億ドルを限度とする借款の供与等を約束した。

2013年8月には、國務院新聞弁公室から、2010年に次いで第2版となる「中国アフリカ経済貿易協力白書」が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係の発展は、アフリカの民生レベルの改善、アフリカ経済の多角的発

注1：無償援助は、主に中小型福祉プロジェクトおよび人的資源開発等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、経済的および社会的に利益のある生産型プロジェクトや大中型インフラプロジェクトの建設等に使用される。

注2：プロジェクトの設計から施工まですべて、または一部の建設工程の責任を中国側が負い、全部または一部の設備、建築材料の提供、および技術者派遣による施工、生産等の指導等を中国側が請け負う中国の最も主要な援助方式。

注3：LDCsや小島嶼国に重点が置かれている。

注4：①投資・融資、②人材育成・医療等開発援助、③アフリカ統合、④人的交流、⑤平和・安定。

展に寄与するだけでなく、中国経済・社会の発展、南南協力の促進、世界経済の均衡的発展に寄与するとし、三部構成<sup>(注5)</sup>で具体的な援助状況を紹介している。

また、2014年年初からのアフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対しても、中国政府は支援を行っている。中国政府の発表によると、中国はアフリカ諸国に対し同年4、8、9、10月の計4度にわたり累計で約7億5,000万人民元（約135億円）相当の人道支援を行った。

## 6. 他国・機関との連携

開発分野における国際協力を強化する方針の下、二国間および多国間で三角協力を試験的に展開しているとされ、商務年鑑によれば、国連開発計画（UNDP）や世界銀行等の国際機関との協力を進めているほか、ニュージーランド等との間で三角協力を実施している。

OECD-DAC<sup>ダック</sup>との関係においては、2009年からCHINA-DAC Study Groupを設け、各々の援助手法についての情報交換・研究等を行うなど、一定の協力関係を築いている。一方、効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）第1回ハイレベル会合（2014年4月：メキシコ）には、インドと共に不参加であり、開発に係

る国際的な取組へのより一層の関与が国際社会から奨励されている。

## 実施体制

対外援助は、商務部（対外援助司）が主管しており、外交部、財政部、中国輸出入銀行と部門間調整システム等を通じて協議しながら、国別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も一部の専門性の強い援助事業に参加している。

無償援助、無利子援助は国家財政より支出され、優遇借款については、中国輸出入銀行（國務院直屬機関）を通じて実施される。

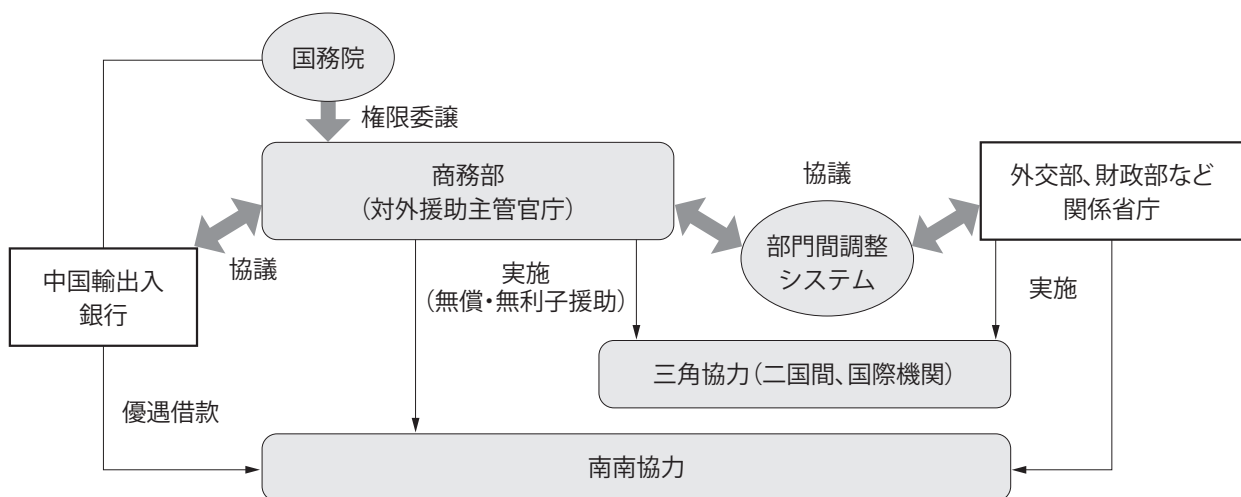
### ● ウェブサイト

- ・ 中華人民共和國商務部：http://www.mofcom.gov.cn/

### ● 参考資料

- ・ 2011年度版対外援助白書
- ・ 2014年度版対外援助白書
- ・ 2014年商務年鑑

## 援助実施体制図



## 開発に関するその他のイニシアティブ等

中国は、「一帯一路」（「シルクロード経済ベルト」と「21世紀・海のシルクロード」）構想を提唱し、インフラ・資

源開発・産業協力および金融協力等のプロジェクトへの支援を目的とするシルクロード基金を設立するとともに、アジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立準備を進めている。

注5: ①前文、②本文（i 貿易の持続可能な発展の促進、ii 投融資協力レベルの向上、iii 農業・食料安全協力の強化、iv インフラ設備支援、v 民生・キャパシティ向上、vi 多国間枠組み協力の促進）、③後書き。



## 31 ハンガリー (Hungary)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

ハンガリーは国際開発協力の実施を自国の外交政策上、不可欠な事項と位置付けているほか、EU（欧州連合）加盟国として、開発途上国を支援するドナー・コミュニティの責任も共有している。2000年に国連で採択されたミレニアム開発目標（MDGs）の達成、貧困の撲滅、支援対象国における人権に基づく民主主義体制の確立といった国際社会による支援の取組への貢献を約束しており、2001年には最初の国際開発協力戦略を策定し、2003年から国際開発協力を実施している。

2014年ハンガリーは新たな中期国際開発協力戦略（2014年～2020年）を策定したが、同戦略では、①民主的統治の強化等制度の確立、②持続可能な農業生産の向上を目指すグリーン栽培、環境保全と経済成長の両立を目指すグリーン経済および環境・気候変動、③人的資源および能力開発を重点3分野とし、西バルカン、東欧、アフリカおよび中東を重点4地域と設定している。

#### 2. 援助規模

援助形態の内訳は、EU、国際連合、世界銀行等に提供される多国間援助が82%、二国間援助が18%を占める。ハンガリーは新たに策定した中期国際開発協力戦略に基づき、国際開発協力の水準を向上させることを目指しており、今後ODA予算を増額することを検討している（2010～2013年のODA実績額は以下の表参照）。2013年の予算は、1億2,991万ドルであった。

（単位：百万ドル、%）

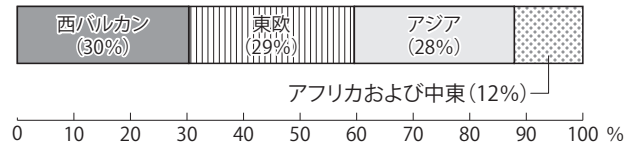
	2010年	2011年	2012年	2013年 (暫定)
ODA実績額	114.34	139.73	118.32	128.18
対GNI比	0.09	0.11	0.10	0.10

出典：外務貿易省作成資料、DAC統計

#### 3. 援助地域

2012年の主な二国間援助対象国は、アフガニスタン、

セルビア、コソボ、モルドバ、ウクライナ、ベトナム、ケニア等であり、地域別の内訳は次のとおりである。



出典：外務貿易省作成資料

#### 4. 援助分野

ハンガリーの国際開発協力は技術協力が主流であり、比較優位を持つ分野である教育、水関連、公衆衛生、農業、環境保護等の分野でプロジェクトを実施し、関連する省庁およびその関連機関が相手国の国家行政機関や地方自治体に対して技術協力を行っている。国際開発協力の一環として、自国が政治的・経済的移行プロセスで得た経験の共有を行っていることが特徴である。EUへ加盟したプロセスに関連する経験を西バルカンおよび東欧の国々に提供し、民主主義へ移行した際の経験を北アフリカ諸国に提供している。また、ハンガリーは、水資源管理、河川流域管理、水質の保全といった水関連プロジェクトへの取組も実施している。

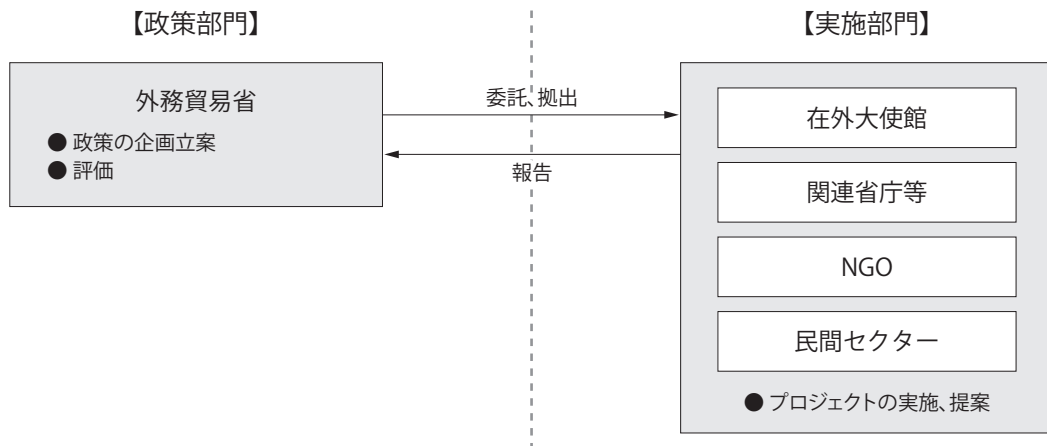
### 実施体制

ハンガリーは、独自の国際開発援助実施機関を持っていない。政策部門として、外務貿易省が国際開発協力に係る政策の企画立案および評価を行っており、実施部門として、関連省庁およびその関連機関、在外大使館、NGO、民間セクターが国際開発協力に係るプロジェクトの提案および各プロジェクトの実施を行っている。

#### ● ウェブサイト

・ハンガリー外務貿易省：<http://nefe.kormany.hu/>

### 援助実施体制図



## 援助政策等

## 1. 基本政策

インドはOECD加盟国と異なり、ODAではなく、開発協力 (Development Partnership) という名の下、開発援助を実施している。開発協力を規定する法律、基本方針等は特段存在しないが、開発協力はインド独立の翌年にブータンに対して供与されて以来、外交において主要な役割を果たすものとして位置付けられている。また、開発協力は、基本的にインド単独で実施しており、他のドナー各国との協働は行っていない。

2010年から、開発協力の対GNI比0.7%を目標としている。

## 2. 援助規模

2013年度の修正予算では、704億ルピー (約1,200億円) が外国への経済協力として計上され、うち、541億ルピー (77%) が無償資金協力、163億ルピー (23%) が有償資金協力となっている (別表参照)。

## 3. 援助地域

対象国・地域の選定に当たっては近隣諸国が重視されている。ブータン、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ミャンマー、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約91%が供与され、残りの約9%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象としている。最近ではアフリカ諸国向けに増加傾向が見られる。最大の援助対象国は、近隣諸国の中でもインドとの関係が特に強く、インドが重要視しているブータンであり、2013年度には全援助額の約58%を占める410億ルピー (うち無償資金協力約264億ルピー、有償資金協力約147億ルピー) がブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

## 4. 開発援助内容

## (1) IDEA (Indian Development and Economic Assistance) スキーム

- 従来は財務省より直接に財政援助をしていたが、2004年から政策変更し、政府の指示によりインド輸出入銀行 (EXIM Bank : Export Import Bank of India) を通じてクレジットライン (信用供与枠) を与える

こととした。クレジットラインの範囲内で政府間貸付が行われる。貸付の実績については、後出の表「インド政府 (外務省) による途上国支援」のとおりである。IDEAは2010年度から2014年度まで実施されており、2015年度以降も継続される見込みである (2014年9月時点)。IDEAでは、供与される金額のうち、65%はインドからの物資やサービスの購入に充てられ、残りの35%については被供与国が購入先を決めることができる。過去10年間で110億米ドルが195のクレジットラインとして設定されている。そのうち、66億米ドルがアフリカ諸国向けである。

## (2) 近隣諸国やアフリカ諸国等への開発事業支援

- アフガニスタンの復興やミャンマーの国境地帯に関する支援、ネパールやスリランカへの支援などが無償支援として行われている。アフガニスタン向けには、ダム の 再 建 や 国 会 議 事 堂 の 一 部 の 建 設、医 療 や 薬 品 の 供 給、病 院 の 支 援、農 業 大 学 へ の 支 援、鉱 業 研 究 所 の 創 設、バ ス や コ ン ピ ュ ー タ の 提 供 が 行 わ れ た。このほか、教育と能力開発も無償支援の対象となった。ミャンマー向けは、インドとミャンマーの港湾をつなぐ道路事業などが挙げられる。その他、病院や農業調査、教育の拠点づくりなどがある。ネパール向けで重要なのは国境の道路建設、医療センターや科学技術専門学校の創設である。スリランカ向けは、同国の優先度に応じて実施され、港湾開発や文化センター建設、寺院再建、病院建設がある。
- アフリカ向けはここ10年、力を入れるようになり、2013年度はマラウィ、ナミビア、ルワンダに農業、科学技術、教育と衛生分野で無償支援している。インドアフリカフォーラム・サミット (IAFS) の枠組みの下で、南スーダンにおいて4億ルピーを投入して地方技術団地の設立が進行中である。

## (3) 技術協力

- 技術協力は、インド技術経済協力プログラム (ITEC : Indian Technical and Economic Cooperation Programme) とその姉妹プログラムであるアフリカに対するコモンウェルス特別プログラム (SCAAP : Special Commonwealth Assistance for Africa Programme) により構成される。
- 2013年度は、開発途上国161か国とパートナー関係

を結び、280の研修コースに年間8,000名以上の研修生をインド国内に受け入れ、財政と会計、会計検査、銀行業務、通信、英語教育、計画・行政、議会研究、犯罪記録、織物、地方電化、環境および再生可能エネルギー等の研修を実施している。また、軍関係者研修（1,500名の受入れ）も実施している。研修受入機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等47機関である。

- ・インド人専門家の国外派遣も実施しており、2013年度には情報技術、会計検査、法律、農業、薬学、統計、人口統計、自治体行政、織物の分野において、34名のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(4) 災害援助

自然災害を受けた以下の国々に対し支援を行った。  
フィリピン、イエメン、マーシャル、マダガスカル、ナミビア

**実施体制**

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置さ

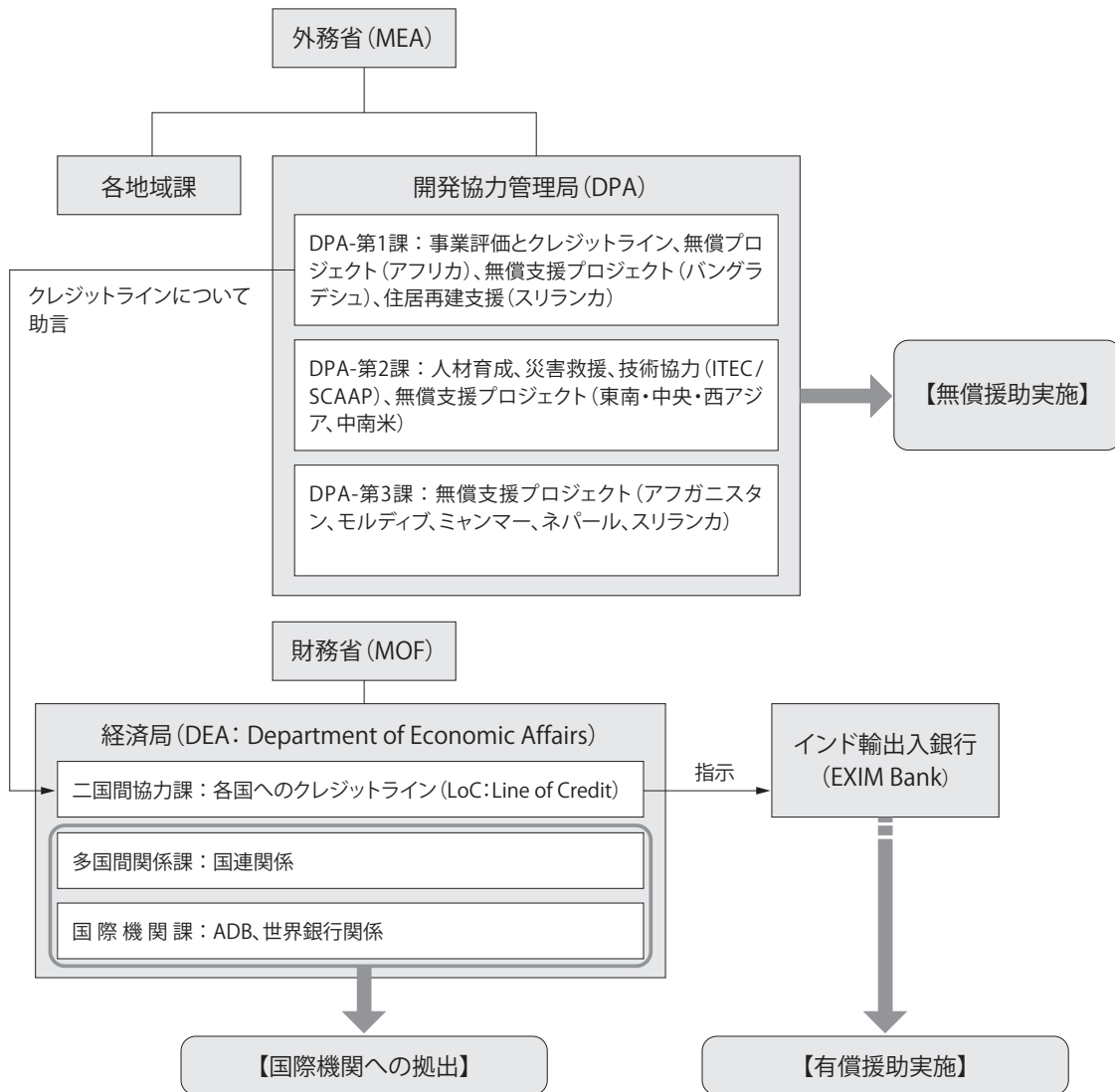
れ、本格的なインド技術経済協力プログラムITECが開始された。2012年1月に援助の透明性・迅速性向上のため外務省開発協力管理局（DPA：Development Partnership Administration）が新設され体制が一新されている。DPA第1課はクレジットラインとアフリカ諸国における無償支援、バングラデシュとスリランカでの住宅建設の無償支援を担当し、DPA第2課は、ITEC/SCAAP等のプログラムを所管している。また、東南アジアと中央アジア、西アジア、中南米の無償支援事業も第2課の所管である。人道支援、災害支援とアフガニスタン、モルディブ、ミャンマー、ネパール、スリランカ向けの無償支援はDPA第3課が行っている。

その他に対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局多国間関係課（UNDP等）、同局国際機関課（ADB、世界銀行との関係等）、同局二国間協力課（各国へのクレジットライン）が挙げられる。

● ウェブサイト

- ・ 外務省開発協力管理局（DPA）：  
<http://mea.gov.in/development-partnership-administration.htm>
- ・ ITEC：<http://itec.mea.gov.in/>

援助実施体制図



インド政府（外務省）による途上国支援

(Ministry of External Affairs, Grants and Loans to Foreign Governments)

(単位: 千万ルピー)

	援助形態	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
バングラ デシュ	グラント	4	2.5	2	3.3	51	20	60	6	3.76	3	8.81	281.2	580	350
	ローン	57.42	40	20	18.87	1	0.01						0	0	0
	総 額	61.42	42.5	22	22.17	52	20.01	60	6	3.76	3	8.81	281.2	580	350
ブータン	グラント	495	567.05	696	768.65	852.71	564.31	683	791.32	1,004.48	1251	1,230.37	1,572.98	2,640.50	3,065.99
	ローン	160	214.4	304	280	278.4	35.2	48	414.6	297.5	472	790.99	1,838	1,468.50	3,008.01
	総 額	655	781.45	1,000	1,048.65	1,131.11	599.51	731	1,205.92	1,301.98	1,723	2,021.36	3,411	4,109.00	6,074
ネパール	グラント	60.25	78.99	60	66.17	66	210	100	113	150	150	191.15	292.55	380	450
	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01							0	0	0
	総 額	60.26	79	60.01	66.18	66.01	210	100	113	150	150	191.15	292.55	380	450
スリランカ	グラント	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	181.94	248.2	410	500
	ローン												0	0	0
	総 額	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	181.94	248.2	410	500
モルディブ	グラント	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	4.7	3.5	11	37.39	16.43	10	25
	ローン								500			248.3	0	158	158
	総 額	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	504.7	3.5	11	285.69	16.43	168	183
ミャンマー	グラント	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	67.4	121.87	255	330
	ローン												0	0	0
	総 額	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	67.4	121.87	255	330
アフガニ スタン	グラント							434	418.5	287	310	326.61	490.96	525	676
	ローン												0	0	0
	総 額							434	418.5	287	310	326.61	490.96	525	676
モンゴル	グラント									125	0	2.02	0.75	1.5	2.5
	ローン												0	0	0
	総 額							0	0	125	0	2.02	0.75	1.5	2.5
アフリカ 諸国	グラント	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	114.26	239.64	250	350
	ローン												0	0	0
	総 額	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	114.26	239.64	250	350
中央 アジア 諸国	グラント	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	29.47	32.66	25	40
	ローン												0	0	0
	総 額	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	29.47	32.66	25	40
中南米 諸国	グラント							1.53	2	2	4	0.02	27.61	5	30
	ローン												0	0	0
	総 額							1.53	2	2	4	0.02	27.61	5	30
その他の 途上国	グラント	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	25.47	30.95	59.55	122.87
	ローン												0	0	0
	総 額	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	25.47	30.95	59.55	122.87
その他	グラント								164.8	169	322	215.81	287.18	270.1	326.45
	ローン												0	0	0
	総 額								164.8	169	322	215.81	287.18	270.1	326.45
総額	グラント	729.72	928.75	1,028.96	1,326.39	1,594.72	1,501.53	1,656.11	1,730.09	2,061.29	2,445.35	2,430.72	3,642.98	5,411.65	6,268.81
	ローン	217.43	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48	914.6	297.5	472	1,039.29	1,838.00	1,626.50	3,166.01
	総 額	947.15	1,183.16	1,352.97	1,625.27	1,874.13	1,536.74	1,704.11	2,644.69	2,358.79	2,917.35	3,470.01	5,480.98	7,038.15	9,434.82

出典: GOI, Expenditure Budget, Various Years

\* 2001年度から2010年度までと2013年度は修正見積予算額、2011年度と2012年度は実績額(2011年度分から実績額が発表されるようになった)、2014年度は予算額。

インドの会計年度は4月-翌年3月。

## 33 インドネシア (Indonesia)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

インドネシアの対外援助は、民主主義および貧困削減の推進という大きなビジョンを持っており、1981年に制定されたインドネシア技術協力プログラム (ITCP: Indonesian Technical Cooperation Programs) に基づいて実施される。ITCPは開発において共通する重要なニーズと問題に取り組むため、インドネシアの経験を活かした知識、専門の見地からの助言を開発途上国との間で共有するアプローチを取り入れている。

2005年には、長期国家開発計画 (2005~2025年) において国家開発の使命が明記され、二国間・多国間を問わず様々な分野での国際協力が奨励されるようになり、南南協力は国際社会における地位を高めるための有効な外交ツールとして位置付けられている。なお、従来の援助国と被援助国が協調して第三国への援助を行う「三角協力」についても、インドネシアは南南協力の手段 (モダリティ) の一つとして積極的に活用している。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとして国際社会での役割を拡大してきた。また、2012年6月にDACにより承認された釜山ハイレベルフォーラムのフォローアップ枠組みであるグローバル・パートナーシップと2012年7月に立ち上げられたポスト2015年開発アジェンダのハイレベルパネルの双方で共同議長を務めている。

同国は被災国としての経験を持つことから、人道支援および防災面での協力においても力を入れており、2014年7月には、国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) 世界人道サミット北・南東アジア地域準備会合を日本と共催している。国際舞台で新興国の立場から援助協調について国際的なイニシアティブをとっており、国内では「被援助国から援助国へ」の機運が高まっている。

#### 2. 援助地域・分野

1982年以降、ITCPでは研修生や学生の国内受入れ、インドネシア人の専門家や実習生の被援助国への派遣および奨学金の給付などを行っており、その分野は家族計画、エネルギー関連、社会公共サービス、公共事業、農業、航空、金融と多岐にわたっている。これまでアジア、大洋州、アフリカ、中南米の90か国以上の対象国から、延べ4,000名以上が参加した。

ASEANを外交政策上重視していることから、CLMV諸国

(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) が重点援助国となっている。

援助重点分野は、開発 (貧困削減プログラム、畜牛の人工授精、災害リスクマネジメント、財政・予算計画、インフラ開発および教育)、グッド・ガバナンスおよび平和構築 (民主化、平和構築、法の支配、地域開発プログラム)、そして経済的課題 (マクロ経済運営、公的金融およびマイクロ・ファイナンス) である。

#### 3. 援助規模

2000~2010年の間には約4,200万ドルが南南・三角協力のために支出された。2014年現在、政府は南南・三角協力の規模拡大に動いており、年間約635万ドルまで増額している。2014年の新政権誕生以降も、この規模は維持される見込みである。

#### 4. インドネシア南南・三角協力グランドデザイン案 (2011~2025年)

2011年には国家南南・三角協力調整チームが2011~2025年の15年をターゲットとしたインドネシア南南・三角協力グランドデザイン案を起草している。同グランドデザインは5年ごとの3期に分けられる (以下の表参照)。

第1期	2011~2014年	法的枠組みの策定等によりインドネシアの南南・三角協力の基盤を強化
第2期	2015~2019年	南南・三角協力のための制度を強化、NGOを含む非政府組織との関与を強化することでインドネシアの南南・三角協力を拡大
第3期	2020~2025年	第2期から継続して非政府組織との関与のさらなる発展を目指す

三角協力においては、日本、ドイツ、米国、ノルウェーの4か国との協力関係が強く、国際機関ではUNDPとの協力関係が強い。イスラム開発銀行 (IsDB) を通じての三角協力の事業構築も進めている。

### 実施体制

国家開発企画庁は2010年以降、国家南南・三角協力調整チーム (National Coordination Team on South-South and Triangular Cooperation) を立ち上げ、関係各省との

コーディネーションの下、南南・三角協力を推進している。

国家南南・三角協力調整チームは、以下に記述する「運営委員会」、「技術委員会」、「事務局」の3つの組織から構成される。

1. 「運営委員会」

国家開発企画庁長官および外務大臣を共同議長、国家開発企画庁副大臣および外務副大臣を副議長とし、関係省庁の総局長クラスおよび民間セクターの代表を構成員とする。

2. 「技術委員会」

国家開発企画庁国際開発協力局長を委員長とし、以下の3つのワーキンググループから構成される。

- ・外務省技術協力局長を長とするニーズ捕捉グループ
- ・国家開発企画庁多国間海外資金局長を長とするプログラム・資金グループ
- ・国家官房技術協力局長を長とする評価広報・知識マ

ネジメントグループ

関係省庁などの局長クラスおよび民間セクターを構成員とする。

3. 「事務局」

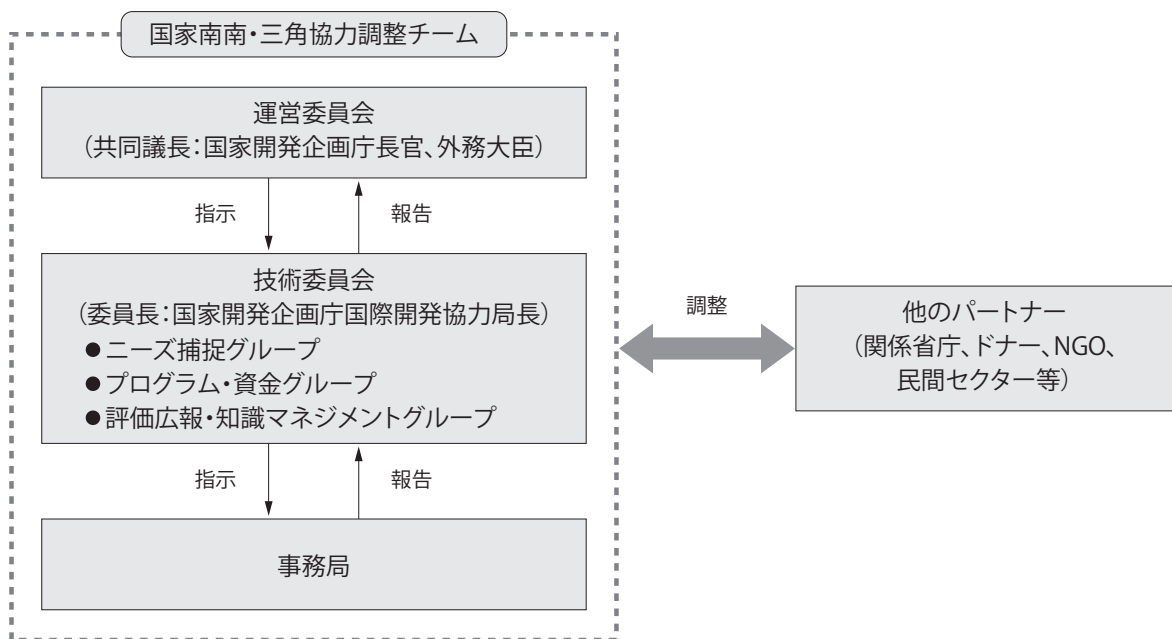
運営委員会は技術委員会に対して、技術委員会は事務局に対して指示を行い、技術委員会は運営委員会に対して、事務局は技術委員会に対して報告を行う。

3つの組織は、関係省庁やドナー（援助国）等の関連機関と協力して南南・三角協力を実施する体制となっている。

● ウェブサイト

- ・ Indonesia South-South and Triangular Cooperation : <http://www.ssc-indonesia.org/>
- ・ Indonesia South-South Technical Cooperation : <http://isstc.setneg.go.id/>

援助実施体制図





## 34 マレーシア (Malaysia)

### 援助政策等

マレーシア政府は、1980年9月にニューデリーで開催された「アジア大洋州地域英連邦首脳会議 (Commonwealth Heads of Government Meeting)」において、マレーシアにとり南南協力へのかわりが重要であることを表明したのを契機として、マレーシア技術協力プログラム (Malaysia Technical Cooperation Programme : MTCP) を立ち上げ、南南協力への取組を開始した。

#### 1. マレーシア技術協力プログラム (MTCP)

マレーシア政府は、経済発展には人的資源の開発が不可欠という哲学の下で、技術協力・人材育成に焦点を絞った開発支援としてマレーシア技術協力プログラム (MTCP) を実施している。MTCPには以下の5種類のスキームがある。

- (1) 短期研修コース (マレーシアの研修実施機関への受入れ (行政マネジメント、経済・投資・貿易、科学技術・ICT管理、環境、農業等の分野))
- (2) 長期研修コース (マレーシアの国立大学修士課程への受入れ)
- (3) 専門家、コンサルタント派遣
- (4) スタディー・ビジット (マレーシアを訪れ、開発に資する視察等を行いたいという被援助国の要請に応じて実施)
- (5) 経済社会開発プロジェクト支援 (被援助国の要請に応じて実施)

#### 2. 援助対象国

現在、被援助国の約60%はアジア諸国、約25%はアフリカ諸国、約6%はCIS諸国<sup>(注1)</sup> および東欧諸国、約6%は大洋州諸国である。これまでに140か国から25,000名以上がMTCPの実施する様々な研修に参加している。

#### 3. 案件形成に至るまでの流れ

マレーシア政府の南南協力には、法的枠組みや長期的・短期的行動計画はなく、MTCPは上記援助対象国の選定

条件に照らし被援助国の要請または研修実施機関の提案を踏まえて形成される。また国策として掲げられている理念である「開かれた地域主義 (Open Regionalism)」、「地域内の平和」、「社会の平等」に沿うもの、およびマレーシアを2020年までに先進国にするための経済変革プログラム (Economic Transformation Programme : ETP) の重点12産業分野<sup>(注2)</sup> にとって利益のあるプログラムは優先される

#### 4. TCTP

マレーシア政府は二国間技術協力である南南協力のほかに、日本政府、オーストラリア政府、国連開発計画 (UNDP) およびUNESCOと共に、MTCPの下で途上国に研修を行うTCTP (Third Country Training Programme) を実施している。日本政府とは1983年よりTCTPを実施しており、2002年からは予算負担比が50 : 50 (イコール・パートナーシップ) となっている。2014年は、貿易・投資促進、中小企業振興、感染症対策、生物多様性、税務行政等の分野で、ASEAN<sup>アセアン</sup>諸国、アフリカ、中東 (パレスチナ) 等を対象に技術協力を行っている。

### 実施体制

援助開始から約30年間、長期研修コース以外のMTCPは首相府経済企画院 (Economic Planning Unit) が主管していたが、2010年1月1日付で、長期研修コース以外のMTCPの主管が外務省に移管された。現在は外務省の下で65の研修機関が研修員の受入れを実施している。一方、長期研修コースは高等教育省が所掌しており、国内の大学に留学生を受け入れている。

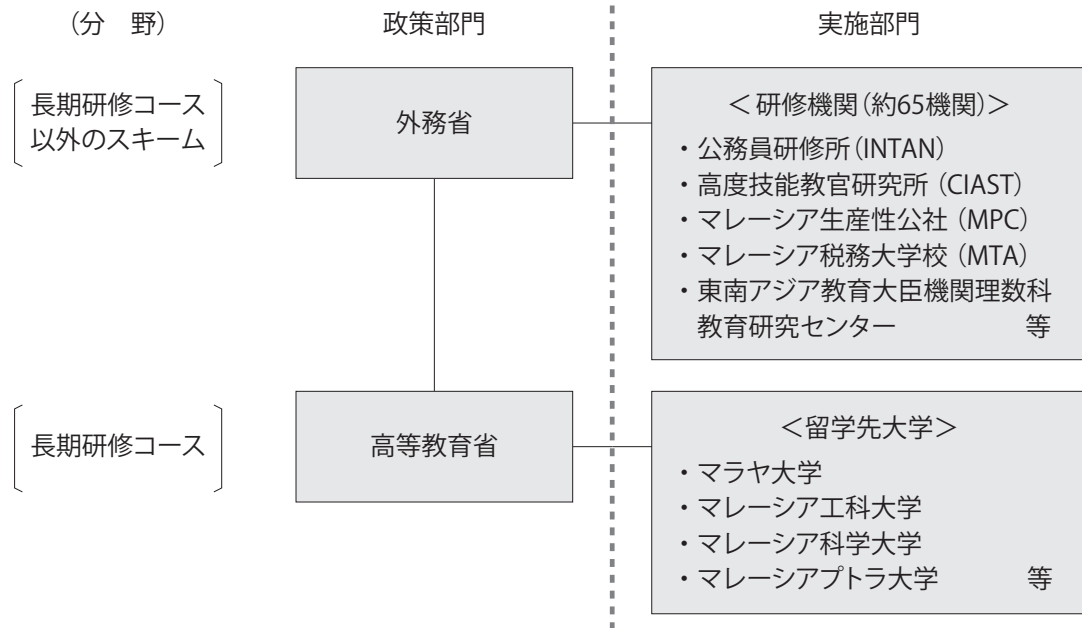
#### ● ウェブサイト

- マレーシア技術協力プログラムMTCP : <http://mtcp.kln.gov.my/>

注1 : CIS (Commonwealth of Independent States) 諸国とは、旧ソ連地域の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国の協力のための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国となり、2009年にはグルジアが脱退 (現在10か国が加盟)。

注2 : ガス・オイル・エネルギー、パームオイル、金融、観光、ビジネス・サービス、電気電子機器、卸売り・小売り、教育、ヘルス・ケア、通信・インフラ、農業、クアラルンプール開発。

援助実施体制図



## 35 メキシコ (Mexico)

### 援助政策等

#### 1. 外交政策と政府開発援助政策との関係

メキシコは依然として様々な開発課題を抱える国であり、現在も先進諸国および国際機関から援助を受ける一方で、中南米の大国として、中南米・カリブ地域において持続可能な発展を支援するための国際協力も行っている。ペニャ・ニエト大統領は、2012年12月の就任演説において政権の5本の柱を発表し、外交分野では「地球規模の責任ある役割を果たす国家の達成」を掲げた。その後、2013年5月に発表した「国家開発計画2013-2018」において、外交施策の目標の一つに、「国内外の開発に貢献する国際協力の推進」を掲げた。他方、具体的な援助政策については、下記基本法の範囲内で各実施機関に委ねられている。

#### 2. 援助政策の基本法、基本方針

援助政策の基本法として、「開発のための国際協力法 (Ley de cooperación Internacional para el Desarrollo)」(以下基本法)が定められている。基本法には、持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として、次の9の国際協力分野が列記されている。すなわち、①貧困対策、②防災、③格差対策(先進国と開発途上国の格差)、④社会的排除対策(メキシコ国内に居住している先住民への援助、人種差別、宗教的な差別、地理的な差別を受けている者への援助のこと)、⑤教育・文化、⑥環境と気候変動、⑦科学技術、⑧公共の安全、⑨健康、であり、男女平等と人権および透明性と説明責任についても掲げられている。

基本法に基づき、戦略方針を定める「国際開発協力プログラム (PROCID)」が作成される(2年ごとに更新可能)が、2014-2018年版PROCIDの目標は以下のとおりである。

(一般目標)メキシコの強みや特有のニーズを活かした持続的な政策を通じて国内外の開発を促進する。

- (1) 開発協力管理改善のため、開発システムの手段や能力の強化を図る。
- (2) 戦略的地域・国に対する国際協力を促進する(南南協力、三角協力の利用)。
- (3) メキシコの援助国との戦略的連携により、国益に沿った形で資源と能力を活用する。
- (4) 経済、観光、文化の側面を強調した、メキシコの国際的プレゼンスの強化を行う。

#### 3. 予算

(単位:ペソ)

	承認予算	実行予算
2011	1億3,838万	7,422万
2012	9,189万	7,752万
2013	1億5,726万	1億6,120万
2014 (3月末現在)	1億9,784万 (約16億円)	3,540万

#### 4. 援助対象国・地域

ハイチ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、セントルシア、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、チリ、および中米全体。

予算については上記のみ公表されており、各国への援助内容および金額ともに公表されていない。

### 実施体制

#### 1. 主管官庁

メキシコ政府の国際援助を行う主体である国際協力開発庁 (AMEXCID) は外務省の一部であり、2011年9月28日施行の基本法によって設立された。下部組織として、教育文化協力局、国際経済促進協力局、二国間経済環境協力局、科学技術協力局、中米開発統合プロジェクト局から構成されている。予算および定員等は公表されていない。

またNGOとの関係法規として「市民社会団体の活動を促進するための連邦法」が存在するが、活用状況についての公開情報はない。

#### 2. 国際協力開発庁 (AMEXCID)

AMEXCIDの活動指針は基本法に基づく。同法によりメキシコにおける開発援助の国家体制が確立した。AMEXCIDは次の3つの機関から構成される。

- (1) 諮問委員会: 開発のための国際協力プログラム策定に関する主要な権限を有する。基本法の第15条で定めている機関のそれぞれの代表者で構成されるが、最終的な国際開発協力プログラム策定の責任は外務省にある。第15条が定めている機関が実施機関となり、調整は諮問委員会で行われる。

[基本法第15条が定める機関]: 内務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、工

エネルギー省、経済省、農牧省、通信運輸省、公共行政省、教育省、厚生省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家文化芸術審議会、先住民族発展のための国家委員会

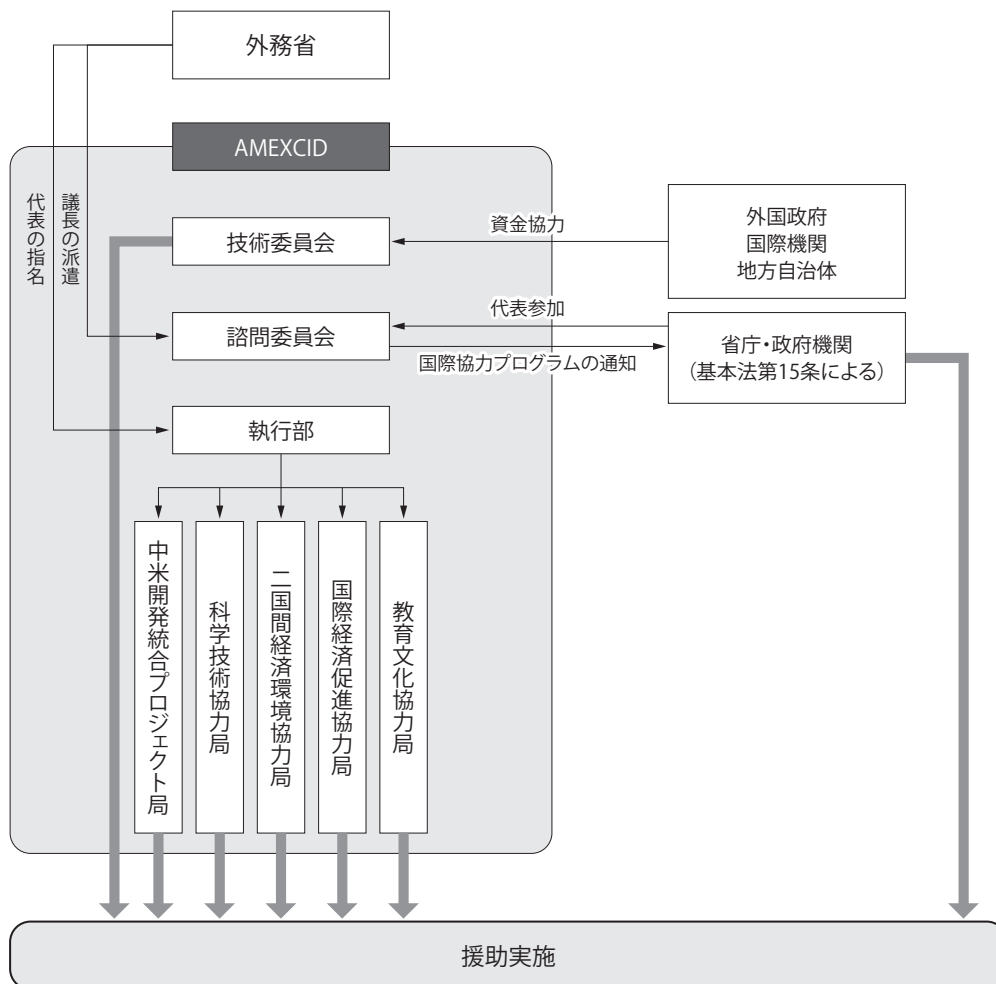
- (2) 技術委員会と資金運用：資金運用に関しては基本法の第38条に記載されている。技術委員会は外務省代表、大蔵公債省代表、AMEXCID代表によって構成される。連邦予算より割り当てられた国家国際協力委員会基金の管理、海外政府、国際機関、州政府、市政府からの援助資金および物資の援助管理を行っている。
- (3) 執行部：外務省より指名された執行部代表が最高責

任者となり、執行部代表はAMEXCIDの管理運営および法律と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。執行部代表は、諮問委員会に参加し意見を述べることは可能だが投票権はない。

● ウェブサイト

- ・国際協力開発庁 (AMEXCID) :  
<http://www.amexcid.gob.mx/index.php>  
(年次報告書の閲覧可能)

援助実施体制図



## 36 フィリピン (Philippines)

### 援助政策等

フィリピンは、被援助国としての体制は比較的整備されているが、援助実施国としての組織体制は未だ限定的であり、援助内容も途上国を対象とした技術協力やセミナー等の開催にとどまっている。公式に発表されている対外援助方針等はない。

天然資源の確保や貿易・投資等の観点から、近年フィリピン国内でのアフリカへの関心が高まっているため、現在フィリピン政府は対アフリカ政策の見直しを行っている。フィリピンとしては、アフリカとの経済関係強化を重視し、主にビジネス分野の技術協力を強化したいと考えているが、現時点でナイジェリア、ケニア、南アフリカの3か国にしか大使館を有しておらず、アフリカに関与するための組織体制は限られている。なお、フィリピンはTICADプロセスにもオブザーバーとして参加している。

対アフリカ政策の見直しの一環として、現在、フィリピン技術協力協議会（TCCP、外務省内に設置）の予算増額の検討を進めているが、仮に承認されたとしても、2016会計年度からの増額となる。この間にも対アフリカ支援を強化すべく、日本のような豊富な経験を有する国との三角協力を計画している。具体的には、農業、漁業、難民支援等の分野で日本が資金と情報を提供し、フィリピンが専門的な知見のある人材を提供する形態を検討している。

### 1. 援助規模

フィリピン政府による技術協力に係る承認予算額

(単位:千ペソ)

	2011年	2012年	2013年	2014年
合計	3,244	3,404	2,800	2,874 (約660万円)

出典:フィリピン外務省資料

\* 1ペソ=約2.3円(2014年7月時点)

### 2. 援助地域と分野

(単位:千ペソ)

地域、テーマ	2012年実績	2013年予算
東ティモール(起業家精神・ジェンダーと開発セミナー)	892	
ミャンマー(起業家精神・ジェンダーと開発セミナー)	501	
ラオス(起業家精神・ジェンダーと開発セミナー)	489	
ブータン(起業家精神開発セミナー)	684	

エジプト(起業家精神・ジェンダーと開発セミナー)		625
カンボジア(起業家精神セミナー)		360
ミャンマー(起業家精神セミナー)		360
文化遺産保存セミナー	1,297	376
エコ・ツーリズム研修		996

出典:フィリピン外務省資料

1980年以降フィリピンがアフリカ諸国向けに実施した技術協力案件は、30か国を対象として約70件に上る。TCCPは支援対象国とニーズについて協議の上で、専門家の短期派遣、またはフィリピンに支援対象国の行政官を受け入れる短期研修を実施している。2000年代に入ってからは大洋州島嶼国への支援が中心となり、アフリカでのプロジェクトはレソトでの起業家支援の1件(2007年に実施)のみである。

技術協力の主対象はアジア・太平洋地域である。TCCPが行っている様々なプログラムは、(1)アジアの国という親近感、(2)人種的起源の類似、(3)適切な研修テーマと内容、(4)経験と知識に富んだ講義、(5)理解しやすいフィリピン英語という5つの観点から、近隣のアジア諸国から歓迎されている。

### 3. 近年に行われた協力の事例

(1) 持続的な開発のためのエコ・ツーリズムに関する研修(2011年11月。フィリピン・パラワン州、プエルト・プリンセサ市)

- 環境天然資源省(DENR)、観光省(DOT)、プエルト・プリンセサ市、パラワン州共催で行われた研修では、ブータンやサモアからの参加者のほか、外務省、環境天然資源省、パラワン州政府、プエルト・プリンセサ市職員が参加。

- フィリピンやその他アジア諸国において、環境や文化的意識の啓発、環境や社会的風土に配慮しつつエコ・ツーリズムの促進を目的としたもの。

(2) 起業家精神、ジェンダーと開発に関するセミナー

- 2012年2月、東ティモール、ミャンマー、ラオスの3か国において、貿易産業省(DTI)の貿易訓練センター(PTTC)および各国のフィリピン大使館と共催する形で行われたもの。

- フィリピンによる開発途上国の女性起業家の支援や、経済発展における女性の貢献の支援を紹介。

- 起業家精神の基礎と起業家的マインド、マーケティ

ング概念、ジェンダーと開発が議論された。

(3) 起業家精神開発セミナー

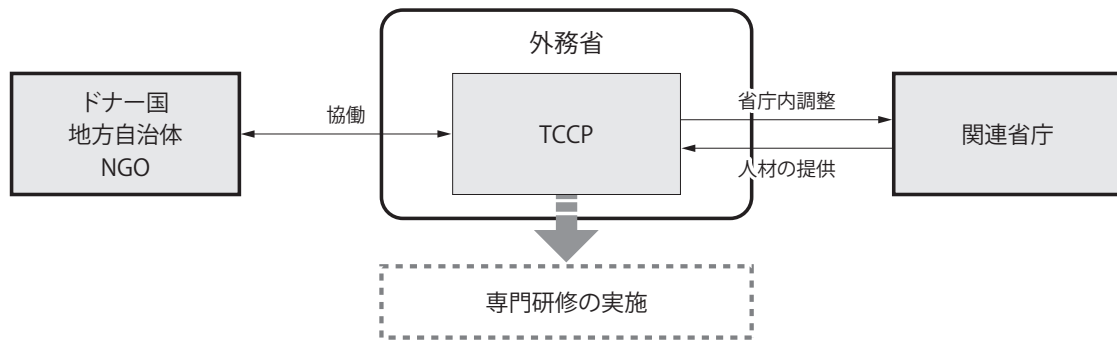
- ・ブータン（2012年11月）およびラオス（2012年12月）において、貿易産業省（DTI）の貿易訓練センターとの共催で開かれたもの。
- ・起業家マインドの開発、ビジネスアイデア、ビジネスプランのマーケティング外観、生産コスト等につき議論された。

**実施体制**

1992年に発令された大統領令に基づき設立されたTCCPが、国内省庁の人材を活用してLDC諸国に対する南南協力を推進している。TCCPは、年に1回、議長として、国家経済開発庁（副議長）、農業省、貿易産業省、科学技術省、環境天然資源省といった研修のノウハウや専門家を有する省庁と共に、協力の具体的な計画を推薦・協議している。

また、他の援助国、地方自治体、NGOと協働して専門研修コースを企画、実施しており、特にJICAの第三国研修（TCTP）は大きな実績を残している。

**援助実施体制図**



## 37 南アフリカ (Republic of South Africa)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

南アフリカ政府による対外援助の多くは、2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて国際関係・協力省 (DIRCO) の下に設置されている「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」により行われている。同基金の主な目的は、経済協力を通じた南アフリカとその他諸国との外交関係の強化である。

#### 2. 優先分野

①南アフリカとその他諸国 (特に、アフリカ諸国) との協力関係の強化、②民主主義とグッド・ガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援、⑥人材育成の6分野。

#### 3. 援助規模

「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」の近年の支出額は、下記のとおりである。

	支出額(千ランド)	
2005年度	59,900	(約7億円)
2006年度	392,400	(約47億円)
2007年度	352,172	(約42億円)
2008年度	475,600	(約57億円)
2009年度	331,000	(約40億円)
2010年度	4,000	(約4,400万円)
2011年度	270,636	(約30億円)
2012年度	1,070,306	(約120億円)
2013年度	41,300	(約4億3,000万円)

有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。なお、DIRCOによる同基金を通じた対外援助のほかにも、DIRCO所掌の範囲外で関係省庁により各種の対外援助が行われているが、その詳細については公表されていない。

#### 4. 2013年度の支援プロジェクト

- ・アフリカ連合 (AU) および南部アフリカ開発共同体 (SADC) 地域における選挙監視ミッション (1,700万ランド)
- ・セーシェル予算支援 (771万4,000ランド)
- ・マダガスカル選挙支援 (1,658万5,000ランド)

### 実施体制

DIRCO次官 (または代理)、国際関係・協力大臣が任命したDIRCO職員3名、財務大臣が任命した財務省員2名から成る諮問委員会 (Advisory Committee) が、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となる覚書 (MOU) を被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

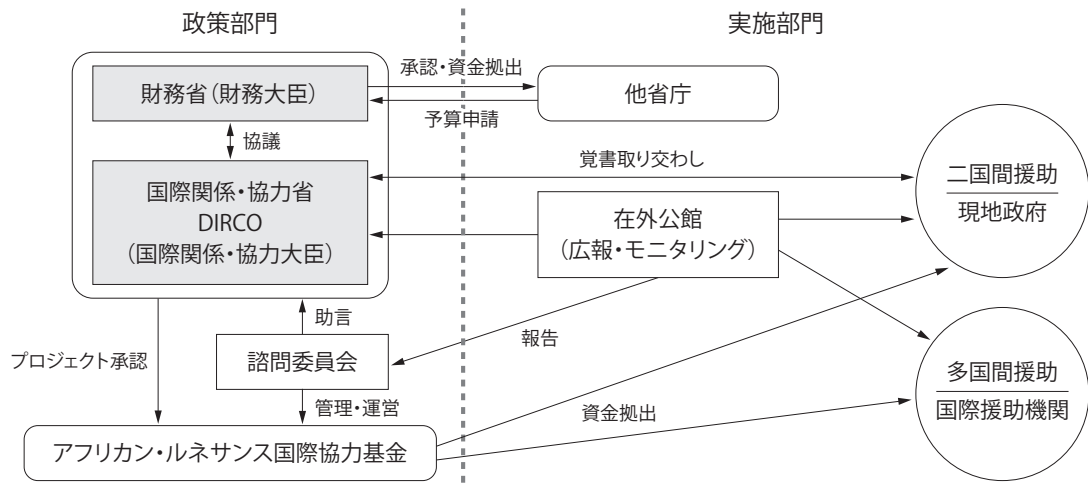
同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年次にDIRCOウェブサイト上で発表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、DIRCOでは、援助実施機関となる南アフリカパートナーシップ庁 (South Africa Development Partnership Agency) の新設に向けて準備中である。

#### ● ウェブサイト

- ・国際関係・協力省 (DIRCO) : <http://www.dirco.gov.za>
- ・財務省 : <http://www.treasury.gov.za>

援助実施体制図





## 援助政策等

## 1. 援助政策の変遷

ロシアは、ソ連時代から、特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等を実施していたが、ソ連邦解体後は対外援助が一時停止された。1991年にロシア連邦となってからの援助規模は小さいものであったが、2000年代に入ると好調な国内経済を背景に国際的な役割強化に対する関心が徐々に高まった。そして、2006年にロシアが初のG8議長国となり国際的な責務を担うようになったこともあって、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額は、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルにまで増額した。2009年に発生した世界経済危機を受けてユーラシア経済共同体 (EAEC)<sup>(注1)</sup>の危機対策基金へ出資したこともあり、援助額は7億8,500万ドルと過去最高額に達した。その後の援助額は5億ドル前後の水準で推移していたが、2013年は増額されて6億1,000万ドルとなった<sup>(注2)</sup>。

## 2. 基本政策

従来、ロシアの国際開発援助は、2007年6月の「開発援助コンセプトペーパー」に基づき実施されていたが、2014年4月に「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策コンセプト」(以下、「国家政策コンセプト」)がプーチン大統領により承認され、国際開発援助の新たな方針が定められた。「国家政策コンセプト」は大統領令により承認されている文書であり、ロシアの援助政策を規定するための最重要文書であると考えられる。「国家政策コンセプト」では、優先地域として、CIS諸国、グルジア紛争後にロシアが独立を承認したアブハジア共和国および南オセチア共和国が筆頭に挙げられている。また、援助の優先分野として、被援助国における国家運営システムの改善、貿易投資環境の改善、産業・イノベーションの育成、経済活動の活性化のほか、組織犯罪および国際テロ対策、PKOおよび平和構築支援、さらに社会経済インフラ整備、水および電気へのアクセス確保、情報通信の整備、農業支援、感染症対策、教育、環境保全、人権保護といった広範な分野が取り上げられている。そのほか、同コンセプトでは、援助の実施形態・実施要件、ステークホルダーの参加、援助の評価基準等が定められている<sup>(注3)</sup>。

また、「ロシア連邦の国家財政の運営に関する国家プログラム」によれば、現在GDP比約0.03%<sup>(注4)</sup>の国際開発援

助資金を、2020年までに同0.1%まで段階的に増加させることとされている。

## 3. OECD開発援助委員会 (DAC) とのかかわり

2014年現在、ロシアはDACに加盟していないが、2010年以降は財務省がロシアの援助実績をOECDに報告している。他方、ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助の定義に必ずしも合致していないため、ロシアでは「国際開発援助」という、より広義の用語が使われている。また、ロシアでは援助額を算出するための統計手法が確立されておらず、当面はOECDの算出方法を使っていくものと考えられるが、一方でこの算出方法ではロシアがウクライナ等の国家予算に対して実施した支援金が計上されず、ドナー国としてのロシアの実態が反映されていないとの批判的な指摘もある。

## 4. 援助形態の特徴

かつてのロシアには二国間援助を実施するだけの余力がなかったため、多国間協力での人道援助が重視されてきた。しかし、「国家政策コンセプト」では、二国間援助の重要性がより前面に出されることとなった。多国間援助に代えて、二国間援助の割合を増やそうとしている背景には、「ロシアの顔」を被援助国側により強くアピールすることがある。ロシア政府関係者は、2013年の二国間援助と多国間援助の比率は58：42であるが、今後は二国間援助の割合を70：30にまで増加させるとともに、三角援助<sup>(注5)</sup>が二国間援助に占める割合を40%にまで引き下げる予定であるとしている (2013年は63%)。

## 実施体制

## 1. 担当省庁

外務省や予算を管理する財務省のほか、経済発展省、非常事態省、国防省、消費者権利保護・福祉監督庁等が個別の援助案件を手掛けており、各省庁が案件の成果を財務省に報告し、財務省がこれをOECDに報告している。なお、実際の資金拠出等に係る最終決定は首相府で採択されている。

2008年9月、ロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁が設置され、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・

留学等による在外ロシア人支援等を所掌している。2012年5月7日付大統領令では同庁の資金および人材能力の強化が謳われているが、ロシア政府関係者によれば、援助に係る権限の譲渡に否定的な省庁もあり、十分実行されていない。

また、「国家政策コンセプト」では、援助分野における関係省庁間の調整を行う国際開発援助委員会を設立することが記載されており、同委員会の構成、権限等が今後決定されていく予定となっている。

## 2. NGO等の役割

従来、ロシアの国際開発援助におけるNGO等の役割は

限定的であり、2007年の「開発援助コンセプトペーパー」では、援助実施に際してのNGOとの協力はあくまで必要に応じて行うとされていた。他方、2014年の「国家政策コンセプト」では、NGOが実際の援助の担い手となることに加え、シンクタンク的な役割を担うことが期待されている<sup>(注6)</sup>。

### ● ウェブサイト

- ・ロシア連邦財務省：<http://www.minfin.ru>
- ・ロシア連邦外務省：<http://www.mid.ru>
- ・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁：<http://rs.gov.ru>

注1:ロシア、ベラルーシ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンから成る経済共同体。2000年10月10日創設。

注2:最新の2012年の援助の地域別割合は、CIS諸国(アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、ウクライナ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ)41%、アジア19%、ラテンアメリカ13%、中東および北アフリカ10%、アフリカ8%、欧州6%、大洋州3%となっている。2012年の供与先上位10カ国は、キルギス、北朝鮮、タジキスタン、シリア、ニカラグア、セルビア、キューバ、モンゴル、アルメニア、ナウルである。

注3:「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要は以下のとおり。

(1)優先対象地域(第9条):(ア)CIS諸国、アブハジア共和国、南オセチア共和国およびロシアとの善隣友好・同盟を方針としているその他の国々ならびにロシア連邦と共に国際機関およびユーラシアの機関に加盟している国々、(イ)ロシアと歴史的に友好関係を有している国々、(ウ)ロシアと互恵的な経済および社会プロジェクトの共同実施に参加している国々、(エ)その国との協力がロシア連邦の国益に適う開発途上国。

(2)優先分野(第10条):(ア)被援助国の国家財政の運営を含む、国家運営システムの作業の質の向上、(イ)商品およびサービスの越境移動の手続き簡素化を含む、被援助国における貿易投資環境の改善、(ウ)被援助国における産業・イノベーションのポテンシャルの形成、(エ)被援助国における経済活動の活性化および住民の最貧困層が同活動に参加するための前提条件の創設、(オ)組織犯罪および国際テロ対策に係る国家システムの創設および改善、犯罪集団および犯罪組織の活動に対する資金提供の阻止、(カ)ロシアの国際平和維持活動および平和構築委員会への参加拡大等を通じた紛争後の平和構築の取組に対する支援、武力紛争を経験した国家の未来志向的な社会経済発展の支援および紛争再発の防止、(キ)地域経済の統合、国家制度の発展、輸送インフラの創設、天然資源の合理的利用、被援助国住民の最貧困層の生産活動への参加を伴う同国内における社会経済プロジェクトの実現、(ク)水および電気をはじめとする生活上の最重要資源への被援助国住民のアクセスの確保、(ケ)情報通信技術の分野および先進国と開発途上国との間の情報の非対称性の克服における被援助国の技術上の自立性確保のための環境整備、(コ)被援助国の食料安全保障および農業発展の支援、(サ)感染症蔓延の予防等のための保健および社会保護に係る国家システムの強化、(シ)初等教育および職業教育をはじめとする被援助国住民のための教育の質の向上および教育へのアクセス可能性の確保、(ス)環境保全および国境を越える環境問題の解決のための施策の実施、(セ)人権保護を含む民主的社會制度の発展。

(3)援助実施のための基本条件(第15条):(ア)外国政府からの開発援助の供与要請、(イ)関心を有する連邦行政機関、被援助国と国境を接するロシア連邦構成主体の行政機関による援助供与に向けたイニシアティブ、(ウ)様々なイニシアティブを実現するための金銭的または技術的支援を求める国際機関の要請、(エ)ロシアの実業界および社会団体による援助供与に向けたイニシアティブ、(オ)被援助国が、貧困対策に係る国家プログラム、または持続可能な社会経済発展、教育、保健および貧困層に対する社会的支援のための社会制度整備の確保に係る戦略を有していること、(カ)未来志向的な二国間関係の発展に向けた被援助国の関心。

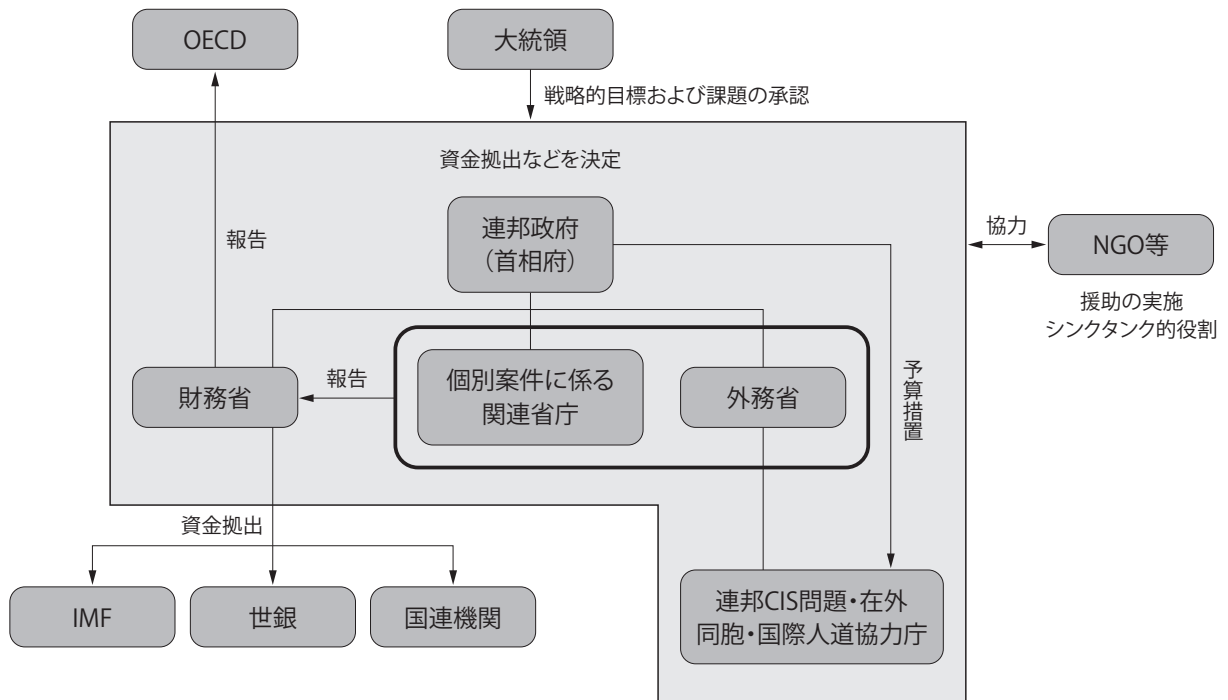
注4:DAC統計ではGNI指標が用いられているが、「国家プログラム」ではGDPを使用している。

注5:三角協力とは異なり、対象国が開発途上国とは限らない。ロシアが資金を負担し、第三国や国連機関等の国際機関が援助を行う形態。

注6:「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策の実現に係る施策の実施には、学術団体、社会諸団体および実業界が参加することができる。」(「国家政策コンセプト」第18条)

「社会団体、ロシア連邦で登録されている非政府および非営利の団体は、文化的および人道的関係の発展を支援しながら、外国の社会諸団体および慈善団体との協力を発展させることができる。」(同コンセプト第19条)

# 援助実施体制図



## 39 サウジアラビア (Saudi Arabia)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

サウジアラビアの政府開発援助 (ODA) については情報がほとんど公表されていない。政府の基本方針は不明であるが、援助機関の一つであるサウジ開発基金 (SFD<sup>(注1)</sup>: Saudi Fund for Development) の年次報告書によれば、その果たすべき役割は「途上国の政府と国民を援助することによって生活条件を改善し繁栄を増進する一方で、サウジアラビアの経済的発展を促進・支援すること」となっている。

#### 2. 援助規模・地域

2013年の援助額は二国間援助が約54億ドル (うち有償約3億ドル)、多国間援助が約3億ドル、合計約57億ドルとなっている<sup>(注2)</sup>。対象地域はアラブ・イスラム諸国のみならず広くアジア・アフリカ諸国に及んでおり、これらのODAは、借款または無償資金協力として行われている。

イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じた多国間援助も実施されている。

なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣等の技術協力は行っていない。

#### 3. サウジ開発基金 (SFD)

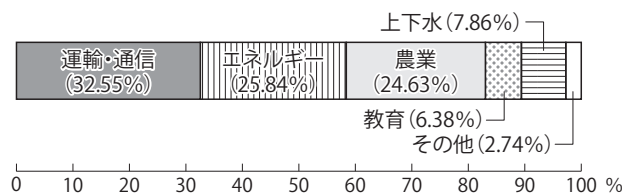
SFDは二国間借款事業等を実施しており、2013年における借款実績は右のとおりである。なお、2012年の借款実績と比較すると、借款総額で37%減 (4億600万ドル減) となっている。地域別ではアフリカ諸地域への借款額が56%減となっているのに対し、アジア地域への借款額は1.6倍、その他も2.5倍と増大した。

#### SFDによる援助実施国、事業、借款額 (2013年度)

	援助実施国	事業	援助額 (百万ドル)
アフリカ	15か国: (エチオピア、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、ザンビア、ジブチ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ブルンジ、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク)	18事業: (道路、送電、職業訓練学校、病院建設・現代化、住宅建設、送水管の設置、その他)	410
アジア	6か国: (ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、中国、パキスタン、ベトナム)	8事業: (病院建設、道路、学校建設、水力発電所建設、洪水復興)	233
その他	2か国: (キューバ、コンゴ)	2事業: (上水網の更新、高速道路建設)	46
合計	23か国	28事業	689 <sup>(注3)</sup>

出典: Annual Report 2013, The Saudi Fund for Development

#### SFD援助分野内訳 (2012年)



2012年度単独のSFDにおける借款額は10億9,600万ドルであった。サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積貸出件数は518件であり、累積貸出額は106億353万ドルである。なお、SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- (1) 各プロジェクトが経済的・社会的に実施実現性のあること
- (2) 資金はサウジリアル建てで貸与され、返還されること
- (3) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること
- (4) 借款額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること (そのためプロジェクトによっては他機関との

注1: 1975年設立、本部リヤド、在外事務所なし。

注2: 支出純額ベース、DAC統計 (DAC Statistics on OECD.STAT) による。

注3: 前述のDAC統計の数値とは異なっている。いずれも内訳は不明。

協調支援となる)

(5) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること

けているが、独立した会計を持っており、各国からの要請に基づき財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定される。

### 実施体制

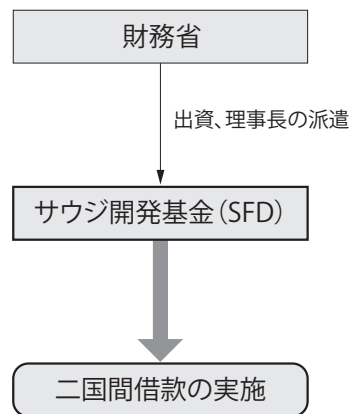
二国間借款については、サウジアラビアの援助機関であるSFDを通じて行われている。SFDは政府から出資を受

### ● ウェブサイト

・サウジ開発基金 (SFD) : <http://www.sfd.gov.sa/>

### 援助実施体制図

(SFDによる二国間借款の実施について)



## 40 シンガポール (Singapore)

### 援助政策等

#### 1. 基本方針

シンガポールは、天然資源や広い国土を持たずに自国の国づくりを進める中で、人材育成に重点を置いてきたこと、そして建国以来国際社会からの技術協力によって支えられてきたことを背景として、1965年の独立以来、途上国に対して独自の研修プログラムを実施してきた。政府は1992年に各種の技術協力プログラムを統合し、「シンガポール協力プログラム (SCP : Singapore Cooperation Programme)」を策定し、援助政策の基盤となっている。

#### 2. シンガポール協力プログラム (SCP)

SCPは、特に人づくりと経済開発におけるシンガポールの経験と知見を途上国へ提供する事業である。毎年7,000名近くの外国政府職員を対象に約300コースを実施しており、2014年現在におけるSCPへの累計参加者は170か国、80,000名以上に上る。対象国は、アジア・大洋州、アフリカ、中東、東欧、中南米とほぼすべての地域に及んでいる。

SCPの主な実施態様は、①シンガポール単独での研修事業、②先進国・国際機関との共催で行う研修事業、③ASEAN地域の後発開発途上国グループであるCLMV諸国<sup>(注1)</sup>に設置した研修施設を使用したASEAN統合イニシアティブ (IAI : Initiative for ASEAN Integration) プログラム、④開発途上国からの学生をシンガポールの主要大学に留学させる奨学金制度、となっている。ASEANは優先地域で、ガバナンス、貿易・経済開発、環境・都市計画、民間航空輸送、陸上輸送、港湾管理、教育、医療、情報通信技術といった幅広い分野の研修をASEAN加盟国に対して実施している。IAIも、2000年に当時のゴー・チョクトン首相がASEANの経済発展と統合のために開設した。

#### 3. 援助規模

SCP、国際機関への拠出や分担金を合わせた援助予算は以下のとおりである。

(単位:百万シンガポール・ドル)

2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
105.9	129.6	137.8	119.6	120.1	126.0 (約98億円)

#### 4. 第三国研修

シンガポールは44の国や国際機関と協力して質の高い技術協力を効率的に行う第三国研修 (TCTP : Third Country Training Programme) を実施している。日本との間のJSPP (次項) においても採用されている。

#### 5. 日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSPP)

SCPの中でも最大の実績を誇るのが、1994年から日本との間で実施している「日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSPP)」である。1997年からは両国が経費を折半する「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSPP21)」が展開中であり、2015年のASEAN統合等に貢献することが期待されている。

JSPP開始以降これまでに340のコースが実施され、延べ95か国・地域、5,924名の研修員が参加している (2014年3月現在)。

### 実施体制

SCPの計画・運営はシンガポール外務省技術協力局 (TCD : Technical Cooperation Directorate) が担っており、局長以下24名体制となっている。局内は政策課および実施課で構成される。

SCPの特徴として、TCDはプログラムの計画・策定および予算作成を担い、実際の研修コース運営についてはシンガポール国内の政府系・非政府系の各種研修機関を活用していることが挙げられる。このように専門の研修機関が研修コースを運営することで、高度な研修を実施することに成功している。また、研修機関側もSCP専門の部局を有するなど、TCDと研修機関が一体となってSCPの運営を担っている。

#### ● ウェブサイト

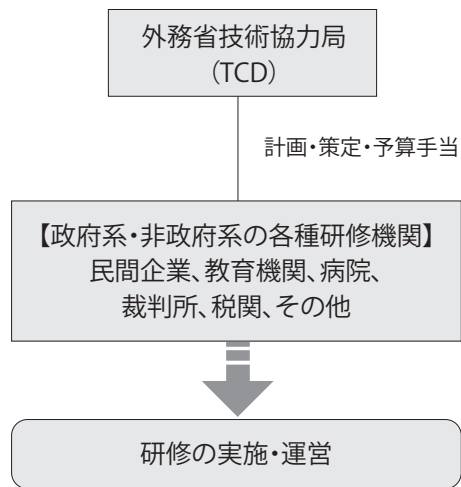
・シンガポール外務省 (「シンガポール協力プログラム (SCP)」関連ページ) :

<http://www.scp.gov.sg/content/scp/>

注1: 東南アジア諸国連合 (ASEAN) に、1995年以降加盟した4か国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。

## 援助実施体制図

### シンガポール協カプログラム (SCP)



## 41 タイ (Thailand)

### 援助政策等

#### 1. 対外援助の目的

タイ政府の現行の政府開発援助（ODA）戦略文書（Strategic Framework for Thailand's ODA 2007～2011）（2014年8月時点改訂中）によると、ODAの目的は以下の4点である。

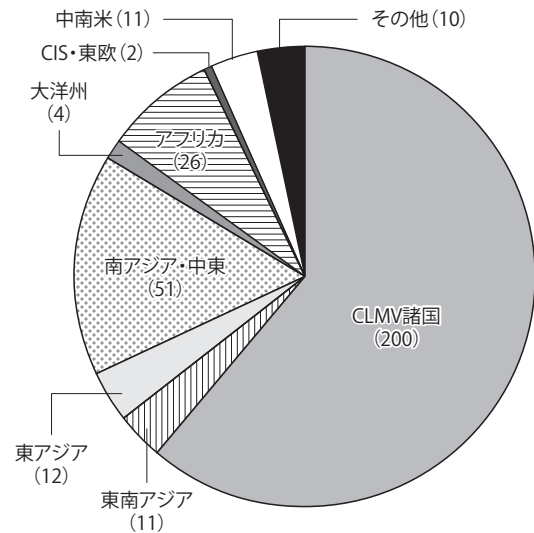
- (1) 開発途上国の持続可能な発展のための能力を向上させることにより、貧困削減を支援すること
- (2) 社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化すること
- (3) アジア、アフリカ、中南米において、タイが重要な役割を担えるように、開発のパートナーシップを広げること
- (4) 自国での成功事例を活かし、教育と技術協力でベスト・プラクティスを提供することで、開発協力の拠点としてのタイの知名度・評価を上げること

#### 2. 重点地域・分野

援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国<sup>(注1)</sup>、②外交上の重要国（チュニジア、トルコ、中国など）、③紛争終結後の国（スリランカやアフガニスタン）、④その他の開発途上国、⑤今後協力関係を構築すべき国、となっており5年ごとに見直されることとなっている。

技術協力における主な協力分野は、社会開発・福祉、農業、教育、公衆衛生分野である。

タイ国際開発協力機構（TICA）による2012年10月～2013年9月の地域別援助割合（単位：百万バーツ）



#### 3. 南南協力・三角協力

タイODAの中心は、開発途上国の開発を支援し、貧困を削減するための南南協力である。近隣のCLMV諸国から、アフリカや中南米にまで援助の対象を広げている。

さらに、タイに対する海外諸国からのODAが縮小していく中で、三角協力（開発途上国間の南南協力に先進国や国際機関などからの支援が加わったもの）という新たな関係を通して、これまで築いてきたドナー（援助国）との関係を発展させていく方針である。日本との三角協力ではメコン地域やアフリカを対象に、農業、保健、産業振興等の分野を中心としてJICAによる第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。具体的には、タイ国際開発協力機構（TICA）とJICAは、<sup>ティカッド</sup>TICAD Vへの貢献としてアフリカ諸国を対象とした稲作分野の第三国研修の準備を行っており、2014年から受入れの予定（2014年9月時点）である。また、ASEAN諸国への支援として、今まであまり光が当てられてこなかった難聴、自閉症、知的障害をテーマに、第三国研修「障害者支援に関するコミュニティベースのインクルーシブ開発」を、8か国を対象に2014年から3年間実施予定。

#### 4. 援助規模

TICAの2011年～2012年の実績としては、実施件数56件

注1: 東南アジア諸国連合（ASEAN）に1995年以降加盟した4か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。



(ラオス22件、ベトナム4件、カンボジア7件、ミャンマー5件、インドネシア1件、東ティモール2件、ブータン4件、セネガル2件、ブラジル2件、その他)、金額合計約3億2,846万バーツ(約8億5,000万円)となっている。

タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)の2013年10月末までの協力実績は、技術協力事業16件(ラオス9件、ベトナム2件、ミャンマー2件、カンボジア3件)、資金協力事業19件(ラオス16件、カンボジア2件<sup>注2</sup>、ミャンマー1件)、研修員受入れが165件(CLMV諸国、ブータン、スリランカを対象)、金額合計約120億9,770万バーツとなっている。

### 実施体制

タイ外務省の外局であるタイ国際開発協力機構(TICA)が技術協力を、タイ財務省財政政策局の監督下に置かれている政府系機関のタイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)が有償資金協力(一部の案件については無償も)およびこれに関連した技術協力を担当している。

#### 1. TICA

2013年時点での職員数は108名。TICAによる技術協力の内容は、研修、専門家派遣、機材供与、ボランティア

派遣等であり、前述の三角協力も担当している。このほかTICAは、ODA戦略文書の策定、技術協力実施予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。

#### 2. NEDA

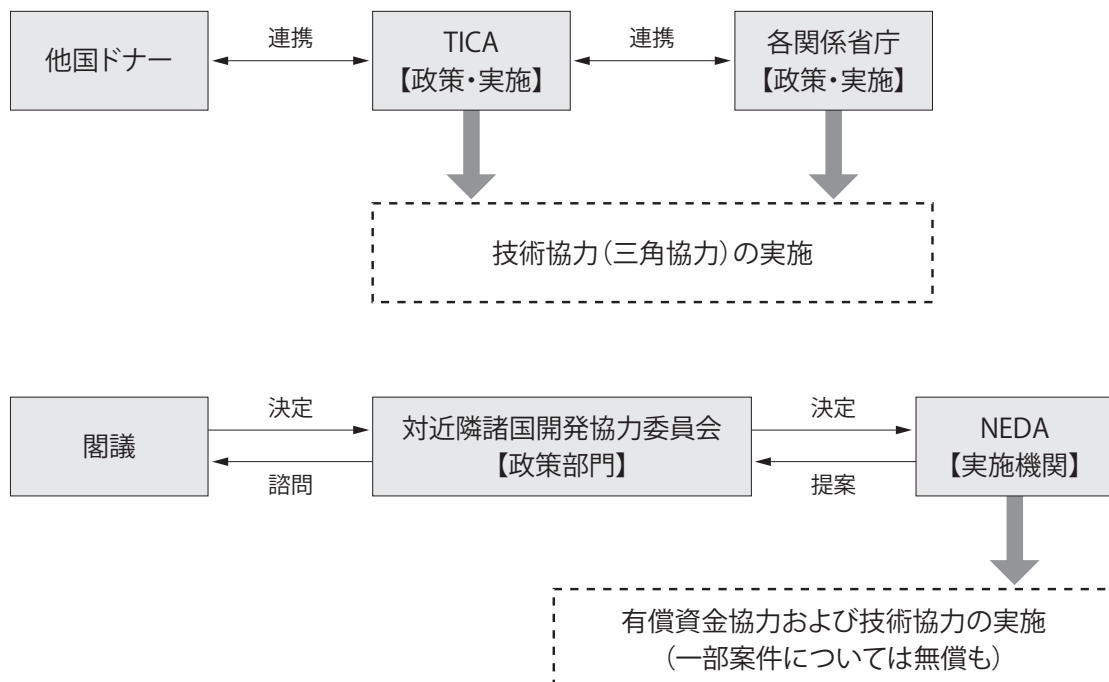
NEDAの前身は1995年にタイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金(NECF)。2005年にNEDAへと改編された。2013年時点での職員数は44名。ラオス、カンボジア、ミャンマー等の周辺国における道路等、インフラ整備のためのソフト・ローンを供与している。また、ミャンマーのダウエー経済特区開発を管理する特別目的事業体(SPV)へも出資している。

援助対象案件は、当初は首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえトップダウンで決定される形となっていたが、最近においてはNEDAが相手国側との対話を通じて案件の発掘・形成支援も行っている。案件としての採り上げに関しては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において政府方針の検討がなされた上で、最終的には閣議に諮ることとなっている。

#### ● ウェブサイト

- ・ TICA : <http://www.tica.thaigov.net/main/>
- ・ NEDA : <http://www.neda.or.th/eng/>

### 援助実施体制図



注2:カンボジア政府が借款契約調印後にキャンセルした1件を含む。

## 42 トルコ (Turkey)

### 援助政策等

#### 1. 基本政策

トルコの地域的・国際的な影響力が増す中で、ODAは積極的外交の不可欠な手段となっており、紛争や自然災害などに見舞われた国々に対する支援を増大させてきた。

冷戦後、主に中央アジア・コーカサスのトルコ語圏の国々に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラム計画を立案し、実施する機関として、1992年にトルコ国際協力調整庁 (TIKA : Turkish Cooperation and Coordination Agency) がTIKA設置法に基づき外務省の下に設置された。その後1999年に、援助能力および人的リソースを拡大するために、首相府の下へと移管された。2005年には、国際機関や援助相手国等への支援とNGO等に対する支援の調整機関としての役割も担うようになった。

TIKAは支援相手のパートナー国に対して、トルコの経験に基づく貧困削減や持続的な開発に資する事業の実施を目指している。少なくとも年に1度は開催される開発援助調整委員会において、トルコの援助政策・実施方針・戦略が政府の外交方針に沿って決定される。調整委員会はTIKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、エネルギー天然資源省、文化観光省、宗務庁、トルコ科学技術調査委員会 (TUBITAK) およびトルコ商工会議所連合会 (TOBB) の次官補級、副総裁級の代表者から構成される。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、NGO、ボランティア団体の代表者も招集される。しかし、同委員会の議事内容は対外秘で、政策・方針についての詳細は公表されていない。

#### 2. 重点地域・分野

2013年のトルコの国別の開発援助額を見ると、最も額が大きい国・地域は、シリアであり、支援額は約16.4億ドルに上る。次に、エジプト (約5.4億ドル)、キルギス (約1.3億ドル)、ソマリア (約1.2億ドル)、アフガニスタン (約0.9億ドル)、パレスチナ自治区 (約0.7億ドル)、パキスタン (約0.5億ドル) となっている。

シリアへの援助額が非常に大きくなっている理由は、2011年に始まったシリアの内戦に伴う多数のシリア避難

民<sup>(注1)</sup>がトルコ国内に流入している状況の中、トルコ政府は、シリア国境に近いトルコ南東部に避難民キャンプを設置して避難民の受入れなどの支援を実施しているためである。

また、過去において、トルコはトルコ周辺国への支援 (コーカサスおよび中央アジア、バルカンの国々) に力を入れていたが、シリアを除けば、近年は周辺国に限らず、アフリカ諸国やアフガニスタン、パキスタンなどの国々にも援助を拡大しているといえる。

#### 3. 開発援助実績

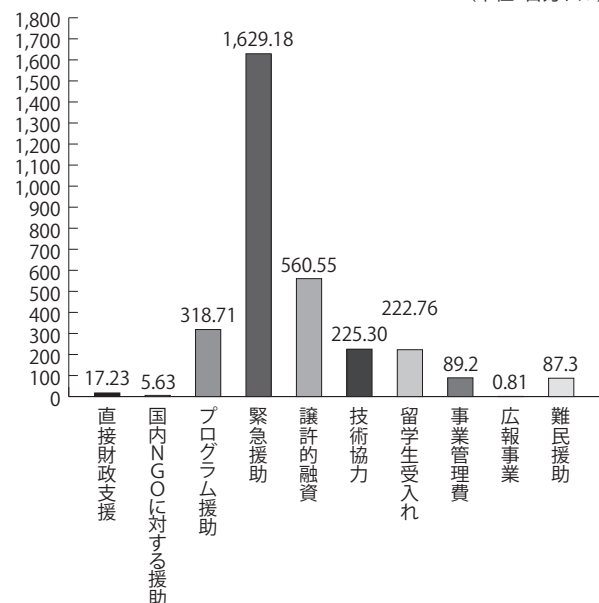
トルコの政府開発援助総額は、約32.8億ドル (2013年) であり、前年比約1.3倍増、2010年から見ると3年間で約3.4倍増と、特に近年の増加が著しい。

近年のこの増加の最も大きな要因は、緊急援助額の増加である。トルコの緊急援助は、2010年約1.5億ドル、2011年約2.6億ドル、2012年約10.4億ドル、2013年約16.3億ドルと近年大幅に増加傾向にある。この大部分は、シリア内戦に伴いトルコに流入したシリア避難民支援を実施するために充てられている。

また最近の発表では、2013年のトルコの民間資金協力は約8.2億ドル、NGOによる支援は約2.8億ドルとなっており、開発援助における民間企業やNGOの役割も小さくない。

2013年二国間援助の内訳は以下のとおり。

(単位:百万ドル)



注1: 2014年8月12日付のUNHCR発表では確認されているだけでも約82万人。

## 実施体制

### 1. 援助実施機関

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿って、TiKAや他省庁等が連携し、被援助国の開発目標やニーズに応じたプロジェクトやプログラムを実施する。開発援助の内容は幅広く、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等、多岐にわたっている。

主たる実施機関のTiKAは、中東、中央アジア、南アジア、バルカン半島、アフリカ等に35の事務所を有し、110か国で実施支援を進めるなど、社会インフラ、教育、医療、職業訓練などの分野を中心に技術協力を展開している。また、前述のとおりNGO等も開発援助の主要な役割を担っている。

### 2. 日本との関係

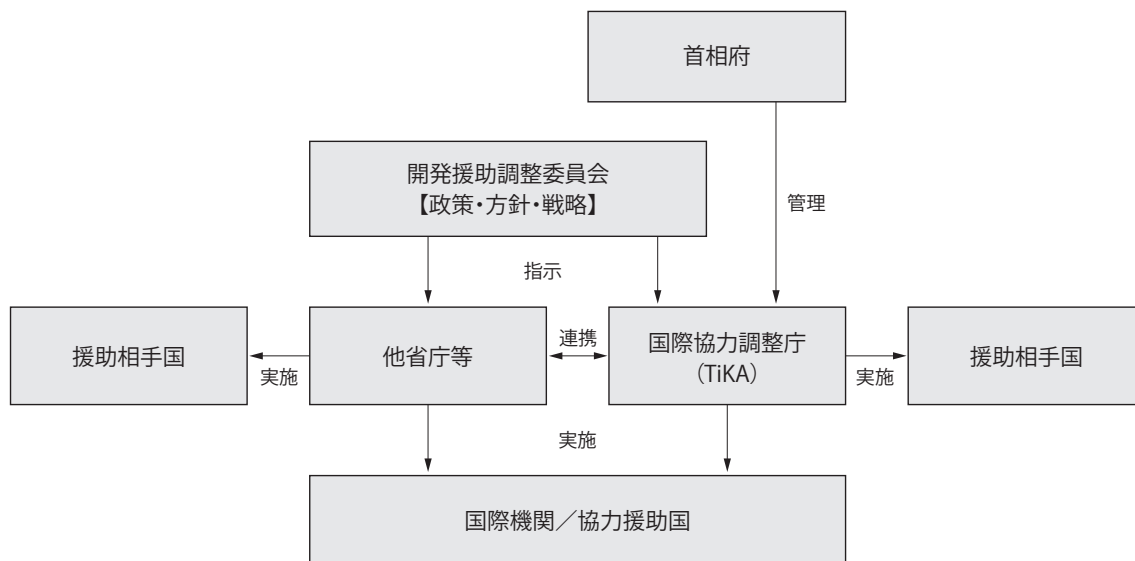
日本とトルコの関係では、JICAとTiKAが2012年1月に協

力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化していくこととなった。たとえば、「中央アジア・中東向け自動制御技術普及プロジェクト」や「アフガニスタン・中央アジア諸国向け家畜飼育技術」などはトルコの資源を活用しながら、周辺国を対象とするプロジェクトである。また2011年～2014年には、日本とNATO（北大西洋条約機構）の協力を得て、アフガニスタンの警察官計約2,000名をトルコに招致して研修を実施した。その際に、日本の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道を指導している。

#### ● ウェブサイト

- ・トルコ外務省：<http://www.mfa.gov.tr/>
- ・TiKA：<http://www.tika.gov.tr/>

## 援助実施体制図



## 43 アラブ首長国連邦(United Arab Emirates)

### 援助政策等

#### 1. 基本情報

アラブ首長国連邦 (UAE) の対外援助は、連邦政府各省庁、各首長国政府機関、首長家の個人による贈与、アブダビ開発ファンド (Abu Dhabi Fund for Development) による貸付、UAE赤新月社 (UAE Red Crescent Authority) による人道援助など、様々な主体と形式により実施されている。現在、UAEには22の政府系援助実施機関および21の非政府系援助実施機関があり、それぞれ独自に援助を実施している。

2013年3月、対外援助の一般的政策を提案することを主たる任務としてUAE国際協力開発省 (MICAD: Ministry of International Cooperation and Development) が新設された。MICADは、対外援助を直接に実施したり、上記援助実施機関の業務を統括したりする権限はないが、国際開発人道機関に関する業務、国際人道支援にかかる国内機関との調整、UAE対外支援のモニターと評価、および活動報告等の作成をその主たる業務としている。

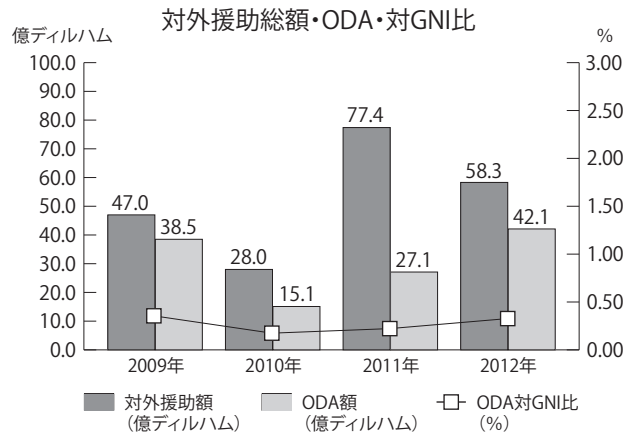
2014年7月、UAEはアラブ諸国で唯一のOECD開発委員会 (DAC) の参加国 (※) となった。

(※DAC加盟国ではないが、DAC会合への参加・発言が認められる。ただし、意思決定には参加できず、また議長・副議長等を務めることはできない。)

#### 2. 援助の概要 (国際協力開発省発行UAE対外援助報告書による)

##### (1) 援助規模

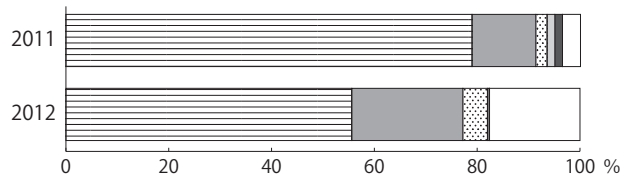
2012年のUAEの対外援助<sup>(注1)</sup>の総額は58.3億ディルハム (約15億ドル)。このうち、政府開発援助 (ODA) は42.1億ディルハム (約11億ドル) で対GNI比は、0.33% (2012年)。



##### (2) 地域的配分

2012年、UAEの対外援助は137か国向けに支出され、支出総額の5割超がアジア (中東を含む) 向けとなっている。

地域別割合の推移 (2011~2012年)



	2011	2012
アジア	79.0%	55.6%
アフリカ	12.4%	21.6%
欧州	2.2%	4.8%
大洋州	1.5%	0.3%
米州	1.5%	0.1%
グローバル	3.5%	17.6%

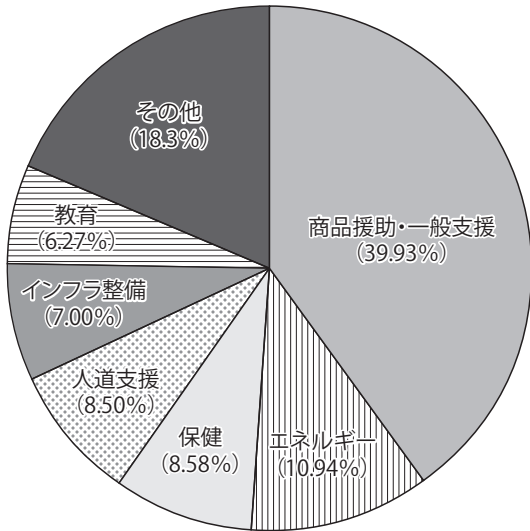
主要受取国 (2012年)	受取額 (億ディルハム)
ヨルダン	9.7
パレスチナ自治区	5.1
アフガニスタン	3.7
パキスタン	3.5
イエメン	2.1
アゼルバイジャン	2.0
エリトリア	2.0
モーリタニア	1.8
モロッコ	1.6
バーレーン	1.4

注1: UAE対外援助報告書でいう対外援助 (Foreign Assistance) は、民間資金を含むこと、貸付返済額を含まないこと、慈善としての宗教的・文化的援助を含むこと、受取国を限定しないことで政府開発援助 (ODA) とは異なるとされている。

(3) 分野別実績

2012年、UAEの対外援助の主要分野は、「商品援助・一般支援(39.93%)」、「エネルギー(10.94%)」などとなっている。

主要援助分野内訳(2012年)

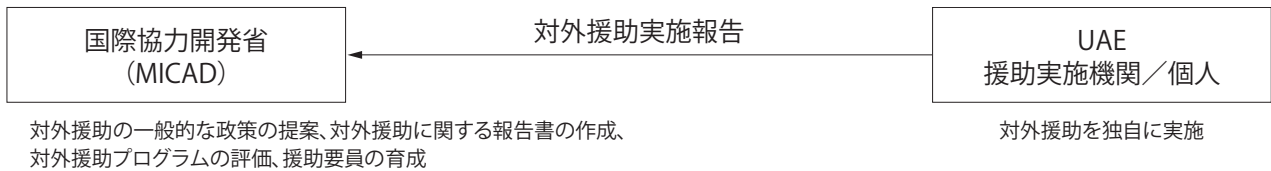


実施体制

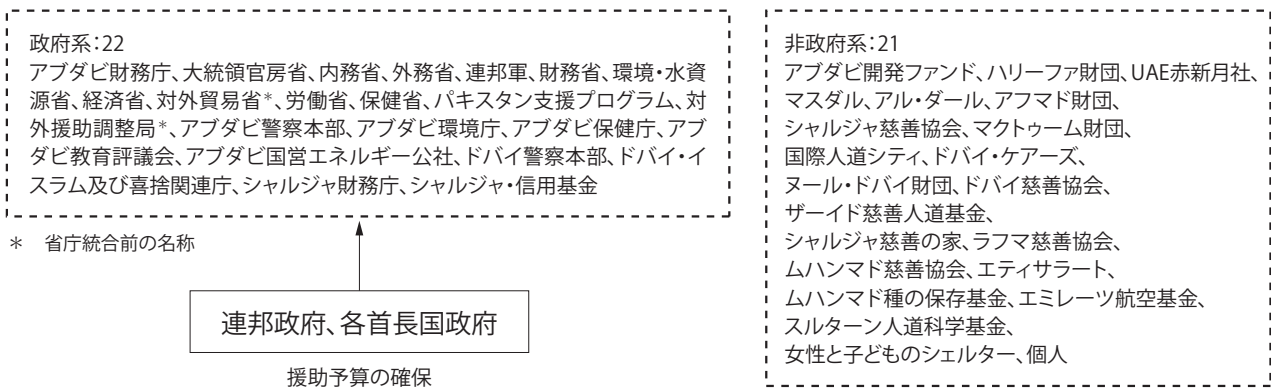
UAEの対外援助は各援助実施機関がそれぞれ独自に実施している。2013年3月に新設されたMICADは、職員数約50名で、UAEの40以上の援助機関と協力して対外援助の一般的な政策を提案することになっているが、援助を直接実施することはない。また、同省は対外援助報告書の作成、対外援助プログラムの評価、援助要員の育成を行うことを期待されている。

MICADにより発行されたUAE対外援助報告書は同省ウェブサイト上で閲覧が可能である (<http://www.micad.gov.ae>)。注2)

援助実施体制図



援助実施機関



注2:2009年度から2011年度までの対外援助報告書は、MICADの前身である対外援助調整局(Office for the Coordination of Foreign Aid:OCFA)が発行。2009年度版はUAE初の対外援助報告書。